

日米の安全保障体制にかかわる外交文書資料集

編集・解題・脚注：田中一弘（文化知普及協会理事）

序文

2023年6月 文化知普及協会

日本政府は、戦前から文書管理は杜撰でした。文書に基づく政治ではなくて空気による支配で、権力は無反省・無責任という伝統を引きずっています。戦後もこの伝統は克服されておらず、講和条約の調印に関わった吉田茂首相は、「条約などは紙切れ」と回想しています。

他方米国は伝統社会の担い手であったネイティブアメリカンの土地を略奪し、彼らには人権を保障せず、「居留地」に閉じ込めました。そして、植民者だけの国家（入植者植民地主義）を創りましたが、その制度は西谷修（『アメリカ異形の制度空間』、講談社選書メチエ、2016年、第7章、<https://bookclub.kodansha.co.jp/product?item=0000195596>）が喝破したように、土地を不動産に転化したうえで成立する人工的な制度空間でした。そして、ヨーロッパ各国からの移民によって構成された合衆国では、建国以来社会契約は文書として記録され、その文書は公文書として管理されています。米国にあっては社会契約に伝統や慣習が入り込む余地がなく、文書がすべてなのです。そして政府の秘密文書ですら30年後には公開されるという仕組みがあります。

日米関係についての文書も、米国公文書館では公開されているのに日本側はそのような努力はしていません。日米関係については、講和条約締結以降にも占領軍は撤退せず、米軍基地がおかれていくということで、多くの密約があります。日本政府は独立という建前を覆すような従属を決定している外交文書を密約とし、国民の目から隠してきたのです。

日米関係でのこの従属を強いている外交文書を、私たちは「憲法を超える法的拘束力」と位置付けました。そして、これまで日本政府によって隠されてきた日米間の外交文書をひとまとめにして資料集として公開します。その目的は、意志ある人々が、契約社会の米国に対しては、外交文書に基づいた抗いをしなければ、この従属を克服するための有効な闘いにはならないと考えるからです。

実際、日本の首相ですら外交文書が存在を知らずに米国と交渉しようとし、かえってその無責任を追及されて、余計な負担を負わされることになります。典型的な事例は、日朝友好条約を掲げた小泉首相が訪米して交渉しましたが、多分そこで吉田・アチソン交換公文について指摘され、米国から拒否されたと思われます。

日本政府が隠している以上、私たち自身で日米外交文書を理解し、そのうえで新たな形での抗いの構想をうち固め、大きな運動へとまとめ上げていくことが問われています。このような考え方にもとづいて資料集を編纂しました。

資料は年代順にまとめ、解題を付けてあります。現代日本を拘束している憲法を超える法的文書としてご理解いただき、それに対する抗いの支えになれば編者の目的は達成されたこととなります。

なお、米国はチャルマーズ・ジョンソンが『アメリカ帝国の悲劇』（村上和久訳、文藝春秋、2004年、<https://books.bunshun.jp/ud/book/num/9784163663302>）で解明したように基地帝国であり、植民地経営はしていないのですが、西側世界と第三世界に張り巡らされた米軍基地を拠点に諸国の内政に干渉しています。そして米軍基地自体の役割は、おかれている国々の政情によって様々です。

米軍基地は、国連憲章によって敗戦国規定されているドイツにもイタリアにもあります。しかしそれはいずれも国内法が適用されていて、日本のような治外法権下におかれているわけではありません。末尾にその理解のための参考資料を付けました。

参考資料：NATO軍地位協定と独の「補足協定」と伊の「了解覚書」

これは沖縄県がまとめ上げた資料ですが、日本の米軍基地との違いについて理解を深めることができます。

この資料集は膨大ですが、引き続き、入植者植民地主義であり、基地帝国である米国について、私たちが知っておくべき最低限の知識とともに、選別した資料を付けた冊子も発行予定です。ご期待ください。

目次

1. 国連憲章 前文と国際託統治制度に関する条文(1945年6月26日).....	3
2. アメリカ合衆国、中華民国及びイギリスの首脳による宣言(ポツダム宣言、口語訳、1945年7月26日).....	7
3. 国連軍と在日米軍との関係についてマッカーサーに渡したダレスのメモ(1950年6月30日).....	9
4. 国連安全保障理事会決議84(1950年).....	9
5. 1950年10月27日アメリカ国防省作成原案第2条「作戦制限」、第14条「日本軍」第3節～5節.....	10
6. 講和問題に関する吉田茂首相とダレス米首相会談、日本側記録(1951年1月29日).....	11
7. 講和問題に関する吉田茂首相とダレス米首相会談、「わが方見解」(1951年1月30日).....	12
8. 1951年2月2日の会談で先方から提出された「相互の安全保障のための日米協力協定」案第8章(日本語訳).....	14
9. 相互の安全のための日米協力協定(案)に対する意見(1951年2月2日)抄録.....	15
10. 再軍備の発足について(1951年2月3日).....	16
11. ダレス・吉田会談(1951年4月18日・23日).....	16
12. 日本国との平和条約(サンフランシスコ平和条約)1951年9月8日署名.....	20
13. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(旧日米安全保障条約、1951年9月8日).....	30
14. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン 国務長官との間に交換された公文(吉田・アチソン交換公文、1951年9月8日).....	31
15. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(日米行政協定、 1952年2月28日).....	33
16. 日米行政協定に関する交換公文(岡崎—ラスク交換公文、1952年2月28日).....	46
17. マーク・クラーク大將が本国統合参謀本部にあてた機密報告書(1952年7月26日)より	47
18. 2度目の統一指揮権密約に関するアメリカ下院外交委員会・太平洋小委員会におけるジョン・ M・アリソン駐日大使の証言(1954年2月17日、矢部宏治訳).....	48
19. 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定抄録(国連軍地位協定、1954年2月 19日)および合意議事録第1項.....	48

20. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(MSA協定、1954年3月8日)抄録	54
21. MSA協定、日米共同発表(1954年3月8日).....	59
22. 重光・ダレス会談に関する日米共同声明(1955年8月31日)抄録.....	60
23. 在日米軍基地に関する極秘報告書(1957年2月14日)抄録.....	61
24. 岸信介首相とアイゼンハワー米大統領との共同コミュニケ(1957年6月21日)抄録.....	62
25. 日米安全保障条約と国際連合憲章の関係に関する交換公文(1957年9月14日).....	63
26. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件 東京地方裁判所 昭和32年(特ワ)第367号、368号、昭和34年3月30日判決(砂川事件第一審判決「伊達判決」、1959年).....	65
27. 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約(1959年12月3日)抄録.....	70
28. 「日本との相互協力及び安全保障条約における協議の取決めの解説」第IV項(1959年6月).....	71
29. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件 最高裁判所 昭和34年(あ)第710号 昭和34年12月16日 大法廷 判決(砂川事件跳躍上告判決、1959年12月16日).....	71
30. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(新安保条約、1960年1月19日).....	75
31. 条約第六条の実施に関する交換公文(1960年1月19日)および密約.....	77
32. 吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文(1960年1月19日).....	79
33. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(日米地位協定、1961年1月19日).....	80
34. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録(地位協定合意議事録、1960年1月19日).....	95
参考資料:NATO軍地位協定と独の「補足協定」と伊の「了解覚書」.....	101
1. 北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定.....	101
2. ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の 軍隊の地位に関する協定を補足する協定(1959年8月3日にボンにて署名 1971年10月21日、1981年5月18日、1993年3月18日改正 本間 浩訳).....	112
3. ボン補足協定の署名議定書.....	156
4. 米軍によるイタリア国内の基地ないし基地施設の使用に関するイタリア共和国国防省とアメリカ合衆国国防総省との間における了解覚書(1995年2月2日).....	176

1. 国連憲章 前文と国際信託統治制度に関する条文(1945年6月26日)

出典：https://www.un.org/zh/info/un/charter/text_japanese/

解題

信託統治制度は沖縄の戦後処理の問題と大いに関係がある。講和条約の第三条との関係が問題となるのである。そこではアメリカが国連に信託統治を提案するまでは、沖縄占領・統治が認められると書かれていたからである。しかし、アメリカは信託統治制度を提案することなく、占領状態を継続していた。しかし、信託統治制度は植民地にされていた地域に関するものであり、「沖縄は植民地でも非自治地域でもないのになぜ信託統治のもとにおけるのか、ましてや『軍事的根拠地』を

設けてはいけなのではないか、という問題が焦点となった。」¹との議論が国会で展開され、大論争²になった。

結局アメリカは信託統治の提案を国連にすることなく、沖縄の占領を続けたのであった。これは国連憲章に違反する行為ではなかったか、つまり不法な占領であったのではないか、かように編者は考えている。

前文

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができ条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、

共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

第 11 章 非自治地域に関する宣言

第 73 条

人民がまだ完全には自治を行うには至っていない地域の施政を行う責任を有し、又は引き受ける国際連合加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、且つ、この地域の住民の福祉をこの憲章の確立する国際の平和及び安全の制度内で最高度まで増進する義務並びにそのために次のことを行う義務を神聖な信託として受託する。

- a. 関係人民の文化を十分に尊重して、この人民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩、公正な待遇並びに虐待からの保護を確保すること。
- b. 各地域及びその人民の特殊事情並びに人民の進歩の異なる段階に応じて、自治を発達させ、人民の政治的願望に妥当な考慮を払い、且つ、人民の自由な政治制度の斬新的発達について人民を援助すること。
- c. 国際の平和及び安全を増進すること。
- d. 本条に掲げる社会的、経済的及び科学的目的を実際に達成するために、建設的な発展措置を促進し、研究を奨励し、且つ、相互に及び適当な場合には専門国際団体と協力すること。
- e. 第 12 章及び第 13 章の適用を受ける地域を除く外、前記の加盟国がそれぞれ責任を負う地域

¹ 古関彰一・豊下櫛彦著『沖縄 憲法なき戦後』（みすず書房、2018 年）、107 頁。文化知普及協会基礎講座第三部資料「日本の安全保障と陣地戦の課題」より重引。https://www.cultural-wisdom.com/_files/ugd/ac6998_b0922dc2e11e4092ac0690c32f1e9cb1.pdf

² 詳しくは基礎講座資料を参照。

における経済的、社会的及び教育的状態に関する専門的性質の統計その他の資料を、安全保障及び憲法上の考慮から必要な制限に従うことを条件として、情報用として事務総長に定期的に送付すること。

第74条

国際連合加盟国は、また、本章の適用を受ける地域に関するその政策を、その本土に関する政策と同様に、世界の他の地域の利益及び福祉に妥当な考慮を払った上で、社会的、経済的及び商業的事項に関して善隣主義の一般原則に基かせなければならないことに同意する。

第12章 国際信託統治制度

第75条

国際連合は、その権威の下に、国際信託統治制度を設ける。この制度は、今後の個々の協定によってこの制度の下におかれる地域の施政及び監督を目的とする。この地域は、以下信託統治地域という。

第76条

信託統治制度の基本目的は、この憲章の第1条に掲げる国際連合の目的に従って、次のとおりとする。

- a. 国際の平和及び安全を増進すること。
- b. 信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩を促進すること。各地域及びその人民の特殊事情並びに関係人民が自由に表明する願望に適合するように、且つ、各信託統治協定の条項が規定するところに従って、自治又は独立に向っての住民の漸進的発達を促進すること。
- c. 人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように奨励し、且つ、世界の人民の相互依存の認識を助長すること。
- d. 前記の目的の達成を妨げることなく、且つ、第80条の規定を留保して、すべての国際連合加盟国及びその国民のために社会的、経済的及び商業的事項について平等の待遇を確保し、また、その国民のために司法上で平等の待遇を確保すること。

第77条

1. 信託統治制度は、次の種類の地域で信託統治協定によってこの制度の下におかれるものに適用する。
 - a. 現に委任統治の下にある地域
 - b. 第二次世界大戦の結果として敵国から分離される地域
 - c. 施政について責任を負う国によって自発的にこの制度の下におかれる地域
2. 前記の種類のうちのいずれの地域がいかなる条件で信託統治制度の下におかれるかについては、今後の協定で定める。

第78条

国際連合加盟国の間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となった地域には適用しない。

第79条

信託統治制度の下におかれる各地域に関する信託統治の条項は、いかなる変更又は改正も含めて、直接関係国によって協定され、且つ、第83条及び第85条に規定するところに従って承認されなけ

ればならない。この直接関係国は、国際連合加盟国の委任統治の下にある地域の場合には、受任国を含む。

第80条

1. 第77条、第79条及び第81条に基いて締結され、各地域を信託統治制度の下におく個々の信託統治協定において協定されるところを除き、また、このような協定が締結される時まで、本章の規定は、いずれの国又はいずれの人民のいかなる権利をも、また、国際連合加盟国がそれぞれ当事国となっている現存の国際文書の条項をも、直接又は間接にどのようなにも変更するものと解釈してはならない。
2. 本条1は、第77条に規定するところに従って委任統治地域及びその他の地域を信託統治制度の下におくための協定の交渉及び締結の遅滞又は延期に対して、根拠を与えるものと解釈してはならない。

第81条

信託統治協定は、各場合において、信託統治地域の施政を行うについての条件を含み、且つ、信託統治地域の施政を行う当局を指定しなければならない。この当局は、以下施政権者といい、1若しくは2以上の国又はこの機構自身であることができる。

第82条

いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信託統治地域の一部又は全部を含む1又は2以上の戦略地区を指定することができる。但し、第43条に基いて締結される特別協定を害してはならない。

第83条

1. 戦略地区に関する国際連合のすべての任務は、信託統治協定の条項及びその変更又は改正の承認を含めて、安全保障理事会が行う。
2. 第76条に掲げる基本目的は、各戦略地区の人民に適用する。
3. 安全保障理事会は、国際連合の信託統治制度に基く任務で戦略地区の政治的、経済的、社会的及び教育的事項に関するものを遂行するために、信託統治理事会の援助を利用する。但し、信託統治協定の規定には従うものとし、また、安全保障の考慮が妨げられてはならない。

第84条

信託統治地域が国際の平和及び安全の維持についてその役割を果たすようにすることは、施政権者の義務である。このため、施政権者は、この点に関して安全保障理事会に対して負う義務を履行するに当って、また、地方的防衛並びに信託統治地域における法律及び秩序の維持のために、信託統治地域の義勇軍、便益及び援助を利用することができる。

第85条

1. 戦略地区として指定されないすべての地区に関する信託統治協定についての国際連合の任務は、この協定の条項及びその変更又は改正の承認を含めて、総会が行う。
2. 総会の権威の下に行動する信託統治理事会は、前記の任務の遂行について総会を援助する。

第13章 信託統治理事会

【構成】

第86条

1. 信託統治理事会は、次の国際連合加盟国で構成する。
 - a. 信託統治地域の施政を行う加盟国

- b. 第 23 条に名を掲げる加盟国で信託統治地域の施政を行っていないもの
 - c. 総会によって 3 年の任期で選挙されるその他の加盟国。その数は、信託統治理事会の理事国の総数を、信託統治地域の施政を行う国際連合加盟国とこれを行っていないものとの間に均分するのに必要な数とする。
2. 信託統治理事会の各理事国は、理事会で自国を代表する特別の資格を有する者 1 人を指名しなければならない。

【任務及び権限】

第 87 条

総会及び、その権威の下に、信託統治理事会は、その任務の遂行に当って次のことを行うことができる。

- a. 施政権者の提出する報告を審議すること。
- b. 請願を受理し、且つ、施政権者と協議してこれを審査すること。
- c. 施政権者と協定する時期に、それぞれの信託統治地域の定期視察を行わせること。
- d. 信託統治協定の条項に従って、前記の行動その他の行動をとること。

第 88 条

信託統治理事会は、各信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩に関する質問書を作成しなければならない。また、総会の権限内にある各信託統治地域の施政権者は、この質問書に基いて、総会に年次報告を提出しなければならない。

【表決】

第 89 条

- 1. 信託統治理事会の各理事国は、1 個の投票権を有する。
- 2. 信託統治理事会の決定は、出席し且つ投票する理事国の過半数によって行われる。

【手続】

第 90 条

- 1. 信託統治理事会は、議長を選定する方法を含むその手続規則を採択する。
- 2. 信託統治理事会は、その規則に従って必要があるときに会合する。この規則は、理事国の過半数の要請による会議招集の規定を含まなければならない。

第 91 条

信託統治理事会は、適当な場合には、経済社会理事会及び専門機関がそれぞれ関係している事項について、両者の援助を利用する。

2. アメリカ合衆国、中華民国及びイギリスの首脳による宣言(ポツダム宣言、口語訳、1945年 7 月26日)

出典：

<https://ja.wikisource.org/wiki/%E3%83%9D%E3%83%84%E3%83%80%E3%83%A0%E5%AE%A3%E8%A8%80>

解題

日本語原文は文語体で書かれている。そのままでは読みにくいので、上記リンクの現代語訳をこの資料集では掲載する。

この宣言では、連合国による占領は「新秩序が建設され」るまでとされていた。素直に読めば、憲法が改正された時点で占領は終結すべきだということではないだろうか。遅くとも講和条約の成

立とともに終結するべきであった。占領状態を保証した安保条約はポツダム宣言に違反していたのではないか。

一 我ら合衆国大統領、中華民国政府主席及びイギリス国総理大臣は、我らの数億の国民を代表して協議の上、日本国に対し、現在の戦争を終結する機会を与えることで意見が一致した。

二 合衆国、イギリス帝国及び中華民国の巨大な陸海空軍は、西方の自国の陸空軍による数倍の増強を受け、日本国に対し、最終攻撃を実行する態勢を整えた。この軍事力は、日本国が抵抗を停止するに至るまで、対日戦争を遂行する全ての連合国の決意により支持され、かつ触発されているものである。

三 日本国国民の極めて如実な先例として、世界の自由な人民の力の決起に対するドイツ国の無益かつ無意義な抵抗の結果がある。人民の力がナチスの抵抗に対し適用されたときは、必然的に全ドイツ国人民の土地、産業及び生活様式に荒廃を齎したが、現在、日本国に対し集結しつつある力は、それとは比較できないほど強大である。我らは最高度の軍事力を行使することを議決しているため、日本国軍隊が完全に壊滅することは不可避であり、かつ、当然に日本国本土は完全に破壊され得るということは、理解できるようになるであろう。

四 日本国にとっては、聡明性を欠く推定により日本帝国を消滅の域に陥れた身勝手に軍国主義的な助言者らに統制され続けるか、それとも理性による道を歩むかを決定すべき時期となった。

五 我らの条件は次のとおりである。我らは、この条件を逸脱することはない。これに代る条件は存在しない。我らは、遅延を認めない。

六 我らは、無責任な軍国主義が世界より駆逐されるのでなければ、平和、安全及び司法の新秩序が生じ得ないことを主張しているから、日本国国民を欺瞞して道を誤らせ、世界征服に乗り出させた者の権力及び勢力は、完全に除去されなければならない。

七 我らがここに指示する基本的目的の達成を確保するため、新秩序が建設され、かつ、日本国の戦争遂行能力が破碎されたことについて確証を持つことができるまでは、連合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は、占領されなければならない。

八 カイロ宣言の条項が履行されなければならない、また、日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国、並びに我らの決定する諸小島に限定されなければならない。

九 日本国軍隊は武装を完全に解除された後、各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的な生活を営む機会を得ることができなければならない。

十 我らは日本人民族を奴隷化したり、国家を滅亡させる意図は有さないが、我らの俘虜を虐待する者を含む一切の戦争犯罪人は、厳格な司法手続に附されなければならない。日本国政府は、日本国国民の間における民主主義指向の再生及び強化に対する一切の障害を除去しなければならない。言論、宗教及び思想の自由、並びに基本的人権の尊重は確立されなければならない。

十一 日本国は、その産業の維持を許され、公正な現物賠償の要求を受けなければならない。ただし、日本国をして戦争のために再軍備を行うことを可能とするような産業は、この限りでない。この目的のため、支配とは異なる形で原材料の入手を許されなければならない。将来的には日本国は、世界貿易関係への参加を許されなければならない。

十二 これらの目的が達成され、かつ、日本国国民の自由意思に基づき、平和指向を持ち、かつ責任ある政府が樹立された場合は、連合国の占領軍は、直ちに日本国から撤収しなければならない。

十三 我らは、日本国政府に対し、直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、かつ、この行動における同政府の信頼性に関し、適切かつ十分な保障を提供するよう要求する。日本国に採り得る対策は、これ以外の場合には、迅速かつ完全な破壊となる。

ポツダムにて、1945 年 7 月 26 日

ハリー・トルーマン

ウィンストン・チャーチル

(ハリー・トルーマン署名)

中華民国政府主席

3. 国連軍と在日米軍との関係についてマッカーサーに渡したダレスのメモ(1950年6月30日)

出典：矢部宏治『日本はなぜ「戦争ができる国」になったのか』（集英社インターナショナル、2016 年）166 頁。

解題

矢部によると、1950 年 6 月 24 日にダレスはマッカーサーと会見し、以下の内容のメモを渡したと、6 月 30 日付のメモに記している。ここで展開されているロジックは、在日米軍と日本国憲法 9 条における戦力放棄との間の矛盾を解決する手段を提供しようとするものであった。言い換えるならば、講和条約を締結後、占領を終結すべきところを、米軍がなお日本に駐留するという矛盾を解決する方法でもあった³。

本来の国際法の流れでは、

1. 日本が平和条約をむすぶ。
2. 次に日本が国連に参加する。
3. その時国連が完全に機能していれば、国連憲章第 43 条がさだめるとおり、日本は国連安保理と「特別協定」をむすんで、事実上の「便益」を安保理に提供することが可能になります。
4. ところが現在、43 条でさだめられた「特別協定」は実現しておりません。その場合、わが国をふくむ安保理常任理事国・五ヵ国には、国連憲章 106 条によって、「特別協定が効力を生じるまでのあいだ」にかぎり、「国際平和と安全のために必要な行動」を国連に代わってとることが認められております。

そこで提案なのですが、日本は自国の国連加盟が実現し、くわえて 43 条の効力が発生するまでのあいだ、ポツダム宣言署名国〔＝連合国〕を代表するアメリカとのあいだに、「特別協定」に相当する協定をむすび、アメリカに軍事基地を提供する。国連軍構想が実際に動きだせば、それらの基地は国連軍による基地となる。そういう考え方でいかがでしょうか。

4. 国連安全保障理事会決議 84(1950年)

1950 年 7 月 7 日に開催された安全保障理事会第 476 回会合において賛成 7、反対なし、棄権 3（エジプト、インド、ユーゴスラビア）で採択された。拒否権を持つソ連は欠席した。

出典：

<https://ja.wikisource.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88%E5%AE>

³ 矢部前掲書、160～168 頁参照。

[%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E7%90%86%E4%BA%8B%E4%BC%9A%E6%B1%BA%E8%AD%B084](#)

解題

朝鮮国連軍＝米軍という法的規定を与えた決議。この決議は朝鮮戦争が平和条約の締結をもって集結しない限り有効であり、米軍が極東地域で駐屯することの一つの根拠となっている。アメリカが朝鮮戦争を休戦状態においたままなのは、このことが原因の一つではないだろうか。

安全保障理事会は、

北朝鮮からの軍による大韓民国に対する武力攻撃は平和の侵害を構成すると認定し、国際連合加盟国が武力攻撃の撃退し、地域の国際平和と安全を回復するために必要と思われる援助を大韓民国に対して提供することを勧告した。

1. 国際連合の政府や人々が、大韓民国を武力攻撃から防衛する支援のための、また地域の平和と安全を回復するための、1950年6月25日並びに27日の決議82(1950)並びに決議83(1950)に与えた迅速で強力な支援を歓迎する。
2. 国際連合加盟国が、大韓民国に対する支援の提供を国際連合へ伝えたことに留意する。
3. 前述の決議に従い武力及びその他支援の提供する全ての加盟国は、そのような武力及びその他支援をアメリカ合衆国指揮下の統一部隊へ供することを勧告する。
4. 合衆国に対して、その軍の司令官の指名を要請する。
5. 統一部隊がその裁量により北朝鮮軍に対する作戦の過程において各国の旗とともに国際連合の旗を使用することを許可する。
6. 統一部隊の下で取られた行動の経過は、安全保障理事会へ適宜報告することを合衆国へ要請する。

5. 1950年10月27日アメリカ国防省作成原案第2条「作戦権限」、第14条「日本軍」第3節～5節

出典：矢部前掲書、132頁、126～127頁。矢部訳

解題

恐らくいちばん最初の旧安保条約案の文章。米軍の手になるものであることに注目してほしい。日米安保体制は、アメリカ側では軍（国防省）と文官（国務省）との綱引きによって構築されていたが、主導権を握っていたのは軍部だったことを示している。この原案をもとにこの文章を読んで「なによりのおどろきは、いままさに日本の自衛隊は、66年前にアメリカの軍部が書いた、この旧安保条約の原案のとおりになりつつあるということなのです！」

（同上書、127～128頁）

第2条「作戦権限」（矢部によるまとめ）

- ①日本全土が、米軍の防衛作戦のための潜在的基地としてみなされる。〔全土基地方式〕
- ②米軍司令官は、日本政府への通告後、軍の戦略的配備をおこなう無制限の権限をもつ。〔日本の国土の完全自由使用〕
- ③軍の配備における根本的で重大な変更〔＝核兵器の地上への配備など〕は、日本政府との協議なしにはおこなわないが、戦争の危険がある場合はその例外とする。〔事前協議制度の設定と緊急時の完全自由行動〕

第14条「日本軍」3～5項

この協定〔＝旧安保条約〕が有効な間は、日本政府は陸軍・海軍・空軍は創設しない。ただし、それらの軍隊の兵力、形態、構成、軍備、その他組織的な特質に関して、アメリカ政府の助言と同意がともなった場合、さらには日本政府との協議にもとづくアメリカ政府の決定に完全に従属する軍隊の創設計画の場合は例外とする。

戦争または差しせまった戦争の脅威が生じたと米軍司令部が判断したときは、すべての日本の軍隊は、沿岸警備隊をふくめて、アメリカ政府によって任命された最高司令官の統一指揮権のもとにおかれる。

日本軍が創設された場合、沿岸警備隊をふくむそのすべての組織は、日本国外で戦闘行動をおこなうことはできない。ただし、前記の〔アメリカ政府が任命した〕最高司令官の指揮による場合はその例外とする。

6. 講和問題に関する吉田茂首相とダレス米首相会談、日本側記録(1951年1月29日)

出典：データベース「世界と日本」<https://worldjpn.net/>

解題

ダレスとマッカーサーの微妙な関係をうかがわせる記録である。この後、マッカーサーは右旋回し、日本の再軍備に同意するようになる。ダレスが勝利したのである。その経緯については、矢部前掲書で詳しく報告されているので、参照されたい。

一月二十九日午後四時三井本館で総理とダレス大使と会談せらる。会談の内容左のとおり（総理より伺ったところをメモにしたもの）

ダレス大使いうには、三年前条約ができれば、日本にとって今日とはよほど悪条件のものができたらう。今日われわれは勝者の敗者に対する平和条約を作ろうとしているのではない。友邦として条約を考えている。

総理より、講和問題について自分の考えているところは昨年五月申したところと、今も変りない。日本は、アムール・プロプル（自尊心）を傷つけられずして承諾できるような条約を作ってもらいたい。平和条約によって独立を回復したい。日本の民主化を確立したい。セルフ・サポートの国になりたい。かようになった上で日本は自由世界の強化に協力したいのであり、また日本にとって一番大事な点である日米間の強固な交友関係の確立も可能になると思う。要するに、日本が自由世界の強化に寄与できる国となり、日米間に強固な友好関係を打ちたて得るような平和条約を締結したい。

占領中に日本が要請されて実施した各般の改革の如きも随分日本の実情を無視し、また、日本の自立を阻害しているものがある。（民法における家族制度の廃止の如き、事業者団体の活動や労働関係の法制の如き）。これらは占領軍が日本にいる間に占領軍の手で実情に即するよう改廃されることを希望するの、上述のふたつの目的にでるものである。この要請をマ元帥にだして措置してもらうつもりである。

との趣旨を答えたるに、ダレス大使は

それはそうであろうが、日本は独立回復ばかりを口にする。独立を回復して自由世界の一員となろうとする以上、日本は、自由世界の強化にいかなる貢献をなそうとするのか、今米国は世界の自

由のために戦っている。自由世界の一員たるべき日本は、この戦いにいかなる貢献をなさんとするか。

と反問す。

いかなる貢献をなすかといわれるが、日本に再軍備の意ありやを知られたいのであろう。今日の日本はまず独立を回復したい一心であって、どんな協力をいたすかの質問は過早である。自主独立の国になれるかどうか、今、問題であって、それが実現をみた後で、初めて日本がどんな寄与をなせるか、なす心算であるかが答えられるのである。再軍備は日本の自主経済を不能にする。対外的にも、日本の再侵略に対する危惧がある。内部的にも軍閥再現の可能性が残っている。再軍備は問題である。二つの世界が対立抗争しておる世界において、米国は日本を広い意味で米国圏内のうちにインコーポレートしてもらいたい。と答え、ダレス大使甚だ不興な気色を示す。マ元帥にふたりで挨拶にゆく時間となって、総司令部に行く。総理よりマ元帥に対し、

今、ダレス大使は甚だ困った質問をして予を苦しめておる。自主独立を実現するため平和条約を希望する日本に、いかなる寄与を自由世界に対し日本はなすつもりやと責められる。

といえるに、マ元帥は微笑して、ダレス大使を顧み、

自由世界が今日、日本に求むるものは、軍事力であってはならない。そういうことは実際できない。日本は軍事生産力を有する。労働力を有する。これに資材を供給してフルにこの生産力を活用し、これを自由世界の力の増強に活用すべきである。

と大いにダレス大使説得につとめ

これから会談中意見対立して困難な場面に立ちいたる場合には、いつも仲介役をつとむべし。総理の考えはよく承知しおれり。

という。

なお三井本館での会談の際、総理よりダレス大使に、

先日受け取りし議題のうちには、技術的な事項も相当あり。これらは既に多少研究もいたしたり。わが方の見解を書き物にまとめて、明三十日午後六時のお手許に届くべし。

(なお、この書き物は、その前にマ元帥にとどける必要あり)

また、国会開会の折にてもあり自分によんどころなき支障あるときは井口次官において代理としてお話しすることとすべし。

ということに打ち合わせおきたり。

(以上)

7. 講和問題に関する吉田茂首相とダレス米首相会談、「わが方見解」(1951年1月30日)

出典：細谷千博、石井修、有賀貞、佐々木卓也 編『日米関係資料集 1945-97』(東京大学出版会、1999年) 88頁

解題

「日本政府の講和条約全般に関する事実上の公式見解をはじめアメリカ政府に伝達したもので、吉田が来日中のダレス大統領特使に手交。領土、安全保障、再軍備、人権、文化関係、国際福祉から構成。とくに交渉の焦点となった最初の3項目のうち、先ず領土では、琉球と小笠原諸島に対する日本の主権を承認すること、安全保障では日米安全保障の協力を希望すること、再軍備については警察・海上保安の強化を除いて不可能であること、という内容であった。この覚書に対して

ダレスは、領土問題に関する吉田の要望にとくに反応を示さず、日本側を落胆させ、また再軍備については、これをあくまでも要求する姿勢を崩さなかった。」⁴

注。以下に私見を開陳する。エス・ワイ

提案議題

一、領土

一、琉球及び小笠原諸島は、合衆国を施政権者とする国際連合の信託統治の下におかれることが、七原則の第三で提案されている。日本は、米国の軍事上の要求についていかようにでも応じ、バーミューダ方式による租借をも辞さない用意がある。われわれは、日米両国間の永遠の友好関係のため、この提案を再考されんことを切に望みたい。

二、信託統治がどうしても必要であるならば、われわれは、次の点を考慮されるようお願いしたい。

- (a) 信託統治の必要が解消した暁には、これらの諸島を日本に返還されるよう希望する。
- (b) 住民は、日本の国籍を保有することを許される。
- (c) 日本は、合衆国と並んで共同施政権者にされる。
- (d) 小笠原諸島及び硫黄島の住民であって、戦争中日本の官憲により又は終戦後米国の官憲によって日本本土に引揚げさせられたもの約八千名は各原島へ復帰することを許される。

二、安全保障

安全保障に関する日本政府の見解は、次のとおりである。

一、日本、国内の安全を自力で確保する。

二、対外的安全保障に関しては、適当な方法によって、国際連合、とくに合衆国の協力を希望する。

三、このための取極は、平等の協同者としての日米両国間における相互の安全保障のための協力を規定するものとして、平和条約とは別個に作成されるべきである。

三、再軍備

一、当面の問題として、再軍備は、日本にとって不可能である。

- (a) 再軍備を唱道する日本人はいる。しかし、その議論は、問題を徹底的に究明した上でのものとは思われないし、また、必ずしも大衆の感情を代表するものでもない。
- (b) 日本は、近代的軍備に必要な基礎資源を欠いている。再軍備の負担が加えられたならば、わが国民経済は立ちどころに崩壊し、民生は貧^{マツ}究化し、共産陣営が正しく待ち望んでいる社会不安が醸成されよう。安全保障のための再軍備は、実は逆に、国の安全を内部から危殆におとし入れよう。今日、日本の安全は、軍備よりも民生の安定にかかることはるかに大である。
- (c) わが近隣諸国が日本からの侵略の再現を恐れていることは、厳たる事実である。国内的には、旧軍国主義の再現の可能性に対して警戒する理由がある。さしあたって、われわれは、国の安全維持を再軍備以外の方途に求めなければならない。

⁴ 前掲『日米関係資料集 1945-97』、88 頁。

二、今日、国際の平和は、国内の治安と直接に結ばれている。この意味において、われわれは、国内の治安を維持しなければならず、そのためには、われわれは独力で完全な責任をとる決心をしている。これがため、わが警察及び海上保安の人員を直ちに増加し、また、その装備を強化する必要がある。

三、われわれは、その中であって積極的な役割を演ずることを熱望している自由世界の共同の防衛に対する日本の特定の貢献の問題について協議することを希望する。

四、人権等

一、日本は、世界人権宣言に全面的に賛成する。この宣言に掲げられた諸原則は、わが新憲法に完全に取り入れられている。日本がこの事項について宣言をする必要があると考えられるならば、われわれとしては異存はない。

二、占領下に樹立された諸法令及び諸制度をそのまま恒久下することを意図するような規定を平和条約に設けることは、避けられたい。

連合国は、もっぱら占領管理の目的のためにのみ執られた諸措置又は日本の実情にそぐわなくなった諸措置の廃止又は修正について、占領の終了前に考慮されたい。こうすることが、占領管理から平常の統治への移行を円滑ならしめ、また、日米間の友好関係の増進に資するゆえんであろう。

五、文化関係

われわれは、国際の文化の交流に積極的に参加することを許されるよう熱望する。日米間の文化の連帯の緊密化は、日米の親善関係に関する根本問題である。われわれは、両国間の文化的協力を増進するようあらゆる措置を執りたい。

六、国際福祉

日本は、従来から当時国であるこの分野のすべての戦前の国際協定を忠実に遵守する。われわれは、また、戦争中及び戦後締結された他の協定、たとえば、世界保健機関憲章、国際衛生条約等に加入する用意がある。

8. 1951年2月2日の会談で先方から提出された「相互の安全保障のための日米協力協定」案第8章(日本語訳)

出典：吉田真吾「歪な制度化：安保条約・行政協定交渉における日米同盟、1951－52年」(『近畿大学法学』第65巻第2号、2017年)

解題

国防省作成原案をもとにアメリカが作成し、日本側に最初に提示した旧安保条約の原案の1項目。1951年1月26日から2月9日にかけて行われた講和条約についての日米第1次交渉においてアメリカ側が提案してきたものだった⁵。この条文は日本側に大きなショックを与えた。「日本の軍隊」という語句で、日本の再軍備の要求がなされていたからである。この条項は、旧安保条約では日本側の必死の努力により削除された(次項を参照のこと)が、アメリカからの圧力はとても強く、結局次項で紹介する「再軍備について」という覚書を日本政府は出さざるをえなくなり、吉田茂の口頭密約へとつながっていく。なお、この案の原文(英文)の全体は、外務省HP内「日本外交文書デジタルコレクション 平和条約締結に関する調書 第2冊 付録1～30」⁶の付録17、165頁～で読むことができる。

⁵ 矢部前掲書、96頁。

⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/pdfs/heiwa_jouyaku2_05.pdf

第8章 集団的自衛権

(1) 日本政府による軍隊のいかなる創設も、日本国地域の平和と安全を守るという目的で行われ、固有の個別的あるいは集団的自衛権を謳った第51条を含む国際連合憲章と一致していなければならない。

(2) 日本国地域内で、敵対行為又は敵対行為の緊迫した危険が生じたときは、日本国地域にある全合衆国軍隊、警察予備隊及び軍事的能力を有する他のすべての日本国の組織は、日本国政府と協議の上合衆国政府によって指名される最高司令官の統一的指揮下におかれる。

9. 相互の安全のための日米協力協定(案)に対する意見(1951年2月2日)抄録

出典：外務省HP内「日本外交文書デジタルコレクション 平和条約締結に関する調書 第2冊 付録21」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/pdfs/heiwajouyaku2_05.pdf

解題

この文書からわかることは、日本政府がいかに国民に対する印象操作に気を配るとともに、実態を隠ぺいする秘密主義を貫いていたか、ということではないだろうか。同時に、最終項6から伺われるのは、日米の対等性の追求は本音でもあったということだ。しかし、実際にはアメリカとの力関係から対米従属へと引きずりこまれざるをえなかった、ということだろう。

1. この協定は早急に締結しなければならない。日本が軍備をもち、また、好戦者となることを予想する規定は、対外的に問題であり、とくに国内的に重大かつ複雑な問題を惹起して協定の早急締結を阻害する。かような条項は協定から削除するのが賢明である。しかしこれは、日本が軍備をもち、また、好戦者となることを拒否することを意味するものではない。

この見地から、第8章は削除する。

2. 平和条約の締結による占領終了から日本国民は物心両面におけるある程度の負担の軽減を予期している。現存自体が平和条約締結後もそのまま受けつがれて永続するという印象を与えることがないようにしなければならない。

(イ) 日本が米国に供与する権利、特権、権威、便宜等を詳細に羅列しないこと。

(ロ) 駐屯軍が使用することのできる施設や地域を駐屯の目的に必要なものに限ること。なるべく両国の合意によって定るようにすること。

(ハ) 「防衛地域」の用語は、従来あった要塞地帯のような広汎な地域をさすような印象を与える。これは合衆国の意図ではないと思われるから、この用語を避けること。

3. 協定の内容は、両国の合意に基づくという原則を貫きたい。[3の以下の部分、省略]

4. 前文(3)によると、平和条約に米国軍隊が日本に駐屯することを明記する考案であると了解する。こうなると米国の日本駐屯は平和条約による駐兵ということになる。平和条約後における米国の日本駐兵が100パーセント日米両国の平等の立場にたつての合意の基くということにならない。

これは日本国民のアムール・プロプル⁷に反する。[4の以下の部分、省略]

[中略]

⁷ 「自己愛」や「自尊心」を意味するフランス語。

6. 日本側の構想にあり、また、協定の第7章に取り入れられている共同委員会を大いに活用したい。すなわち、同委員会に日米の相互安全のための措置について徹底的に研究して計画をたてさせると共に駐屯軍の場所、施設、経費、ステータスについても考究させることとする。こうすることによって、数他の条項…は協定から除去し、協定自体をスッキリしたものとなしたい。さすれば、協定は日本国民にとって甚だうけいられやすくなるであろう。

前記の再軍備の計画や非常事態又は戦時において両国によつてとらるべき措置は、共同委員会によつて詳細作成されて機密としておかるべきである。こうすることが、政治的に賢明であると共に協定案より更に徹底した了解を両国間に用意しておくことができ、必要事態が起こった場合に、対処しやすいであろう。

10. 再軍備の発足について(1951年2月3日)

出典：矢部前掲書 104～105 頁。

解題

アメリカからの本格的な再軍備の要求に押されて日本政府が提出した覚書。保安隊および国家保安省の設置を骨子としている。「吉田は再軍備の約束に関する機密保持に配慮し、条約その他で日本の再軍備明言を避けることでアメリカ側より了承をとりつけた。」⁸矢部が指摘しているように、表面上に現れない密約が日本の対米従属を決定づけているのである。なお、原文は『日米関係資料集 1945－97』、89 頁や先に挙げたデジタルコレクションの付録 22 (182 頁) で読むことができる。

平和条約および日米安全保障協力協定〔＝旧安保条約〕の効力発生と同時に、日本は再軍備プログラムを発足させる必要がある。以下が日本政府の考えるそのプログラムの要点である。

(a) 海上と陸上をふくめてあらたに5万人の保安隊をもうける。この5万人は、警察予備隊や海上保安隊とは別のカテゴリーとして、特別な訓練をうけるとともに、装備においても両者より強力なものとして、計画中の国家保安省に所属させる。この5万人をもって、日本に再建される民主的軍隊の発足とする。

(b) 国家保安省内に「安全保障企画本部」という名の機関を設置し、アメリカとイギリスの軍事問題に詳しい専門家を配属する。同本部は日米安全保障協力協定〔＝旧安保条約〕のもとで設立される共同委員会〔＝日米合同委員会〕の活動に参加すると共に、将来の日本の民主的軍隊の参謀本部の中核となる。日本政府は〔この問題につき〕アメリカの軍事専門家〔軍人〕のアドバイスを求める予定である。

11. ダレス・吉田会談(1951年4月18日・23日)

出典：『日米関係資料集 1945－97』（細谷千博、有賀貞、石井修、佐々木卓也編、東京大学出版会、1999年）

解題

「ダレス三度目の来日は、マッカーサー罷免に衝撃を受けた日本政府に対してアメリカ政府の対日講和政策が不変であることを保証する」⁹ものであった。日本側が占領政策に対する異論を述べた

⁸ 細谷ほか編『日米関係資料集 1945－97』89 頁。

⁹ 前掲書、99 頁。

こと、また、行政協定は非公表にすることなどが述べられている。後者から伺われるのは、行政協定が国民感情を刺激する対米従属方針であることを、日本政府もよく理解していたことである。この間の日本政府がいかに重大な論点を秘置しがっていたかが理解されよう。

.....

三 リッジウェイ、ダレス、総理会談

.....

そして、十八日午前十一時から正午まで、総司令部において、リッジウェイ、ダレス、総理の三者会談が、行われた。会談の要旨は、次のとおりである。

まずダレスより平和条約に関する米国政府の政策は、マ元帥の解任により何等の変更なく、また、平和条約の内容も前回訪日の際日本側に示した大綱に変更はない。あるいは、他の連合国に対して若干の譲歩を余儀なくされるかも知れないが、大した変化はない故安心ありたいと述べ、

続いて、前回の訪日後日本において何等かの新事態の発生はなかつたかと問い、総理から、

仮りに変化があるとすれば、なるべくすみやかに多数の国との間に平和を締結すべきであるとの自覚が国民一般に浸透してきたこと、すなわち、政府の対外政策のいよいよ国民一般の支持を勝ち得て、今や全面講和や永世中立の実現の困難なことがよく理解されてきたことであると答え、

占領改革に関し、中には現在の情勢に適合しないものあり、また、日本の風俗習慣に適しないものあり、また、能率の点からおもしろくないものもあり、これらの点については、占領期間中に改正するを適当とする旨先般ダレス特使来訪の際申し入れ、その後マ元帥よりも原則的賛意の表示があり、検討の上マ元帥に要望書提出の段取りとなつていたところ、今回の更迭となりマ元帥に提出の機を失した訳である。本日新総司令官に対し、ダレス特使のフル・ノレージの下に、提出する次第であるとして、用意した占領改革についての要望書を提出された。

最後に、国内治安問題に関連して、現在警察の機能はいかがであるかとのリッジウェイ総司令官よりの問に対し、総理から、一旦有事の際大丈夫なりと断言し得るかどうか確信なきも、警察予備隊は一応健在と思うと答え、

会談は、終了した。

.....

五 総理ダレス会談

十八日午後三時ないし四時総理は、ダレス特使と、三井本館で、階段を行なつた。この会談で、ダレス特使は、前回の訪日以後における平和問題の推移を報告し、米国の既定方針に変更なかるべきことを確言した。要旨次のとおりである。

(一) フィリピンでは、政府、議会の指導層に対し、日本から賠償を取ることの困難性を説いて、相当かれらの理解を得た。但し何らかの形で賠償をうけとるべき政治的理由を、かれらがもっていることは、諒とすべきである。理性は納得してもエモーショナル・コンディションは変わりにくい。

オーストラリアでは、ニュー・ジーランドも加えて会談した。平和条約に軍備制限の条項を設けることは、ジンゴイズム¹⁰を激成し、条約を破壊する方向へみちびくだけであることをとき、かれらの諒解を得た。但し、一般濠州人にとり共產主義の脅威は、切実でなく、太平洋戦争の記録がなおあざやかで対日恐怖いまだ去らぬものあるを知らねばならぬ。両国の安全保障について話をし、大体成案を得た。完成に近く、自分の滞京中に公表あることを期待している。もつとも近く行われるオーストラリアの総選挙で、政府が破れるようなことでもあれば、対日警戒論をとる労働党の天下となり、対日平和問題に大きな影響がある。自分の関心をもつ点である。

ニュー・ジーランドでは、超党派外交が行われており、さような懸念はない。

.....

(二) 帰華後、条約案を作成した。大綱は、ロスアンゼルスでの演説で述べた。

条約案は、国務、国防、司法、財務など関係各省の意見をまとめて作成した。十五箇国政府に交付して、意見回示を求めている。ソ連代表は、話合打切を声明したが、条約案は、ソ連大使に送付しておいた。

.....

(四) 自分は、日本官民の興望に応じて、条約の締結に協力する。既に多くの困難が克服された。残る困難も克服し得ると信ずる。米国民の決意は、変らぬ。人事に優位転変があっても、底に流れる精神は、変らぬ。

上述のような一般的な報告を終わって、ダレス特使は、特殊問題について、次のように述べた。

(五) 対フィ賠償問題

イタリアは、ソ連、アルバニア、エチオピア、ギリシア、ユーゴーに対し生産物賠償をなす義務を負うた。そのうち、ギリシアとの間だけうまく、運用されている。日本が、対フィ生産物賠償の可能性について研究されるよう希望する。これは、(イ) 日本経済に対し重い負担とならずに行い得るかも知れないし、また、(ロ) 日本の対フィゼスチャーとして、また、日比通商の促進策として、最後に、平和条約締結を容易にするために、意義があるからである。

(六) 在日連合国財産補償問題

米国案の原案のように、条約に詳細規定を設けるか、その後日本側に提示し同意をえたように、日本国内法に一任するかは、米英会談の結果をみて決定したい。日本の国内法の準備は、それまで見合わされてよろしい。

.....

(八) 調印地の問題

調印の場所について、総理に何か御考えでもあれば承りたいといい、総理は、別にない旨を答えられたに対し、東京を調印地とすることに日本人はフュミリエーション¹¹を感じはしまいかと反問し、総理は、さようなことはあるまいかと思うと答えられた。つづいて、総理は、例えばワシントンが調印地となるような場合には、自分は内政上の理由から東京を留守にする訳にゆかず、

¹⁰ 「ジンゴイズムとは、自国の国益を保護するためには他国に対し高圧的・強圧的・好戦的な態度を採り脅迫や武力行使を行なうこと（＝戦争）も厭わない、あるいは自国・自民族優越主義的な立場を指す言葉。ナショナリズムの極端な例である。主戦論。強硬外交論。戦闘的愛国心。」

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B8%E3%83%B3%E3%82%B4%E3%82%A4%E3%82%BA%E3%83%A0>

¹¹ humiliation : [人に] 屈辱を与えること、辱めること, [自尊心を傷つける] 屈辱、恥

別人に全権を依頼するつもりなりとて、腹中の人物について語られた。ダレス特使は、立派な責任ある代表団を派遣されたい旨を述べるがあった。

(九) 日米行政協定公表問題

行政協定は、公表しない。協定の存在する事実と大体の趣旨（両国相談の上で）を説明する位にとどめたい。

以上で、会談は終了し、二十三日午前再開を約して別れられた。

.....

七 総理ダレス会談

二十二日朝大阪から帰京した総理は、二十三日午前十時半から正午まで、三井本館でダレスと会談した。

この会談では、ダレスから、日米間協定の案文に対し日米双方から修文の希望があるが確定的な案文を得てから連絡することにした旨を述べ、次で、当方から用意してあった次の文書を提出して意見を交換した。

(イ) 対フィ賠償問題

十八日午後の総理ダレス会談の際の先方の熱望に応ずる意味で、「日本は賠償能力がないが、フィリピンの感情を考慮して、マニラにおける教会堂の復興又はフィリピン海域における沈船引揚を研究してみる」という趣旨の文書と沈船の統計表を出した。

ダレスは、引揚費の負担とか引揚船の所有権の帰属などについて質問した上、再び、日比通商と関連して、生産物賠償の可能性を研究されたいと要請した。

.....

(ハ) 民間航空問題

国内民間航空は、国際慣行上通例内国民に留保される。イタリア平和条約第八十一条でも、国際民間航空に対してのみ連合国間の無差別待遇を規定するにとどまる。米国案の当該規定は、国際民間航空輸送上の権利及び特権に関するものとしたいとの趣旨である。

ダレス特使は、東京で外人会社による日本の国内民間航空実施について話合が行われていると聞いた。その事情を明らかにした上で、わが要請を研究すると答えた。

(ニ) 未帰還邦人問題

ダレス来訪後、在外同胞帰還促進全国協議会から、平和条約にポツダム宣言第九項に言及して帰還促進の条項挿入方陳情があり、有田前大臣からも直接総理に依頼があった問題である。二十日大磯の総理から文書を用意する命令があり、二十三日朝総理の承認を得た文書で、その意向で、簡単に、「平和条約の締結後におけるポツダム宣言の日本兵送還に関する規定の効力と未帰還邦人の運命について、関係家族が痛く憂慮している事情にかんがみ、これが人道上の問題であつてすみやかに送還せらるべき旨を表明することの可否を考慮されたい」との趣旨である。

ダレス特使は、条約案に未帰還邦人の送還について規定をいれようかとも考えたが、条約を簡単にするため規定しなかつた。条約調印の際にわが方申しいでのような声明を出すことを考えようと答えた。

(ホ) 「賠償請求権」の範囲の問題

平和条約実施の際に紛争の起るのを防ぐため、米国案にいう日本が免責される「賠償請求権」について、それにふくまれる請求権が直接戦争行為から生じたものに限定されないことを明らかにするため「戦争から生じた請求権」というような表現にし、同時に、いつからいつまでの間に

生じた請求権であるかが、米国案では、明らかでない。これを明らかにする補足的文言をいれたほうがよいと思うとの趣旨である。

これは、ダレスにピンとこなかったらしく、当方にも十分に説明する資料を持ちあわせなかったので、大蔵当局から補足説明することにした。

(へ) 在日連合国財産補償問題

大蔵省作成の補償推定額を資料として提出した。表の内容に対する質問があったので、これ又、大蔵当局から補足説明することにした。

質疑応答を終えた後、総理から講和問題の今後の見透しいかんと問い、ダレスは、帰華後英使節団と話合をする。四月末までに各国の意見開示を期待する。米英の意見交換の結果と各国政府の意見とを総合して五月中に一案を得、同時に、残された難点も明白になる。その頃になれば、その後の見透がはっきりしようかと思う。日米協定については、なお、研究すべき点があるが、これは華府と東京を連絡して結論を出せると思う。(五月中に、検討がつけられようかとのダレスの質問に対し、バブcockは、行政協定付表A(米軍の使用する施設類を列举しようとするもの)の作成が意外に複雑困難であつて、総司令部の作業が進捗していないと答え、バブcock、ジョンソンから帰華後よく考えようと述べた。)

さらに、総理から、自分は秘密外交をやると攻撃されつつも平和問題について、かたく、機密を守ってきた。貴方においては、どの程度に上院に対し説明しておられるやと問い、ダレスは、自分は上院外交委員会において条約の大綱を説明してその了承を得た。日本でも議会の少数者と自由に内談されたらいいではないか、と答え、総理は、日本では、それはむずかしい。内談すれば、公表も同然の結果になるといい、ダレスは、自分は条約や会談の内容を公表しようとは思わぬ、公表したこともないといい、結局こん後、シーボルト大使を通じ日米連絡して、場合に依じて処理しようということになり、会談は、終了した。

八 補足陳述の提出及び補足説明

二十三日午前の会談の経緯にかんがみ、総理は、(イ) 対フィ賠償問題について、沈船引揚げは、日本の費用です。引揚げ船舶はフィ政府に帰属する。但し米国政府を仲介として日比間に合意される値段で、日本政府で買うてもいい。賠償能力はないが、日比通商協定と関連して、材料をフィ政府から受領し加工製品を同政府に引き渡す件を、考えてみよう。フィアリーは、今後いかなる問題でも日本政府に疑問なり要望なりあれば、書面で連絡されたい。われわれは、いつでも、好意的考慮を加えるだろうといった。

(1951年4月25日 西村熊雄条約局長記)

12. 日本国との平和条約(サンフランシスコ平和条約)1951年9月8日署名

出典：『日米関係資料集 1945-97』

解題

「日本はこの条約により主権を正式に回復し、国際社会に復帰した。」¹²と一般的に言われており、表面的にはその通りであるが、同時に調印された安保条約により、米軍の駐屯が継続したこと、引き続き沖縄を初めとする諸島の米軍占領が継続されたことなど、アメリカの従属国となってしまった現実を銘記すべきである。

¹² 前掲『日米関係資料集』134頁。

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家間の関係でなければならないことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一章 平和

第一条

- (a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。
- (b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二章 領域

第二条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済洲島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)燐婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。

このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第四条

- (a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行つている当局及びその住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。

第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行つている当局が現状で返還しなければならない。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

- (b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。
- (c) 日本国とこの条約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

第三章 安全

第五条

- (a) 日本国は、国際連合憲章第二条に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。
- (i) その国際紛争を、平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決すること。
- (ii) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。
- (iii) 国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合が防止行動または強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。
- (b) 連合国は、日本国との関係において国際連合憲章第二条の原則を指針とすべきことを確認する。
- (c) 連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができると承認する。

第六条

- (a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一または二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。
- (b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する一九四五年七月二十六日のポツダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、実行されるものとする。

- (c) まだ対価が支払われていないすべての日本財産で、占領軍の使用に供され、且つ、この条約の効力発生の際に占領軍が占有しているものは、相互の合意によつて別段の取極が行われな限り、前記の九十日以内に日本国政府に返還しなければならない。

第四章 政治及び経済条項

第七条

(a) 各連合国は、自国と日本国との間にこの条約が効力を生じた後一年以内に、日本国との戦前のいずれの二国間の条約又は協約を引き続いて有効とし又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告された条約又は協約は、この条約に適合することを確保するための必要な修正を受けるだけで、引き続いて有効とされ、又は復活される。

こうして通告された条約及び協約は、通告の日の後三箇月で、引き続いて有効なものとみなされ、又は復活され、且つ、国際連合事務局に登録されなければならない。

日本国にこうして通告されないすべての条約及び協約は、廃棄されたものとみなす。

(b) この条の(a)に基いて行う通告においては、条約又は協約の実施又は復活に関し、国際関係について通告国が責任をもつ地域を除外することができる。この除外は、除外の適用を終止することが日本国に通告される日の三箇月後まで行われるものとする。

第八条

(a) 日本国は、連合国が千九百三十九年九月一日に開始された戦争状態を終了するために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和の回復のため又はこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認する。

(b) 日本国は、また、従前の国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するために行われた取極を受諾する。

(c) 日本国は、千九百十九年九月十日のサン・ジェルマン＝アン＝レイの諸条約及び千九百三十六年七月二十日のモントルーの海峡条約の署名国であることに由来し、並びに千九百二十三年七月二十四日にローザンヌで署名されたトルコとの平和条約の第十六条に由来するすべての権利及び利益を放棄する。

日本国は、千九百三十年一月二十日のドイツと債権国との間の協定及び千九百三十年五月十七日の信託協定を含むその附属書並びに千九百三十年一月二十日の国際決済銀行に関する条約及び国際決済銀行の定款に基いて得たすべての権利、権原及び利益を放棄し、且つ、それらから生ずるすべての義務を免れる。

日本国は、この条約の最初の効力発生の後六箇月以内に、この項に掲げる権利、権原及び利益の放棄をパリの外務省に通告するものとする。

第九条

日本国は、公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。

第十条

日本国は、千九百一一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附属書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及び特権を含む中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附属書、書簡及び文書を日本国に関して廃棄することに同意する。

第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判〔及びその判決―編者補足〕¹³を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。

これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

第十二条

(a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。

(b) 該当する条約又は協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の後四年間、

(1) 各連合国並びにその国民、産品及び船舶に次の待遇を与える。

(i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇

(ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権(有体財産及び無体財産に関するもの)、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(2) 日本国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

(c) もつとも、いずれの事項に関しても、日本国は、連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を日本国に与える限度においてのみ、当該連合国内に内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。

前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府をもつ連合国の邦又は州の法人及びそこに住所を有する人の場合には、その地域、邦又は州において日本国に与えられる待遇に照らして決定される。

(d) この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基くもの(海運及び航海に関するものを除く。)又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものと認めてはならない。

¹³ この「裁判」という訳語の原語は、judgments であるが、この語を「裁判」と翻訳するか「判決」と翻訳するか、をめぐって解釈上の問題と合わせて論争がある。編者はこの語を裁判の過程全体とその結果である判決の両方の意味を含んでいると解釈し、補足を行った次第である。

論争の全体については、下記の Wikipedia の記事を参照のこと。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E3%81%A8%E3%81%AE%E5%B9%B3%E5%92%8C%E6%9D%A1%E7%B4%84%E7%AC%AC11%E6%9D%A1%E3%81%AE%E8%A7%A3%E9%87%88>

(e) この条に基く日本国の義務は、この条約の第十四条に基く連合国の権利の行使によつて影響されるものではない。また、この条の規定は、この条約の第十五条によつて日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない。

第十三条

(a) 日本国は、国際民間航空運送に関する二国間または多数国間の協定を締結するため、一又は二以上の連合国の要請があつたときはすみやかに、当該連合国と交渉を開始するものとする。

(b) 一又は二以上の前記の協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生時から四年間、この効力発生の日にいずれかの連合国が行使しているところよりも不利でない航空交通の権利及び特権に関する待遇を当該連合国に与え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機会均等を与えるものとする。

(c) 日本国は、国際民間航空条約第九十三条に従つて同条約の当事国となるまで、航空機の国際航空に適用すべきこの条約の規定を実施し、且つ、同条約の条項に従つて同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を実施するものとする。

第五章 請求権及び財産

第十四条

(a) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

よつて、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。

その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

2 (I) 次の(II)の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるもののすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の際にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

(a) 日本国及び日本国民

(b) 日本国又は日本国民の代理者又は代行者、並びに

(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体

この(I)に明記する財産、権利及び利益は、現に、封鎖され、若しくは所属を変じており、又は連合国の敵産管理当局の占有若しくは管理に係るもので、これらの資産が当該当局の管理の下におかれた時に前記の(a)、(b)又は(c)に掲げるいずれかの人又は団体に属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

(II) 次のものは、前記の(I)に明記する権利から除く。

(i) 日本国が占領した領域以外の連合国の一国の領域に当該政府の許可を得て戦争中に居住した日本の自然人の財産。但し、戦争中に制限を課され、且つ、この条約の最初の効力発生の日はこの

制限を解除されない財産を除く。

(ii) 日本国政府が所有し、且つ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具及び用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であったもの

(iii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もっぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産

(iv) 関係国と日本国との間における千九百四十五年九月二日後の貿易及び金融の関係の再開の結果として日本国の管轄内にはいつた財産、権利及び利益。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じたものを除く。

(v) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。

(III) 前記の例外(i)から(v)までに掲げる財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならない。これらの財産が清算されているときは、代わりに売得金を返還しなければならない。

(IV) 前記の(I)に規定する日本財産を差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従って行使され、所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有する。

(V) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般的事情が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。

(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

第十五条

(a) この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後九箇月以内に申請があつたときは、日本国は、申請の日から六箇月以内に、日本国にある各連合国及びその国民の有体財産及び無体財産並びに種類のいかなを問わずすべての権利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までの間のいずれかの時に日本国内にあつたものを返還する。但し、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りでない。

この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなければならない。所有者により若しくは所有者のために又は所有者の政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従って処分することができる。

この財産が千九百四十一年十二月七日に日本国に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合国財産補償法案の定める条件よりも不利でない条件で補償される。

(b) 戦争中に侵害された工業所有権については、日本国は、千九百四十九年九月一日施行の政令第三百九号、千九百五十年一月二十八日施行の政令第十二号及び千九百五十年二月一日施行の政令第九号(いずれも改正された現行のものとする。)によりこれまで与えられたところよりも不利でない利益を引き続いて連合国及びその国民に与えるものとする。但し、前記の国民がこれらの政令に定められた期限までにこの利益を許与を申請した場合に限る。

(c) (i) 日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に関して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続いて効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であつた条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずるはずであつた権利を承認する。

(ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

第十六条

日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた国にある又は連合国のいずれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が衡平であると決定する基礎において、捕虜であつた者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならない。

この条約の第十四条(a)2(II)の(ii)から(v)までに掲げる種類の資産は、条約の最初の効力発生の時に日本国に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡しから除外する。またこの条の引渡規定は、日本国の金融機関が現に所有する一万九千七百七十株の国際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

第十七条

(a) いずれかの連合国の要請があつたときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有権に係のある事件に関する日本国の捕獲審検所の決定又は命令を国際法に従い再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提供しなければならない。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らかになつた場合には、第十五条の規定を当該財産に適用する。

(b) 日本国政府は、いずれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について十分な陳述ができなかつた訴訟手続において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行つた裁判を、当該国民が前記の効力発生の後一年以内にいつでも適当な日本国の機関に再審査のため提出することができるようにするために、必要な措置をとらなければならない。

日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれぞれの事情の下において公正かつ衡平な救済が与えられるようにしなければならない。

第十八条

(a) 戦争状態の介在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約(債券に関するものを含む。)並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の一国の政府若しくは国民に対して、又は連合国の一国の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。

戦争状態の介在は、また、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体傷害若しくは死亡に関して生じた請求権で、連合国の一国の政府が日本国政府に対して、又は日本国政府が連合国政府のいずれかに対して提起し又は再提起するものの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとみなしてはならない。この項の規定は、第十四条によつて与えられる権利を害するものではない。

(b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された団体の債務に関する責任とを確認する。また、日本国は、これらの債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求権及び債務に関する交渉を促進し、且つ、これに応じて金額の支払を容易にする意図を表明する。

第十九条

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

(b) 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本国の船舶に関していずれかの連合国がとつた行動から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び被抑留者に関して生じた請求権及び債権が含まれる。但し、千九百四十五年九月二日以後いずれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を含まない。

(c) 相互放棄を条件として、日本国政府は、また、政府間の請求権及び戦争中に受けた滅失又は損害に関する請求権を含むドイツ及びドイツ国民に対するすべての請求権(債権を含む。)を日本国政府及び日本国民のために放棄する。但し、(a)千九百三十九年九月一日前に締結された契約及び取得された権利に関する請求権並びに(b)千九百四十五年九月二日後に日本国とドイツとの間の貿易及び金融の関係から生じた請求権を除く。この放棄は、この条約の第十六条及び第二十条に従つてとられる行動を害するものではない。

(d) 日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

第二十条

日本国は、千九百四十五年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有する諸国が決定した又は決定する日本国にあるドイツ財産の処分を確実にするために、すべての必要な措置をとり、これらの財産の最終的処分が行われるまで、その保存及び管理について責任を負うものとする。

第二十一条

この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条(a)2の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。

第六章 紛争の解決

第二十二条

この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。

日本国及びまだ国際司法裁判所規程の当事国でない連合国は、それぞれがこの条約を批准する時に、且つ、千九百四十六年十月十五日の国際連合安全保障理事会の決議に従つて、この条に掲げた性質をもつすべての紛争に関して一般的に同裁判所の管轄権を特別の合意なしに受諾する一般的宣言書を同裁判所書記に寄託するものとする。

第七章 最終条項

第二十三条

(a) この条約は、日本国を含めて、これに署名する国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が日本国により、且つ、主たる占領国としてのアメリカ合衆国を含めて、次の諸国、すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の過半数により寄託された時に、その時に批准しているすべての国に関して効力を生ずる。この条約は、その後これを批准する各国に関しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

(b) この条約が日本国の批准書の寄託の日の後九箇月以内に効力を生じなかつたときは、これを批准した国は、日本国の批准書の寄託の日の後三年以内に日本国政府及びアメリカ合衆国政府にその旨を通告して、自国と日本国との間にこの条約の効力を生じさせることができる。

第二十四条

すべての批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託しなければならない。同政府は、この寄託、第二十三条(a)に基くこの条約の効力発生の日及びこの条約の第二十三条(b)に基いて行われる通告をすべての署名国に通告する。

第二十五条

この条約の適用上、連合国とは、日本国と戦争していた国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていたものをいう。但し、各場合に当該国がこの条約に署名し且つこれを批准したことを条件とする。第二十一条の規定を留保して、この条約は、ここに定義された連合国の一国でないいずれの国に対しても、いかなる権利、権原又は利益も与えるものではない。また、日本国のいかなる権利、権原又は利益も、この条約のいかなる規定によつても前記のとおり定義された連合国の一国でない国のために減損され、又は害されるものとみなしてはならない。

第二十六条

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行つたときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼされなければならない。

第二十七条

この条約は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証謄本を各署名国に交付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

13. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(旧日米安全保障条約、1951年9月8日)

出典：『日米関係資料集 1945－97』

解題

この条約によって、「アメリカ主導の西側諸国の一員として反共同盟の一翼を担うこととなった。だが、この条約はアメリカの対日防衛義務を明記しておらず、したがって駐軍協定としての色彩が強く、また条約の有効期間に関する規定がなく、さらに在日米軍は『極東における国際の平和と安全の維持』のために使用可能とされたことで、その行動範囲について曖昧な解釈を許すなど、当時の日本の力関係を反映する内容であった。このほか、条約は日本国内で発生した紛争に対処するための米軍出動の可能性に言及するとともに、日本はアメリカの事前同意なしに外国軍隊の駐兵を許可しないなど、内政干渉的な条項を含んでいた。」¹⁴

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じょうを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

¹⁴ 前掲『日米関係資料集 1945－97』142頁。

第二条

第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本国のために

吉田茂

アメリカ合衆国のために

ディーン・アチソン

ジョージ・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

スタイルス・ブリッジス

14. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン国務長官との間に交換された公文(吉田・アチソン交換公文、1951年9月8日)

出典：『日米関係資料集 1945－97』

解題

交換公文の当事者である吉田茂は「条約は紙切れ」と回想している。しかし、アメリカ側はこの公文を講和条約の付属文書として位置づけていることが、1960年の安保改定時に明らかとなっている。

矢部によるとこの交換公文の核心的内容とは、「日本が独立したあとも朝鮮戦争が正式に終了していない場合、日本は占領体制のもとでおこなってきた軍事支援を、国連決議と関係なく、朝鮮以外の場所でも自由に戦争をする米軍に対して継続する」¹⁵というものである。国連の行動に従事する国連加盟国の軍隊（＝国連軍としての米軍）とそのような軍隊を「日本国内及びその附近において

¹⁵ 矢部前掲書 232 頁。

支持する」国連加盟国（在日軍隊を持つ米国、つまり在日米軍）とを区別することによって可能となった、と矢部は解説している¹⁶。

合衆国国務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、「国際連合がこの憲章に従つてとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を国際連合に与えることを要求する国際連合憲章第二条に掲げる義務を引き受けることになります。

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起こりました。これに対して、国際連合及びその加盟国は、行動をとっています。千九百五十年七月七日の安全保障理事会の決議に従って、合衆国の下に国際連合統一司令部が設置され、総会は、千九百五十一年二月一日の決議によって、すべての国及び当局に対して、国際連合の行動にあらゆる援助を与えるよう、且つ、侵略者にいかなる援助を与えることも慎むように要請しました。連合国最高司令官の承認を得て、日本国は、施設及び役務を国際連合加盟国でその軍隊が国際連合の行動に参加しているものの用に供することによって、国際連合の行動に重要な援助を従来与えてきましたし、また、現に与えています。

将来は定まっておらず、不幸にして、国際連合の行動を支持するための日本国における施設及び役務の必要が継続し、又は再び生ずるかもしれませんので、本長官は、平和条約の効力発生後に一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持¹⁷することを日本国が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおりに又は日本国と当該国際連合加盟国との間で別に合意されたとおりに負担されることを、帰国政府に代わって確認されれば幸であります。合衆国に関する限りは、合衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定に従って合衆国に供与されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

本長官は、帰大臣に敬意を表します。

ディーン・アチソン

日本国総理大臣 吉田 茂 殿

内閣総理大臣から合衆国長官にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日付の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（米側公文省略）

本大臣は、書簡の内容を十分に了承した上で、政府に代わって、平和条約の効力発生後に一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持¹⁸することを日本国が許し且つ容易にすること、また、日本の施設又は役務の使用に伴う費用が現在どおりに又は日本国と当該国際連合加盟国との間で別に合意されたとおりに負担することを、確認

¹⁶ 同 240～246 頁参照。

¹⁷ 矢部によると、この「支持する」の英文での表現は support であり、この場合は「軍事支援する」というのが正確だとしている。

¹⁸ 前注における訳語問題を参照。

する光栄を有します。合衆国に関する限りは、日本国と合衆国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定に従って合衆国に供与されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どおり
に、合衆国の負担においてなされるものであります。

本大臣は、貴長官に敬意を表します。

千九百五十一年九月八日

日本国内閣総理大臣

吉田茂

外務大臣

15. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(日米行政協定、1952年2月28日)

出典：『日米関係資料 1945-97』

解題

旧安保条約「第3条にもとづいて日本に配備される米軍の法的地位について決められた協定。」¹⁹であった。この協定の第3条1項こそが「現在の基地問題のすべての基礎といってもいい」²⁰、この協定およびのちの改訂版であり現在も効力を持つ日米地位協定の核心部分である。その前半部分を分かりやすく言うと、「アメリカは米軍基地のなかで、なんでもできる絶対的な権力をもっている」²¹ということになり、後半部分を分かりやすく言うと、米軍は「基地にアクセス（出入り）するための絶対的な権利」をもっている、すなわち「基地の外でも自由に動ける権利」²²を持っている、ということになる。その現われが「首都圏全体の上空が、太平洋のうえまで米軍の管理空域になっている」²³ことであり、また、「第5条2項では、この権利の延長として、米軍機や軍用車両、船舶が、基地と基地とのあいだや、基地の日本の港や飛行場などのあいだを自由に移動する『基地間移動』の権利を認めており、米軍機は事実上、日本中の空を自由に飛ぶことができるようになって」²⁴いる。そのため米軍基地からの入国では日本側の管理・審査を一切受けないことが可能になっている。

「日本国内で犯す全犯罪に対する専属的裁判管轄権」²⁵が認められており、沖縄での米軍兵士の犯罪を日本の司法が裁けない、という大問題もある。「日本は『重大犯罪』を除いて一次裁判権を行使しない、という日米合意が密かに結ばれ、米軍関係者の事件・事故のうち、日本が裁判権を行使したのは全体のわずか2%にとどまりました。」²⁶これほど不平等な協定はないであろう。

前文

¹⁹ 前掲資料集178頁。

²⁰ 矢部前掲書、74頁。

²¹ 同上書77頁。

²² 同上。

²³ 同上書79頁。

²⁴ 同上書80頁。

²⁵ 前掲資料集178頁。

²⁶ 山本章子「誤解だらけの『日米地位協定』」<https://synodos.jp/opinion/international/23260/>

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百五十一年九月八日に、日本国内及びその附近における合衆国の陸軍、空軍及び海軍の配備に関する規定を有する安全保障条約に署名したので、

また、同条約第三条は、合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は両政府間の行政協定で決定すると述べているので、

また、日本国及びアメリカ合衆国は、安全保障条約に基く各自の義務を具体化し、且つ、両国民間の相互の利益及び敬意の緊密なきずなを強化する実際的な行政取極を締結することを希望するので、

よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第一条

この協定において、

(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服務中のものをいう。

(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に在留する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。

(1) 配偶者及び二十一才未満の子

(2) 父母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条

1 日本国は、合衆国に対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。個々の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

2 日本国及び合衆国は、いずれか一方の当事者の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が射撃場及び演習場のような施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国の当局及び国民は、それを臨時に使用することができる。但し、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき射撃場及び演習場のような施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第三条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する。合衆国は、また、前記の施設及び区域に隣接する土地、

領水及び空間又は前記の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛及び管理のため前記の施設及び区域への出入の便を図るのに必要な権利、権力及び権能を有する。本条で許与される権利、権力及び機能を施設及び区域外で行使するに当つては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。

2 合衆国は、前記の権利、権力及び権能を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては行使しないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、相互の取極により解決しなければならない。一時的の措置として、合衆国軍隊は、この協定が効力を生ずる時に留保している電力、設計、放射の型式及び周波数の電子装置を日本側からの放射による妨害を受けないで使用する権利を有する。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行わなければならない。

第四条

1 合衆国は、この協定の期間満了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当つて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の期間満了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国が日本国との特別取極に基いて行ふ建設には適用しない。

第五条

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課せられないで日本国の港又は飛行場に入出する権利を与えられる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機に積載されているときは、日本国の当局に通告を与えなければならない、それらの貨物又は旅客は、日本国の法令に従つて入国させなければならない。

2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域に出入し、それらの間を移動し、並びにそれらの施設及び区域と日本国の港との間を移動する権利を与えられる。

3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。前記の船舶は、強制水先を免除される。但し、水先人を使用したときは、相当な料率で水先料を支払わなければならない。

第六条

1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、且つ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、相互の取極によつて定める。

2 合衆国軍隊が使用する施設及び区域並びにそれらに隣接する領水又はそれらの近傍に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない、且つ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省各庁に当時適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府に属し、又は日本国政府によつて管理され、若しくは規制されるすべての公益事業及び公共の役務を利用する権利並びにその利用における優先権を享有する権利を有する。

第八条

日本国政府は、現行の手続で、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。但し、その手続は、随時に両政府間で合意されるべき変更又は日本国が国際民間航空機関若しくは世界気象機関の加盟国となつた結果として生ずべき変更を受けるものとする。

(a) 地上及び海上からの気象観測（「X」及び「T」という位置にある気象観測船からの観測を含む。）

(b) 気象資料（中央気象台の定期的概報及び過去の資料を含む。）

(c) 航空機の安全且つ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務

(d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第九条

1 合衆国は、この協定の目的のため合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れる権利を有する。

2 合衆国軍隊の構成員は、日本国の旅券及び査証に関する法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。但し、日本国の領域に永久的な居住又は住所を有する権利を取得するものとみなしてはならない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当つては、次の文書を携行しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) 合衆国軍隊の構成員としての個人の身分又は集団の地位及び命令された旅行を証明する個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携行しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携行し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当つて又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。

5 本条1に基いて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者が前記の入国の権利を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局に通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

第十条

1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとする。

2 合衆国軍隊及び軍属の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十一条

1 この協定中に規定がある場合を除く外、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国の税関当局によつて執行される法令に服するものとする。

2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は前記の軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、且つ、これらの者の私用に供せられる財産には、関税その他の課徴金を課する。但し、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

(a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際携行する私用のための携帯品

(b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入されるような種類の相当量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

4 2及び3で与える免除は、物品の輸入の場合のみに適用するものとし、輸入の際税関当局が徴収する関税及び内国消費税が既に徴収された物品を購入する場合にその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。

5 税関検査は、次の場合には行わないものとする。

(a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊又は合衆国軍隊の構成員

(b) 公用の封印がある公文書

(c) 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物及び合衆国政府の船荷証券により船積される軍事貨物

6 日本国及び合衆国の当局が相互に合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、関税の免除を受けて日本国に輸入された物品は、関税の免除を受けて当該物品を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

7 2及び3に基いて関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物品は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。

8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、本条に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

9 (a) 日本国政府の税関当局により執行される法令に対する違反行為を防止するため、日本国の当局及び合衆国軍隊は、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて行われ、又は税関当局に代つて行われる差押を受けるべき物件が税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助をあたえなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 日本国政府の関税又は財政に関する法令に対する違反行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えた合衆国軍隊に属する車両及び物件は、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第十二条

1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行う者の選択に関して制限を受けずに契約する権利を有する。

2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは、日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書によつて日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本国の次の租税を免除される。

(a) 物品税

(b) 通行税

(c) 揮発油税

(d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書によつて、物品税及び揮発油税を免除される。本条に特に掲げない日本国の現行の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の相当な且つ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、両政府は、本条の目的に合致する免除又は救済を与えるための手続について合意するものとする。

4 合衆国軍隊又は軍属の現地の労務に対する需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税及び社会保障のための納付金の源泉徴収及び納付の義務並びに、別に相互に合意される場合を除く外、賃金及び諸手当に関する条件のような雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。

7 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入に関して日本国の法令に基いて課せられる租税その他類似の公課の免除を本条により享有することはない。

8 日本国及び合衆国の当局が相互に合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物品は、当該租税の免除を受けて当該物品を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三条

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において所有し、使用し、又は移転する財産について租税その他類似の公課を課せられない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者の合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関による雇用の結果として受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の徴税機関に対して日本国の租税を納付する義務を負わない。本条の規定は、前記の個人に対し、日本国の源泉から発生する所得についての日本国の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税に関し日本国に居所を有することを援用する合衆国市民に対し、所得についての日本国の租税の納付を免除するものではない。前記の者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本国の税法の適用上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあるという理由のみによつて日本国に所在する有体又は無体の動産の所有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転について、日本国における課税を免除される。但し、この免除は、投資のため若しくは事業を行うため日本国において所有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。本条の規定は、私有車両による道路の使用に関して納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第十四条

1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基いて組織された法人を含む。）及びその被用者で合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあるものは、本条に規定がある場合を除く外、日本国の法令に服さなければならない。

2 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられるものとする。

(a) 第五条2に定める出入及び移動の権利

(b) 第九条の規定による日本国への入国

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d) 合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの

(f) 合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより軍票を使用する権利

(g) 第二十一条に定める郵便施設の利用

(h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外

3 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通知しなければならない。

4 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ所有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本国の租税その他類似の公課を課せられない。

5 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあるという理由のみによつて日本国に所在する有体又は無体の動産の所有、使用、死亡による移転又はこの協定に基いて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転について、日本国における課税を免除される。但し、この免除は、投資のため若しくは他の事業

を行うため日本国において所有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。本条の規定は、私有車両による道路の使用に関して納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

6 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得については、日本国政府又は日本国にあるその他の徴税機関に対して所得税又は法人税を納付する義務を負わない。6の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から発生する所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税に関し日本国に居所を有することを援用する前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本国の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の課税上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

7 日本国の当局は、本条1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法律によつて罰すべきものに関して裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、合衆国の軍当局にできるだけすみやかに通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、前記の者に対し、合衆国の法律によつて与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条

1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の用に供するため、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に設置することができる。この協定中に特別の規定がある場合を除く外、前記の諸機関は、日本国の規制、免許、手数料、租税その他類似の管理に服さないものとする。

(b) 合衆国の軍当局が公認し、且つ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本国の規制、免許、手数料、租税その他類似の管理に服するものとする。

2 前記の諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b) に定める場合を除く外、日本国の租税を課さない。但し、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本国の租税を課する。

3 日本国及び合衆国の当局が相互に合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、前記の諸機関が販売する物品は、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。

4 所得税及び社会保障のための納付金の源泉徴収及び納付に関する義務並びに、別に相互に合意される場合を除く外、賃金及び諸手当に関する条件のような雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

5 本条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に、政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条

1 千九百五十一年六月十九日にロンドンで署名された「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」が合衆国について効力を生じたときは、合衆国は、直ちに、日本国の選択により、日本国との間に前記の協定の相当規定と同様の刑事裁判権に関する協定を締結するものとする。

2 1に掲げる北大西洋条約協定が合衆国について効力を生ずるまでの間、合衆国の軍事裁判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族（日本の国籍のみを有するそれらの家族を除く。）が日本国内で犯すすべての罪について、専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有する。この裁判権は、いつでも合衆国が放棄することができる。

3 2に定める裁判権が行われる間は、次の規定を適用する。

(a) 日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外において、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を犯罪の既遂又は未遂について逮捕することができる。しかし、逮捕した場合には、逮捕された一又は二以上の個人を直ちに合衆国軍隊に引き渡さなければならない。合衆国軍隊の裁判権からのがれ、且つ、施設及び区域外の場所で発見された者は、要請に基いて、日本国の当局が逮捕し、且つ、合衆国の当局に引き渡すことができる。

(b) 合衆国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設又は区域内において、専属的逮捕権を有する。日本国の裁判権に服する者で前記の施設又は区域内で発見されたものは、要請に基いて、日本国の当局に引き渡すものとする。

(c) 合衆国の当局は、前記の施設又は区域の近傍で、当該施設又は区域の安全に対する犯罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続に従って逮捕することができる。前記の者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものは、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

(d) 3(c)の規定に従うことを条件として、施設及び区域外における合衆国軍隊の軍事警察の活動は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の秩序及び紀律の維持並びにそれらの者の逮捕のため必要な範囲内に限定される。

(e) 日本国及び合衆国の当局は、それぞれの裁判所における刑事上の捜査その他の手続のため証人及び証拠を提供することについて協力し、且つ、捜査を行うことについて相互に援助しなければならない。何人も自己に対する刑事裁判権を有しない裁判所に対する裁判所侮辱、偽証又は審判妨害を行つたときは、これを犯した者に対する裁判権を有する裁判所は、その者が当該裁判所に対してこれらの罪を犯したものとみなしてその者を裁判するものとする。

(f) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を日本国から退去させる専属的権利を有する。合衆国は、日本国政府が正当な事由により前記のいずれかの者の退去を要請するときは、この要請に好意的考慮を与えるものとする。

(g) 日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内にある者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について搜索又は差押を行う権利を有しない。合衆国の当局は、日本国の当局の要請があつたときは、その権限の範囲内で前記の搜索及び差押を行い、且つ、その結果について日本国の当局に通知することを約束する。前記の財産（合衆国政府が所有し、又は使用する財産を除く。）に関する判決があつた場合には、合衆国は、日本国の当局にこれを判決に従って処分するため引き渡すものとする。日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外で、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の身体又は財産について搜索又は差押を行う権利を有しない。但し、本条3(a)に従って逮捕することができる者に関する場合及び前記の搜索が日本国の裁判権の下にある犯人の逮捕のため必要とされる場合は、この限りでない。

(h) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑の刑を規定していない場合には、合衆国軍隊が日本国で執行してはならない。

4 合衆国は、合衆国の軍事裁判所及び当局が、日本国の法令に違反するすべての罪で合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国内で犯したと認められることについて十分な証拠があるものを裁判し、且つ、有罪の判決をしたときは、処罰する意思及び能力を有すること並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が犯したと認められる罪で、日本国の当局が通告するもの又は合衆国の軍事裁判所及び当局が発見するものを捜査し、且つ、正当に処理する意思及び能力を有することを約束する。合衆国政府は、更に、4 に基いて生ずるすべての事件について合衆国の軍事裁判所が行った処分を日本国の当局に通告することを約束する。合衆国は、4 に基いて生ずる事件で日本国政府がそれに対する合衆国の裁判権の放棄を特に重要と認めるものについて、日本国の当局がその放棄を要請するときは、この要請に好意的考慮を与えなければならない。この放棄があつたときは、日本国は、その裁判権を行使することができる。

5 日本国が1に掲げる選択をしなかつた場合には、2以下に定める裁判権は、引き続き行われるものとする。前記の北大西洋条約協定がこの協定の効力発生の日から一年以内に効力を生じなかつた場合において、日本国政府の要請があつたときは、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国で犯した罪に対する裁判権の問題を再考慮するものとする。

第十八条

1 各当事者は、その軍隊の構成員又はその文民たる政府職員が公務の執行に従事している間に日本国において被つた負傷又は死亡については、その負傷又は死亡が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

2 各当事者は、日本国において所有する財産に対する損害については、その損害が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

3 契約による請求を除く外、公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、非戦闘行為に伴つて生じ、且つ、日本国において第三者に負傷、死亡又は財産上の損害を与えたものから生ずる請求は、日本国が次の規定に従つて処理するものとする。

(a) 請求は、請求が生じた日から一年以内に提起するものとし、日本国の被用者の行動から生ずる請求に関する日本国の法令に従つて審査し、且つ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求も解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払は、日本国が円とする。

(c) 前記の支払（解決によつてされたものであると日本国の管轄裁判所による事件の裁判によつてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない日本国の管轄裁判所による最終の裁判は、拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 前諸号に従い請求を満足させるために要した費用は、両国政府が合意する条件で分担する。

(e) 日本国が3に従つて承認した又は承認しなかつたすべての請求の明細及び各事件についての認定並びに日本国が支払った額の明細は、定められるべき手続に従つて、合衆国が支払うべき分担額に対する弁償の要請とともに、合衆国に定期的に送付する。この弁償は、できるだけすみやかに円で行わなければならない。

4 各当事者は、前諸項の実施に当り、その人員が公務の執行に従事していたかどうかを決定する第一次の権利を有する。この決定は、当該請求が提起された後できるだけすみやかに行わなければならない。他方の当事者がこの決定に同意しなかつたときは、その当事者は、この協定の第二十六条の規定に基いて協議のためにその問題を合同委員会に付託することができる。

5 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する請求は、次の方法で処理するものとする。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平且つ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、且つ、その事件に関する報告書を作成する。

(b) 報告書は、合衆国の当局に交付されるものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰しや料の支払を申し出るかどうかを決定し、且つ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰しや料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求の完全な弁済としてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、自ら支払をし、且つ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。

(d) 5のいかなる規定も、請求の完全な弁済として支払が行われたのではない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴を受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

6 (a) 合衆国軍隊の構成員及び文民たる被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、3に掲げる請求に関しては、日本国において訴を提起されることがないが、その他のすべての種類の事件については、日本国の裁判所の民事裁判権に服する。

(b) 合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に日本国の法律に基き強制執行を行うべき私有の動産（合衆国軍隊が使用する動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基き、それらの財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。

(c) 合衆国の当局は、日本国の裁判所における民事訴訟のため証人及び証拠を提供することについて、日本国の当局と協力しなければならない。

7 合衆国軍隊による又はそのための物資、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、合同委員会に調停のために付託することができる。但し、7の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴を提起する権利を害するものではない。

第十九条

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服する。

2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、この協定に関連する勤務若しくは雇用の結果として合衆国軍隊の構成員及び軍属が取得したもの又は前記の者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第二十条

1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認められた者が、合衆国軍隊の使用施設及び区域内における内部の取引のため使用することができる。合衆国政府は、認められた者が、合衆国の規則により認められる場合を除く外軍票を用いる取引に従事することを禁止されることを確保するため適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認められない者に対し軍票を

使用する取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、偽造軍票の製造又は行使に関与する者で日本国の裁判権の下にあるものを逮捕し、及び処罰するものとする。

(b) 合衆国の当局が、認められない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の認められない使用の結果として、合衆国又はその機関が、これらの認められない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務も負うことはないことが合意される。

2 軍票の管理を行うため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認めた者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定する権利を有する。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し且つ運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、且つ、この勘定に関するすべての金融取引（この協定の第十九条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行うことを許される。

第二十一条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に設置し、及び運営する権利を有する。

第二十二条

合衆国は、日本国に在留するすべての適格の合衆国市民を合衆国軍隊の予備役団体に編入し、及び訓練する権利を有する。但し、日本国政府が雇用している者の場合には、日本国政府の事前の同意を得なければならない。

第二十三条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基いて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四条

日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。

第二十五条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除く外、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、次のことを行うことが合意される。

(a) 第二条及び第三条に定めるすべての施設、区域及び路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、且つ、相当の場合には、施設、区域及び路線権の所有者及び提供者に補償を行うこと。

(b) 定期的再検討の結果締結される新たな取極の効力発生の日までの間、合衆国が輸送その他の必要な役務及び需品を日本国で調達するのに充てるため、年額一億五千五百万ドルに相当する額の日本国通貨を合衆国に負担をかけないでその使用に供すること。円の支払が貸記される際の為替相場は、公定の平価又は次の相場、すなわち、日本国政府が認める相場又は日本国政府、その機関若しくは外国為替取引を行うことを認可された日本国の銀行が何人かとのいずれかの取引において用いる相場で支払の日に関何人かが利用することができるもののうち、合衆国が最も有利と認めるもので、両国が国際通貨基金と平価について合意しているときは、国際通貨基金協定で禁止されていないものとする。

3 この協定に基いて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行うことが合意される。

第二十六条

1 この協定の実施に関して相互の協議を必要とするすべての事項に関する日本国と合衆国との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に当って使用するため必要とされる日本国内の施設又は区域を決定する協議機関として、任務を行う。

2 合同委員会は、日本国の代表者一人及び合衆国の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国又は合衆国のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。

3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府に更に考慮されるように移すものとする。

第二十七条

1 この協定は、日本国と合衆国との間の安全保障条約が効力を生ずる日に効力を生ずる。

2 この協定の各当事者は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第二十八条

いずれの当事者も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第二十九条

この協定及びその合意された改正は、安全保障条約が有効である間、有効とする。但し、それ以前に両当事者間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十二年二月二十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡崎勝男

アメリカ合衆国政府のために

ディーン・ラスク
アール・ジョンソン

16. 日米行政協定に関する交換公文(岡崎—ラスク交換公文、1952年2月28日)

出典：「データベース 世界と日本」<https://worldjpn.net/>

解題

平和条約の締結に伴い、米軍による日本占領は終了し、その後の米軍による基地使用は両国の協議にもとづく、とされていた。しかし、この公文によって協議がまとまらない場合でも米軍の駐留が続くことをこの交換公文で日本側は認めたのである。これによって、アメリカはダレスの言うように、「われわれが望む数の兵力を、望む場所に、望む機関駐留させる権利を確保する」²⁷こと、つまり全面的な基地権が可能となったのである。

ラスク特別代表から岡崎国務大臣あての書簡

書簡をもつて啓上いたします。本代表は、本日署名された行政協定の諸条項に関する審議に言及する光栄を有します。この審議において、閣下は、日本国政府の見解として、連合国による日本国の占領が日本国との平和条約の効力発生とともに終了するので、占領に基く徴発による施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つて、その後は、合衆国軍隊による施設及び区域の使用が、それぞれの政府が日本国との平和条約、安全保障条約及び行政協定に基いて有する権利を条件として、両政府間の合意に基かなければならないと陳述されました。本代表は、ここに、合衆国政府の見解もまた同じであることを確認します。

行政協定第二条1には、「個々の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。」と規定されています。合衆国政府は、この取極をできるだけすみやかに完成させるため協議が緊急に行われるべきものであることに両政府の意見が一致していることを信じます。このことを念頭において、合衆国政府は、前記の協議を直ちに開始するため、それぞれの政府からの一人の代表者及び必要な職員団で組織される予備作業班を日本国政府と協力して設置する用意を有します。予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて直ちに効力を生じ、予備作業班の任務は、行政協定が効力を生ずる日に合同委員会によつて引き継がれるものと了解されます。

しかしながら、安全保障条約第一条に掲げる目的を遂行するため必要な施設及び区域の決定及び準備に当つては、避けがたい遅延が生ずることがあるかもしれません。よつて、日本国が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和条約の効力発生の日の後九十日以内に成立しないものの使用の継続を許されれば、幸であります。

本代表は、貴大臣に敬意を表します。

千九百五十二年二月二十八日東京において

ディーン・ラスク

²⁷ 矢部宏治『日本はなぜ「戦争ができる国」になったのか』（集英社インターナショナル、2016年）111頁。

東京

日本国国務大臣 岡崎勝男殿

岡崎国務大臣からラスク特別代表あての書簡

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴代表が次のように通報された本日付の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(米側公文省略)

日本国政府は、できるだけすみやかに施設及び区域の使用に関する取極を成立させるため緊急に協議を開始しようという合衆国政府の要望にまったく同感であります。従つて、日本国政府は、貴簡に述べられた予備作業班を直ちに設置することに同意します。予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて直ちに効力を生じ、予備作業班の任務は、行政協定が効力を生ずる日に合同委員会によつて引き継がれるものと了解されます。

本大臣は、貴簡の内容を充分に了承した上で、日本国政府が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設又は区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和条約の効力発生の日の後九十日以内に成立しないものの使用の継続を合衆国に許すことを、日本国政府に代つて、確認する光栄を有します。

本大臣は、貴代表に敬意を表します。

千九百五十二年二月二十八日東京において

岡崎勝男

東京

合衆国大統領特別代表

ディーン・ラスク殿

17. マーク・クラーク大將が本国統合参謀本部にあてた機密報告書(1952年7月26日)より

出典：矢部前掲書、120頁。

解題

この報告書は、吉田茂総理大臣がアメリカに対して日本との統一指揮権を認めた証拠である。これは同時に日本の本格的な再軍備が既定方針となっていたことを現わしている。この報告書は会話の記録であり、正式な密約文書とは言えないが、指揮権密約の第一歩をしるすものである。

報告書翻訳文（矢部宏治訳）

私は7月23日の夕方、吉田氏、岡崎氏、マーフィー大使と自宅で夕食をともにしたあと、会談をした。私は、わが国の政府が軍事〔＝戦争や武力衝突〕の際の軍隊の投入にあたり、指揮権の関係について、日本政府とのあいだに明確な了解が不可欠であると考えている理由を、かなりくわしく説明した。

吉田氏はすぐに、有事の際に単一の司令官は不可欠であり、現状のもとではその司令官は合衆国によって任命されるべきであるということに同意した。同氏はつづけて、この合意は、日本国民にあたえる政治的衝撃を考えると、とうぶんのあいだ、秘密にされるべきであるとの考えを示し、マーフィーと私はその意見に同意した。」

18. 2度目の統一指揮権密約に関するアメリカ下院外交委員会・太平洋小委員会におけるジョン・M・アリソン駐日大使の証言(1954年2月17日、矢部宏治訳)

出典：矢部前掲書、123～124頁。

われわれがかかえている問題の一つは、〔日本と〕米軍との共同計画にたいして、無責任な口約束は数多くなされてきたが、いままでなんら実際の計画はなされておらず、いまはじまったばかりだということです。

1週間前の月曜日の夜、ジョン・ハル将軍と私が吉田首相に離日のあいさつをしたとき、〔吉田〕氏がこの問題を取りあげ、〔日本側の〕共同計画担当官は、アメリカ人計画担当官とともに作業を開始することになろうと、われわれに確証をあたえました。

これは日本国内の政治状況により、いかなる方法においても公表できないことですが、吉田首相はハル将軍と私に対し、在日米軍の使用を含む有事の際に、最高司令官はアメリカ軍人になるであろうことにまったく問題はないとの個人的保証をあたえました。しかし政治的理由により、これが日本において公の声明になった場合、現時点で都合が悪いことは明白です。

ハル将軍はこの点にかんし、吉田首相からあたえられた保障にきわめて満足し、将軍はなんら公然たる声明もしくは文書を要求しない、とのべました。

19. 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定抄録(国連軍地位協定、1954年2月19日)および合意議事録第1項

出典：「データベース 世界と日本」<https://worldjpn.net/>

解題

朝鮮戦争で従軍する国連軍（朝鮮国連軍）の法的地位を定めた協定。朝鮮国連軍は実質的に米軍に他ならない——他国の軍隊も従軍していたとはいえ——が、在日米軍とは法的に区別することを背景にして、日米行政協定とは区別されて協定が結ばれた。この区別は、「7. 吉田・アチソン交換公文」によるものである。

最後に引用した第24条では、朝鮮からの国連軍の撤退後90日以内に日本からも撤退しなければならない、とされている。国連軍に関する国連決議の解題でも述べたように、朝鮮戦争の終結が在日米軍の撤退につながる可能性を示したものである。

千九百五十一年九月八日に日本国内閣総理大臣吉田茂とアメリカ合衆国国務長官ディーン・アチソンとの間に交換された公文において、同日サン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の効力発生と同時に、日本国は、国際連合が国際連合憲章に従つてとるいかなる行動についても

あらゆる援助を国際連合に与えることを要求する同憲章第二条に掲げる義務を引き受けることになると述べられているので、

前記の公文において、日本国政府は、平和条約の効力発生後に一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容赦することを確認したので、

国際連合の軍隊は、すべての国及び当局に対して国際連合の行動にあらゆる援助を与えるよう要請した、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の安全保障理事会決議並びに千九百五十一年二月一日の総会決議に従う行動に今なお引き続き従事しているので、また、

日本国は、朝鮮における国際連合の行動に参加している軍隊に対し施設及び役務の形で重要な援助を従来与えてきており、且つ、現に与えているので、

よつて、これらの軍隊が日本国の領域から撤退するまでの間日本国におけるこれらの軍隊の地位及び日本国においてこれらの軍隊に与えられるべき待遇を定めるため、この協定の当事者は、次のとおり協定した。

.....

協定本文

第三条

1 本条の規定に従うことを条件として、日本国政府は、この協定の適用上、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に対し、日本国への入国及び日本国からの出国を許可する。国際連合軍司令部は、日本国政府に対し、入国者及び出国者の数、入国及び出国の日付、入国の目的並びに滞在予定期間を適切に通告しなければならない。

2 国際連合の軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。但し、日本国の領域に永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

.....

第五条

1 国際連合の軍隊は、日本国における施設（当該施設の運営のため必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。）で、合同会議を通じて合意されるものを使用することができる。

2 国際連合の軍隊は、合同会議を通じ日本国政府の同意を得て、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域を使用することができる。

3 国際連合の軍隊は、施設内において、この協定の適用上必要な且つ適当な権利を有する。国際連合の軍隊が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及び類似の事項に関するすべての問題は、合同会議を通じて相互間の合意により解決しなければならない。

.....

第十二条

1 国際連合の軍隊は、同軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課せられない。

2 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、これらの者が同軍隊に勤務し、又は同軍隊若しくは第九条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。……

3 2に掲げる者が国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

……

第十三条

……

6 税関検査は、次のものの場合には行わないものとする。

(a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する国際連合の軍隊の部隊又は同軍隊の構成員

(b) 公用の封印がある公文書

(c) 政府の船荷証券により船積される軍事貨物及び軍事郵便路線上にある郵便物

……

第十四条

1 現地で供給される国際連合の軍隊の支持のため必要な資材、需品備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

……

第十五条

日本国に国際連合の軍隊を維持することに伴うすべての経費は、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで同軍隊が負担しなければならない。但し、日本国政府の所有する施設で日本国政府により国際連合の軍隊の使用に供せられるものは、日本国によつて賃貸料その他の対価の免除を受けて提供されるものとする。

第十六条

1 本条の規定に従うことを条件として、

(a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服するすべての者に対し、当該派遣国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。

2

(a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服する者に対し、当該派遣国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（当該派遣国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で当該派遣国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 本条2及び3の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に対する反逆

(ii) 妨害行為（サボタージュ）、ちよう報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 派遣国の軍当局は、次の罪については、国際連合の軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら当該派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら当該派遣国に属する国際連合の軍隊の他の構成員、軍属若しくは家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 前諸項の規定は、派遣国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。但し、これらの者が当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、日本国の領域内における国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡について、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局に対し、当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき派遣国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が当該派遣国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、当該派遣国が引き続き行うものとする。

6 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡を含む。）について、相互に援助しなければならない。但し、それらの物件の引渡は、引渡を行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。

(b) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、派遣国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局が本条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について派遣国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人が本条の規定に従つて日本国の当局又は派遣国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、政府がこの協定の当事者たる他の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。但し、本項の規定は、派遣国の軍当局が当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族は、日本国の裁判権に基いて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行われている条件に基き費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
- (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 当該派遣国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利

10

(a) 国際連合の軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、同軍隊の施設において警察権を行う権利を有する。国際連合の軍隊の軍事警察は、これらの施設において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

(b) 前記の施設の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、且つ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、国際連合の軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の行政協定の千九百五十三年九月二十九日に東京で署名された議定書により改正された第十七条の規定が更に改正される場合には、この協定の当事者は、協議の上、本条の対応規定に同様の改正を行うものとする。但し、当該派遣国に属する国際連合の軍隊が、その更に行われた改正をもたらした事情と同様の事情の下にある場合に限る。

12 千九百五十三年十月二十六日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書及びその附属書は、日本国政府と同議定書に署名したこの協定の他の当事者との間において、この協定が当該当事者について効力を生ずる日に効力を失う。

第十八条

1 この協定の各当事者は、その軍隊の構成員又は文民たる政府の職員が公務の執行に従事している間に日本国において被つた負傷又は死亡については、その負傷又は死亡が公務執行中のこの協定の他のいずれかの当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府の職員によるものであるときは、その他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

2 この協定の各当事者は、日本国において所有する財産に対する損害については、その損害が公務執行中のこの協定の他のいずれかの当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府の職員によるものであるときは、その他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

3 契約による請求権を除く外、公務執行中の国際連合の軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は国際連合の軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、非戦闘行為に伴って生じ、且つ、日本国において第三者を負傷させ若しくは死亡させ、又はこれに財産上の損害を与えたものから生ずる請求権は、日本国が次の規定に従つて処理するものとする。

.....

第二十四条

すべての国際連合の軍隊は、すべての国際連合の軍隊が朝鮮から撤退していなければならない日の後九十日以内に日本国から撤退しなければならない。この協定の当事者は、すべての国際連合の軍隊の日本国からの撤退期限として前記の期日前のいずれかの日を合意することができる。

.....

以上の証拠として、下名は、各自の政府から署名のために正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。この原本は、日本国政府の記録に寄託する。日本国政府は、その認証謄本をすべての署名政府及び加入政府に送付するものとする。

日本国政府のために

岡崎勝男 (署名)

受諾を条件として

統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府のために

J・グレイアム・パースンズ (署名)

国際連合の諸決議に従って朝鮮に軍隊を派遣している国の諸政府
カナダ政府のために

R・W・メイヒュー (署名)

受諾を条件として

ニュー・ジーランド政府のために

R・M・ミラー (署名)

受諾を条件として

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

エスラー・デニング (署名)

南アフリカ連邦政府のために

エスラー・デニング (署名)

受諾を条件として

オーストリア連邦政府のために

E・ロナルド・ウォーカー (署名)

フィリピン共和国政府のために

ホセ・F・イムペリアル (署名)

フランス共和国政府のために

ダニエル・レヴィ (署名)

千九百五十四年四月十二日

イタリア政府のために

B・L・ダイエータ（署名）

千九百五十四年五月十九日

合意議事録第1項

出典：外務省HP「朝鮮国連軍と我が国の関係について」掲載のリンク

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000358948.pdf>

解題

この条項は「国連の行動に従事する軍隊」と「それを軍事支援する軍隊」という二つのカテゴリーへと日本が支援すべき米軍を区別することに根拠を持っている²⁸。

第一条に関し、

- 1 この協定の適用上、アメリカ合衆国政府は、「統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府」の資格においてのみ行動する。日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づいて行われる取極により定められる。

20. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(MSA協定、1954年3月8日)抄録

出典：『日米関係資料集 1945－97』

解題

この協定ではアメリカと日本の双方が互いに軍事的に支援することを定めている。日本は自らの防衛に責任を果たすよう義務付けられた。日本はこの協定に基づいて防衛庁設置法・自衛隊法を制定し、保安隊を自衛隊に改組した。つまり日本の本格的な再軍備に道を開いた協定である。第3条では供与される物件等についての秘密保持規定が定められており、この実施のため、日本は1954年6月に日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MSA 秘密保護法、秘密保護法）を制定した²⁹。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

²⁸ 矢部前掲書 250～251 頁参照。

²⁹ 以下の Wikipedia の項を参照してまとめた。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E3%81%A8%E3%82%A2%E3%83%A1%E3%83%AA%E3%82%AB%E5%90%88%E8%A1%86%E5%9B%BD%E3%81%A8%E3%81%AE%E9%96%93%E3%81%AE%E7%9B%B8%E4%BA%92%E9%98%B2%E8%A1%9B%E6%8F%B4%E5%8A%A9%E5%8D%94%E5%AE%9A>

国際連合憲章の体制内において、同憲章の目的及び原則を信奉する諸国がその目的及び原則を支持して個別的及び集団的自衛のための効果ある方策を推進する能力を高めるべき自発的措施によって、国際の平和及び安全保障を育成することを希望し、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約に述べられている日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有するとの確信を再確認し、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の前文において、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和及び安全保障を増進すること以外に用いられるべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを、アメリカ合衆国が期待して、平和及び安全保障のために暫定措置として若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持するとある趣旨を想起し、

日本国のための防衛援助計画の策定に当つては経済の安定が日本国の防衛能力の発展のために欠くことができない要素であり、また、日本国の寄与がその経済の一般的な条件及び能力の許す範囲においてのみ行うことができることを承認し、

アメリカ合衆国政府が、前記の目的とするところを達成するためアメリカ合衆国による防衛援助の供与を規定する改正後の千九百四十九年の相互防衛援助法及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法を制定したことによりこれらの原則を支持したことを考慮し、

その援助の供与を規律する条件を定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 各政府は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し、及びこの協定の両署名政府が各場合に合意するその他の政府に対し、援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとする。いずれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に従って使用に供する援助は、千九百四十九年の相互防衛援助法、千九百五十一年の相互安全保障法、この二法律を修正し又は補足する法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助に関する規定並びに当該援助の条件及び終了に関する規定に従って供与するものとする。

2 各政府は、この協定に従って受ける援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。

3 各政府は、相互間で合意する条件及び手続に従い、他方の政府に対し、この協定に基いて供与される装備又は資材（有償で供与される装備及び資材を除く。）で使用に供される当初の用途のために必要でなくなつたものの返還を申し出るものとする。

4 各政府は、共通の安全保障のため、この協定に従って受ける装備、資材又は役務の所有権又は占有権を、これらの援助を供与する政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者以外の者又は他の政府に移転しないことを約束する。

第二条

日本国政府は、相互援助の原則に従い、アメリカ合衆国が自国の資源において不足し、又は不足する虞がある結果必要とする原材料又は半加工品で日本国内で入手することができるものを、合意さ

れる期間、数量及び条件に従つて、生産し、及びアメリカ合衆国政府に譲渡することを容易にすることに同意する。その譲渡に関する取極に当つては、日本国政府が決定する国内使用及び商業輸出の必要量について十分な考慮を払わなければならない。

第三条

- 1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。
- 2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

第四条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、防衛のための工業所有権及び技術上の知識の交換の方法及び条件を規定する適当な取極であつて、その交換を促進するとともに、私人の利益を保護し及び秘密の保持を図るものを作成するものとする。

第五条

両政府は、アメリカ合衆国政府が実施する援助計画に割り当てられ、又は同計画から生ずるすべての資金について、差押その他の法律上の執行の手續を執ることが援助計画の目的の達成を妨げる虞がある旨をアメリカ合衆国政府から日本国政府に通告したときは、日本国政府が、いずれの人、法人その他の団体、その機関又は政府もその手續を行うことができないように、その資金を積み立て、他の資金から分離し、又はその資金に対する権原を確保するための手續きを設ける目的で協議するものとする。

第六条

- 1 日本国政府は、次のものを許与するものとする。
 - a この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本国の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対してその輸入又は輸出の際に課せられる関税及び内国税の免除（別段の合意がある場合を除く。）
 - b 附属書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基く資材、需品、装備及び役務の調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金に影響するときは、その租税の免除又はその払いもどし
- 2 関税の免除並びに附属書Eに掲げる日本の租税の免除及び払いもどしは、相互防衛のための資材、需品、装備及び役務に対するアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金で、1に定めるもの以外のものについても行われるものとする。これらの支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に適合して支出されるもの及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法又はその後同法を補足し、修正し、若しくはこれに代るべき法律に基くアメリカ合衆国政府の対外援助計画に適合して支出されるものを含む。

第七条

- 1 日本国政府は、アメリカ合衆国政府の職員で、この協定に基いて供与される装備、資材及び役務に関するアメリカ合衆国政府の責務を日本国の領域において遂行し、且つ、この協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する援助の進ちよく状況を観察する便宜を与えられるものを接受することに同意する。その職員（臨時に任用される職員を含む。）でアメリカ合衆国の国民であるものは、日本国政府に対する関係においては、アメリカ合衆国大使館の一部とみなされて大使館の長の指揮及び監督の下に行動するものとし、アメリカ合衆国大使館に属する相当級の他の職員と同一の特権及び免除を与えられる。

2 日本国政府は、この協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供するものとする。

第八条

日本国政府は、国際の理解及び善意の増進並びに世界平和の維持に協同すること、国際緊張の原因を除去するため相互間で合意することがある措置を執ること並びに自国政府が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて負っている軍事的義務を履行することの決意を再認識するとともに、自国の政治及び経済の安定と矛盾しない範囲でその人力、資源、施設及び一般的経済条件の許す限り自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自国の防衛能力の増強に必要となることがあるすべての合理的な措置を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援助の効果的な利用を確保するための適当な措置を執るものとする。

第九条

1 この協定のいかなる規定も、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約又は同条約に基いて締結された取極をなんら改変するものと解してはならない。

2 この協定は、各政府がそれぞれ自国の憲法上の規定に従って実施するものとする。

第十条

1 両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従って行われる活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協議するものとする。

2 この協定の条項は、いつでも、いずれか一方の政府の要請があつたときは再検討することができ、また、両政府間の合意により改正することができる。

第十一条

1 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から、日本国がこの協定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この協定は、いずれか一方の政府が他方の政府からこの協定を終了させる意思の書面による通告を受領した日の後一年を経過するまで、引き続き効力を有する。但し、第一条2、3及び4の規定並びに第三条1及び第四条に基いて締結される取極は、両政府が別段の合意をしない限り、なお引き続き効力を有する。

3 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部とする。

4 この協定は、国際連合事務局に登録するものとする。

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男（署名）

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン（署名）

附属書A

アメリカ合衆国政府は、この協定の実施に当り、日本国及び他の国の使用に供すべき需品及び装備を実行可能な場合には日本国内において調達することを、並びに日本国の防衛生産の諸工業に情報を提供し、及びその諸工業の技術者の訓練を促進することを、他の条件の許す範囲内で、できるだけ考慮するものとする。この点に関連して、日本国政府の代表者は、アメリカ合衆国政府が日本国の防衛生産の諸工業の資金調達を援助するよう考慮するならば、日本国の防衛能力の発展は著しく容易になるべきことを述べた。

両政府は、アメリカ合衆国による日本国内における調達を容易にするため、両政府の間に十分な連絡手段を設けることが望ましいことを認める。

附属書B

日本国政府が第三条1に従って執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

附属書C

両政府は、標準化の原則から生ずる利益を認めて、型及び品質に関し、この協定に基いて供与される援助の効果的な使用及び維持を促進する程度の標準化を達成するため、実行可能な共同措置を執ることが望ましいことに同意した。

附属書D

日本国政府は、共通の安全保障のため、世界平和の維持を脅かす国との貿易を統制する措置を執ることについて、アメリカ合衆国その他の平和愛好国の政府と協力するものとする。

附属書E

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、第六条の実施のため、次のとおり合意する。

1 第六条1b及び2にいう日本の租税とは次のものをいう。

- a 物品税
- b 通行税
- c 揮発油税
- d 電気ガス税

2 両政府は、この附属書に明示していない日本の現在の又は将来の租税で第六条に定める支出金について適用があると認められるものに関し、免除及び払いもどしを許与するための手続につき合意するものとする。

3 日本の租税の免除及び払いもどし並びに関税の免除は、アメリカ合衆国政府の適当な証明がある場合に行われるものとする。

4 アメリカ合衆国政府が、第六条に基いて関税又は租税の免除を受けて、日本国に輸入し、又は日本国内で調達する資材、需品及び装備は、日本国及びアメリカ合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って認める場合を除く外、日本国内で処分してはならない。

5 第六条及びこの附属書は、

- a 日本国の法令で定める輸入又は輸出の手続の免除を必要とするものと解してはならず、また、
- b 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定その他の現行の協定及

び取極に従つて日本国の法令で定める関税及び内国税の免除に影響を及ぼすものと解してはならない。

附属書F

- 1 両政府は、この協定によつて供与される援助の進捗状況を観察するアメリカ合衆国政府の責務を第七条に従つて日本国において遂行するアメリカ合衆国政府の職員に対して日本国政府が与えるべき便宜に関し、その便宜が合理的なものでなければならず、且つ、日本国政府に不当な負担となつてはならないことに同意する。
- 2 両政府は、前記の職員で外交特権を与えられるべきものの数をできるだけ少なくすることに同意する。
- 3 両政府は、アメリカ合衆国政府の国籍を有する前記の職員でアメリカ合衆国大使館の一部とみなされるものの地位が、在日本国アメリカ合衆国大使館に属する相当級の職員の地位と同一であることに同意する。

.....

附属書G

- 1 両政府は、日本国政府が第七条の規定に従つて随時提供すべき経費の価額を必要の最小限に制限することに同意する。
- 2 両政府は、また、日本国政府が、1の規定に掲げる経費を提供する代りに、必要な且つ適当な不動産、備品、需品及び役務を使用に供することができることに同意する。
- 3 両政府は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上で、両政府の間で合意すべきことに同意する。
- 4 日本国政府による負担は、両政府の間で合意することがある取極に従つて使用に供されるものとする。
- 5 両政府は、さらに、この協定の効力発生の日から千九百五十五年三月三十一日までの最初の期間において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額が、その期間において同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、三億五千七百三十万円（三五七、三〇〇、〇〇〇円）をこえないことに同意する。

21. MSA協定、日米共同発表(1954年3月8日)

出典：「データベース 世界と日本」<https://worldjpn.net/>

解題

この文書の冒頭に注目してほしい。MSA協定の目的の核心は、経済援助ではなく、「防衛能力の増強」のための援助だと記されている。前項の解題で述べたことがここにもはっきりと表れている。

本日署名された相互防衛援助協定は、米国の相互安全保障法に基く援助供与の基礎を規定し、日本の経済の安定がその防衛能力の増強に不可欠の要素であることを認めて、日本に対する防衛援助計画の立案を促進しようとするものである。本協定は在日米国大使の指揮統制の下に行動する米国軍事援助顧問団の設置も意図している。本顧問団は日本の防衛のための部隊の増強のための援助に任ずる。日本政府は顧問団の所要経費を賄うため若干の現物を提供するほか、総額三億五千七百三十万円（約九十九万ドル）を超えない額を提供することに同意した。装備の返還に関する取極めは、

日本に供与された装備で所期の目的に最早必要でなくなったものは相互に同意された手続に従って返還のために提供されるべきことを一般的に規定している。

農産物購入に関する協定は五千万ドルを超えない価額の米国余剰農産物を日本に売却する基礎を規定している。同協定によれば米国は農産物購入に必要なドルを支払い、日本は、それに相当する円貨を日本銀行に設定される米国の勘定に積立て、経済措置に関する協定の条件に基き、この積立金の二〇パーセント又は一千万ドル相当円を超えざる額を日本の防衛産業の援助及び日本の経済能力の増強に役立つその他の目的のために提供し、残りの八〇パーセントは米国により軍事援助計画を実施するための日本における物資及び役務の調達のため使用される。投資保証に関する協定は対日投資促進のため米国政府が米国実業人に或種の保護を与えることを認めるものである。

これらの諸協定は審議のため国会に提出され米国側が日本側の批准又は承認の通告を受けた時に発効する。

22. 重光・ダレス会談に関する日米共同声明(1955年8月31日)抄録

出典：前掲『日米関係資料集 1945-97』

解題

この会談において重光は米比条約やアンザス条約と同様の「相互防衛条約的なものへと日米安保条約を改定することを提起したが、ダレスに相手にされなかった。」³⁰

日本国副総理兼外務大臣重光葵は、国務長官ジョン・フォスター・ダレス及び他の米国政府高官との間の三日間にわたる会談を終了した。

……

最近の国際情勢、特にジュネーヴにおける「頂上」³¹会談の意義、国際連合における軍縮問題に関する現在の討議、及びジュネーヴにおける来るべき外相会議について世界的な観点から、自由な、かつ、忌憚なき意見の交換が行われ、また、極東情勢についても討議が行われた。ダレス長官は、全般的な平和の増進に導くべきあらゆる方途を忍耐強く探求しつつ、確乎として自由を支持する米国の政策を説明した。重光外務大臣は、ソ連邦及び中国における自らの経験に徴し、自国の政策を解明した。国務長官及び外務大臣は、大規模な戦争の急迫した危険は遠のいたようであるが、国際情勢、特に極東の情勢には、いまだ不安定な要素が残っており、平和のより良い見通しを維持するためには、自由世界が引続き結束することが必要であるという見解に一致した。

外務大臣は、日本が、その外交政策の礎石として、米国及び自由世界との協力を維持する決意を表明した。これに関連して、国務長官と外務大臣は、極東における安定及び永続的平和を確保するために、日米両国間において、一層緊密な協力が行われることが望ましいことを認め、両国政府が共通の関心を有する諸問題について引続き協議すべきことに意見が一致した。

日本の安全保障に関する基本的諸問題が討議された。外務大臣は、日本の防衛力が現在相当の水準に達したことを指摘し、日本の能力の範囲内において防衛力漸増の政策が継続されるべき旨の堅

³⁰ 『日米関係資料集 1945-97』 352 頁。

³¹ 「1955年7月18日、スイスのジュネーヴで開催された、第二次世界大戦後最初のアメリカ・ソ連・イギリス・フランスの4カ国巨頭会談。具体的な成果はなかったが東西冷戦の中での平和共存をさぐる一歩となった。」 <https://www.y-history.net/appendix/wh1602-034.html>

い決意を表明した。外務大臣は、日本の防衛当局が最近作成した日本の防衛能力増強に関する諸計画を説明した。これらの諸計画は、東京における日米防衛関係に関する継続的な協議の過程において検討され、かつ、戦略上の要請に照して随時再検討されるべきことに意見が一致した。

日本が、できるだけすみやかにその国土の防衛のための第一次的責任を執ることができ、かくて西太平洋における国際の平和と安全の維持に寄与することができるような諸条件を確立するため、実行可能なときはいつでも協力的な基礎にたつて努力すべきことに意見が一致した。また、このような諸条件が実現された場合には、現行の安全保障条約をより相互性の強い条約に置き代えることを適当とすべきことについても意見が一致した。

さらに、このような条約を締結することを目標として、東京において防衛問題に関する日米両国代表間の協議を行うべきこと、及びその協議に当つては、日本自体の防衛力が増大するに伴い、アジアにおける関連した事態を考慮しつつ、米国の地上部隊を漸進的に撤退させる計画を樹立することについて考慮を払うべきことに意見が一致した。

在日米軍の支持のための日本の財政的寄与の問題に関しては、今後数年間にわたる漸減に関する一般的方式を設定することが望ましいことについて意見の一致を見た。

……

今次会談を通じ、日米両国の代表は、日本はアジアの大国として、アジアの安定と平和に貢献するため、他のアジア諸国と友好的に協力して積極的役割を果たすべきであると認めた。両国代表は、日本が国内安定の確立、国民経済の再建及び防衛能力の強化に努力していることにかんがみ、日米両国間の継続的協力のため一層強固な基礎が存在することに意見が一致した。重光外務大臣及びダレス國務長官は、両国が相携えて、かつ、他国とともに世界の平和と自由の強化のための任務を遂行しうるために、この協力関係をさらに拡大せんとする両国政府の決意をあらためて確認した。

23. 在日米軍基地に関する極秘報告書(1957年2月14日)抄録

出典：矢部前掲書

解題

この文書は、アメリカ大使館のNo.2の地位を占めていたホーシー公使が、本国からの依頼に応じ、日本における米軍基地の実態を調査した極秘報告書である。この中でホーシーは日本における米軍の法的権利とその範囲の広さに驚くと書いていると共に、日本からの報復を招く恐れがあることを記している。國務省の役人の中にはこのように考える人がよくいる、と矢部は指摘している。しかし、米軍はそんな心配はいらない、と突っぱねるのだろう。

日本国内におけるアメリカの軍事行動のおどろくべき特徴は、その物理的な規模の大きさに加えて、アメリカのもつ基地権の範囲の広さにある。(旧) 安保条約の第3条にもとづく行政協定は、アメリカが占領中にもっていた、軍事的活動を独自におこなうための権限と権利を、アメリカのために大規模に保護している。安保条約のもとでは、日本政府のいかなる相談もなしに、「極東における国際平和と安全の維持に貢献するため」という理由で米軍をつかうことができる。

こうした〔基地の〕あり方は、将来、もしも在日米軍が戦争にまきこまれたときには、日本からの報復を引きおこす原因となるだろう。行政協定のもとでは、新しい基地についての条件を決める権利も、現存する基地をもちつづける権利も、米軍の判断にゆだねられている。それぞれの米軍基地についての基本合意に加え、地域の主権と利益を侵害する数多くの補足的な取り決めが存在する。数もわからない、非常に多くのアメリカの諜報機関と防諜機関のエージェントたちが、なんの

さまたげもなく日本中で活動している。米軍の舞台や装備、家族なども、地元とのいかなる取り決めもなしに、また地元当局への事前連絡さえなしに、日本に自由に出入りすることを正式に許されている。

すべてが米軍の決定によって、日本国内で大規模な演習がおこなわれ、砲弾の発射訓練が実施され、軍用機が飛びまわり、そのほか、非常に重要な軍事活動が日常的におこなわれている。それらの決定は、行政協定によって確立した〔アメリカの〕基地権にもとづいている。このような強制された基地のあり方に対し、これまで日本人は驚くほどわずかな抵抗しかせず、日本の主権が侵害されるなか、米軍基地の存在をだまって受け入れてきた。〔しかし、そうした状況をそのまま受け入れていこうという勢力が存在する一方で、期限を決めて終了させようという動きもある。だから日本の米軍基地問題は、〕現在、重大な岐路にさしかかっている。

……

地位協定のなかでの「関係法理の範囲内」という文言に関して、現に効力のある法令が不適當であることがわかった場合、日本における米国軍隊の防衛責任は満足できるかたちではたせるようにするため、日本の法令の改正を求めることの望ましきまたは必要性について合同委員会は議論する。

24. 岸信介首相とアイゼンハワー米大統領との共同コミュニケ(1957年6月21日) 抄録

出典：『日米関係資料集 1945-97』

解題

岸にとっては総理大臣として最初の訪米であった。「講和発行から5年目を迎え、日米関係の見直しが日米双方で意識され、日本側では『従属から対等へ』『日米新時代』が合言葉となった。」³²ここから安保条約の改定の道が開かれたのである。しかし、そのような言葉とは裏腹に、安保改定が表面上のものであり、かえって対米従属が深まる結果となった。日本側からもそのような意図がアメリカ側に伝えられていた。

合衆国大統領及び日本国総理大臣は、両国が関心を有する諸問題についての有益な討議を本日終了した。両者の会談の焦点は、主として日米関係に置かれたが、両者は、また、共通の関心の対象たる国際問題、特にアジアの情勢について討議した。

I

大統領及び総理大臣は、全面戦争の危険はいくらか遠のいたが、国際共産主義は依然として大きな脅威であることについて意見が一致した。よつて、両者は、自由諸国が引き続きその力と団結を維持すべきであることに意見が一致した。自由世界の侵略阻止力がこの数年間に極東及び世界を通じて公然たる侵略を防止するため有効な働きをしてきたことが相互に承認された。

大統領及び総理大臣は、日米関係が共通の利益と信頼に確固たる基礎を置く新しい時代に入りつつあることを確信している。両者は、日米両国間の緊密な関係から得られる多くの相互的利益について討議した。よつて、大統領及び総理大臣は、両国間の協力の次の諸原則を確認することが適當であると決定した。

³² 『日米関係資料集 1945-97』 411 頁。

.....

(2) 両国は、国際連合の原則に従つて自由と正義に基く平和のために自らを捧げるものである。両国は、平和と自由が支配しうる状態を確立するため努力することを決意している。このため、両国は、国際連合を支持し、かつ、自由世界の団結の維持及び強化に最善の努力を捧げる。両国は、国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の場合のほかは、いかなる国の武力の行使にも反対する。

(3) 自由世界は、平和の維持のため、軍備が有効な管理の下に置かれるまでは、その防衛力を維持しなければならない。同時に、自由諸国は、経済的及び社会的進歩のため並びにアジア及び世界を通ずる自由の強化のために必要な諸条件の実現を促進する努力を強化することを必要とする。援助を希望する自由なアジア諸国に対しては、経済開発及び技術訓練のための方策を進めるについて援助が与えられるべきである。

.....

II

日米両国間の安全保障に関する現行の諸取極について討議が行われた。合衆国によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なきときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に関して生ずる問題を検討するために政府間の委員会を設置することに意見が一致した。同委員会は、また、安全保障条約に基いて執られるすべての措置が国際連合憲章の原則に合致することを確保するため協議を行う。大統領及び総理大臣は、千九百五十一年の安全保障条約が本質的に暫定的なものとして作成されたものであり、そのままの形で永久に存続することを意図したものではないという了解を確認した。同委員会は、また、これらの分野における日米両国の関係を両国の国民の必要及び願望に適合するように今後調整することを考慮する。

合衆国は、日本の防衛力整備計画を歓迎し、よつて、安全保障条約の文言及び精神に従つて、明年中に日本国内の合衆国軍隊の兵力を、すべての合衆国陸上戦闘部隊のすみやかな撤退を含み、大幅に削減する。なお、合衆国は、日本の防衛力の増強に伴い、合衆国の兵力を一層削減することを計画している。

.....

総理大臣は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本への返還についての日本国民の強い希望を強調した。大統領は、日本がこれらの諸島に対する潜在的主権を有するという合衆国の立場を再確認した。しかしながら、大統領は、脅威と緊張の状態が極東に存在する限り、合衆国はその現在の状態を維持する必要を認めるであろうことを指摘した。大統領は、合衆国が、これらの諸島の住民の福祉を増進し、かつ、その経済的及び文化的向上を促進する政策を継続する旨を述べた。

.....

25. 日米安全保障条約と国際連合憲章の関係に関する交換公文(1957年9月14日)

出典：『日米関係資料集 1945-97』

解題

日本側からの申し入れで作成された公文。「その中で、国連憲章が安保条約に優先することを確認し、原則として、国際紛争解決のための武力行使は許されないという国連加盟国の義務を確認

し、武力行使の出来る例外的な場合として、憲章の第 51 条に規定された個別的集团的自衛の権利による場合があることが明示された。」³³

日米安全保障条約と国際連合憲章との関係に関する交換公文について

日米安全保障条約締結の当時、米国は、すでに国際連合の加盟国であったし、日本は、同時に締結された平和条約において、国際連合への加盟を申請しかつあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守する意思を宣言し、また、国際連合憲章第二条に掲げる義務、すなわち、紛争の平和的解決、武力による威嚇又は武力の行使の避止、国際連合に対する援助等の義務を受諾していた。したがって、日米安全保障条約ないし同条約に基づいて締結された行政協定はもともと国連憲章の趣旨に添うよう起草されたものであり、同憲章と両立しないような規定を含んでいない。

しかし、安全保障条約の締結の当時はまだ日本が国連の加盟国ではなかつた関係もあつて、同条約では、国連憲章との関係が条約の明文上必ずしも明かになっていないものがある。従来安全保障条約について行われている議論の中には、右の明文規定の欠如からくる誤解に基くものも少なくないようであるが、今次の交換公文によつてこの種の誤解は一掃されるものと考ええる。

なお、米国が諸外国と締結している安全保障に関する取極には、一般に今次交換公文の諸項と同趣旨の規定が含まれている。

日本側書簡

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、安全保障条約に基いて執られるすべての措置が国際連合憲章の原則に合致することを確保するため協議することを含めて同条約に関して生ずる問題を検討するため、千九百五十七年六月二十一日のコミュニケに発表された合意に従つて安全保障に関する日米委員会が設置されたことに言及する光栄を有します。

安全保障条約及び行政協定の規定は国際連合憲章に含まれる義務と完全に両立するように起草されたというのが日本国政府の見解であります。

よつて、安全保障に関する委員会によるその任務の遂行に資するため、日本国政府は、同政府及びアメリカ合衆国政府が国際連合憲章との関連における安全保障条約及び行政協定の解釈に関して意見が一致していること、並びに次のことが両政府共通の了解であることを確認いたしたいと思ひます。

A 安全保障条約は、国際連合憲章に基く両政府の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。

B 国際連合憲章に定めるところに従い、両政府は、その関係することがある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決し、並びにその国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎む義務を有する。

C 安全保障条約に基いて執られることがある措置（安全保障条約に基いて締結された行政協定に基いて執られることがある措置を含む。）は、国際連合憲章第五十一条の規定が適用されるべきものであるときはいつでも、同条の規定に合致しなければならない。

³³ 『日米関係資料集 1945-97』414 頁。

本大臣は、貴国政府が前記の日本国政府の了解を確認されれば幸であります。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和三十二年九月十四日

日本国外務大臣 藤山愛一郎

日本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使
ダグラス・マックアーサー二世閣下



書簡をもつて啓上いたします。本使は、英語による訳文が次のとおりである千九百五十七年九月十四日付の閣下の書簡に言及する光栄を有します。

(日本側書簡省略)

本使は、さらに、アメリカ合衆国政府が前記の日本国政府の了解を確認すること並びに閣下の書簡及びこの返簡によつて、両政府の国際連合憲章との関連における安全保障条約及び行政協定の解釈に関して意見が一致していることが確認されることを閣下に通知する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十七年九月十四日

ダグラス・マックアーサー二世

日本国外務大臣 藤山愛一郎閣下

26. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件 東京地方裁判所 昭和32年(特わ)第367号、368号、昭和34年3月30日 判決(砂川事件第一審判決「伊達判決」、1959年)

出典：<https://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/96-1.html> (京都産業大学 HP 法学部「憲法学習用基本判決集」より)

解題

いわゆる「砂川事件」³⁴裁判において、米軍の日本駐留について、違憲判決を下した画期的な判決。東京地方裁判所(裁判長判事・伊達秋雄)は、1959年(昭和34年)3月30日、「日本政府がアメリカ軍の駐留を許容したのは、指揮権の有無、出動義務の有無に関わらず、日本国憲法第9条2項前段によって禁止される戦力の保持にあたり、違憲である。したがって、刑事特別法の罰則は日本国憲法第31条(デュー・プロセス・オブ・ロー規定)に違反する不合理なものである」と判定し、砂川事件で起訴された被告全員に無罪判決を下した。これに対し、検察側は直ちに最高裁判所へ跳躍上告³⁵している。

³⁴ 「砂川事件」については下記の Wikipedia の記事および矢部前掲書 273 頁以下を参照。
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A0%82%E5%B7%9D%E4%BA%8B%E4%BB%B6>

³⁵ 「跳躍上告」は、刑事裁判において第一審裁判所の判決に対し、その判断を不当として控訴を経ず直接最高裁判所に申し立てを行うことです。

■ 主 文

本件各公訴事実につき、被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪。

■ 理 由

[1] 本件公訴事実の要旨は、東京調達局においては日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法及び土地収用法により内閣総理大臣の使用認定を得て、昭和32年7月8日午前5時15分頃からアメリカ合衆国空軍の使用する東京都北多摩郡砂川町所在の立川飛行場内民有地の測量を開始したが、この測量に反対する砂川町基地拡張反対同盟員及びこれを支援する各種労働組合員、学生団体員等千余名の集団は同日早朝から右飛行場北側境界柵外に集合して反対の氣勢をあげ、その中の一部の者により滑走路北端附近の境界柵は数十米に亘って破壊された。被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎は右集団に参加していたものであるが、他の参加者300名位と意思相通じて同日午前10時40分頃から同11時30分頃までの間に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所からアメリカ合衆国軍隊が使用する区域であつて入ることを禁じた場所である前記立川飛行場内に深さ4、5米に亘って立入り、被告人椎野徳蔵は国鉄労働組合の一員として右集団に参加していたものであるが、同日午前10時30分頃から同11時50分頃までの間に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所から合衆国軍隊が使用する区域であつて入ることを禁じた場所である前記立川飛行場内に深さ2、3米に亘って立入つたものであるといふので、按ずるに、

[2] 証人提英雄（第3回公判）、同奥田乙治郎（第10回公判）の当公廷における各供述、昭和27年7月26日附官報号外第73号、証人青木市五郎（第13回公判、被告人土屋、同江田、同武藤については同公判調書中の供述記載部分）、同宮崎伝左エ門（第14回公判、被告人土屋、同江田、同武藤については同公判調書中の供述記載部分）、同井口久（第4回公判、被告人土屋については同公判調書中の供述記載部分）の当公廷における各供述、井口久作成の実況見分調書（以上は「アメリカ合衆国軍隊が使用する区域であつて入ることを禁じた場所である」との事実の証拠）、証人森生新市蔵（第5回公判、被告人坂田、同江田については同公判調書中の供述記載部分）の当公廷における供述、米軍憲兵司令官作成の立川警察署長宛「立川空軍基地における日本警察使用要請」と題する書面（以上は「正当な理由がない」との事実の証拠）、証人提英雄（第3回公判）、同岩附忠宣（第6

「跳躍上告」ができる第一審裁判所の判決

☆法律・命令・規則・処分が憲法違反であるとした判決。

☆地方公共団体の条例または規則が法律に違反するとした判決。

判決が不服ということだけでは「跳躍上告」はできません。憲法に違反するという判決や憲法解釈の違い、また法律に反するという判決などについてののみです。このままにしておくと、法を運用するうえでの混乱を招きかねず、混乱を防止するために、少しでも早く最終判断を出すべきであるという意味から、このような第二審裁判所を飛び越して、迅速に最高裁判所の判断を行うという

「跳躍上告」の仕組みがあります。」

https://benesse.jp/teikitest/kou/social/contemporary_society/k00482.html より。

回公判)の当公廷における各供述、東京調達局不動産部管理第1課作成の立川飛行場既提供民有地実測地籍図、井口久作成の実況見分調書、公判準備における当裁判所の検証調書、証人山下健三

(第5回公判、被告人坂田、同江田については同公判調書中の供述記載部分)、同小室欽二郎、同吉泉勇吉、同中山元次、同大沼孝太郎(以上第6回公判、被告人坂田、同江田については同公判調書中の供述記載部分)、同中川喜英、同福島清吾、同熊倉留吉、同坂本隆二、同池戸憲幸、同小暮乙丸

(以上第7回公判、被告人土屋については同公判調書中の供述記載部分)、同石田登、同横瀬治利、同青木勝吉、同谷合精一、同小山覚造(以上第8回公判、被告人土屋については同公判調書中の供述記載部分)、同永広良弘、同福永敏雄、同多田隆之、同大津勇(以上第9回公判、被告人江田については同公判調書中の供述記載部分)、同古館昭一(第11回公判、被告人土屋、同江田、同武藤については同公判調書中の供述記載部分)、同飯島正則(第12回公判、被告人江田については同公判調書中の供述記載部分)、同常山貫治、同中川喜英、同石塚通、同中山元次、同後藤広、同山本繁

(第18回公判、被告人土屋、同江田については同公判調書中の供述記載部分)、証人蕪野栄作(第13回公判、被告人土屋については同公判調書中の供述記載部分)、同樋口徳次(第14回公判、被告人土屋、同江田、同武藤については同公判調書中の供述記載部分)、同島田浩一郎(第15回公判、被告人土屋、同江田、同武藤については同公判調書中の供述記載部分)、同森田実(第16回公判、被告人江田については同公判調書中の供述記載部分)の当公廷における各供述、写真1乃至4、8乃至34、36乃至38、中山元次撮影の写真50枚、押収に係る16ミリフィルム(昭和32年証第739号の1)、日記(同証号の3)、8ミリフィルム(同証号の4)(以上は爾余の事実の証拠)によれば

【3】被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎は共同して昭和32年7月8日午前10時3、40分頃から午前11時頃迄の間に正当な理由がないのにアメリカ合衆国軍隊が使用する区域であつて入ることを禁じた場所である東京都北多摩郡砂川町所在立川飛行場内に深さ約4、5米に亘つて立入り、被告人椎野徳蔵は同日午前10時30分頃から午前11時30分頃迄の間に正当な理由がないのに前記立川飛行場内に深さ約2、3米に亘つて立入つたことが認められる。

【4】右事実は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法(以下刑事特別法と略称する。)第2条に該当するが、同法条は、日米安全保障条約に基いてわが国内に駐留する合衆国軍隊が使用する一定の施設又は区域内における合衆国軍隊及びその構成員等の行動、生活等の平穩を保護するため右施設又は区域にして入ることを禁止した場所に対する、正当な理由なき立入又は不退去を処罰するものであるところ、これに対応する一般刑罰法規としては、軽犯罪法第1条第32号の正当な理由なく立入禁止の場所等に入つた者に対する処罰規定を見出すことができ、従つて刑事特別法第2条は右の軽犯罪法の規定と特別法、一般法の関係にあるものと解することができる。しかして、両者間の刑の輕重をみるに、軽犯罪法は拘留又は科料(情状により刑を免除又は併科し得る。)を科し得るに止まるのに対し、刑事特別法第2条は1年以下の懲役又は2千円以下の罰金若しくは科料を科し得るのであつて、後者においては前者に比してより重刑をもつて臨んでいるのであるが、この差異は法が合衆国軍隊の施設又は区域内の平穩に関する法益を特に重要と考え、一般国民の同種法益よりも一層厚く保護しようとする趣旨に出たものとみるべきである。そこでもしこの合衆国軍隊の駐留がわが国の憲法に何等抵触するものでないならば、右の差別的取扱は敢えて問題とするに足りないけれども、もし合衆国軍隊の駐留がわが憲法の規定上許すべからざるものであるならば、刑事特別法第2条は国民に対して何等正当な理由なく軽犯罪法

に規定された一般の場合よりも特に重い刑罰を以て臨む不当な規定となり、何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第31条及び右憲法の規定に違反する結果となるものといわざるを得ないのである。そこで以下この点について検討を進めることとする。

[5] 日本国憲法はその第9条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」（憲法前文第1段）しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想）を深く自覚」（憲法前文第2段）した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」（憲法前文第2段）とする、即ち戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的な措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来わが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければならない。従つて憲法第9条の解釈は、かような憲法の理念を十分考慮した上で為さるべきであつて、単に文言の形式的、概念的把握に止まつてはならないばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。

[6] そこで合衆国軍隊の駐留と憲法第9条の関係を考察するに、前記のようにわが国が現実的にはその安全と生存の維持を信託している国際連合の機関による勧告又は命令に基いて、わが国に対する武力攻撃を防禦するためにその軍隊を駐留せしめるということであればあるいは憲法第9条第2項前段によつて禁止されている戦力の保持に該当しないかもしれない。しかしながら合衆国軍隊の場合には、わが国に対する武力攻撃を防禦するためわが国がアメリカ合衆国に対して軍隊の配備を要請し、合衆国がこれを承諾した結果、極東における国際の平和と安全の維持及び外部からの武力攻撃に対するわが国の安全に寄与し、且つ1又は2以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起されたわが国内における大規模な内乱、騒じようの鎮圧を援助する目的でわが国内に駐留するものであり（日米安全保障条約第1条）、わが国はアメリカ合衆国に対してこの目的に必要な国内の施設及び区域を提供しているのである（行政協定第2条第1項）。従つてわが国内に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦

争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法に精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。

[7] しかしながらこの点はさて置き、わが国が安全保障条約において希望したところの、合衆国軍隊が外部からの武力攻撃に対してわが国の安全に寄与するため使用される場合を考えて見るに、わが国は合衆国軍隊に対して指揮権、管理権を有しないことは勿論、日米安全保障条約上合衆国軍隊は外部からのわが国に対する武力攻撃を防禦すべき法的義務を負担するものでないから、たとえ外部からの武力攻撃が為された場合にわが国がその出動を要請しても、必ずしもそれが容れられることの法的保障は存在しないのであるが、日米安全保障条約締結の動機、交渉の過程、更にはわが国とアメリカ合衆国との政治上、経済上、軍事上の密接なる協力関係、共通の利害関係等を考慮すれば、そのような場合に合衆国がわが国の要請に応じ、既にわが国防衛のため国内に駐留する軍隊を直ちに使用する現実的可能性は頗る大きいものと思料されるのである。而してこのことは行政協定第24条に「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域防衛のため必要な共同措置を執り、且つ安全保障条約第1条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」と規定されていることに徴しても十分窺われるところである。

[8] ところでこのような実質を有する合衆国軍隊がわが国に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを妨げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第9条第2項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。

[9] もとより、安全保障条約及び行政協定の存続する限り、わが国が合衆国に対しその軍隊を駐留させ、これに必要な基地を提供しまたその施設等の平穏を保護しなければならない国際法上の義務を負担することは当然であるとしても、前記のように合衆国軍隊の駐留が憲法第9条第2項前段に違反し許すべからざるものである以上、合衆国軍隊の施設又は区域内の平穏に関する法益が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは格別、特に後者以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しないところであるから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもつて臨む刑事特別法第2条の規定は、前に指摘したように何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第31条に違反し無効なものといわなければならない。

[10] よつて、被告人等に対する各公訴事実は起訴状に明示せられた訴因としては罪とならないものであるから、刑事訴訟法第336条により被告人等に対しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとおり判決する。

(裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本一郎)

27. 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約(1959年12月3日)抄録

出典：矢部前掲書 69 頁、71 頁、81 頁。

解題

この文書は旧安保条約時の行政協定と新安保時の地位協定とは、見かけが違っただけで実質的には何ら変更がないことを密約するものである。日本側がそのことを申し出ていたことについて証言するマッカーサー大使が本国に送った電報と併せて掲載する。

密約

日本国内における合衆国軍隊の使用のため、日本国政府によって許与された施設および区域〔＝米軍基地〕内での合衆国の権利は、1960年1月19日にワシントンで調印された協定〔＝日米地位協定〕の第3条1項の改訂された文言のもとで、1952年2月28日に東京で調印された協定〔＝日米行政協定〕のもとで変わることなくつく。

「関係法令の範囲内で」という文言に関して、現に効力のある法令が不適當であることがわかった場合、日本における米国軍隊の防衛責任が満足できるかたちではたせるようにするため、日本の法令の改正を求めることの望ましきまたは必要性について合同委員会は論議する。

極秘電報

藤山外務大臣は、行政協定について提案をしてきました。日本政府は本質的にいって、行政協定を広く実質的に変更するよりも、見かけを改善することを望んでいます。その場合には、圧倒的な特権が米軍にあたえられ、実質的な〔改定〕交渉にはならないでしょう。(1959年4月13日付け)

核持ち込みに関する部分の内容

出典：「いままも生き続ける“核密約” 核持ち込みを裏付ける記録も 国際問題研究者・新原昭治さん」<https://www.min-iren.gr.jp/?p=6412>

1、(日米安保) 条約第6条の実施に関する交換公文案に言及された。その実効的内容は、次の通りである。

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更ならびに日本国からおこなわれる戦闘作戦行動(前記の条約第5条の規定 にもとづいておこなわれるものを除く)のための基地としての日本国内の施設および区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする」

2、同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成された。

A 「装備における重要な変更」は、核兵器および中・長距離ミサイルの日本への持ち込み(イントロダクション)ならびにそれらの兵器のための基地の建設を意味するものと解釈されるが、たとえば、核物質部分をつけていない短距離ミサイルを含む非核兵器(ノン・ニュークリア・ウェポンズ)の持ち込みは、それに当たらない。

B 「条約第5条の規定にもとづいておこなわれるものを除く戦闘作戦行動」は、日本国以外の地域にたいして日本国から起こされる戦闘作戦行動を意味するものと解される。

C 「事前協議」は、合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来(エントリー)、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入り(エントリー)に関する現行の手続きに影響を与えるものとは解されない。合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更の場合を除く。

D 交換公文のいかなる内容も、合衆国軍隊の部隊とその装備の日本からの移動（トランスファー）に関し、「事前協議」を必要とするとは解釈されない。

28.「日本との相互協力及び安全保障条約における協議の取決めの解説」第IV項 (1959年6月)

出典：松山健二「日米安保条約の事前協議に関する「密約」」（『調査と情報』第672号、国立国会図書館調査立法考査局、2010年）

解題

いわゆる藤山-マッカーサー密約を解説している米外交文書。その内容の一部が出典元で記載されているが、基地権に関する部分を引用する。ここでも国連軍と在日米軍とは区別されている。

新しい条約の取決めが発効した後の第1回米日安全保障協議委員会において、藤山外相は日本政府の見解として、「在韓国連軍に対する攻撃によって生起する緊急事態における例外的な措置として、在韓国連軍が休戦協定に違反して行われた武力攻撃を撃退できるよう、当該武力攻撃への対応として国連の統合司令部の下で日本にいる合衆国軍隊によって戦闘作戦行動が即座にとられる必要がある場合は、そのために日本の施設・区域を使用してよい。」と述べる。

29. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件 最高裁判所 昭和34年(あ)第710号 昭和34年12月16日 大法院 判決(砂川事件跳躍上告判決、1959年12月16日)

出典：「データベース 世界と日本」<https://worldjpn.net/>

解題

伊達判決は、「アメリカ側の工作によってこの判決は同年12月16日に最高裁で覆されてしまうのです。その理由は、翌年に予定されていた安保改定に影響が出ることをおそれたマッカーサー駐日大使が、判決の年内破棄をめざしてはげしい政治工作を展開したからでした。」³⁶その工作の内容は、判決翌日に藤山外務大臣に跳躍上告を指示し、その後「田中耕太郎最高裁長官と情報交換しながら、裁判をコントロールした」³⁷、という具合だった。この工作は日米両政府によって合意された明確な戦略によるものだと、矢部は述べ、その裏付けとしてマッカーサー大使が、ダレス国務長官にあてて送った公電（1959年4月1日）を挙げている。そこでは次のようにのべられている。「日本政府が確信をもって予測しているように、最高裁がこの一審判決を明確なかたちでくつがえすことができれば、（略）日本が自衛のために適切な措置をとる権利をもつことを、健全な形であきらかにすることになるでしょう。」³⁸

○判示事項

- 一、憲法第九条はわが国の自衛権を否定するか
- 二、憲法はわが国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするための自衛の措置をとることを禁止するか

³⁶ 矢部前掲書 274 頁。

³⁷ 同上書 275 頁。

³⁸ 同上書 282 頁より重引。

三、憲法は右自衛のための措置を国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事措置等に限定し他国にわが国の安全保障を求めることを禁止するか

四、わが国に駐留する外国軍隊は憲法第九条第二項の「戦力」にあたるか

五、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下安保条約と略す）と司法裁判所の司法審査権

六、安保条約がいわゆる前提問題となつている場合と司法裁判所の司法審査権

七、安保条約は一見明白に違憲と認められるか

八、特に国会の承認を経ていない安保条約第三条に基く行政協定（以下行政協定と略す）の合憲性

○判決要旨

一、憲法第九条は、わが国が主権国として有する固有の自衛権を何ら否定してはいない。

二、わが国が、自国の平和と安全とを維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を執り得ることは、国家固有の権能の行使であつて、憲法は何らこれを禁止するものではない。

三、憲法は、右自衛のための措置を、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事措置等に限定していないのであつて、わが国の平和と安全を維持するためにふさわしい方式または手段である限り、国際情勢の実情に則し適当と認められる以上、他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではない。

四、わが国が主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得ない外国軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、憲法第九条第二項の「戦力」には該当しない。

五、安保条約の如き、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度の政治性を有するものが、違憲であるか否かの法的判断は、純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまない性質のものであり、それが一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外にあると解するを相当とする。（反対意見がある。）

六、安保条約（またはこれに基く政府の行為）が違憲であるか否かが、本件のように（行政協定に伴う刑事特別法第二条が違憲であるか否かの）前提問題となつている場合においても、これに対する司法裁判所の審査権は前項と同様である。（反対意見がある。）

七、安保条約（およびこれに基くアメリカ合衆国軍隊の駐留）は、憲法第九条、第九八条第二項および前文の趣旨に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは認められない。

八、行政協定は特に国会の承認を経ていないが違憲無効とは認められない。

○主文

原判決を破棄する。

本件を東京裁判所に差し戻す。

○理由

東京地方検察庁検事正野村佐太男の上告趣意について。

原判決は要するに、アメリカ合衆国軍隊の駐留が、憲法九条二項前段の戦力を保持しない旨の規定に違反し許すべからざるものであるということを前提として、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約三条に基く行政協定に伴う刑事特別法二条が、憲法三一条に違反し無効であるというのである。

一、先ず憲法九条二項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲法九条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを

決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、前文および九八条二項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかなように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願ひ、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。すなわち、われら日本国民は、憲法九条二項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによって生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによって補ない、もつてわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的な措置等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであつて、憲法九条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。

そこで、右のような憲法九条の趣旨に即して同条二項の法意を考えてみるに、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条一項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためであると解するを相当とする。従つて同条二項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。

二、次に、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条、九八条二項および前文の趣旨に反するかどうかであるが、その判断には、右駐留が本件日米安全保障条約に基くものである関係上、結局右条約の内容が憲法の前記条章に反するかどうかの判断が前提とならざるを得ない。

しかるに、右安全保障条約は、日本国との平和条約（昭和二十七年四月二十八日条約五号）と同日に締結せられた、これと密接不可分の関係にある条約である。すなわち、平和条約六条（a）項但書には「この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。」とあつて、日本国の領域における外国軍隊の駐留を認めており、本件安全保障条約は、右規定によつて認められた外国軍隊であるアメリカ合衆国軍隊の駐留に関して、日米間に締結せられた条約であり、平和条約の右条項は、当時の国際

連合加盟国六〇箇國中四〇数箇国の多数国家がこれに賛成調印している。そして、右安全保障条約の目的とするところは、その前文によれば、平和条約の発効時において、わが国固有の自衛権を行使する有効な手段を持たない実状に鑑み、無責任な軍国主義の危険に対処する必要上、平和条約がわが国に主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章がすべての国が個別のおよび集団的自衛の固有の権利を有することを承認しているのに基づき、わが国の防衛のための暫定措置として、武力攻撃を阻止するため、わが国はアメリカ合衆国がわが国内およびその附近にその軍隊を配備する権利を許容する等、わが国の安全と防衛を確保するために必要な事項を定めるにあることは明瞭である。それ故、右安全保障条約は、その内容において、主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国存立の基礎に極めて重大な関係を有するものというべきであるが、また、その成立に当つては、時の内閣は憲法の条章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであつて、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的判断に委ねらるべきものであると解するを相当とする。そして、このことは、本件安全保障条約またはこれに基く政府の行為の違憲なりや否やが、本件のように前提問題となつている場合であると否とにかかわらないのである。

三、よつて、進んで本件アメリカ合衆国軍隊の駐留に関する安全保障条約およびその三条に基く行政協定の規定の示すところをみると、右駐留軍隊は外国軍隊であつて、わが国自体の戦力でないことはもちろん、これに対する指揮権、管理権は、すべてアメリカ合衆国に存し、わが国がその主体となつてあだかも自国の軍隊に対すると同様の指揮権、管理権を有するものでないことが明らかである。またこの軍隊は、前述のような同条約の前文に示された趣旨において駐留するものであり、同条約一条の示すように極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、ならびに一または二以上の外部の国による教唆または干渉によつて引き起こされたわが国における大規模の内乱および騒じょうを鎮圧するため、わが国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することとなつており、その目的は、専らわが国およびわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起らないようにすることに存し、わが国がその駐留を許容したのは、わが国の防衛力の不足を、平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して補なおうとしたものに外ならないことが窺えるのである。

果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法九条、九八条二項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効があることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。そしてこのことは、憲法九条二項が、自衛のための戦力の保持をも許さない趣旨のものであると否とにかかわらないのである。（なお、行政協定は特に国会の承認を経ていないが、政府は昭和二七年二月二八日その調印を了し、同年三月上旬頃衆議院外務委員会に行政協定およびそ

の締結の際の議事録を提出し、その後、同委員会および衆議院法務委員会等において、種々質疑応答がなされている。そして行政協定自体につき国会の承認を経べきものであるとの議論もあつたが、政府は、行政協定の根拠規定を含む安全保障条約が国会の承認を経ている以上、これと別に特に行政協定につき国会の承認を経る必要はないといい、国会においては、参議院本会議において、昭和二七年三月二五日に行政協定が憲法七三条による条約であるから、同条の規定によつて国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決され、また、衆議院本会議において、同年同月二六日に行政協定は安全保障条約三条により政府に委任された米軍の配備規律の範囲を越え、その内容は憲法七三条による国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決されたのである。しからば、以上の事実に徴し、米軍の配備を規律する条件を規定した行政協定は、既に国会の承認を経た安全保障条約三条の委任の範囲内のものであると認められ、これにつき特に国会の承認を経なかつたからといって、違憲無効であるとは認められない。）

しからば、原判決が、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条二項前段に違反し許すべからざるものと判断したのは、裁判所の司法審査権の範囲を逸脱し同条項および憲法前文の解釈を誤つたものであり、従つて、これを前提として本件刑事特別法二条を違憲無効としたことも失当であつて、この点に関する論旨は結局理由あるに歸し、原判決はその他の論旨につき判断するまでもなく、破棄を免かれない。

よつて刑訴四一〇条一項本文、四〇五条一号、四一三条本文に従い、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官田中耕太郎、同島保、同藤田八郎、同入江俊郎、同垂水克己、同河村大助、同石坂修一の補足意見および裁判官小谷勝重、同奥野健一、同高橋潔の意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

30. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(新安保条約、1960年1月19日)

出典：『日米関係資料集 1945-97』

解題

安保改定におけるもっとも重要な変更は、「共同軍事行動」が加わったことである。旧安保では「在日米軍への戦争協力」だけだったのが、「統一指揮権のもとでの自衛隊の共同軍事行動」が可能とされたのである³⁹。これは表立って条文には表れていないが、協議機関の設置により協議することとされたことが、事実上の統一指揮権を意味するということである。現在その機関は「日米防衛協力小委員会」として存在している。

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

³⁹ 矢部前掲書、264～265 頁参照。

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事国が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続きに従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイラム・パースンズ

31. 条約第六条の実施に関する交換公文(1960年1月19日)および密約

出典：『日米関係資料集 1945-97』、新原昭治『密約の戦後史』（創元社、2021年）

解題

事前協議制度について確認する交換公文。これは本来二項目からなっていたが、第一項のみを交換公文とし、第二項は公表せず密約となっている。第二項は事前協議制度を事実上無効にするものだからであろう。これまでに事前協議が行われたことは一度もない、という事実がこれを証明している。

内閣総理大臣から合衆国国務長官にあてた書簡

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸信介

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター閣下



書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側公文省略）

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター

隠された第二項

「同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成された。

A 「装備における重要な変更」は、核兵器及び中距離ミサイルの日本への持ち込み（イントロダクション）並びにそれらの兵器のための基地の建設を意味するものと解釈されるが、例えば、核物質部分をつけていない短距離ミサイルを含む非核兵器（ノン・ニュークリア・ウェポンズ）の持ち込みは、それに当たらない。

B 「条約第五条の規定に基づいておこなわれるものを除く戦闘作戦行動」は、日本国以外の地域にたいして日本国から起こされる戦闘作戦行動を意味するものと解される。

C 「事前協議」は、合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来（エントリー）、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入り（エントリー）に関する現行の手続きに影響を与えるものとは解されない。合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更の場合を除く。

D 交換公文のいかなる内容も、合衆国軍隊の部隊とその装備の日本からの移動（トランスファー）に関し、「事前協議」を必要とするとは解釈されない。」

32. 吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文(1960 年1月 19 日)

出典：『日米関係資料集 1945－97』

解題

この交換公文により、『吉田・アチソン交換公文』は『国連軍地位協定』とセットの独立した条約としての性格を強め、今後日本が安保条約をどう変えようと、たとえ終了させようと、現在まだ法的には『休戦中』である朝鮮戦争が正式に集結しないかぎり、効力をもちつづけること⁴⁰⁾になった。

合衆国国務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約、同日日本国内閣総理大臣吉田茂とアメリカ合衆国国務長官ディーン・アチソンとの間に行なわれた交換公文、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光栄を有します。次のことが、本国政府の了解であります。

- 1 前記の交換公文は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が効力を有する間、引き続き効力を有する。
- 2 前記の協定第五条2にいう「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」とは、相互協力及び安全保障条約に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域を意味するものと了解される。
- 3 千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従って設置された国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従って行なわれる取極により規律される。

本長官は、閣下が、前各号に述べられた本国政府の了解が貴国政府の了解でもあること及びこの了解が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された相互協力及び安全保障条約の効力の発生日から実施されるものであることを貴国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター

日本国総理大臣 岸信介閣下

内閣総理大臣から合衆国国務長官にあてた書簡

⁴⁰⁾ 矢部前掲書 272 頁。

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(米側公文省略)

本大臣は、前記のことが日本国政府の了解でもあることを本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸信介

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター閣下

33. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(日米地位協定、1961年1月19日)

出典：『日米関係資料集 1945-97』

解題

「日米地位協定の現状と課題

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域のあり方や日本における米軍の地位について定めた条約ですが、昭和35年(1960年)に日米間で締結されて以来、現在まで一度も改定されていません。この間、米軍人等による様々な事件・事故、米軍基地に起因する騒音問題や環境問題が発生しています。事件・事故の発生等に関連して、日米地位協定の問題点が度々指摘されてきていますが、日米両政府は、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善により対応している状況です。

沖縄県としては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、原則として日本の国内法が適用されないままで米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えています。」⁴¹

地位協定がもたらす主な問題点として挙げられているのは、次の諸点である。

1. 米軍関係者が起こした犯罪に対して、起訴前の身柄引き渡しを拒否される。
2. 米軍が起こした事故発生時、米軍により日本の警察やマスコミがいつい立ち入ることができず、事故の証拠物件などが完全に撤去されてから初めて日本側が検分できる。
3. 日本側が提供する不動産について、どのような条件下の不動産かなど明示的にも示唆的にも一切規定されていない⁴²。

日本側から米軍に協議を要請でき、それに対して米軍は応じる義務があると、協定では規定されているが、結局のところ米国政府の主張に従わざるをえない状態となっている。地位協定見直しを沖縄県は求めているが、日本政府は2つの補足協定(環境、軍属)を締結したものの、依然として

⁴¹ 「沖縄県地位協定ポータルサイト」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html>

⁴² 「米軍犯罪被害者救援センター」のウェブページ「資料室」

<https://reliefcenter.info/library/sofa/nato-sofa/>掲載「NATO 軍地位協定とボン補足協定」より。

多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応するばかりであり、抜本的な見直し要求には応じていない。

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第一条

この協定において、

- (a)「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b)「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のための適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c)「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び二十一才未満の子
 - (2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第三条

- 1 合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域から又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の措置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない。

第四条

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第五条

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を払わなければならない。

第六条

- 1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によ

つて定める。

- 2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第八条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第九条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。
 - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
 - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯しなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にある間のその身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
- 5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を失った場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出を要請し、又は合

衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第十条

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十一条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
 - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
 - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に輸送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際関税当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のものの場合には行なわないものとする。
 - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊

- (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
 - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
- 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
- (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれ差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第十二条

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められることにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けないで契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のために必要な資材、需品、備品、及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
- (a) 物品税
 - (b) 通行税
 - (c) 揮発油税
 - (d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第十五条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなった場合には、次の手続が適用される。

(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

(b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後七日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことができる。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c) の規定に基づく協議の開始の日から三十日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三条

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得について日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の

移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第十四条

- 1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。
- 2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

 - (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わつたとき。
 - (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。
 - (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なつているとき。
- 3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
 - (a) 第五条2に定める出入及び移動の権利
 - (b) 第九条の規定による日本国への入国
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一条3に定める関税その他の課徴金の免除
 - (d) 合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利
 - (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの
 - (f) 合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより軍票を使用する権利
 - (g) 第二十一条に定める郵便施設の利用
 - (h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外
- 4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない。その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。
- 5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。
- 6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税

の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条

1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b) に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。

3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。

4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条

1 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。

- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (c) 2 及び 3 の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
- (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為（サボタージュ）謀報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは {原文に「は」なし} 軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪について、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡し
た自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意
的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受
けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服
役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の
犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局
が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は
不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて
公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれて
いる条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設
及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設
及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることが
できる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極
に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用
は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとす
る。
- 11 相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政
府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六十日前に予告を与えることによつ
て、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、
日本国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに
協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件
に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条の
当該時に存在した規定を適用する。

第十八条

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対
する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場
合
 - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用

から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のためされている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであつた場合に限る。

- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
- (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
- (c) 仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従つて分担される。
- (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
- (f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合衆国ドル又は五十万四千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船⁴³した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に放つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従つて処理する。
 - (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
 - (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
 - (c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

⁴³ 裸用船とは、「船員の乗り組まない船のみを一定期間貸借する用船の形態。法的には賃貸借契約である。船主は金利、保険料など保有上必要な船費を負担するだけで、船員の供給を含む一切の運航費などは用船者の負担となる。一般に船主は中小船主、用船者は大手の船舶運送業者である場合が多く、両者間には系列会社、親会社・子会社といった関係が存在する。」（『コトバンク』、<https://kotobank.jp/word/%E8%A3%B8%E7%94%A8%E8%88%B9-860885>）

- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (i) 及び (ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a) から (d) まで及び 2 の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本国がその七十五パーセントを合衆国が分担する。
 - (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
 - (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e) の規定が 2 に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4 の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為が公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
 - (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
 - (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
 - (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6 の規定に従つて処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (b) の規定に従つて選任された仲裁人に付託するものとし、

この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 (f) に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2 及び 5 の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十八条の規定によつて処理する。

第十九条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1 の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2 に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第二十条

- 1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
- (b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。

2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第十九条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

第二十一条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第二十二条

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第二十三条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第二十五条

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当つて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそ

それぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第二十六条

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第二十七条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第二十八条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介
藤山愛一郎
石井光次郎
足立正
朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パースンズ

34. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録(地位協定合意議事録、1960年1月19日)

出典：『日米関係資料集 1945－97』

解題

「一言でいうと、日米地位協定の本文に反して、それ以前の日米行政協定で規定されていた、在日米軍の特権を温存する日米合意です。

日米地位協定議事録の存在はほとんど知られていません。それもそのはず、新安保条約と日米地位協定は調印後に国会で審議されますが、日米地位協定合意議事録は国会に提出されていません。大多数の国民の目に触れることなく、成立しているのです。

.....

この知られざる日米地位協定合意議事録は、日米地位協定の本文より重要です。協定本文ではなく合意議事録にしたがって、日米地位協定が運用されているからです。

2004年、普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）に隣接した沖縄国際大学に、訓練中の米軍ヘリが墜落。学長などが仕事をする本館に激突して、建物ごと炎上しました。事件発生後、約100名の米兵が普天間飛行場と大学を隔てるフェンスを乗り越え、大学構内に無断進入。一週間もの間、大学を占拠・封鎖します。

日米地位協定第17条第10項bは、米軍基地外での米軍事故・犯罪の捜査について、米軍は「必ず日本の当局との取極に従う」と規定しています。ところが、沖縄国際大学を占拠した米軍は、日本側の事故現場立ち入りを一方的に禁じました。

米軍のこの行動を可能にしたのが、日米地位協定合意議事録です。合意議事録では、日米地位協定の規定とは逆に、日本当局が「所在のいかなるを問わず合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない」と、取り決めています。

なぜ、不平等な日米行政協定の改定という趣旨に反して、在日米軍の特権を温存する日米地位協定合意議事録がつくられたのか。

日米行政協定の全面改定に、米軍部が強硬に反対したからです。」⁴⁴

日本国全権委員及びアメリカ合衆国全権委員は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の交渉において到達した次の了解を記録する。

第三条

第三条1の規定に基づいて合衆国が執ることのできる措置は、この協定の目的を遂行するのに必要な限度において、特に、次のことを含む。

- 1 施設及び区域を構築（浚渫及び埋立てを含む。）し、運営し、維持し、利用し、占有し、警備し、及び管理すること
- 2 建物又はその他の工作物を移動し、それらに対し変更を加え、定着物を附加し、又は附加物を建てること及び補助施設とともに附加的な建物又はその他の工作物を構築すること
- 3 港湾、水路、港門及び投錨地を改善し、及び深くすること並びにこれらの施設及び区域に出入するために必要な道路及び橋を構築し、又は維持すること
- 4 施設及び区域の能率的な運営及び安全のため軍事上必要とされる限度で、その施設及び区域を含む又はその近傍の水上、空間又は地上において船舶及び船艇、航空機並びにその他の車両の投錨、係留、着陸、離陸及び操作を管理すること（禁止する措置を含む。）
- 5 合衆国が使用する路線に軍事上の目的で必要とされる有線及び無線の通信施設を構築すること。前記には、海底電線及び地中電線、導管並びに鉄道からの引込線を含む。

⁴⁴ 前掲山本論文 <https://synodos.jp/opinion/international/23260/>

- 6 施設又は区域において、いずれの型態のものであるかを問わず、必要とされる又は適当な地上若しくは地下、空中又は水上若しくは水中の設備、兵器、物資、装置、船舶又は車両を構築し、設備し、維持し、及び使用すること。前記には、気象観測の体系、空中及び水上航行用の燈火、無線電話及び電波探知の装置並びに無線装置を含む。

第五条

- 1 「合衆国及び合衆国以外の国の船舶... で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの」とは、合衆国公有船舶及び合衆国被用船舶（裸用船、航海用船及び期間用船契約によるもの）をいう。一部用船契約によるものは、含まれない。商業貨物及び私人たる旅客がこれらの船舶に積載されるのは、例外的な場合のみに限る。
- 2 この条の日本国の港とは、通常「開港」をいう。
- 3 「適当な通告」をする義務を免除されるのは、合衆国軍隊の安全のため又は類似の理由のため必要とされる例外的な場合に限られる。
- 4 この条に特に定めのある場合を除くほか、日本国の法令が適用される。

第七条

合衆国軍隊に適用される電気通信料金の問題は、特に、千九百五十二年二月二十八日に署名された行政協定の協議のための第十回合同会議の公式議事録に記録されている第七条に関する陳述に照らして、引き続き検討されることとし、前記の陳述は、これに言及したことによりこの議事録に組み入れられたものとする。

第九条

日本国政府は、両政府間で合意される手続に従つて、入国者の数及び種別につき定期的に通報を受ける。

第十一条

- 1 第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため第十一条2の規定に基づいて輸入する物品の量は、そのような使用のため必要とされる合理的な限度に限られる。
- 2 第十一条3（a）は、貨物の船積みが所有者の旅行と同時であることを必要とするものでなく、また、積み込み又は船積みが一回であることを要求するものでない。
- 3 第十一条5（c）にいう「軍事貨物」とは、武器及び備品に限定されるものでなく、合衆国政府の船荷証券により合衆国軍隊に向けて船積みされるすべての貨物をいう。この「軍事貨物」という用語は、合衆国軍隊に向けて船積みされる貨物を合衆国政府の他の機関に向けて船積みされる貨物と区別するために用いられている。
- 4 合衆国軍隊は、日本国への搬入が日本国の関税に関する法令に違反するような物品が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属若しくはそれらの家族によつて、又はそれらの者のために輸入されないことを確保するために実行可能なすべての措置を執る。合衆国軍隊は、そのような物品の搬入が発見されたときは、いつでも、すみやかにその旨を日本国の税関当局に通知する。
- 5 日本国の税関当局は、第十一条の規定に基づく物品の搬入に関連する濫用又は違反があつたと認めるときは、合衆国軍隊の当局に対してその問題を提起することができる。
- 6 第十一条9（b）及び（c）にいう「合衆国軍隊は、・・・可能なすべての援助を与えなければならない」とは、合衆国軍隊による合理的なかつ実際の措置をいう。

第十二条

- 1 合衆国軍隊は、日本国におけるその調達計画の予測される主要な変更についての関係情報を

可能な限り事前に日本国の当局に提供する

- 2 合同委員会その他の適当な者は、日本国及び合衆国の経済関係の法令及び商慣習の相違から生ずる調達契約に関する紛議の満足すべき解決につき研究する。
- 3 最終的には合衆国軍隊が使用する物資の購入に関する課税免除を確保する手続は、次のとおりとする。
 - a 合衆国軍隊に向けて託送され、又は仕向けられた資材、需品及び備品が、合衆国軍隊の監督の下に、もつばら第二条に掲げる施設及び区域の構築、維持若しくは管理のための契約若しくは施設及び区域内にある軍隊の維持のための契約を履行するため使用され、又はその全部若しくは一部が消費されることとなっているか、あるいは、当該軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体させられるものである旨の適当な証明を合衆国軍隊がした場合に、合衆国軍隊の権限のある代表者が、生産者から直接に当該資材、需品及び備品の引渡しを受けるものとする。この場合、物品税及び揮発油税の徴収手続は、進めないものとする。
 - b 施設及び区域における前記の資材、需品及び備品の受領は、合衆国軍隊の権限のある官憲から日本国の当局に対して行なわれる。
 - c 物品税及び揮発油税の徴収手続は、次に定めるいずれかの時期まで進めないものとする。
 - (1) 合衆国軍隊が、前記の資材、需品及び備品の消費の量又は程度を確認して証明する時
 - (2) 合衆国軍隊が使用する物品又は施設に合体させられた前記の資材、需品及び備品の量を確認して証明する時
 - d c (1) 又は (2) の規定に従つて証明された資材、需品及び備品は、その経費が合衆国政府予算から支払われ、又は日本国政府が合衆国の支出にあてる経費から支払われる限り、物品税及び揮発油税を免除される。
- 4 合衆国政府は、第十五条に定める諸機関に提供される労働者の雇用に関連して日本国政府の当局と前記の諸機関との間の該当する契約に基づき要する費用が日本国政府に返済されることを確保するものとする。
- 5 第十二条5にいう「日本国の法令」とは、第十二条6の規定に従うことを条件として、日本国の裁判所及び労働委員会の決定を含むことが了解される。
- 6 第十二条6の規定は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内の軍紀の維持の攪乱を含む安全上の理由による解雇の場合にのみ適用されることが了解される。
- 7 第十五条に定める諸機関は、当局間の相互の合意に基づき第十二条6の手続に従うことが了解される。

第十三条

第十三条2及び第十四条7に関して、合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関による雇用の結果として、あるいは合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて日本国で受ける所得は、日本国の源泉から生ずる所得として取り扱われず、また、認められない。

第十五条

通常海外で同様の特権を与えられている合衆国政府のその他の官吏及び職員は、第十五条1に掲げる施設を利用することができる。

第十七条

- 1 (a) 及び2 (a) に関し、
合衆国の軍法に服する者の範囲は、合衆国政府が合同委員会を通じて日本国政府に通知しなけ

ればならない。

2 (c) に関し

両政府は、2 (c) に掲げる安全に対するすべての罪に関する詳細及びそれぞれ自国の現行法規定でそれらの罪を定めるものを相互に通報しなければならない。

3 (a) (i i) に関し、

合衆国軍隊の構成員又は軍属が起訴された場合において、その起訴された罪がもし被告人により犯されたとするならば、その罪が公務執行中の作為又は不作為から生じたものである旨を記載した証明書でその指揮官又は指揮官に代わるべき者が発行したものは、反証のない限り、刑事手続のいかなる段階においてもその事実の十分な証拠資料となる。

前項の陳述は、いかなる意味においても、日本国の刑事訴訟法第三百十八条を害するものと解釈してはならない。

3 (c) に関し、

1 裁判権を行使する第一次の権利の放棄に関する相互の手続は、合同委員会が決定するものとする。

2 日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を放棄した事件の裁判及び (a) (i i) に定める罪で日本国又は日本国民に対して犯されたものに係る事件の裁判は、別段の取極が相互に合意されない限り、日本国において、犯罪が行なわれたと認められる場所から適当な距離内で、直ちに行なわなければならない。日本国の当局の代表者は、その裁判に立ち会うことができる。

4 に関し、

日本国及び合衆国の二重国籍者で、合衆国の軍法に服しており、かつ、合衆国が日本国に入れたものは、4 の適用上、日本国民とみなさず、合衆国国民とみなす。

5 に関し、

1 日本国の当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件について、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものを犯人として逮捕したときは、その犯人を拘束する正当な理由及び必要があると思料する場合を除くほか、当該犯人を釈放し、合衆国の軍当局による拘禁にゆだねるものとする。ただし、日本国の当局がその犯人を取り調べることをその釈放の条件とした場合には、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人をいつでも取り調べることをできるようにしなければならない。合衆国の当局は、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人を起訴した時にその犯人の身柄を日本国の当局に引き渡さなければならない。

2 合衆国の軍当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有するすべての事件について、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕を直ちに日本国の当局に通告するものとする。

9 に関し、

1 この項の (a) から (e) までに掲げる権利は、日本国憲法の規定により、日本国の裁判所において裁判を受けるすべての者に対して保障されている。これらの権利のほか、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で日本国の裁判権の下に起訴されたものは、日本国の裁判所において裁判を受けるすべての者に対して日本国の法律が保障するその他の権利を有する。前記のその他の権利は、日本国憲法により保障されている次の権利を含む。

(a) その者は、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する

権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。また、その者は、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

- (b) その者は、公平な裁判所の公開裁判を受ける権利を有する。
- (c) その者は、自己に不利益な供述を強要されない。
- (d) その者は、すべての証人を審問する機会を十分に与えられる。
- (e) その者は、残虐な刑罰を科せられることはない。

2 合衆国の当局は、要請すれば、いつでも、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で日本国の権限の下に拘禁されているものに接見する権利を有する。

3 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で日本国の裁判権に基づいて起訴されたものの裁判に合衆国政府の代表者が立ち会うことに関する9 (g) のいかなる規定も、裁判の公開に関する日本国憲法の規定を害するものと解釈してはならない。

10 (a) 及び10 (b) に関し、

1 合衆国の軍当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設及び区域内ですべての逮捕を行なうものとする。このことは、合衆国軍隊の権限のある当局が同意する場合又は重大な罪を犯した現行犯人を追跡している場合において日本国の当局が前記の施設又は区域内において逮捕を行なうことを妨げるものではない。

日本国の当局が逮捕することを希望する者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものが、合衆国軍隊により使用されている施設又は区域内にある場合には、合衆国の軍当局は、日本国の当局の要請によりその者を逮捕することを約束する。合衆国の軍当局により逮捕された者で合衆国軍隊の裁判権に服さないすべてのものは、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

合衆国の軍当局は、施設又は区域の近傍において、当該施設又は当該区域の安全に対する罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続に従って逮捕することができる。これらの者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものは、すべて、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

2 日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの搜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。

合衆国軍隊が使用している施設若しくは区域内にある者若しくは財産又は日本国にある合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行なうことを日本国の当局が希望するときは、合衆国の軍当局は、要請により、その搜索、差押え又は検証を行なうことを約束する。これらの財産で合衆国政府又はその附属機関が所有し又は利用する財産以外のものについて、裁判が行なわれたときは、合衆国は、それらの財産を裁判に従って処理するため日本国の当局に引き渡すものとする。

第十九条

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びに第十四条に掲げる者以外の者に対する、合衆国軍隊及び第十五条に規定する諸機関の日本国における支払は、日本国の外国為替の法令に従って行なわれ、この支払においては、基準為替相場が用いられるものとする。

第二十一条

通常海外で同様の特権を与えられている合衆国政府のその他の官吏及び職員は、合衆国軍事郵便局を利用することができる。

第二十四条

この協定のいかなる規定も、合衆国がこの協定に基づいて負担すべき経費の支出のため、合衆国が合法的に取得したドル又は円資金を利用することを妨げないものと了解される。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

N・K

C・A・H

参考資料:NATO軍地位協定と独の「補足協定」と伊の「了解覚書」

1. 北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定

出典：「沖縄県地位協定ポータルサイト」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/nato01.pdf>

1951年6月19日

北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関して

1949年4月4日にワシントンにて署名された北大西洋条約当事国は、

一当事国の軍隊を他の当事国の領域で勤務させるため、取極により派遣することができることを考慮し、軍隊を派遣する決定及び軍隊が派遣される条件は、現取極では規定されておらず、引き続き関係当事国間で個別の取極の対象であることに留意し、しかしながら、他の当事国の領域にいる間そのような軍隊の地位を定めることを希望し、以下のとおり協定した。

第1条

1 この協定において、

- (a) 「軍隊」とは一締約国の陸軍、海軍、空軍に属する人員で、その公務に関連して北大西洋条約区域内の他の締約国の領域にあるものをいう。関係両締約国は特定の個人、部隊、又は編成隊がこの協定の適用上の「軍隊」を構成又は含められるものと認められるべきではないことに同意することができる。
- (b) 「軍属」とは、締約国の軍隊に随伴する文民であり、締約国の軍隊に雇用され、無国籍の者ではなく、北大西洋条約締約国でない国の国民ではなく、かつ軍隊が置かれる国に通常居住する者でない者をいう。
- (c) 「家族」とは、軍隊の構成員もしくは軍属の配偶者又は生活上当該構成員もしくは軍属又はその配偶者に依存するその構成員もしくは軍属の子をいう。
- (d) 「派遣国」とは、軍隊が所属する締約国をいう。
- (e) 「受入国」とは、駐在、通過中にかかわらず、その領域内に軍隊又は軍属がある締約国をいう。
- (f) 「派遣国の軍当局」とは、その派遣国の軍隊又は軍属の構成員に関し、その国の軍法を施行す

る権限を法律で与えられた派遣国の当局をいう。

(g)「北大西洋理事会」とは、北大西洋条約第9条により設立された理事会又は、理事会の代わりとして機能する権限を与えられた補助機関をいう。

- 2 この協定は、第20条に従い、協定が適用される締約国の領域内の下級行政機関に対しても、その締約国の中央機関と同様に適用する。しかし、下級行政機関が所有する財産は、第8条の意味においては、締約国の所有する財産としてみなしてはならない。

第2条

受入国において、受入国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に、政治的な活動を慎むことは、軍隊、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の義務である。また、このため必要な措置を執ることは、派遣国の義務である。

第3条

- 1 本条第2項で定めている条件として、軍隊又はその構成員の出入国に関して受入国が定めた手続きに従うことを条件として、軍隊の構成員が受入国の領域に入国又は領域から出国する際の旅券及び査証に関する規制及び入国検査を免除される。また、軍隊の構成員は受入国の外国人登録及び管理に関する規制を免除されるが、受入国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

- 2 軍隊の構成員に関しては、以下の書類のみが要求される。要求があった際はこれらの書類を提示しなければならない：

(a) 派遣国が発給した身分証明書で氏名、生年月日、階級（もしあれば）番号、軍の区分、並びに写真を掲げるもの

(b) 北大西洋条約機構の当局が発給した派遣国の国語、英語及び仏語で書かれた個人又は集団移動の命令書で、軍隊の構成員としての個人の身分又は集団の地位、及び命令された移動を証明するもの。受入国は、移動命令書がその受入国の適切な代表者により副署されるべきであることを要求することができる。

- 3 軍属及び家族は、旅券にその旨が記載されなければならない。

- 4 軍隊の構成員又は軍属が派遣国の雇用を離れた場合で送還されない場合、派遣国の当局は受入国の当局に直ちに通知し、その詳細を通知しなければならない。派遣国の当局は、受入国の当局に21日を超える期間不在にする軍隊又は軍属の構成員についても同様に通知しなければならない。

- 5 受入国が軍隊の構成員又は軍属の受入国の領域からの送出を要請し、又は派遣国の軍隊の旧構成員又は旧軍属に対し、又は派遣国の軍隊の構成員、軍属、旧構成員又は旧軍属の家族に対して退去命令を出した場合は、派遣国の当局はそれらの者を自国の領域に受け入れ、受入国外に送出することにつき責任を負うものとする。本項の規定は受入国の者でなく派遣国の軍隊の構成員又は軍属として、又は派遣国の軍隊の構成員又は軍属となるために受入国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第4条

受入国は次のいずれかを行わなければならない

(a) 派遣国又は下級行政機関が軍隊の構成員及び軍属に対して発給した運転許可証又は運転免許証、もしくは軍の運転許可証を、運転試験又は手数料を課さないで有効なものとして承認すること。

(b) 派遣国又は下級行政機関が軍隊の構成員及び軍属に対して発給した運転許可証又は運転免許

証、もしくは軍の運転許可証を所持する軍隊の構成員又は軍属に対して運転試験を課さず、その派遣国の運転許可証又は運転免許証を発給すること。

第5条

- 1 軍隊の構成員は通常制服を着用しなければならない。派遣国及び受入国の当局間で反対の取り決めがある場合以外、私服の着用は受入国の軍隊の構成員と同様の条件とならなければならない。国境を越える際は、正規に構成された部隊又は編制隊は制服を着用しなければならない。
- 2 軍隊又は軍属の軍用車両は登録番号、国籍を示す明確な標識を付けていなければならない。

第6条

軍隊の構成員は命令により認められている場合のみ、武器を所持又は携帯することができる。派遣国の当局は、本件に関して受入国からの要請に好意的な考慮を払わなければならない。

第7条

- 1 本条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 派遣国の軍当局は、派遣国の法令により軍当局に与えられたすべての刑事裁判及び懲戒の管轄権を派遣国の軍法に服するすべての者に対し、受入国において、行使する権利を有する。
 - (b) 受入国の当局は、受入国の領域内で犯された犯罪で受入国の法令によって罰することができるものについては、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族に対し管轄権を有する。
- 2 (a) 派遣国の軍当局は、派遣国の法令によって罰することができる犯罪で受入国の法令によっては罰することができないもの（派遣国の安全に関する犯罪を含む。）については、派遣国の軍法に服する者に対し専属的管轄権を行使する権利を有する。
 - (b) 受入国の当局は、受入国の法令によって罰することができる犯罪で派遣国の法令によっては罰することができないもの（受入国の安全に関する犯罪を含む。）については、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族に対し専属的管轄権を行使する権利を有する。
 - (c) 本条第2項及び第3項の適用上、国の安全に対する犯罪とは、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為、諜報行為又は当該国の公務上の秘密若しくは当該国の国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 管轄権を行使する権利が競合する場合には、次の法則を適用する。
 - (a) 派遣国の軍当局は、次の犯罪については、軍隊の構成員又は軍属に対して管轄権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) もっぱら当該国の財産若しくは安全のみに対する犯罪又はもっぱら当該国の軍隊の他の構成員、他の軍属若しくは家族の身体又は財産のみに対する犯罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる犯罪
 - (b) その他の犯罪については、受入国の当局が、管轄権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 第一次の権利を有する国が管轄権を行使しないことに決定したときは、その国は、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、その権利の放棄が特に重要であると他方の国が認めた場合には、その権利の放棄を求める他方の国の当局からの要請に対して好意的考慮を払わなければならない。
- 4 本条の前諸項の規定は、派遣国の軍当局が受入国の国民たる者又は受入国に通常居住する者に対し管轄権を行使する権利を有することを意味するものではない。但し、それらの者が派遣国の軍隊の構成員であるときは、この限りではない。
- 5 (a) 受入国及び派遣国の当局は、受入国の領域内における軍隊の構成員若しくは軍属又は家族の速

- 捕及び前記の規定に従って管轄権を行使すべき当局への逮捕された者の引渡について、相互に援助しなければならない。
- (b) 受入国の当局は派遣国の軍当局に対し、軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 受入国が管轄権を行使すべき軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が派遣国の手中にあるときは、受入国により公訴が提起されるまでの間、派遣国により引き続き行われるものとする。
- 6(a) 受入国及び派遣国の当局は、犯罪についてのすべての必要な調査の実施並びに犯罪に関連する物件の押収及び正当な場合にはその引渡を含めて、証拠の収集及び提出について相互に援助しなければならない。但し、それらの物件の引渡しは、引き渡す当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。
- (b) 締約国の当局は、管轄権を行使する権利が競合するすべての事件の処理については、相互に通告しなければならない。
- 7(a) 死刑の判決は、受入国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、派遣国の当局が受入国内で執行してはならない。
- (b) 受入国の当局は、派遣国の当局が本条の規定に基づいて受入国領域内で言い渡した自由刑の執行について派遣国の当局が求める援助の要請に対して好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人となった者が、本条の規定に従って一締約国の当局により裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、若しくは赦免されたときは、他の締約国の当局は、同一の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。但し、本項の規定は、派遣国の軍当局がその軍隊の構成員を、その者が他の一締約国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 軍隊の構成員、軍属又は家族は、受入国の管轄権に基づいて公訴を提起された場合にはいつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対してなされた具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が受入国の管轄地域内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する司法上の代理人をもつ権利又は受入国でその当時通常行われている条件に基き費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて司法上の代理人をもつ権利
- (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 派遣国の政府の代表者と連絡する権利及び裁判所規則が許すときは自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
- 10(a) 軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、受入国との協定の結果使用する宿营地、営造物又はその他の土地及び建物において警察権を行う権利を有する。当該軍隊の憲兵は、前記の土地及び建物において秩序及び安全の維持を確保するため、すべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の土地及び建物の外部においては、前記の憲兵は、受入国の当局との取極に従うことを条件とし、且つ、当該当局と連絡してのみ、且つ、その使用が軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内で使用されるものとする。

- 11 各締約国は、その領域における他の締約国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護並びにその目的で制定された法令に違反した者の処罰を確保するために必要と認める立法を求めるものとする。

第8条

- 1 各締約国は、自国が所有し、且つ、自国の陸軍、海軍又は空軍が使用する財産に対する損害については、次の場合には他の締約国に対する自国のすべての請求権を放棄する。

(i) 損害が他の締約国の軍隊の構成員又は被用者により北大西洋条約の運用に関連するその者の任務の遂行中に生じた場合

(ii) 損害が他の締約国の所有する車両、船舶又は航空機でその軍隊が使用するものの使用から生じた場合。但し、損害の原因となった車両、船舶若しくは航空機が北大西洋条約の運用に関連して使用されていたとき、又は損害が北大西洋条約の運用に関連して使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一締約国の他の締約国に対する請求権は、放棄されるものとする。但し、救助された船舶又は積荷は、一締約国が所有し、且つ、その軍隊が北大西洋条約の運用に関連して使用していた場合に限る。

- 2 (a) 締約国が所有するその他の財産でその領域内にあるものに対して1に掲げる損害が生じた場合には、関係締約国が別段の合意をしない限り、本項(b)号に従って選定される一人の仲裁人が、他の締約国の責任の問題を裁定し、且つ、損害の額を査定するものとする。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定するものとする。

(b) 前記の(a)号に掲げる仲裁人は、関係締約国間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある受入国の国民の中から選定するものとする。

関係締約国が2箇月以内に仲裁人について合意することができなかつた場合には、いずれの締約国も、北大西洋理事会代理会議議長に対し、前記の資格を有する者の選定を要請することができる。

(c) 仲裁人が行ったいかなる裁定も、締約国に対して拘束力を有する最終的なものとする。

(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、本条第5項(e)号(i)、(ii)及び(iii)の規定に従って分担される。

(e) 仲裁人の報酬は、関係締約国間の協定によって定め、関係国が仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払うものとする。

(f) もっとも、各締約国は、損害の額が次に掲げる額に達しない場合には、その請求権を放棄するものとする。

ベルギー70、000 ベルギー・フラン

カナダ1、460 ドル

デンマーク9、670 クローネ

フランス490、000 フランスフラン

アイスランド22、800 クローネ

イタリア850、000 リラ

ルクセンブルグ80、000 ルクセンブルグ・フラン

オランダ5、320 フローリン

ノールウェー10、000 クローネ

ポルトガル40、250 エスクード

連合王国 500 ポンド

合衆国 1、400 ドル

その他の締約国も、同様の事件により自国の財産に損害を受けた場合には、前記の額に達しない額に関する請求権を放棄するものとする。前記の国の通貨の間に為替相場の著しい変動があった場合には、締約国は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

- 3 本条第1項及び第2項の適用上、船舶について「締約国が所有する」というときは、締約国が裸よう船⁴⁵した船舶、裸よう船契約で徴発した船舶又は捕獲物として押収した船舶（当該締約国でないいずれかの人が損失の危険又は責任を負担する範囲を除く。）を含む。
- 4 各締約国は、自国の軍隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の締約国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 軍隊の構成員若しくは軍属の公務執行中における作為若しくは不作為又は軍隊若しくは軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、受入国の領域においていずれかの締約国以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求（契約による請求及び本条第6項又は第7項の適用を受ける請求を除く。）は、受入国が次の規定に従って処理するものとする。
 - (a) 請求は、受入国の軍隊の行動から生ずる請求に関する受入国の法令に従って、提起し、審査し、且つ、解決し、又は裁判する。
 - (b) 受入国は、前記のいずれの請求も解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払は、受入国が自国の通貨で行うものとする。
 - (c) 前記の支払（解決によってされたものであると受入国の管轄裁判所による事件の裁判によってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない受入国の裁判所による最終の裁判は、締約国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
 - (d) 受入国が支払った各請求は、その完全な明細及び(e)号(i)、(ii)及び(iii)による分担案とともに、関係派遣国に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかったときは、右分担案は、受諾されたものと認める。
 - (e) 本条第5項(a)号から(d)号及び第2項に従い請求を満足させるために要した費用は、締約国間で次のとおり分担する。
 - (i) 一派遣国のみが責任を有する場合には、裁定され、又は裁判で決定された額は、受入国がその25パーセントを、派遣国が75パーセントを負担する割合で分担する。
 - (ii) 二以上の国が損害について責任を有する場合には、裁定され又は裁判で決定された額は、それらの国が均等に分担する。但し、受入国が責任を有する国の一でないときは、その負担額は、各派遣国の負担額の半額とする。
 - (iii) 損害が締約国の軍隊の役務によって生じた場合において、その損害をそれらの一又は二以上の軍隊の役務によるものと特定することができないときは、裁定され又は裁判で定められた額は、関係締約国が均等に分担する。但し、受入国が自国の軍隊の役務により損害を与えた国の

⁴⁵ 裸用船とは、「船員の乗り組まない船のみを一定期間貸借する用船の形態。法的には賃貸借契約である。船主は金利、保険料など保有上必要な船費を負担するだけで、船員の供給を含む一切の運航費などは用船者の負担となる。一般に船主は中小船主、用船者は大手の船舶運送業者である場合が多く、両者間には系列会社、親会社・子会社といった関係が存在する。」（『コトバンク』、<https://kotobank.jp/word/%E8%A3%B8%E7%94%A8%E8%88%B9-860885>)

一でないときは、その負担額は、各関係派遣国の負担額の半額とする。

(iv) 比率に基く分担案が受諾された各事件について受入国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、弁償の要請書とともに、6箇月毎に派遣国に送付するものとする。この弁償は、できるだけすみやかに、受入国の通貨で行わなければならない。

(f) 本項(b)号及び(e)号の規定を適用する場合において、一締約国に重大な困難が生ずるときは、その締約国は、北大西洋理事会に対し別種の解決を図るように要請することができる。

(g) 軍隊の構成員及び軍属は、その公務の執行から生ずる事件については、受入国において、その者に対して不利に与えられた裁判の執行手続に服しないものとする。

(h) 本項(e)号が本条第2項に定める請求権に適用される範囲を除く外、本項の規定は、船舶の航行若しくは運航又は貨物の積込、輸送若しくは荷卸から生じ、あるいはそれらに関連して生ずる請求権には適用してはならない。但し、本条第4項の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権は、この限りでない。

6 受入国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる軍隊の構成員又は軍属に対する請求は、次の方法で処理するものとする。

(a) 受入国の当局は、当該事件に関するすべての事情（被害者の行動を含む。）を考慮して、公平且つ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、且つ、その事件に関する報告書を作成する。

(b) 報告書は、派遣国の当局に交付されるものとし、派遣国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、且つ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求の完全な弁済としてこれを受諾したときは、派遣国の当局は、自ら支払をし、且つ、その決定及び支払った額を受入国の当局に通知する。

(d) 第6項のいかなる規定も、請求の完全な弁済として支払が行われたのでない限り、軍隊の構成員又は軍属に対する訴えを受理する受入国の裁判所の管轄権に影響を及ぼすものではない。

7 派遣国の軍隊の車両を許可を得ないで使用したことから生ずる請求は、軍隊又は軍属が法律上責任を有する場合を除く外、本条第6項に従って処理するものとする。

8 軍隊の構成員又は軍属の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、派遣国の軍隊の車両が許可を得ないで使用されたかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は本条第2項(b)号に従って任命した仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の決定は、最終的且つ決定的のものとする。

9 派遣国は、受入国の裁判所の民事裁判権に関しては、本条第5項(g)号に定める範囲を除く外、軍隊の構成員又は軍属に対する受入国の裁判所の管轄権からの免除を請求してはならない。

10 派遣国及び受入国の当局は、締約国が関係を有する請求権の公正な審査及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

第9条

1 軍隊の構成員又は軍属並びにそれらの家族は、受入国の国民と同一の条件で、自己の消費のために必要な物品及び必要とする役務を現地で購入することができる。

2 軍隊又は軍属の維持のために現地で求めることが必要な物品は、通常、受入国の軍隊のためにそのような軍需品を購入する当局を通じて購入しなければならない。前記の購入が、受入国の経済に不利な影響を及ぼすことを避けるため、受入国の権限ある当局は、必要がある場合には、購入の制限、又は禁止物品の指示を行うものとする。

- 3 すでに効力を生じている協定及び派遣国及び受入国の権限ある代表者の間で以後作成される協定に従うことを条件として、受入国の当局は、軍隊又は軍属が必要とする建物及び土地並びにそれらに関連する施設及び役務を軍隊又は軍属の用に供するための適当な取極をすることにつき、単独で責任を負う。それらの協定及び取極は、できる限り、受入国の同様の人員の宿泊及び宿営に関する規則に従っていなければならない。受入国の法令は、反対の特約がある場合を除く外、建物、土地、施設又は役務の占有又は使用から生ずる権利及び義務を決定するものとする。
- 4 軍隊又は軍属の現地における同国市民労働力に対する要求は、受入国における同様の要求と同じ方法で、職業紹介施設を通じて行う受入国の当局の援助により充足するものとする。雇用及び労働の条件、特に、賃金、諸手当及び労働者の保護のための条件は、受入国の法令で定めるところによらなければならない。軍隊又は軍属に雇用されている前記の市民労働者は、いかなる場合にも、当該軍隊の構成員又は軍属とみなしてはならない。
- 5 軍隊又は軍属が駐在地に十分な医療又は歯科治療上の便益を有しない場合には、当該軍隊又は軍属の構成員及びそれらの家族は、受入国の同様な人員と同様の条件で、医療及び歯科治療上の処置（入院を含む。）を受けることができる。
- 6 受入国は、軍隊の構成員又は軍属に対する旅行の便益及び運賃に関する特権の許与に関する要請については、最も好意的な考慮を払うものとする。これらの便益及び特権は、関係政府間で結ばれる特別取極の主題となる。
- 7 本条第2項、第3項、第4項並びに必要がある場合は第5項及び第6項に基づいて提供される物品、宿泊施設及び役務についての国内通貨による支払は、締約国間の一般又は特別の財政取極に従うことを条件として、軍隊の当局がすみやかに行わなければならない。
- 8 軍隊、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族は、本条を理由としては、受入国の財政関係の規制に基づいて課せられる購入及び役務に関する租税その他の公課の免除を享受するものではない。

第10条

- 1 受入国における何らかの形式の租税が、法律上、居所又は住所に基づいて負担されるものである場合には、軍隊の構成員又は軍属が当該軍隊の構成員又は軍属であることのみを理由として受入国の領域にある期間は、前記の課税については、受入国に居住する期間又は居所若しくは住所の変更をきたすものと認めてはならない。軍隊の構成員又は軍属は、そのような構成員又は軍属として派遣国から支払を受けた給料その他の手当について、又はそれらの者が一時的に受入国にいることのみに基づいて受入国にある有体動産について、受入国における課税を免除される。
- 2 本条の規定は、軍隊の構成員又は軍属が受入国においてそのような構成員又は軍属としての雇用以外に従事する営利的事業に関し、当該構成員又は軍属に課税することを妨げるものではない。また、第1項に掲げる構成員又は軍属の給料その他の諸手当及び有体動産に関する場合の外、本条の規定は、当該構成員又は軍属が受入国の領域外に居住又は住所を有すると認められた場合においても受入国の法令に基づいて負担すべき租税を課することを妨げるものではない。
- 3 本条の規定は、第11条第12項に定義する「関税」に対しては、適用してはならない。
- 4 条の適用上、「軍隊の構成員」とは、受入国の国民たるものを含まない。

第11条

- 1 本協定に対立する明文規定がある場合を除く外、軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、受入国の税関当局が執行する法令に服するものとする。特に、受入国の税関当局は、受入国の法令で定める一般的条件に基づいて、軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を取り調べ、

それらの者の荷物及び車両を検査し、並びに受入国の法令に従って物品を差し押さえる権利を有する。

- 2 (a) 軍隊又は軍属の軍用車両でその管理の下にあるものは、この協定の附属書に示す形式の証明書を提示して、関税の免除を受けて一時輸入をすること及び再輸出をすることを許される。
- (b) 軍隊又は軍属の軍用車両でその管理の下にあるものでないものの一時輸入は、本条第 4 項に定めるところによるものとし、その再輸出は、本条第 8 項に定めるところによるものとする。
- (c) 軍隊又は軍属の軍用車両は、道路上における車両の使用に関して納付すべき租税を免除される。
- 3 交用の封印がある公文書を携行する特使は、その地位のいかんを問わず、第 3 条第 3 項(b)号に従って発給された個々の移動命令書を所持していなければならない。この移動命令書は、携行している公文袋の数を示し、且つ、その内容が公文書のみであることを証明するものでなければならない。
- 4 軍隊は、その装備品、軍隊の専用のための適当な量の食糧、需品その他の物品並びに、受入国がその使用を許したときは、軍属及び家族の専用のための適当な量の食糧、需品その他の物品を関税の免除を受けて輸入することができる。関税の免除を受けてするこの輸入については、受入国と派遣国との間で合意された形式による証明書で派遣国によりこのための権限を与えられた者が署名したものを、合意された税関関係の書類とともに、輸入地の税関に提出しなければならない。この証明書に署名する権限を与えられた者の氏名並びに署名及び使用する印章の見本は、受入国の税関当局に送付しなければならない。
- 5 軍隊の構成員又は軍属は、受入国における任務に就くために最初に到着した時又は家族が当該構成員又は軍属と同居するため最初に到着した時、その任務期間中の使用のための身廻り品及び家具を関税の免除を受けて輸入することができる。
- 6 軍隊の構成員又は軍属は、自己及び家族の私用のための私有自動車に関税の免除を受けて一時輸入することができる。本条は、私有車両による道路の使用に関して納付すべき租税を免除する義務を生じさせるものではない。
- 7 軍隊の当局が行う当該軍隊及びその軍属の専用品以外の物の輸入並びに軍隊の構成員又は軍属が行う輸入で本条第 5 項及び第 6 項に掲げるもの以外の輸入は、本条を根拠として関税その他の条件の免除を受けることができない。
- 8 前記の第 2 項(b)号、第 4 項、第 5 項又は第 6 項に基づいて関税の免除を受けて輸入された物品は、
 - (a) 自由に再輸出することができる。但し、第 4 項に基いて輸入された物品の場合には、第 4 項に従って発給された証明書を税関に提出することを条件とする。この場合において、税関当局は、再輸出される物品が証明書に記載されたとおりであるかどうか、及びそれぞれ第 2 項(b)号、第 4 項、第 5 項又は第 6 項の条件で実際に輸入されたものであるかどうかを検査することができる。
 - (b) 通常は受入国において売却又は贈与により処分してはならない。但し、特定の場合には、その処分は、受入国の関係当局が課する条件（たとえば、関税その他の課徴金の納付並びに貿易及び為替の管理上の要件の遵守）で行うことができる。
- 9 受入国で購入された物品は、受入国における現行の規制に従ってのみ、受入国から輸出するものとする。
- 10 税関当局は、正規に構成された部隊又は編成隊に対し、国境を通過するための特別の措置を許すものとする。但し、関係税関当局に対し事前に正当な通知をしなければならない。

- 11 受入国は、軍隊又は軍属の軍用の車両、航空機及び船舶が使用するための燃料、油及び潤滑油がすべての関税及び租税を免除されて引き渡されるように、特別の取極をしなければならない。
- 12 本条第1項から第10項までにおいて、

「関税」とは、それぞれ輸入又は輸出について納付すべき関税その他すべての公課及び租税をいう。但し、提供された役務に対する料金に過ぎない手数料及び租税を除く。

「輸入」とは、当該物品が受入国で育成され、生産され、又は製造されたものでないことを条件として、税関の倉庫又は税関の継続的管理下からの引取を含む。
- 13 本条の規定は、当該物品が受入国に輸入され、又は受入国から輸出されるとき、及び当該物品が締約国の領域を通過するとき、当該物品に対して適用するものとし、このため、本条において「受入国」とは、当該物品が通過する領域が属する締約国を含むものとみなされる。

第12条

- 1 受入国の税関当局又は財政当局は、この協定に定める関税若しくは財政上の免除又は譲許を与える条件として、その濫用を防止するために必要と認める条件を遵守すべきことを要求することができる。
- 2 前記の当局は、受入国で育成され、生産され、又は製造された物品で輸出されなかったならば課せられたはずの租税若しくは公課を納付しないで、又はその払いもどしを受けて受入国から輸出されたものの受入国への輸入については、この協定で定める免除を拒否することができる。税関の倉庫から輸出される物品は、当該物品がその倉庫に保管されたことを理由として輸出されたものと認められているときは、輸入されるものとみなされる。

第13条

- 1 関税及び財政に関する法令に対する違反行為を防止するため、受入国及び派遣国の当局は、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
- 2 軍隊の当局は、受入国の税関当局若しくは財政当局によって行われ、又はそれらの当局に代わって行われる差し押えを受けるべき物件がそれらの当局に引渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- 3 軍隊の当局は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- 4 受入国の関税又は財政に関する法令に対する違反行為に関連して受入国の当局が差し押えた軍隊又はその軍属に属する軍用車両又は物件で当該軍隊の構成員又は軍属個人に属するものでないものは、当該軍隊の当局に引き渡さなければならない。

第14条

- 1 軍隊、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族は、派遣国の外国為替規制に服さなければならない。また、受入国の当該規制にも服さなければならない。
- 2 派遣国及び受入国の外国為替当局は、軍隊若しくは軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に適用すべき特別な規制を発することができる。

第15条

- 1 本条第2項を留保して、この協定は、北大西洋条約の適用がある敵対行為がある場合には、引き続き効力を有する。但し、第8条第2項及び第5項の請求権の解決に関する規定は、戦争による損害には適用がないものとし、この協定の規定、特に第3条及び第7条の規定は、関係締約国中この協定の相互間における適用に関して望ましいと認める改正をすることに同意する国より直ちに再検討されるものとする。

- 2 各締約国は、前記の敵対行為がある場合には、他の締約国に対し 60 日前に通告することにより、自国に関する限りこの協定のいずれの規定の適用も停止する権利を有する。締約国は、この権利が行使されたときは、停止された規定に替えるべき適当な規定について合意するため、直ちに協議しなければならない。

第 16 条

この協定の解釈又は適用に関する締約国間のすべての紛争は、他のいかなる裁判権にもよることなく、その相互間で解決するものとする。但し、この協定に反対の明文規定がある場合には、直接の交渉で解決することができない紛争は、北大西洋理事会に付託するものとする。

第 17 条

締約国は、いつでもこの協定のいずれの条項の改正をも要請することができる。その要請は、北大西洋理事会に提出するものとする。

第 18 条

- 1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できるだけすみやかにアメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、各署名国に対し批准書の寄託の日を通告するものとする。
- 2 この協定は、4 カ国の署名国がその批准書を寄託した後 30 日で、それらの国の間において効力を生ずる。この協定は、その他の各署名国については、その批准書が寄託された日の後 30 日で効力を生ずる。
- 3 この協定の効力が生じた後は、北大西洋理事会の証人及び北大西洋理事会が決定する条件に従うことを条件として、北大西洋条約に加入する国の加入のために、開放するものとする。加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより行われ、同政府は、各署名国及び各加盟国に加入書の寄託の日を通告するものとする。この協定は、加入書を寄託した国については、その加入書の寄託の日の後 30 日で効力を生ずる。

第 19 条

- 1 いずれの締約国も、この協定が効力を生じた日から 4 年の期間が経過した後は、この協定を廃棄することができる。
- 2 この締約国によるこの協定の廃棄は、当該締約国からアメリカ合衆国政府にあてた書面による通告によって行われるものとし、同政府は、他のすべての締約国に対し、各廃棄の通告及びその受領の日を通告するものとする。
- 3 廃棄は、アメリカ合衆国政府が廃棄の通告を受領した後 1 年で効力を生ずる。この 1 年の期間が経過した後は、この協定は、廃棄した締約国については効力を失うが、その他の締約国において効力は存続するものとする。

第 20 条

- 1 本条第 2 項及び第 3 項の規定を留保して、この協定は、締約国の本土領域にのみ適用する。
- 2 もっとも、各国は、この批准書若しくは加入書の寄託の時に又はその後いつでも、アメリカ合衆国に対する通告により、北大西洋条約地域内でその国が国際関係について責任を有するすべての領域又はいずれかの領域に対し、この協定を拡張適用することを、(宣言を行う国が必要と考える場合にはその国と各関係派遣国との間の特別協定の締結を留保して) 宣言することができる。この協定は、アメリカ合衆国政府がその通告を受領した後 30 日若しくは特別協定の締結（必要な場合）の後 30 日又は第 18 条に基づき効力を生じた時のうちいずれか遅い方の日に、通告書に掲げる 1 又は 2 以上の領域に対して拡張適用するものとする。
- 3 本条第 2 項に基づき、国際関係について責任を有する領域に対してこの協定を拡張適用するこ

とを宣言した国は、第 19 条の規定に従って、当該地域に関して別個にこの協定を廃棄することができる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。1951 年 6 月 19 日にロンドンで英語及びフランス語の本文をひとしく正文とする本書 1 通を作成し、これをアメリカ合衆国政府の記録に寄託する。アメリカ合衆国政府は、本書の認証謄本をすべての署名国及び加盟国に送付する。

ベルギー王国のために

オベールド・ティユジー

カナダのために

L・D・ウィルグレス

デンマーク王国のために

ステーンスン＝レート

フランスのために

エルヴ・アルファン

アイスランドのために

グンラウゲル・ペトゥルソン

イタリアのために

A・ロッシ・ロンギー

ルクセンブルグ大公国のために

A・クラゼン

オランダ王国のために

A・W・L・チャルダ・ファン・スタルケンボルフ・スタハウエル

ノールウェー王国のために

ダーグ・ブリューン

ポルトガルのために

R・エネス・ウルリッチ

この条約は、ポルトガルの大陸における領域にのみ適用するものとする。(隣接する諸島及び海外領地を除く。)

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ハーバート・モリスン

アメリカ合衆国のために

チャールズ・M・スポフォード

2. ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の 軍隊の地位に関する協定を補足する協定(1959 年 8 月 3 日にボンにて署名 1971 年 10 月 21 日、1981 年 5 月 18 日、1993 年 3 月 18 日改正 本間 浩訳)

出典：「沖縄県地位協定ポータルサイト」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/germany02.pdf>

*下線部分は、訳者によると改正部分である。その末尾は改正された年を示している。

ベルギー王国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オランダ王国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国は、

「三国とドイツ連邦共和国との関係に関する条約」（1954年10月23日にパリで署名された「ドイツ連邦共和国における占領体制の終了に関する議定書」の付表Iにより改正）第8条第1項bが、三国の軍隊及びその他の諸国の軍隊であってドイツ連邦共和国の領域内に駐留するものの権利及び義務を定める新たな取極の締結を予定していることを考慮し、

その規定に従えば、新たな取極は1951年6月19日にロンドンで署名された「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」に基づくものであること、及び同協定がドイツ連邦共和国に駐留する軍隊に関して存在する特別な条件に鑑みて必要とされる規定により補足されるものであることを考慮し、

北大西洋理事会が、「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する条約」第18条第3項に従って、この新たな取極の全当事国が同取極を批准し又は承認した後においてのみ効力が発生することを条件として、ドイツ連邦共和国の同協定への加入を承認することを決定したことを考慮し、

「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」の前文第2項も、同協定を補足する個々の取極の締結を規定していることを考慮し、

1954年10月23日にパリで署名された「ドイツ連邦共和国における占領体制の終了に関する議定書」の署名国により1959年8月3日にボンで署名された協定に従い、「ドイツ連邦共和国内の外国軍隊及びその構成員の権利義務に関する条約」、「財政条約」、並びに前記議定書によって改正された「軍隊及びその構成員の租税の取扱いに関する協定」が、新たな取極の発効と同時に効力を失うことを考慮し、

それによって、北大西洋共同体を引き続き強化することを希望して、次のように合意した。

第1条

1951年6月19日にロンドンにおいて署名された「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」（以下「NATO軍地位協定」と略す。）は、ドイツ連邦共和国（以下「連邦共和国」と略す。）の領域にあるベルギー王国、カナダ、フランス共和国、オランダ王国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国の軍隊の権利義務に関して、本補足協定の規定によって補足される。

第2条

1 別段の定めがない限り、本協定において（1993年改正）

- (a) 「ドイツ人」とは、ドイツの法令の意味におけるドイツ人とされる者をいう。
- (b) 「署名議定書」とは、本協定に関する署名議定書をいう。
- (c) 「軍隊条約」とは、1954年10月23日にパリで署名された「ドイツ連邦共和国における占領体制の終了に関する議定書」付表IIによって改正された「ドイツ連邦共和国にある外国軍隊及びその構成員の権利義務に関する条約」をいう。
- (d) 「連邦徴発法」とは、1956年10月19日の「連邦徴発法」（連邦法律公報1956年第1巻815ページ）をいう。
- (e) 「軍事保護地帯法」とは、1956年12月7日の「軍事的防衛を目的とする不動産の制限に関する法律」（連邦法律公報1956年第1部899ページ）をいう。
- (f) 「土地調達法」とは、1957年2月23日の「防衛を目的とする土地調達に関する法律」（連邦法

律公報 1957 年第 1 部 134 ページ) をいう。

(g) 「航空交通法」とは、1959 年 1 月 10 日の公示の文言に示された「航空交通法」(連邦法律公報 1959 年第 1 卷 9 ページ) をいう。

2(a) 軍隊の構成員若しくは軍属の近親者で、NATO 軍地位協定第 1 条第 1 項(c)号の定義には該当しないが、経済上又は健康上の理由で前記の構成員若しくは軍属に依存し、実際に扶養され、構成員若しくは軍属の占有する住居に同居し、かつ軍隊当局の同意を得て連邦領域にある者は、前記規定の意味における家族とみなされ、かつそのような者として取り扱われる。

(b) 軍隊の構成員又は軍属が死亡するか又は転任のために連邦領域を離れる場合、本項(a)号にいう近親者を含めて当該構成員又は当該軍属の家族は、連邦領域にある間に限り、死亡後又は転任後の 90 日間は NATO 軍地位協定第 1 条第 1 項(c)号の意味における家族とみなされ、かつそのような者として取り扱われる。

第3条

1 北大西洋条約によって条約締約国に課されている相互援助の義務に従って、ドイツの当局及び軍隊の当局は、NATO 軍地位協定及び本協定の履行を確保するために緊密に協力する。

2 本条第 1 項に定める協力は、特に次の事項に及ぶ。

(a) 連邦共和国、軍隊派遣国及び軍隊の財産の安全を促進し、かつ確保し、及びそれを防護すること、とりわけこれらの目的上重要なすべての情報の収集、交換及び保護

(b) ドイツ人、軍隊の構成員、軍属、それらの家族、及び派遣国の国民でこれらの範疇に属さない者の安全の促進及び確保、並びにそれらの財産の防護

3(a) 本条第 1 項及び第 2 項に定める協力の範囲内で、ドイツの当局及び軍隊の当局は、適切な措置を通じて緊密かつ相互的な連絡をとることを保証する。個人情報、NATO 軍地位協定及び本協定に定められている目的に合致する場合にのみ提供され情報を提供する締約国の法規に基づく情報利用の可能性に対する制限は遵守される。(1993 年改正)

(b) 本項の規定は、締約国に、自国の法律に反する措置又は国の安全若しくは公共の安全の維持に関する重大な利益と矛盾する措置をとる義務を課するものではない。(1993 年改正)

4 ドイツの当局及び派遣国の当局は、NATO 軍地位協定及び本協定の実施のために必要なすべての行政的措置をとる。また必要な場合には、その目的のために行政協定又はその他の協定を締結する。

5(a) ドイツの当局は、NATO 軍地位協定及び本協定における援助に関する規定の実施に当たり、軍隊及び軍属機関に対し、それらの防衛責任を充足するために必要な待遇を与える。

(b) 軍隊及び軍属機関の当局は、本項(a)号にいう規定により付与される権利を主張するに当たり、自らの要求と連邦共和国の要求との間に適正な調和をはかるために、ドイツの公的利益及び民間の利益に対し適切な考慮を払う。

6 ドイツの当局及び軍隊の当局はその管轄権限の範囲内で、派遣国の連絡官が駐在すべき国境通過地点について合意する。これらの連絡官は、軍隊、軍属機関、それらの構成員及びその家族、並びにそれらの者が携帯する荷物について、それらの迅速かつ妨害のない通過を確保するために、ドイツ当局の管理上の職務を援助する。同様な原則は、それらの者による使用のため、軍隊により又は軍隊の名義で若しくはその費用で輸送される諸物資についても適用される。

第 7 項削除。(1993 年改正)

第4条

1 NATO 軍地位協定及び本協定に基づいて一派遣国について生じる権利の行使及び義務の履行に

については、他の派遣国も、連邦政府の同意を得ることを条件として、かつ派遣当事国間に締結される行政協定に従って、実施することができる。

- 2 本条第1項にいう行政協定が発効するまでの間、権利の行使及び義務の履行について適用される派遣当事国間の協定で、本協定の発効時点で効力を有するものは、当該権利義務が関わる分野については引き続き適用される。ただし、当該派遣国が他の派遣国及び連邦共和国に対して同協定をもはや適用する意思のないことを通告する場合は、この限りでない。

第5条

- 1 連邦領域内での身分証明については、次の規定を適用する。

- (a) 軍隊の構成員は移動命令書の所持を要しない。
- (b) 制服を着用して軍隊の指揮の下に部隊として移動する軍隊の構成員は、自己の身分の証明を要しない。部隊所属をただちに示す必要のある特別の場合には、当該部隊の指揮官は、ドイツの当局の要請に応じて自己の身分証明書を提示する。
- (c) 軍属又は軍隊構成員若しくは軍属の家族であって、旅券又はドイツの法令により同種のものであると認められる文書を携帯しない者は、所持者の氏名、生年月日、写真、発行当局による一連の発行番号又は同当局の名称、及び連邦領域における所持者の滞在資格を示す派遣国当局発行の身分証明書により、その身分を証明する。
- (d) 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が、NATO 軍地位協定第3条又は本条に規定する文書を携帯していない特別の場合には、ドイツの当局は、その者が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であることを示す軍隊当局の暫定証明書を承認する。軍隊の当局は、できるだけ速やかにこの証明書を、NATO 軍地位協定第3条又は本条に規定する証明書に切り替え、その旨をドイツの当局に通告する。

- 2 国境の通過に関しては次の規定を適用する。

- (a) 個人的又は集団的移動について発出されるの命令書には、通常、NATO 軍地位協定第3条第2項(b)号に定める事項がドイツ語で記載されていなければならない。ただし、特別の場合には、移動命令書上の当該事項がドイツ語で記載されていないときでも、ドイツの当局は有効とみなすものとする。移動命令書は、一回の入国、出国若しくは出入国に対して発行され、又は一定の期間に限って有効とする。軍隊の当局は、移動命令書有効期間を延長することができる。身分証明書に有効期限の日付を、適宜、記入することにより、個人的移動の命令書の代わりとすることができる。
- (b) 軍の指揮の下に集団的移動の命令に従って国境を通過する部隊は、当該部隊の指揮官による自己の身分証明書及び集団的移動命令書の提示によって証明される。ドイツの当局が部隊の特定構成員についてその身分を確認する必要性を認めて、ドイツの国境管理官が当該部隊の指揮官に対して特別の理由を提示する特別の場合には、指揮官は当該構成員の身分証明書を提示する。この確認行為は、部隊を不当に遅らせるものであってはならない。
- (c) 軍隊が軍用飛行場を経由して出入国する際の身分証明書類の検査は、原則として地上における国境通過の検査と同じものとする。ただし、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が軍用飛行場を経由して出入国する場合には、ドイツの当局は、当該飛行場の当局と協議したうえで随時の検査を実施するに止める。これらの者に対する正規の身分証明検査は軍隊の当局が行う。軍隊の軍用飛行場を経由して連邦領域に入国し又は出国する者で、本号第2文に規定する範疇に入らない者の身分証明書類の検査は、軍隊の当局から当該者の到着について通告を受けたドイツの当局が行う。この検査は当該飛行場の出入に際して実施される。

第6条

- 1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、居住登録及び外国人管理の分野においてはドイツの法規上の規制を免除される。ただし、ホテル等の宿泊施設での記帳はこの限りでない。
- 2 軍隊の当局は、軍属及び（軍隊構成員又は軍属の）家族のすべてについて、最新の記録を保持するものとする。軍隊の当局は、ドイツの当局が理由を明示して要請した場合には、本条第1項に定める規則に基づいて要求される情報を、その都度提供する。
- 3 軍隊の当局は、ドイツの当局が要請する場合には、軍属及び（軍隊構成員又は軍属の）家族の人数をドイツの当局に報告する。

第7条

滞在及び居住に関する国際協定又は連邦領域において効力を有するその他の法規を適用するに際して、それらが本国送還、強制退去、滞在許可の延長又は職業上の活動に関するものである限り、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族として連邦領域において過ごした期間は考慮外とする。

第8条

- 1 ドイツの権限ある当局が、NATO 軍地位協定第3条第5項第1文に定める措置の一つであって、かつ受入国の権限内にある措置をとることを意図する場合には、当該当局は関係派遣国の権限ある当局に対し、その措置を意図する理由を示してその意図を通告し、かつ当該派遣国が適当な期間内にその見解を表明するための、又は自ら適切と認める措置をとるための機会を与えるものとする。ドイツの当局は、派遣国の立場及び派遣国の当局がすでにとっている措置に対して好意的な考慮を払う。
- 2 NATO 軍地位協定第3条第5項に定める措置の一つをとる意図の通告は、関係する州の内務大臣が行う。ただし、ハンブルグおよびブレーメンの場合には、内務担当市参事会員がこれを行う。
- 3 ドイツの権限ある当局が国外退去を要求し、及び強制退去命令を発するのは、当該者が引き続き連邦領域内に留まるとすれば、その要求又は命令の発出時点において実際に公共の秩序又は公共の安全を危うくすると同当局が認める場合に限るものとする。

第9条

- 1 派遣国の当局が軍隊の構成員又は軍属に対して発行した、軍用の車両、船舶、航空機を操縦する権能を与える免許証又はその他の許可証は、連邦領域における当該車両、船舶又は航空機の操縦についても有効とする。軍用車両の運転免許は、派遣国の法規が許す範囲内で、同じ種別の自家用車両の運転についても有効とする。派遣国又は派遣国軍隊の当局は、軍用車両の運転免許証に基づいて自家用の同じ種別車両を運転するための免許証を発行する権限を有する。（1993 年改正）
- 2 派遣国において発行された運転免許証で、所持者に同国内で自家用自動車車両を運転する権能を与えるものは、その所持者が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族である場合には、連邦領域における当該車両の運転についても有効とする。連邦領域における運転免許証の有効期間及びドイツの行政当局によるその取消しに関する法規は、免許証所持者が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であり、かつドイツの交通法規について十分な知識を有していることを示す軍隊当局発行の証明書とその者が所持する場合には、適用されない。この証明書にはドイツ語の訳文を付すものとする。
- 3(a) 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、軍隊当局の許可の下に、自家用自動車車両運

転の資格を免許証所有者に与えるドイツの免許証を申請することができる。この免許証は、現行のドイツ法規に従って、ドイツの権限ある当局が発行する。(1993 年改正)

(b) 本項に基づいて免許証を申請する者に対する運転の教習は、軍隊が運営する自動車教習所で実施することができる。ただし、その教習所の指導員が、当該派遣国の法規に基く資格を有することを条件とする。この指導員は、軍隊当局によって発行された自動車運転教習者指導資格証明書であってドイツ語訳文を付したものを所持し、教習指導の間これを携帯しなければならない。運転教習指導員としての訓練を受けていない者は、軍隊の運転教習所に指導員の資格で雇用されてはならない。(1993 年改正)

(c) 本項に基づいて免許証を申請する者に対する筆記試験及び運転免許実技試験の内容は、軍隊の当局と協議した上でドイツの当局が決定する。ドイツの当局は、軍隊の当局と協議の上で当該試験の適切な実施を確保する権限を有する。(1993 年改正)

(d) 現行の協定を改正するための 1993 年 3 月 18 日の協定が効力を発生する日に、同日の直前まで有効であった協定の第 9 条第 3 項に基づき運転の教習を開始していた者又は教習の終了後に運転試験を受けていなかった者は、従前の規定に従って継続して教習及び試験を受けることができる。これらの者に対する運転免許証の発給は従前の規定により行う。(1993 年改正)

4 派遣国の当局が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して発給する民間航空機操縦免許証は、国際民間航空機関 (ICAO) の「基準及び勧告実行準則」に基づく場合に、その所持者に対して連邦領域における自家用航空機の操縦を認める。

5(a) 軍隊の当局は、本条第 1 項に定める軍用船舶を操縦する者が内水を航行する際はそれらの者が、航行する特定の水域及び関係する河川警察法規について十分な知識を有することを保証する。

(b) 軍隊の非軍用内水用船舶の操縦については、ドイツの権限ある文民当局が、連邦共和国内で適用される法規に基づいて発行する資格証明書のみを有効とする。国際協定の範囲内で適用し得る法規は、これによって影響を受けない。(1993 年改正)

6(a) 軍隊の当局は、本条第 1 項に従い連邦共和国において有効とされる運転免許証又は本条第 2 項において言及した証明書を、その所持者の自動車運転に対する信頼性又は適性について根拠のある疑いがあるときは、取り消すものとする。(1993 年改正) 軍隊の当局は、運転免許証又は証明書の取消しに関するドイツの当局からの要請に対して好意的な考慮を払う。運転免許証又は証明書は、緊急な軍事上の理由によって必要とされる場合、又は所持者が連邦領域を離れることを可能にする目的上、再発行することができる。軍隊の当局は、本項に従って行われたすべての免許取消しについて、及び取消し後に運転免許証又は証明書が再発行されたすべての場合について、ドイツの当局に通告する。

(b) ドイツの裁判所が、NATO 軍地位協定第 7 条並びに本協定第 17 条、第 18 条及び第 119 条に従って裁判権を行使する場合には、自家用自動車を運転する権利の適用の範囲内で関わりを生ずる本条第 1 項第 2 文及び本条第 1 項第 3 文に定める運転免許証、並びに本条第 2 項に述べる運転免許については、運転免許証の取消しに関するドイツ刑法の規定を引き続き適用する。運転免許の取り消しは運転免許証に記載され、その所有者が引き続き所持するものとする。(1993 年改正)

(c) 本項(a)号及び(b)号は、この協定を改正する 1993 年 3 月 18 日の協定が効力を発生するまで有効であった運転免許証であって、本条第 3 項に基づいて発行されたものについても準用する。(1993 年改正)

7(a) 本条第6項(a)は、第4項及び第5項(b)において言及した操縦免許証及び操縦資格証明書について準用する。

(b) 軍隊の当局は、本条第1項に従って連邦領域において有効とされる航空機操縦免許証の所持者が航空交通法規違反を生じたとするドイツ当局の報告に好意的考慮を払い、かつ必要と思料する措置を執るものとする。

第10条

1 軍隊若しくは軍属機関、軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族が所有する自動車両及び被牽引車両については、軍隊の当局が登録及び運行認可を与えることができる。軍隊の船舶についても、国際諸協定の範囲内で適用し得る法規に従うことを条件として同様に扱う。軍隊若しくは軍属機関、軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族が所有する航空機については、派遣国の当局が、適用可能な国際規則に従って登録及び運行認可を行う。

② 特定の車両については、前号の措置に加えて、ドイツの権限ある当局がドイツの自動車運行認可標識をその都度許可することができる。第11条第1項はこれにより影響を受けないものとする。第11条第2項第1文に述べる事例においては、保険業者又は保険業者連合の保証は、ドイツの公的な自動車運行認可の標識を付した車両が保険証書の検査を受けることなく入国できる国又は地域で生ずる損害（修正された1972年4月24日の欧州経済共同体指令72/166第2条第2項の意味における損害）に対しても及ぶものとする。ドイツの自動車運行認可標識を取付ける権利に関しては、特別の証明証書を発行するか、又は登録文書に記載するものとする。その他の細目は、ドイツの当局と軍隊の当局との間で合意する。（1993年改正）

③ ドイツの当局は、本条第1項及び第1項の②に従って行なわれた登録がその記録のためにドイツの権限ある当局に通知されるよう要求することができる。その他の細目、とくにどのような登録を通知すべきかについての詳細は、ドイツの当局と軍隊の当局との間で合意する。（1993年改正）

④ 本条第1項に従って登録及び運行認可をうけ、又は連邦領域内で軍隊が使用する自動車両及び被牽引車両に対しては、定期的に技術的検査を実施するものとする。ドイツの当局は、自家用の自動車両及び被牽引車両の技術的検査を派遣国の検査場及び作業場が実施する場合、当該検査場及び作業場が当該技術的検査の実施に足る適格性を有するか否かについて、ドイツの検査官が検することを要求することができる。さらにドイツの検査官は、これらの場所において、前記車両の操行安全性について検査することができる。ただし、上記の法規にかかわらず、ドイツの法規に従ってドイツの検査施設で車両を検査し、又は点検することもできるものとする。（1993年改正）

2 軍隊の当局は、自家用自動車両及び被牽引車両については本協定第11条に従って責任保険への加入が行われている場合に限り、登録及び運行認可を行う。同当局は、その保険が失効したときは登録若しくは運行認可を取り消し、又は無効にする。

3 本条第1項に従って登録及び運行認可を受けた自動車両、被牽引車両、船舶及び航空機、又は連邦領域内で軍隊が使用する自動車両、被牽引車両、船舶及び航空機には、登録番号又はその他の適正な標識に加えて明確な国籍標識を付けるものとする。自家用自動車両及び被牽引車両に付ける標識は、軍用の自動車及び被牽引車両に使用される標識とは明らかに区別し得るものでなければならない。軍隊の当局は、自らが登録及び運行認可を行なった自動車両、被牽引車両及び船舶に使用される識別方式を、ドイツの当局に通知する。軍隊の当局は、ドイツの当局が理由を明示して要請したときは、本条第1項に従って自家用の自動車両、被牽引車両又は航空機の登録及

び運行認可を受けた者の氏名及び住所をその都度報告する。

- 4 自家用の自動車両又は被牽引車両の登録証明書には、登録番号、車両製造者の名称又は商標、製造会社の製造番号又は一連番号、連邦領域における最初の登録日及び所有者の氏名を記載する。この証明書にはドイツ語の翻訳を付すものとする。自家用航空機の登録証明書は、国際民間航空機関の「基準及び勧告実行準則」に基づくものとする。軍隊の非軍用内水船舶で排水量 15 トン以上のものは、軍隊の当局によって発行された堪航証明書を船内に備えなければならない。
- 5 軍隊の当局は、自らが登録及び運行認可を行なった自動車両、被牽引車両、船舶及び航空機、又は連邦領域内で軍隊が使用する自動車両、被牽引車両、船舶及び航空機に関して、適切な安全措施を講ずるものとする。

第 11 条

- 1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が連邦領域内で、自家用の自動車両、被牽引車両及び航空機を使用し、又はそれらが使用されることを許容するのは、それらの使用から生ずる危険がドイツの法令に従って第三者責任保険により保証される場合に限るものとする。
- 2 軍隊の当局によって運行認可を与えられた自家用の自動車両、被牽引車両又は航空機の責任保険について、派遣国において第三者責任保険業務を行うことを認められた保険業者との間でも第三者責任保険の契約を結ぶことができる。ただし、この業者に加えて、連邦領域において営業することを認められた保険業者又は保険業者連合が、連邦領域において生じた損害に対して第三者責任保険の義務を引き受けることを条件とする。損傷又は損害を受けた第三者に関するドイツ法令の要件は、前記の保険の条件によって影響を受けない。
- 3 派遣国は、自国の外国為替管理に関する現行法規の範囲内で、自国の領域内で営業することを認められた保険業者又はその連合が行うすべての支払いが、連邦領域においてかつ連邦共和国の通貨によってなされることを保証する。

第 12 条

- 1 軍隊の当局は、軍属、及び軍隊が雇用するその他の者が、現金若しくは財産の警護に責任を有する限り、又は職務上の地位若しくは活動の特殊性のために特に危険にさらされる限りにおいて、これらの者に対し武器の所持及び携帯を許可することができる。
- 2 軍隊の当局は、本条第 1 項に従って許可された者による武器の使用について、正当防衛に関するドイツの法令に準拠する規則を定める。
- 3 本条第 1 項に従って許可された者は、軍隊の当局が発行する火器許可証を携行する場合に限り火器を携帯することができる。相応する事項への記入のある職務証明書もまた、火器許可証とみなされる。
- 4 軍隊の当局は、その信頼性について根拠のある疑いがない者に対してのみ火器許可証を発行する。軍隊の当局は、許可証の所持者が火器を乱用したことが証明され、又はその者の信頼性に根拠のある疑いが生じたときは、ドイツの当局の要請又は自らの決定に基づいて当該火器許可証を取り消すものとする。(1993 年改正)

第 13 条

- 1 社会扶助及び医療扶助を含む社会保障に関して連邦領域において効力を有する国際協定又はその他の協定は、別段の明示的な定めがある場合を除いて、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族には適用しない。ただし、これらの者の別に明示的な定めがある場合は、この限りではない。また、これらの者が以前に連邦領域に滞在した期間中に生じた社会保障の分野での権利及び義務は影響を受けない。さらに、ある者が第 1 文に言及されている人的範疇の一つに該当すると

いう事実によっても、その者が自由意志に基づいて保険を継続させるためにドイツの社会保障（健康保険、年金保険）に保険料を支払い、又は現存の保険から生ずる権利を取得し、主張する可能性は排除されない。

- 2 本条の規定は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が雇用者の資格で負う義務に影響を与えるものではない。

第14条

軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が、婚姻能力証明書の提出を免除される場合、関係行政事務の範囲及び困難さの程度に応じて算定される手数料の額は50 ドイツマルクを超えないものとする。

第15条

- 1 出生及び死亡をドイツの戸籍吏に届け出なければならないというドイツの法令に基づく義務は、軍隊の構成員若しくは軍属の子又はそれらの家族の子の出生、又は軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の死亡に関しては適用されない。ただし、前記の出生又は死亡がドイツの戸籍吏に届け出られた場合には、その届出はドイツ法令の規定に従って行われる。
- 2 出生及び死亡の届出義務は、出生した子又は死亡者がドイツ人であるときはドイツの法令のままとする。

第16条

- 1 派遣国軍隊の当局は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が連邦領域において死亡した場合には、当該派遣国の適用可能な法規に従ってその遺体を預り及び処理、並びに医学的理由又は犯罪捜査の目的で必要とされる検死解剖を行う権利を有する。ドイツの当局による検死解剖の要請は認められるものとする。ただし、医学的理由による検死解剖に関しては、派遣国の法律がそのような検死解剖を許容する場合に限り認められる。検死解剖に当っては、ドイツの裁判医1名又は保健医1名が立ち会うことができる。ドイツの犯罪捜査の目的で行われる検死解剖の場合には、ドイツの裁判官又は検察官も立ち会う権利を有し、検死に関わるドイツの刑事手続上の要請に関して行うこれらの者のいずれかによる指摘が考慮が払われるものとする。ドイツの裁判所又は当局が検死を命ずる権限を有する場合であって、派遣国の軍当局が検視の結果に関心を示すときは、本項第2文、第3文及び第4文を準用する。（1993年改正）
- 2 派遣国の軍当局は、当該派遣国の法令が認める場合には、連邦領域にある死亡者の遺産である動産物件を占有し、かつ、その動産物件を、最初に当該派遣国の法令の規定する優先的支払いに当て、次に連邦領域で生じたその他の債務であって同領域内で支払う法的義務のあるものに対する清算に当て、その残余を、死亡者の遺産に適用される法令に従って処分する権利を有する。本項の規定は、死亡者がドイツ人であるときは適用されない。
- 3 軍隊は、防衛義務の遂行に必要な限度において、合意された地区に共同墓地を設置し、維持する権利を有する。

第17条

- 1 犯罪に関する裁判管轄権を決定するために、ある行為を派遣国の法令によって罰し得るかどうかを決定することが必要である場合、当該事件を扱うドイツの裁判所又は当局は、手続を停止し、派遣国の所轄当局に通告する。通告を受けた派遣国の所轄当局は、通告を受理した後21日以内に、又はその通告が未だなされていない場合にはいつでも、ドイツの裁判所又は当局に対し、当該行為が派遣国の法令によって罰し得るかどうかについて述べた証明書を提出することができる。同証明書が当該行為を派遣国の法令で罰し得ることについて肯定的である場合には、その行

為が処罰されることの根拠となる規定または法的基礎及び予測される刑罰を明示するものとする。

- 2 ドイツの裁判所又は当局は、この証明書に一致するように決定を行う。ただし、例外的な場合には、ドイツの裁判所又は当局の要請に従って、連邦政府と連邦共和国に駐留する当該派遣国の外交使節との間の協議を通じてこの証明書を再審査の対象とすることができる。
- 3 ある犯罪行為がドイツの法令によって罰し得るかどうかを決定しなければならない場合には、本条第1項及び第2項の規定に定める手続がその犯罪行為に関して準用される。この場合の証明書は、連邦共和国又はドイツの関係ある州の権限ある最高の行政当局が発給する。
- 4 本条第1項、第2項及び第3項の規定は、派遣国がこれらの規定を援用することも同規定の法益を連邦共和国にまで及ぼすことも意図しないことを連邦共和国に通告する場合、当該派遣国と連邦共和国との間には適用しない。

第18条

- 1 軍隊の構成員又は軍属に対する刑事訴訟手続において、ある犯罪行為が公務執行中の作為又は不作为によって生じたものであるかどうかを決定することが必要であるときは、その決定は、いつでも当該派遣国の法令に従って行うものとする。当該派遣国の権限ある最高当局は、事件を扱うドイツの裁判所又は当局に対してその決定に関する証明書を提出することができる。
- 2 ドイツの裁判所又は当局は、この証明書に一致するように決定を行う。ただし、例外的な場合には、同証明書は、ドイツの裁判所又は当局の要請により、連邦政府と連邦共和国に駐留する当該派遣国の外交使節との間の討議を通じて再審査の対象とすることができる。

第18A条

- 1 派遣国の当局は、NATO 軍地位協定第7条に基づいてその裁判権を行使するに際して、死刑を科する可能性のある刑事訴追を行うことを決定する場合は、ドイツの権限ある当局に遅滞なく通告する。(1993年改正による追加)
- 2 派遣国の当局は、ドイツ法の規定を考慮して、連邦共和国内では死刑を執行せず、また連邦共和国においてそのような量刑の判決に至る可能性のある刑事訴追を執行しないものとする。(1993年改正による追加)

第19条

- 1 裁判権が競合する場合に派遣国の要請があるときは、連邦共和国は、NATO 軍地位協定第7条第3項(b)号によりドイツの当局に認められる第一次的権利を、同協定第7条第3項(c)号の枠内で、かつ本条第2項、第3項、第4項及び第7項の規定に従うことを条件として、当該派遣国のために放棄する。本項に基づいて認められる放棄には、本協定第18A条第1項に従って通告される事件を含まないものとする。(1993年改正)
- 2 派遣国の軍当局は、本条第7項に基づいて特別の取極が締結される場合にはそれに従うことを条件として、第1項に規定に従って放棄が認められる個別の事件についてドイツの権限ある当局に通告する。派遣国の軍当局は、署名議定書の本条に関する事項の第2項(a)号に掲げる個々の犯罪行為に関して NATO 軍地位協定第7条第3項(a)号により認められる第一次裁判管轄権を援用することを意図するときは、NATO 軍地位協定又は本協定のいずれかに基づく他のいかなる通告要件にも違反しないことを条件として、ドイツの権限ある当局に通告する。(1993年改正)
- 3 ドイツの権限ある当局が、ドイツの司法行政上の利益からドイツの裁判権の行使が必須であるとの見解を有する場合、ドイツの同当局は、本条第2項に定める通告の受理後21日以内に又は本条第7項に基づく取極に定めるそれより短い期間内に、権限ある軍当局又は軍隊以外のその他の

当局宛の声明書を提出することによって、本条第1項で認められる権利の放棄を撤回することができる。ドイツの当局はまた、前記の通告を受理するより前に、声明書を提出することができる。(1993年改正)

4 ドイツの権限ある当局が本条第3項に従って特定の事件についての権利放棄を撤回し、かつ当該事件について関係当局間の討議において了解が得られなかったときは、連邦共和しかも国に駐在する当該派遣国の外交使節は連邦政府に対して異議を申し立てることができる。連邦政府は、ドイツの司法行政上の利益と派遣国の利益の双方に相応考慮を払ったうえで、外交の分野における権限を行使して意見の不一致を解決する。

5(a) 本条第1項に従って権利の放棄を要請した派遣国の軍当局は、ドイツの当局の同意の下に、自国が裁判権を有する個別の刑事事件を、取調べ、裁判及び判決のためにドイツの裁判所又は当局に移送することができる。

(b) ドイツの当局は、本条第1項に従って権利の放棄を要請した派遣国の軍当局の同意の下に、連邦共和国が裁判権を有する個別の刑事事件を取調べ、裁判及び判決のために当該国の軍当局に移送することができる。

6(a) ドイツの裁判所又は当局が、NATO 軍地位協定第7条第2項(b)号に基いて専属的裁判権を行使する場合に、当該派遣国からの個別の、又は一般的な要請があるときは、被告人に送達したあらゆる文書の写し一通を、各派遣国が設置し又は指定する連絡機関に対して送付する。(1993年改正)

(b) ドイツの裁判所又は当局は、連絡機関に対して、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に関する刑事訴訟上の文書の送達を確保するよう要請することができる。本協定第32条第1項(b)号の規定は本項に準用する。(1993年改正)

7 本条の規定を実施するに当たり、及び重大性の低い犯罪行為を迅速に処理するために、1国又はそれ以上の派遣国の軍当局とドイツの権限ある当局との間で取極を結ぶことができる。同取極ではまた、通告の免除及び本条第3項に基く権利放棄撤回の可能な期間についても定めることができる。

第20条

1 派遣国の軍当局は次の場合には、自己の裁判権に服さない者を逮捕状なしで一時的に抑留することができる。

(a) その者が現行犯で逮捕され若しくは追跡されており、かつ、

(i) その者の身元が直ちに確認できない場合、又は、

(ii) その者の逃亡について根拠ある疑いがある場合、又は、

(b) ドイツの当局が拘禁を要求した場合、又は、

(c) その者が他の派遣国の軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族であって、当該国の当局が抑留を要求した場合

2 派遣国の当局は、危険が差し迫っていて、かつドイツの検察官又は警察官の到着が間に合わない場合には、自己の裁判権に服さない者について当該派遣国の施設内において若しくは施設に対して向けに行われた犯罪行為に関して、又は1957年6月11日付けの第四次刑法改正法（連邦法律公報第1部597ページ）第7条の規定定める犯罪行為であってドイツ刑法典第97条、第100条、第100条c項、第100条d項、第100条e項、第109条f項、第109条g項および第363条に関連するものに関し、若しくはそれらの規定に将来代わり得る法令に基づいて罰せられる犯罪行為に関して、その既遂又は未遂の強い疑いがあるときは、その者を逮捕状なしで一時的に抑留

することができる。この規定は、当該者が逃亡中であるかもしくは潜伏中である場合、又は当該者が前記の犯罪の既遂若しくは未遂の理由で生ずる刑事訴追を免れようとしていると疑うに足る十分な根拠がある場合のみ適用される。

- 3 本条第1項又は第2項に該当する事件の場合、軍の当局は必要な範囲内で、一時的に抑留した者の武装を解除し、身体検査を行い、また犯罪容疑の取調のための証拠となり得る当該者の所持品を押収することができる。
- 4 軍の当局は、本条に従って一時的に抑留した者を、押収した武器その他の物品とともに、ドイツの最寄りの検察官、警察官若しくは裁判官に、又は当事者が軍隊の構成員もしくは軍属若しくはそれらの家族として所属する派遣国軍隊の軍当局に、遅滞なく、引き渡すものとする。
- 5 本条の規定は、連邦議会及び州議会の有する憲法上の不可侵権を損ってはならないものとする。

第21条

- 1 ドイツの当局が、1957年6月11日付けの第四次刑法改正法（連邦法律公報第1部597ページ）第7条又は将来、同条に代わることがある法令の下で処罰されるべき行為に関して捜査を開始し、又は逮捕を行うときは、捜査を行うドイツの当局は関係派遣国の軍隊に対し遅滞なく通告するものとする。ドイツの当局が、1派遣国又はその軍隊の安全に対してなされたその他の行為に関して捜査を開始し、又は逮捕を行う場合も同様とする。
- 2 連邦領域において行われた行為で連邦共和国の安全に影響を及ぼす事柄に関係するものについて、派遣国の権限ある当局が捜査を開始し、又は逮捕を行うときは、当該当局はドイツの当局に対し遅滞なく通告する。

第22条

- 1(a) 派遣国の当局が裁判権を行使するときは、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁は、当該派遣国の当局が行うものとする。
- (b) ドイツの当局が裁判権を行使するときは、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁は、本条第2項及び第3項に従って派遣国の当局が行うものとする。
- 2(a) ドイツの当局が逮捕を行った場合であって、関係派遣国の当局からの要請があるときは、被逮捕者を当該派遣国に引き渡すものとする。
- (b) 派遣国の当局が逮捕を行ったとき、又は被逮捕者が本項(a)号に基づいて派遣国の当局に引き渡されたときは、同当局は、
 - (i) 拘禁をいつでもドイツの当局に移すことができる。
 - (ii) 特定の場合においてドイツの当局が行うことがある拘禁移転の要請に対して好意的な考慮を払う。
- (c) もっぱら連邦共和国の安全に向けられた犯罪行為に関しては、拘禁は、関係派遣国の当局との間で合意する取極に従ってドイツの当局がこれを行う。
- 3 本条第2項に従って派遣国の当局が拘禁を行うときは、ドイツの当局による保釈若しくは釈放の時まで、又は刑の執行開始まで、派遣国の当局が引き続き拘禁を行う。派遣国の当局は、捜査及び刑事訴訟手続のために、被逮捕者の身柄をドイツの当局に委ねるものとし、かつその目的のため及び証拠隠滅を防止するために適切なすべての措置を執るものとする。派遣国の当局は、拘禁に関してドイツの権限ある当局が行う特別の要請に十分な考慮を払うものとする。

第23条

本協定第21条第1項に定める犯罪行為に該当するいかなる事件についても、いずれかの者が逮捕されたときは、当該派遣国の代表者は被逮捕者に接見する権利を有するものとする。同条第2項に定める犯罪行為に該当するいかなる事件についても、逮捕された者を軍隊の当局が拘禁するときは、ドイツの代表者は、本条第1文で認める接見の権利を派遣国が行使する限度において、これに相当する権利を有するものとする。ドイツの当局及び派遣国の軍当局は、本条の実施のために必要な取極を締結する。拘禁を行う国の代表者は、接見の権利が行使されるときは、これに立ち会うことができる。

第24条

連邦共和国又は派遣国が要請するときは、ドイツの当局及び当該派遣国の当局は、NATO軍地位協定第7条第5項(a)号及び第6項(a)号に定める相互援助の義務の履行を容易にするための取極を締結する。

第25条

- 1(a) 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する刑事裁判権をドイツの裁判所又は当局が行使するときは、関係派遣国の代表者は、裁判に出席する権利を有する。犯罪行為が連邦共和国の安全にのみ向けられたものである場合、連邦共和国内に存在する財産のみに対して向けられたものである場合、ドイツ人若しくは連邦領域内に存在する人物のみに対して向けられたものである場合、又は派遣国の裁判所若しくは当局が裁判権を連邦共和国内で行使する場合、ドイツの代表者は、公判に出席する権利を有するものとする。
- (b) 本項(a)号に定める目的上、次の文言は以下のような意味を有するものとする。
 - (i) 「連邦共和国内に存在する財産」という文言には、軍隊若しくは軍属機関又は軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に属する財産を含まない。
 - (ii) 「連邦共和国内に存在する人物」という文言には、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を含まない。
- (c) 本項(a)号に定める規定は、国の代表者の出席が、裁判権を行使する国の安全上の要請（これは同時に他国の安全上の要請ではないもの）に合致しないときは適用しない。
- (d) ドイツの裁判所及び当局、並びに派遣国の裁判所および当局は、公判の場所及び日時について相互に適時の通告を行う。
- 2 本条第1項に掲げる条件の下に、派遣国の代理人は、当該派遣国の当局と連邦共和国の当局との間で合意される範囲内で、尋問その他の取調審問に立ち会う権利を有する。この取極が締結されるとき、取極は、第1項にいう条件に従いドイツ代表に対して派遣国の代理人と同等の権利を与え、及び相互通告の手続を定めるものとする。

第26条

- 1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が、連邦領域内でドイツの利益に対して犯した犯罪行為について派遣国の裁判所に起訴されたときは、裁判は連邦領域内で行われる。ただし、次の場合を除く。
 - (a) 派遣国の法律に別段の定めがある場合
 - (b) 軍事上の必要性がある事件について又は裁判上の利益のために、派遣国の当局が公判を連邦領域外で開く意図を有する場合。この場合には、派遣国の当局は、その意図についてドイツの当局がその見解を表明するための適時の機会をドイツの当局にして与え、かつドイツ当局が表明する見解を適正に考慮するものとする。
- 2 公判が連邦領域外で開かれるときは、派遣国の当局はドイツの当局に対して裁判の場所及び日

時を通告する。ドイツの代表者は、その公判に出席する権利を有する。ただし、その出席が、派遣国の裁判所規則に抵触し又は派遣国の安全上の要請（これは同時に連邦共和国の安全上の要請ではないもの）に合致しない場合を除く。派遣国の当局は、ドイツの当局に対して判決及び訴訟の最終結果について通報する。

第27条削除。（1993年改正）

第28条

0 本協定第53条に関する署名議定書第4項②の規定に従い、かつNATO軍地位協定第7条第10項(a)号の規定を損なうことなく、ドイツの警察は、軍隊又は軍属機関の排他的利用に供される施設区域内で、連邦共和国の公共の秩序および安全が危険にさらされ又は侵害される限りにおいてその任務を遂行する権限を有する。当該施設区域内で刑事訴追措置を執る場合、派遣国はその方式についてドイツの当局と協議した上で、自国の警察による措置を執らせることができる。この場合、その措置は遅滞なく執られるものとし、ドイツ側が希望するときはドイツ当局の代表者による立ち会いの下に執られるものとする。（1993年改正）

1 軍隊の憲兵隊は、公共の道路、公共の輸送機関、飲食店その他公衆の出入りするすべての場所を警邏し、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して秩序及び規律を維持するために必要な措置を執る権利を有する。この権利の行使の詳細は、必要な限り又は適宜の範囲内でドイツの当局と軍隊の当局との間で合意するものとし、これらの当局は緊密に相互の連絡を維持するものとする。

2 公共の秩序及び安全が、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に関わる事件により危うくされ、又は乱される場合、ドイツ当局が要請するとき軍隊の憲兵隊は、秩序及び規律を維持し又は回復するために、これらの者に関して適切な措置を執るものとする。

第29条

1 連邦共和国はその領域内において、軍隊及び軍属機関並びにそれらの構成員の十分な安全及び保護を確保するために必要と思料する立法措置を執るものとする。連邦領域内で行われた犯罪に関しては、ベルリンに駐留する派遣国の軍隊、軍属及びそれらの構成員に対してもこの規定が適用される。

2 NATO軍地位協定第7条第11項及び本条第1項の規定を実施するため、連邦共和国は特に次のことを行う。

(a) 反逆罪に関するドイツ刑法の規定に従い、派遣国の軍事機密の保護を確保すること。

(b) 次の行為については、ドイツの軍隊に与えられ、又は将来与えられる保護に劣らない程度に、軍隊、軍属機関又はそれらの構成員に対する刑事法上の保護を確保すること。

(i) 勤務意欲を喪失させる意図の下に軍隊、軍属機関又はそれらの構成員に働きかけること。

(ii) 軍隊を侮辱すること。

(iii) 命令抗拒の扇動。

(iv) 脱走の扇動。

(v) 脱走の幫助。

(vi) 妨害行為（サボタージュ）

(vii) 軍事事項に関する情報の収集。

(viii) 軍事情報機関の運営。

(ix) 軍用の装備、軍用の設備若しくは施設又は軍事的活動の模写又は記述。

(x) 航空写真の撮影。

- 3 本条第2項(a)号の適用上「軍事秘密」とは、防衛に関するものであって、かつ連邦領域又はベルリンに駐留する派遣国機関が同派遣国若しくはその軍隊、又はベルリンに駐留するその軍隊の安全を考慮して機密にする事実、物件、結論及び発見、特にそれらに関する文書、図面、模型、数式又は情報をいう。これには、秘密にするか否かの決定を行う権限が連邦共和国にある物件又はその物件に関する情報を含まない。

第30条

NATO 軍地位協定第7条の規定及びそれを補足する本協定の諸規定の実施を容易にし、かつこれらの規定の統一的な運用を確保するために、連邦政府が任命するドイツの代表者1名及び当該派遣国の代表者1名からなる混合委員会を、当事国のいずれか一方の要請により設置する。同委員会の任務は、本条において言及されている諸規定の適用に関して連邦政府又は当該軍隊の最高当局によって提起される問題を協議することである。ドイツの当局及び派遣国の当局は、混合委員会によって出されたいかなる共同勧告についても好意的な考慮を払う。

第31条

軍隊の構成員又は軍属は、訴訟費用の担保を提出する義務からの免除に関して、この分野において効力を有する連邦共和国と当該派遣国の間の協定に定められる権利を享有する。これらの者が勤務のために連邦領域に滞在するときは、前記協定の運用上、連邦領域に居住しているものとみなされる。(1993年改正)

第32条

- 1(a) ドイツの裁判所又は当局は、非刑事訴訟において生じた文書の、軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する送達を確保するよう、各派遣国が設置し又は指定する連絡機関に対して要請することができる。(1993年改正)
- (b) 連絡機関は、ドイツの裁判所又は当局から提出された送達申請の受理を遅滞なく確認するものとする。送達は、送達されるべき文書が部隊の指揮官又は連絡機関の代表者から受取人により送付された時点で効力を生じる。送達が効力を生じた旨の書面による通知は、ドイツの裁判所又は当局に対して遅滞なく行われるものとする。
- (c) (i) 連絡機関は、送達を実施することができない場合、その理由、及び可能であれば送達の実施期日を、ドイツの裁判所又は当局に文書で通知する。ドイツの裁判所又は当局が、連絡機関による受理の日から起算して21日を満了する時点で本項(b)号に従って送達が効力を生じたことを示す文書を受理しておらず、また送達を実施することができない旨の通告も受理していない場合には、送達は効力を生じたものとみなす。(1993年改正)
- (ii) ただし、連絡機関が21日の期間満了前に、送達を実施することができない旨をドイツの裁判所又は当局に対して通知している場合には、送達は効力を生じたものとみなされない。(1993年改正)
- ② 送達を受けるべき者が連邦共和国を長期間継続的に離れる場合、連絡機関は直ちにその旨をドイツの裁判所又は当局に通知し、また本協定第3条第3項の規定を考慮して、権限内のあらゆる援助をドイツの裁判所又は当局に対して与える。(1993年改正)
- (iii) 本号(ii)に定める場合において、連絡機関は、ドイツの裁判所又は当局に対してその理由を示した上で期間の延長を要請することができる。ドイツの裁判所又はドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定に関する若干の考察 3 本条第2項(a)号の適用上「軍事秘密」とは、防衛に関するものであって、かつ連邦領域又はベルリンに駐留する派遣国機関が同派遣国若しくはその軍隊、又はベルリンに駐留するその軍隊の安全を考慮して機密にする事実、

物件、結論及び発見、特にそれらに関する文書、図面、模型、数式又は情報をいう。これには、秘密にするか否かの決定を行う権限が連邦共和国にある物件又はその物件に関する情報を含まない。

第30条

NATO 軍地位協定第7条の規定及びそれを補足する本協定の諸規定の実施を容易にし、かつこれらの規定の統一的な運用を確保するために、連邦政府が任命するドイツの代表者1名及び当該派遣国の代表者1名からなる混合委員会を、当事国のいずれか一方の要請により設置する。同委員会の任務は、本条において言及されている諸規定の適用に関して連邦政府又は当該軍隊の最高当局によって提起される問題を協議することである。ドイツの当局及び派遣国の当局は、混合委員会によって出されたいかなる共同勧告についても好意的な考慮を払う。

第31条

軍隊の構成員又は軍属は、訴訟費用の担保を提出する義務からの免除に関して、この分野において効力を有する連邦共和国と当該派遣国の間の協定に定められる権利を享有する。これらの者が勤務のために連邦領域に滞在するときは、前記協定の運用上、連邦領域に居住しているものとみなされる。(1993年改正)

第32条

- 1(a) ドイツの裁判所又は当局は、非刑事訴訟において生じた文書の、軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する送達を確保するよう、各派遣国が設置し又は指定する連絡機関に対して要請することができる。(1993年改正)
- (b) 連絡機関は、ドイツの裁判所又は当局から提出された送達申請の受理を遅滞なく確認するものとする。送達は、送達されるべき文書が部隊の指揮官又は連絡機関の代表者から受取人により送付された時点で効力を生じる。送達が効力を生じた旨の書面による通知は、ドイツの裁判所又は当局に対して遅滞なく行われるものとする。
- (c) (i) 連絡機関は、送達を実施することができない場合、その理由、及び可能であれば送達の実施期日を、ドイツの裁判所又は当局に文書で通知する。ドイツの裁判所又は当局が、連絡機関による受理の日から起算して21日を満了する時点で本項(b)号に従って送達が効力を生じたことを示す文書を受理しておらず、また送達を実施することができない旨の通告も受理していない場合には、送達は効力を生じたものとみなす。(1993年改正)
- (ii) ただし、連絡機関が21日の期間満了前に、送達を実施することができない旨をドイツの裁判所又は当局に対して通知している場合には、送達は効力を生じたものとはみなされない。(1993年改正)
- ② 送達を受けるべき者が連邦共和国を長期間継続的に離れる場合、連絡機関は直ちにその旨をドイツの裁判所又は当局に通知し、また本協定第3条第3項の規定を考慮して、権限内のあらゆる援助をドイツの裁判所又は当局に対して与える。(1993年改正)
- (iii) 本号(ii)に定める場合において、連絡機関は、ドイツの裁判所又は当局に対してその理由を示した上で期間の延長を要請することができる。ドイツの裁判所又は当局がこの延長の要請を受理したときは、(i)および(ii)の規定は、延長された期間について準用する。
- 2 ドイツの送達執行官が、ドイツの裁判所又は当局において非刑事訴訟を開始する旨の訴状若しくはその他の文書又は裁判所命令を直接送達する場合、ドイツの裁判所又は当局は、このことを送達の前に、又は送達と同時に連絡機関に文書で通知する。文書による通知の内容は民事

訴訟法第 205 条に従うものとし、家族の場合は、法律が認める範囲内で行うものとする。(1993 年改正)

- 3 ドイツの裁判所又は当局は、判決書又は上訴状を送達する場合に、当該派遣国から個別の又は一般的な要請があるときは、法律上許容される範囲内で、連絡機関に直ちに通ずるものとする。ただし、連絡機関自らが送達を実施することを要請され、又は送達の名宛人若しくは一方の当事者が送達に異議を申し立てる場合を除く。ドイツの裁判所又は当局は、いかなる異議申立についても連絡機関に報告するものとする。(1993 年改正)

第 33 条

軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、自らが当事者である非刑事訴訟に一時的に出席できず、かつその旨が、ドイツの権限ある裁判所又は当局に対して不当な遅滞なしに通知される場合、出席できないことについて法律上の不利益を被らないよう、適切な配慮を受けるものとする。連絡機関もまた前記の通知を行うことができる。(1993 年改正)

第 34 条

- 1 軍の当局は、ドイツの裁判所及び当局の非刑事訴訟における執行権限の執行に際して、その権限内であらゆる援助を与えるものとする。
- 2(a) 非刑事訴訟において、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁がドイツの当局又は裁判所によって命じられることがあるのは、法廷侮辱罪を罰する目的の場合または、当該者自身の責めに帰すべき理由で従おうとせず若しくはすでに従っていない司法上、行政上の決定若しくは命令を遵守させる目的の場合のみとする。公務の遂行のために行われた作為又は不作為については拘禁することができない。その作為又は不作為が公務執行中のものであることを述べた派遣国の権限ある最高当局の証明書は、ドイツの諸機関を拘束する。その他の場合には、ドイツの機関は、拘禁が重大な利益に反するとの派遣国の権限ある最高当局の主張に適切な考慮を払うものとする。(1993 年改正)
- (b) 本項に基づく拘禁は、軍の当局が必要と認める限りにおいて当該人物の交代要員を確保した後にも、実行することができる。軍の当局は、この目的のために必要であると合理的に想定することができるすべての措置を、遅滞なく執るものとし、かつその権限内にあるあらゆる援助を、命令又は決定の実施について本項に従って責任を負うドイツの当局に対して与えるものとする。(1993 年改正)
- (c) 本項に基づく拘禁が、軍隊又は軍属機関の排他的利用に供される施設区域内で行われる場合、派遣国は、詳細についてドイツの裁判所又は当局と協議した後、自らの警察にその措置を執らせることができる。この場合、拘禁は遅滞なく行われるものとし、かつドイツ側が要求する範囲内で、ドイツの裁判所又は当局の立ち会いの下に行うものとする。(1993 年改正)
- 3 軍隊の構成員又は軍属にその政府によって支払われるべき給与に対するドイツの裁判所又は当局の命令による差押え、支払い禁止又はその他の形式の強制執行には、当該派遣国の領域において適用されうる法令によって許容される範囲内でのみ服するものとする。本条第 1 項に基づく援助には、すでに支払われた給与に対してなされうる強制執行に関する情報の提供をも含むものとする。(1993 年改正)
- 4 非刑事訴訟におけるドイツの裁判所又は当局の執行権限の行使が軍隊の施設内で行われる場合、その執行は、ドイツの執行官が当該軍隊の代表者による立ち会いの下に行うものとする。

第 35 条

本協定第 56 条に従って軍隊若しくは軍属機関の雇用に関して支払いをなすべき債務者又は軍隊若しくは軍属機関への直接の給付若しくはその他の賦役に関して支払いをなすべき債務者に対してドイツの裁判所又は当局が執行権を行使する場合には、次の規定を適用する。

(a) その支払いがドイツの当局を通じて行われ、かつ同当局が債務者ではなく差押債権者に支払いを行うよう執行機関から要請されるときは、同当局は、ドイツの法規の範囲内でその要請に従う権限を有するものとする。

(b)(i) その支払いがドイツの当局を通じて行われないときは、軍隊又は軍属機関の当局は、当該派遣国の法令が禁止しない限り、執行機関の要請により債務者に負わせるものと認定される総額のうち、その要請に明記された額を権限ある機関に供託する。この供託により、軍隊又は軍属機関は供託された限度において債務者に対する義務を免除される。(1993 年改正)

(ii) 当該派遣国の法律が本号 i にいう支払いを禁じている限りにおいて、軍隊又は軍属機関の当局は、問題となる判決、決定、命令又は和解の執行について執行機関を援助するために適切なすべての措置を執るものとする。(1993 年改正)

第 36 条

1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する文書の送達を公示によって行う場合には、これに加えて、文書の抄本を、派遣国が指定する定期刊行物に派遣国の言語で公表し、または派遣国が決定する場合は権限ある連絡機関にこれを掲示することを要するものとする。(1993 年改正)

2 ドイツの送達官が、軍隊の施設内にいるいずれかの者にいずれかの文書を送達するべきときは、当該施設の管理責任を有する軍隊当局は、ドイツの送達官による送達の実施を可能ならしめるために必要なあらゆる措置を執るものとする。

第 37 条

1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族がドイツの裁判所又は当局に召喚される場合、軍の当局は、当該者の出頭がドイツの法令上義務とされる限りにおいてその出頭を確保するためのあらゆる措置を、その権限内で執るものとする。ただし、軍事上の緊急の必要によって不可能である場合は、この限りではない。召喚状が連絡機関を通じて送達されない場合、ドイツの裁判所又は当局は連絡機関に対し、名宛人の氏名及び住所、審問又は証言聴取の日時および場所を明示して当該召喚について遅滞なく通知する。ただし、家族に関しては、軍の当局がドイツの当局に対して召喚を確保するために効果的な援助を与えることができないときは適用しない。(1993 年改正)

2 軍当局がその出頭を確保することができない者が、派遣国の裁判所又は軍当局によって証人又は鑑定人として必要とされる場合、ドイツの裁判所及び当局は、ドイツの法令に従って、その者が当該派遣国の裁判所又は軍当局に出頭するよう、世話をする。

第 38 条

1 軍隊若しくは連邦共和国の裁判所若しくは当局における刑事訴訟手続、非刑事訴訟手続又は尋問の過程において、関係当事国の一方若しくは双方の職務上の秘密又は当事国の一方若しくは双方の安全を害するような情報が開示される結果となるように思われる場合、当該裁判所又は当局は、手続の進行に先立って職務上の秘密又は情報の開示についての、所轄当局の文書による同意を求めるものとする。所轄当局が開示について異議を申し立てるときは、当該裁判所又は当局は、当該訴訟当事者の憲法上の権利が損なわれない限り、開示を防止するために本条第 2 項に

う措置を含めその権限内のあらゆる措置を執るものとする。

- 2 ドイツの裁判所及び当局に継続する事件において、軍隊又は軍属機関の安全を脅かす恐れがある場合には、刑事訴訟手続及び日刑事訴訟手続における心理の非公開を定めるドイツの裁判所更生法第172条から175条までの規定、並びに刑事訴訟手続の他の管轄地区裁判所への移送に関するドイツ刑事訴訟法第15条の規定が準用される。

第39条

商人、被害者及び鑑定人の特権及び免除は、それらのものが出頭する裁判所又は当局の法令により与えられるものとする。ただし、裁判所または当局はその特権および免除について、証人、被害者及び鑑定人が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族である場合には当該派遣国の裁判所における特権及び免除に、またそれらの者がその範疇に属さない場合にはドイツの裁判所における特権および免除にそれぞれ相当するように適切な考慮をほらうものとする。(1993年改正)

第40条

NATO 軍地位協定又は本協定に別段の定めがある場合を除き、軍隊の記録、文書、文書と認め得る公用郵便物及び軍隊所有の財産は、ドイツの当局による搜索、差押え又は検閲を免除される。ただし、その免除が放棄される場合はこの限りでない。

第41条

- 1 軍隊、軍属機関若しくはそれらの構成員の作為若しくは不作為により生じた損害、又は軍隊若しくは軍属機関が法的責任を有するその他の出来事により生じた損害についての補償は、NATO 軍地位協定第8条の規定およびそれを補足する本条の規定に基づいて決定される。
- 2 次の場合には補償は認められない。
 - (a) 軍隊又は軍属機関による通常の通行目的のための使用の結果生じた公道、街路、橋梁、航行可能な水路その他公共の交通施設に対する損害
 - (b) 占領費、委託費、又は駐留費の財源で建設又は調達された財産の滅失又は損害で、軍隊または軍属機関による当該財産の自由使用に供されている間に生じたもの
- 3(a) 連邦共和国は、連邦共和国が所有している財産であって派遣国の軍隊又は軍属機関の排他的使用に供されるものの滅失又は損害については、当該派遣国に対する請求権を放棄する。この規定は、当該財産が数カ国の派遣国の軍隊による使用に供され、又は1若しくはそれ以上の派遣国の軍隊と連邦国防軍とにより共同して使用される場合にも、同様に適用される。この請求権の放棄は、故意又は重大な過失により生じた損害及びドイツ連邦鉄道又はドイツ連邦郵便の財産に対する損害には適用しない。
- (b) NATO 軍地位協定第8条第2項(f)号の規定は、ドイツ連邦鉄道又はドイツ連邦郵便が所有する財産の滅失又は損害及び連邦の道路の損害には適用しない。
- 4 州が所有する財産の滅失又は損害については、それが本協定の効力発生前に生じたものである限り、連邦共和国は派遣国の補償責任を免除する。
- 5 各派遣国は、その所有財産に対する滅失又は損害であって、連邦国防軍の構成員若しくは被雇用者の公務執行中に、又は連邦国防軍による車両若しくは航空機の使用から生じたものについては、その財産が当該派遣国の軍隊又は軍属機関によって使用され、かつ連邦領域に所存している場合には、連邦共和国に対するすべての請求権を放棄する。ただし、この請求権の放棄は、故意又は重大な過失によって生じた損害には適用しない。
- 6 NATO 軍地位協定第8条第5項及び本条の規定は、軍隊の構成員若しくは軍属が被った損害で同一の軍隊の構成員若しくは軍属の作為若しくは不作為により生じたもの、又は軍隊若しくは軍

属機関が法的責任を有する他の出来事により生じたものについては適用しない。

- 7 第71条第2項にいう機関は、NATO軍地位協定第8条に基づく損害賠償支払の目的であって本条に関連するものに関しては当該軍隊の不可分の一部とみなされ、かつそのように取り扱われるものとする。ただし、この点に関して同機関をドイツの管轄権から免除しないとする合意が存在するときは、この限りでない。
- 8 軍隊又は軍属機関の責任は、それらがドイツの法規の適用を免除されるという事実によって影響を受けないものとする。連邦国防軍が同様の免除を受けるときであっても、連邦国防軍によって生じた損害に対して補償が支払われるときは、そのような場合にのみ、かつその限度内で、補償が支払われるものとする。
- 9(a) 派遣国軍隊がNATO軍地位協定第8条第5項に基づいて第三者に補償すべき損害を生じた事件が、同時に当該派遣国にも損害を生じさせ、かつその損害について当該第三者に補償責任がある場合には、当該派遣国の補償請求権は当該第三者の補償請求権と相殺される。
- (b) 連邦領域において生じた派遣国の損害についての当該派遣国の補償請求権であって連邦共和国居住の者に対して生じているものに関しては、連邦共和国は、行政協定に従って、かつ派遣国の要請により、派遣国のために当該請求権を行使する。このことは、契約に基づく請求権には適用しない。連邦共和国が請求権を行使するために要した費用については、一般行政費を除いて当該派遣国が償還する。
- 10 施設区域の損害又は動産の滅失若しくは損害についての請求権については、連邦共和国及び当該派遣国が対等に負担するものとする。ただし、連邦若しくは州が所有する不動産若しくは動産であって1955年5月5日より以前に軍隊若しくは軍属機関の排他的使用に供され、かつ本協定の効力発生後に軍隊若しくは軍属機関から返還されるものについては、この限りではない。
- 11(a) 関係する軍隊の調査後、滅失又は損害の責任がいずれの軍隊にあるかを確定することができない場合を除き、軍隊はNATO軍地位協定第8条第8項において扱われる問題に関して証明書を交付する。ドイツの当局又は裁判所が当該損害請求を審査して、前記の証明書に記載内容と異なる判断を生じさせるような事態が存在するとの見解に到達した場合には、軍隊は、ドイツの当局の要請に基づきその証明書を再検討する。
- (b) 両当事者間の上層部における協議によってもなお解決しえない意見の相違が残る場合には、NATO軍地位協定第8条第8項に定める手続が適用される。
- (c) ドイツの当局又は裁判所は、証明書又は必要な場合は仲裁人の決定に従って、決定を行う。
- 12(a) NATO軍地位協定第8条及び本条の規定は、本協定の効力発生以後に生じ、又は生じたものとみなされる損害についても適用される。
- (b) 本協定の効力発生前に生じたか又は生じたものとみなされる損害は、効力発生のときまで適用されていた規定に従って処理するものとする。
- 13 軍隊当局とドイツの当局は、損害補償に関する両当事者間の手続を定めるために行政協定を締結する。

第42条削除。(1993年改正)

第43条

- 1 軍隊の当局及びドイツの当局は、気象学、測地学、地勢図作成法、水路測量法および地図作成法の分野において、共同防衛のための重要なすべての事項に関する情報を相互に通知し、この目的のために必要なすべてのデータを交換する。
- 2 共同防衛の利益のために地勢図上、測地上、水路上または工学技術上の測量又は探査を行うこ

とが、安全上若しくは秘密上の特別の理由により必要とされる場合、又はドイツの当局が必要とされる範囲内若しくは期限内にそれを実施することができない場合は、軍隊の当局はドイツの当局に対し適時の通告を行った後に、その測量又は探査を行うことができる。前記の作業が実施されている間、ドイツの当局の代表者は、秘密上の特別の理由により禁止されない限り、立ち会うことができる。ドイツの当局は、軍隊の代表者が土地への立ち入り権能を取得できるようにするために、必要なときは、ドイツの法令の下で認められている権限を行使する。

第44条

- 1 ドイツの当局が軍隊若しくは軍属機関の当局のために締結した契約から生ずる紛争の解決に際して、訴訟手続に係属中か否かに関わりなく、これらの当局は常時、密接に協力するものとする。この規定は、労働関係、経営体代表権、軍隊又は軍属機関の下にいる文民労務者の社会保険関係に関して生ずる紛争、及び本協定第62条第1項(c)号に定める手続から生ずる紛争に準用する。この協力の細目は行政協定で定める。
- 2 本条第1項にいう行政協定は、連邦共和国を相手当事者とする訴訟手続に関わる限り、次の原則に基づくものとする。
 - (a) 軍隊又は軍属機関の当局は、訴訟の提起について遅滞なく通告され、また訴訟上のすべての重要な段階において協議を求められる。
 - (b) 控訴を提起すべきか否かの決定は、軍隊又は軍属機関の当局との合意に基づいてのみ行う。合意がない場合でも、軍隊の最高当局が、又は必要な場合によっては軍属機関の最高当局が、当該行為における重大な利益を認めるときは、ドイツの当局は控訴を提起する。連邦の最高当局が当該行為における重大な利益を認めるときは、その控訴の提起に対して軍隊又は軍属機関の当局は異議を申し立てない。本号第2文及び第3文にいう利益の確認理由が、控訴の提起に関する交渉の過程で他方の当事者に知られていないときは、要請に基づいてその理由が開示される。
- 3 本条第2項の規定は、第2項(b)号に示す原則が訴訟の提起にも適用することに対応して、連邦共和国が提起する訴訟の手続に準用するものとする。
- 4 訴訟手続が本条第1項にいう紛争によって惹起されたか否かに関わらず、ドイツの当局は、軍隊又は軍属機関の当局との合意に基づいてのみ当該紛争を終結させる。
- 5(a) 関係派遣国は、本条第1項にいう紛争から生ずる訴訟手続における判決、決定及び和解（執行可能な権原）の結果として確定されたすべての義務を履行し、及びそれらの結果として連邦共和国に対して生ずるすべての権利を享有するものとする。
 - (b) 連邦の最高当局が告訴又は控訴の提起に重大な利益を認めた結果として、軍隊又は軍属機関が当該措置に対していかなる異議をも申し立てない場合に、訴訟の提起又は控訴によって訴訟費用が追加的に増大するときは、当該訴訟手続において生ずる義務を当該派遣国又は連邦共和国のいずれが負うべきか、及びどの範囲まで負うべきかについて、事件ごとに随時合意する。
 - (c) 訴訟手続に関連して生ずる費用で裁判所が裁定した費用に含まれないものは、当該費用が生ずる前に軍隊又は軍属機関が同意しているときは、派遣国が支払うものとする。
- 6(a) 軍隊又は軍属機関の当局が連邦領域内で直接調達した物品及び役務に関して生ずる紛争は、ドイツの裁判所又は独立の仲裁裁判所が解決する。ドイツの裁判所が紛争について判決を下す場合には、訴訟は連邦共和国を相手として提起するものとし、連邦共和国は自己の名において、派遣国の利益のためにその事件を処理するものとする。本条第2項、第4項及び第5項は連邦共和国と派遣国との間の関係について準用する。

(b) ただし、連邦共和国と派遣国との間の協定は(a)号の規定に優先する。

第45条

- 1 軍隊は、その排他的使用に供されている施設区域内において訓練の目的を損なうことなく訓練計画を実施することができない場合には、本条に基づき、かつ連邦国防大臣の同意に従うことを条件として、その防衛任務の遂行上で必要とされる範囲内で施設区域外での機動演習その他の訓練を行う権利を有する。連邦国防大臣の決定は、欧州駐留連合軍最高司令官若しくは北大西洋条約機構のその他の権限ある当局又は欧州の権限ある当局が決定する訓練実施の要求を含めて、連邦共和国及び1又は2以上の派遣国が当事国となる多数国間又は2国間の協定から生ずるすべての側面について、適切に考慮した上で下されるものとする。機動演習その他の訓練を、この目的のために連邦共和国を訪れる軍隊の部隊が本条に従って実施し、またはそれらに参加する場合には、権限あるドイツ当局の承認を必要とする。機動演習その他の訓練の通知、調整及び認可の手続については別の協定で定める。(1993年改正)
- 2 本条第1項に基づく機動演習その他の訓練の実施に関しては、ドイツ法令の関連規定、特に1961年9月27日の連邦徴発法の現行規定法文を適用する。ドイツの軍当局は、軍隊の当局からの要求に応じてこれらの規定に関する情報を提供し、又は伝える。権限あるドイツの当局は、機動演習その他の訓練の実施を実質的に損なう可能性のあるドイツの法律諸規定に対する見込まれる根本的改正に関して、派遣国の当局と適時に協議するものとする。(1993年改正)
第3項から第7項まで削除。(1993年改正)

第46条

- 1 軍隊は、権限あるドイツ当局の承認を条件に、かつその防衛任務を遂行する上で必要な範囲内において、本条に基づいて連邦共和国の空域で機動演習その他の訓練を行う権利を有する。権限あるドイツ当局の決定は、欧州連合軍最高司令官若しくは北大西洋条約機構のその他の当局又はヨーロッパの権限ある当局が決定する訓練実施の要求を含め、連邦共和国及び1又は2以上の派遣国が当事者となる多数国間または2国間の協定から生ずるすべての側面について十分に考慮した上で下されるものとする。(1993年改正)
- 2 本条第1項に基づく機動演習その他の訓練の実施に関しては、ドイツの空域への進入及び使用に関するドイツの法規並びに国際民間航空機関の「基準及び勧告実行準則」に従う航空設備及び施設の使用に関するドイツの法規、並びに関連する法律、規則及び告示に含まれる現行の通告、承認及び調停の手続が適用される。権限あるドイツの当局は、ドイツの空域への進入及びその使用、並びに航空設備及び施設の使用に関するドイツの法規又は行政上の決定についての見込まれる改正に関して、派遣国の当局と適時に協議するものとする。条約締約国はこうした改正を協議するため、この分野における所轄の機関を活用する。(1993年改正)

第3項から第5項まで削除。(1993年改正)

- 6 本協定第45条の規定は、施設区域外着陸、及び軍隊の常時使用に供されていない施設区域への落下傘による降下若しくは投下についても適用する。

第47条

- 1 連邦共和国は、軍隊又は軍属機関に対し、物品及び役務の調達に関しては連邦国防軍に与えるよりも不利でない待遇を与えるものとする。
- 2 軍隊又は軍属機関の当局は、NATO軍地位協定第9条第2項第2文に掲げる随時必要とされる措置を考慮して、特定品目の調達品目に対する同当局の必要量について要請があるときは、ドイツの当局に対して通知する。

3 軍隊又は軍属機関は、直接に又は事前の合意の後に、自らが必要とする物品及び役務を、ドイツの関係当局を通じて調達することができる。輸送役務の実施については第 57 条に規定する。

(1993 年改正)

4 軍隊又は軍属機関の当局は、直接に物品及び役務を調達する場合には、

(a) 当該当局は、通常の手続を適用することができる。ただし、連邦共和国において公用調達に關して適用される原則であって、競争、優先入札者及び公共契約に適用される価格に関する法規に表されているものを尊重することを条件とする。

(b) 当該当局は、少量の調達の場合を除いて、調達の対象及び規模、調達受託者の氏名、並びに合意された価格を、ドイツの当局に対して通告する。

5 軍隊又は軍属機関の当局が、ドイツの当局を通じて物品及び役務を調達する場合には、

(a) 軍隊又は軍属機関の当局は、自らの需要の詳細、特に技術上の明細ならびに引渡し及び支払いの特別の条件について、ドイツの当局に対し適時に通告する。

(b) 物品及び役務の調達に関する契約は、ドイツ当局と受託者との間で締結する。この場合には、公共契約についてのドイツの法律及び行政上の規定を適用する。

(c) ドイツの当局は、調達受託者に対する自らの専属的管轄権を損なうことなく、軍隊又は軍属機関の当局がその利益を適正に考慮するために必要な限度において、契約の締結及び実施に参加することを認める。特に、軍隊又は軍属機関の当局の文書による同意がないときは、契約は締結又は変更されることはないものとする。別段の合意がない限り、物品及び役務の受領は共同で行う。

(d) 派遣国は連邦共和国に対し、次の費用を償還するものとする。

(i) 公用契約に関するドイツの法令に基づいて連邦共和国が負担しなければならない費用。ただし、裁判外の和解から生ずる費用は、軍隊がその和解に同意した場合にのみ償還される。

(ii) 軍隊の同意を得て行われた任意の支払い

(iii) ドイツの当局が、緊急の場合に軍隊又は軍属機関の利益を保護するために執った措置から生じた費用で、契約受託者の負担とすべきではないもの

(e) 軍隊又は軍属機関の当局は、期日支払いを可能とするために、当該期日までに必要な資金を利用可能にする。

(f) 軍隊又は軍属機関の当局は、合意される方式により、ドイツの権限ある支払い機関が行った支払いに関する文書を検査する権限を有する。

(g) 本項(a)号、(c)号、(d)号、(e)号及び(f)号に基づく手続の細目は、特に所定の期間内に調達手続の実施を確保する目的で、ドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間の行政協定において定める。

第 48 条

1(a) 施設区域についての軍隊及び軍属機関の需要は、NATO 軍地位協定及び本協定の規定に従ってのみ充足される。

(b) 施設区域についての軍隊および軍属機関の需要は、計画書の形式で一定期間毎に連邦当局に申告する。この計画書によらずに軍の当局が施設区域についての需要を申告するのは、緊急の事態の場合にのみとする。この申告には、軍隊が作成する細目、特におよその地区、大きさ、使用目的、使用予定期間及び使用開始期日を含むものとする。

(c) 施設区域についての需要の充足に関しては、軍隊又は軍属機関の当局とドイツの当局との間

で極を結ぶ。その取極には、施設区域に至る通路（道路、鉄道又は水路）及び適当と思われる場合は第 63 条第 5 項(b)号にいう費用を含むものとする。ドイツの当局は、その取極に従って執るべき措置を実施する。

- (d) ドイツの当局は、軍隊又は軍属機関からの要請がある場合には、当該の軍隊又は軍属機関に対して水、ガス、電気を供給し、又は下水の処理に責任を負い、かつ契約を締結することができる企業を指定する。軍隊又は軍属機関のその需要が軍隊又は軍属機関の当局と関係企業との間の契約によって充足されない場合、軍隊または軍属機関の当局が要請するときは、その需要を充足するためにドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間で取極を締結する。ドイツの当局は、取極の実施を確保するための適切な措置を執り、必要な場合には契約も締結する。
- 2 連邦共和国は、軍隊条約の規定に従って軍隊又は軍属機関の使用に供されている施設区域で、本協定の効力発生の時点でなお、それらが占有するものを、本条第 5 項(a)号及び(b)号に基づいて返還されるときまでの期間、軍隊又は軍属機関の継続使用に供することを保証する。この規定は、公共輸送及びその補給の施設、又は郵便事業及び電気通信のために特定される施設区域には適用しないものとし、これらの施設区域は、ドイツの当局と軍隊の当局との間に別段の合意がない限り返還されるものとする。
- 3(a) 本条第 1 項に従って軍隊又は軍属機関に提供される施設については、文書による提供取極を締結するものとし、その取極には、施設区域の大きさ、種類、所在地、状態及び設備に関するデータ並びに用途の細目を含むものとする。施設区域は、ドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間に別段の合意がない限り、その使用を要求する軍隊又は軍属機関の専属的な占有及び使用に供される。
- (b) 本項(a)号の規定は、本条第 2 項に従って軍隊又は軍属機関の継続使用に供されている施設区域について準用する。
- 4 軍隊及び軍属機関は、その使用に供された施設区域の適切な保全に必要な修理及び保守について責任を負う。ただし、有償で供された施設区域に関して本条第 3 項(a)号に従って締結される提供取極に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 5 軍隊又は軍属機関による施設区域の返還については、次の規定を適用する。
- (a) (i) 軍隊又は軍属機関の当局は、使用する施設区域の数及び規模を必要最小限度に限定することを確実にするために、施設区域の需要について絶えず検討する。これに加えて、ドイツの当局から要請があるときは、個々特殊な場合におけるその需要を点検する。使用期間に関する特別の合意を害することなく、不必要になるか又は軍隊若しくは軍属機関の必要に対応する代替の施設区域が用意される場合には、当該施設区域は、ドイツの当局への事前予告後、直ちに返還するものとする。
- (ii) 本号 (i) の規定は、軍隊又は軍属機関が一施設の全体を必ずしも必要とせず部分返還が可能となった場合にも、準用する。
- (b) 軍隊又は軍属機関の当局は、本項(a)号の規定を害しないことを条件として、特定の施設区域については、共同の防衛任務に照らしてもその使用よりもドイツ側の利益が明らかに上回る場合には、ドイツ当局の当該施設区域の返還請求に適切な方法でこれに応ずるものとする。
- (c) 本協定の効力発生後に軍隊又は軍属機関に対し一定の期限付きでその使用に供される施設区域は、その期限が満了したときは返還されるものとする。その期限は、軍隊又は軍属機関の当局が施設区域の需要を申告した際に提示された日付に従って確定されるものとする。使用期間は、所有権者若しくはその他の権利者が同意する場合、又はドイツの調達関連法令に照らして

もその延長が差し支えない場合、延長することができる。

(d) 軍隊又は軍属機関に対して本協定の発効後に提供された施設区域で、それに関して調達当局が土地調達法に基づいて予め事前の占有指定を発令していたものは、その指定が取り消された場合に返還される。

(e) 施設区域とともに使用に供された物品で、現にその中に存在するものは、所有権者が別様に同意しない限り、当該施設区域とともに返還される。

第49条

1 軍隊又は軍属機関の需要を満たすために必要な建設計画は、軍隊または軍属機関の当局により、連邦の建設業務について管轄権を有するドイツの当局に送達される。(1993年改正)

2 建設工事は、ドイツの現行の法律及び行政規則並びに個別の行政協定の定めるところに従い、連邦の建設業務について管轄権を有するドイツの当局が実施する。(1993年改正)

3 本条第2項の規定にかかわらず、軍隊または軍属機関の当局は、ドイツの当局と協議の上で、本協定の効力発生時に存在するか、又はその後に締結若しくは修正される個別の行政協定に従って、

(a) 修繕および保守工事、

(b) 特別の安全措置を必要とする建設工事、及び、

(c) きわめて小規模の建設工事、並びにドイツの当局との合意の下に、

(d) 小規模の建設工事、及び、

(e) 例外的なその他の場合の建設工事について、自らの人員をもって、又は直接的に請負人に委託して実施することができる。これらの工事を実施するに際しては、軍隊及び軍属機関の当局は、ドイツの建設及び環境に関する法令を尊重し、本条第2項にいうドイツの当局と協力して、相応する許可の取得を確保する。さらに軍隊及び軍属機関の当局は、連邦共和国において公共建設工事に関して適用される諸原則を考慮する。(1993年改正)

第4項削除。(1993年改正)

5 本条第3項にいう協議の形式及び範囲については、軍隊及び軍属機関の当局とドイツの当局との間で合意する。(1993年改正)

6 本条第2項にいう工事を軍隊又は軍属機関のためにドイツの当局が実施する場合は、(1993年改正)

(a) 軍隊又は軍属機関の当局は必要と認める場合に、計画の作成に参加し、または独自に計画書及び設計図を提示することができる。

(b) 入札の方法、並びに限定入札の場合には入札に招請される業者の数及び氏名については、ドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間で合意する。

(c) 契約の締結は、軍隊又は軍属機関の当局が文書による同意を与えた後にのみ行われる。

(d) 軍隊又は軍属機関の当局は、建設工事の検査に参加することを許され、かつ建設工事計画書並びにすべての工事関係文書及び計算書を閲覧することができる。

(e) ドイツの当局は、別段の合意がある場合を除き、軍隊又は軍属機関の当局との同意に基づいて、請負業者に対して、建設工事の主要部分が十分に完遂されたことを確認する。特にドイツの当局は、軍隊又は軍属機関の当局の文書による同意を得た後に、当該請負業者を契約上の義務から解放するものとする。

(f) 派遣国は、連邦共和国に対し次の費用を償還する。

- (i) 公共契約に関するドイツの法令に基づいて連邦共和国が負担するすべての費用。ただし、裁判外の和解に基づく費用は、軍隊がその和解に同意した場合にのみ償還される。
 - (ii) 法的義務の承認によらず、軍隊の同意の下で行われた任意の支払い
 - (iii) 緊急の場合においてドイツの当局が軍隊又は軍属機関の利益保護のために執った措置から生じた費用で、当該請負業者が負担すべきでないもの
- (g) 軍隊又は軍属機関の当局は、期日に支払いができるよう、期日内に必要な資金を支払い可能になるようにしておくものとする。
- (h) 軍隊又は軍属機関の当局は、合意により定められる方法によって、ドイツの権限ある支払い機関による支払いに関する文書を検査する権限を有する。
- (i) 派遣国はドイツの当局に対して、ドイツの当局が建設工事の実施に関連して特別に行った役務（建設計画、指揮及び工事監督）について、行政協定に従って補償する。

第50条

連邦の所有物である付属物、装備品及び備品類は連邦共和国内においては、軍隊又は軍属機関の使用に供せられている1施設区域から他の施設区域へ、次の制限の範囲内で移転することができる。

- (a) 占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて調達された物品を含め、軍隊又は軍属機関が使用する施設区域に関する建設費用に含められる前記の種類の物品は、ドイツの当局が同意する場合に限り当該施設区域から搬出されるものとする。
- (b) 特定の施設区域と結合され、又はその施設区域のために作られた付属物、装備品及び備品類の移転についても、搬出に先立ってドイツの当局の同意を得るものとする。ただし、この規定は、それらの物品が占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて調達されたものである場合には適用しない。もっとも、その場合においても、軍隊又は軍属機関の当局は物品の搬出の意向を、予めドイツの当局に適時に通告して、ドイツの当局がそれに代わる解決策を適宜、提案することができるようにする機会をドイツの当局に与えなければならない。

第51条

- 1 占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて調達された動産は、軍隊又は軍属機関の当局が必要でなくなったと判断するときは、ドイツの当局に対しその処分のために引き渡される。
- 2 本条第1項の規定にかかわらず、前記動産の売却その他の処分について取極を結ぶことができる。そのような処分から生ずる純収益は連邦共和国に帰属する。
- 3 本条第1項に掲げる種類の動産は、NATOの防衛任務の遂行上必要な場合に限り連邦領域外へ移動することができる。第4項に該当する場合を除き、その移動には次の原則が適用される。
 - (a) その搬出については、予めドイツの当局に通告するものとする。緊急の場合には事後に通告する。
 - (b) ドイツの当局に対する通告は、次の場合には必要としない。
 - (i) 購入価格が低額の物品の搬出
 - (ii) 連邦共和国の国境をしばしばかつ繰り返し通過することを要する軍隊の機動演習又は行動に伴う物品の一時的な搬出
- 4 本条第1項に掲げる種類の動産の搬出で、軍隊の縮小又は完全な撤退を目的とする部隊の移動に関連して行われるものについては、特別の取極で定める。
- 5 本条第1項及び第2項は、連邦領域外への搬出に関連する場合にも妥当する。これらの条項は、第1項に掲げる種類の動産がNATOの防衛任務の遂行に必要でなくなった場合にも適用す

る。

6 施設区域に属する付属物、装備品及び備品類であって占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて調達されたものは、連邦領域から搬出しないものとする。

7 細目については行政協定で定める。

第 52 条

1 派遣国が、法律上連邦又は州の所有物である不動産その他の財産であって軍隊又は軍属機関の使用に供されているものの全部または一部を返還することを意図する場合において、派遣国が自己の資金を投入して行った改良について返還時に残存価値が存在するときは、その価値に関して軍隊又は軍属機関の当局とドイツの当局との間で合意するものとする。連邦共和国は、合意された残存価値を派遣国に償還する。本項第 1 文及び第 2 文は、派遣国が自己の資金で調達した設備および備蓄品で、合意により前記の施設区域に残されるべきものについても適用する。

2 もっとも、本条第 1 項に基づく償還は次の補償の限りでは行わないものとする。派遣国が施設区域その他の財産に与えた損害に対し本協定第 41 条に基づいて支払われるべき補償、補償請求権が放棄されたために支払われなかった補償、又は補償請求権に対する派遣国の責任が第 41 条に基づいても免除されない補償。

3 派遣国は、法律上連邦共和国又は州の所有物である施設その他の財産からその改良物、装備品又は備蓄品を撤去することを要しない。当該不動産その他の財産が法律上州の所有物である場合に、連邦共和国は派遣国に対して、派遣国が改良物、装備品または備蓄品を撤去しなかったことの理由によりドイツの法律上州に帰属すべきすべての請求権についてその責任を免除する。

4 第 1 項に掲げる種類の物、及び連邦若しくは州が財源面で関与している法人の所有する物であって無償で軍隊若しくは軍属機関の使用に供されているものに対して加えられた改良に関しては、その改良が連邦又は州により派遣国に供与された財源によって加えられたものである場合、派遣国は、その改良物の残存価値についていかなる請求権も主張しないものとする。この規定は、軍隊又は軍属機関が前記のものを使用していた期間中に又は前記の改良物の撤去に際して生じた損害の補償を、その改良物の残存価値と相殺することを妨げない。

第 53 条

1 軍隊又は軍属機関は、排他的使用に供される施設区域内において、防衛の任務を十分に遂行するために必要とされる措置を執ることができる。当該施設区域の使用についてはドイツの法令が適用される。ただし、本協定及び他の国際協定に別段の定めがある場合、並びに軍隊、軍属機関、それらの構成員及びその家族の、組織、内部機能及び管理並びにその他の内部事項であって第三者の権利に対して又は隣接する地方自治体若しくは一般公衆に対していかなる予見可能な影響を及ぼさないものに関わる場合を除く。権限あるドイツの当局及び軍隊の当局は、生ずる可能性のあるいかなる意見の相違も解消するために相互に協議し、かつ協力するものとする。(1993 年改正)

2 本条第 1 項第 1 文は、施設区域の上空に関して執られる措置にも準用する。ただし、航空交通の妨害となるような措置は、ドイツの当局との調整を経た上でのみ執られるものとする。第 57 条第 7 項の規定は影響を受けないものとする。

② 機動演習及び訓練の目的で連邦共和国内に移動する部隊による野外演習区域、駐屯地訓練区域及び駐屯地射撃場の使用は、権限あるドイツの当局に事前に通知して、その許可を得るものとする。ドイツの当局が通知の受理から 45 日以内に異議を唱えないときは、その使用は許可されたものとみなす。ただし、通知する国の人員 200 人までの部隊で、連邦共和国に駐留する部隊に組織

上所属するもの又は連邦共和国に駐留する部隊の増強を目的するものについては、通知のみで足りるものとする。本条の目的のためには、日程調整会議の際にドイツの当局に通知すれば足りるものとする。補足的な諸取極を締結することができる。(1993 年改正)

- ③ 野外演習区域、対地兵器射爆場、駐屯地訓練区域及び駐屯地射撃場の使用の細目並びに②に規定する通知及び許可については、連邦の段階で合意する行政協定で定めるものとする。(1993 年改正)
- 3 軍隊又は軍属機関は、本条第 1 項に定める措置を執るに際して、ドイツの当局が施設区域内においてドイツの利益を保護するために必要な措置を執ることができるよう保証する。
- 4 ドイツの当局並びに軍隊及び軍属機関の当局は、本条第 1 項、第 2 項及び第 3 項にいう措置が円滑に実施されるよう協力する。この協力に関する細目は、署名議定書の本条に関する条項の第 5 項から第 7 項までの規定に定める。
- 5 軍隊又は軍属機関とドイツの軍隊又は非軍事組織とが施設を共同使用する場合には、その使用に必要な規則は行政協定または個別の取極によって定めるものとし、それらの協定又は取極においては、受入国としての連邦共和国の地位及び軍隊の防衛上の任務に対して適切な考慮が払われるものとする。
- 6 軍隊及び軍属機関が防衛の責務を十分に遂行できるようにするため、ドイツの当局は、軍隊の要請に従って、以下の事項について適切な措置を執るものとする。
- (a) 軍事保護地帯の設定
- (b) 軍隊の使用に供される施設区域の近辺における建設、耕作及び公共交通に対する監督又は制限

第 53A 条

- 1 本協定第 53 条に定める施設区域の使用に関連してドイツの法令が適用されて、かつドイツの法令上個々の認可、免許又はその他の公的な許可を取得すべきことが定められている限りにおいて、ドイツの当局は、軍隊の当局と協力し協議した上で必要な申請を行い、これに関連する行政的及び法的手続を軍隊のために執るものとする。(1993 年改正)
- 2 その決定に対して第三者が異議を申し立てる場合、又は措置若しくは設備について通知義務がある場合、並びに特に公共の安全及び秩序を守るためには職権により又は第三者の示唆により訴訟の手続が提起される場合にも、本条第 1 項の規定が適用される。これらの場合、軍隊のために行動するドイツ連邦当局は、軍隊の利益を擁護する。本条第 1 項に基づいて申請された許可が、ドイツの法令に従って却下され、または後に修正され若しくは無効とされる場合には、軍隊の当局及びドイツの当局は、ドイツの法律上の要件と合致する別の方法で軍隊の需要を満たすために、相互に協議する。(1993 年改正)
- 3 軍隊の当局は、本条第 1 項及び第 2 項に従ってなされる法的に有効な決定の条件及び要求に厳格に従って行動する。軍隊の当局は、この義務の履行を確保するために、ドイツの当局と緊密に協力する。このような決定からは強制執行は生じないものとする。(1993 年改正)

第 54 条

- 1 人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物害虫の繁殖予防及び駆除に関しては、ドイツの法規及び手続が軍隊及び軍属機関に対して適用される。ただし、本項に別段の定めがある場合を除く。軍隊は、その使用に供される施設区域内においては前記第 1 文に掲げる分野について自らの規則および手続を、その軍隊構成員、軍属及びそれらの家族に対して適用することができる。ただし、その適用が公衆衛生及び植物栽培に危害を与える場合を除く。(1993 年改正)

- 2 軍隊の当局及びドイツの当局は、伝染病の発生の恐れ、その発生、流行及び消滅並びにそれらに対して執った措置について相互に速やかに通報するものとする。
- 3 軍隊の当局は、軍隊の使用に供せられる施設区域の周辺地域において保健衛生上の措置が必要であると判断するときは、その措置の実施についてドイツの当局との間で取極を締結する。
- 4 ドイツの法律によって輸入が禁止されている物品については、軍隊の当局は、ドイツの当局の承認を得て、かつその物品によって公衆衛生及び植物栽培に危害が生じるものではないという条件の下においてのみ、同物品を輸入することができる。ドイツ当局と軍隊の当局は、この規定に従ってその輸入がドイツ当局により許可される物品類についての取極を結ぶものとする。
- 5 軍隊の当局は、ドイツの当局が許可する場合、自らが輸入する物品の検査及び監視を行うことができる。軍隊の当局は、それらの物品を輸入した結果公衆衛生及び植物栽培に危険を生じないことを保証する。

第54A条

- 1 派遣国は、連邦共和国におけるその軍隊のあらゆる活動に関して、環境保護の重要性を認識し、かつ承認する。(1993年改正)
- 2 本協定に沿うドイツの法令への尊重及びその適用を妨げることなく、軍隊及び軍属機関の当局は、可能な限り早急にすべての計画について環境との適合性を調査する。これに関連して、軍隊及び軍属機関の当局は、当該計画が、人間、動物、植物、土壌、水、空気、気候及び景観に与える可能性のある環境上重大な意味を有する影響をそれらの相互作用を含め、検出し、分析し、評価し、また文化財その他の財産に与える可能性のある影響をも検出し、分析し、評価する。調査の目的は、環境への負担を避けること及び環境への不可避の有害性に対しては適切な調和措置を講じて埋め合わせを行うことにある。軍隊及び軍属機関の当局は、これに関してドイツの非軍事的当局及び軍当局の支援を求めることができる。(1993年改正)

第54B条

軍隊及び軍属機関の当局は、その航空機、船舶及び自動車の運行に当たっては、ドイツの環境法規上低汚染物質とされる燃料、潤滑油及び添加剤のみを使用することを保証する。ただし、その使用が当該航空機、船舶及び自動車の技術上の要求を満たさない場合には、その限りにおいて別とする。また軍隊および軍属機関の当局は、乗用及び汎用の車両に関しては、特にそれが新型である場合は、ドイツの騒音及び排気ガスに関する規則を遵守することを保証する。ただし、そのことが過度の負担となる場合は、別とする。権限あるドイツの当局ならびに軍隊および軍属機関の当局は、これらの規定の適用と監視について密接に協議し、協力するものとする。(1993年改正)

第55条

- 1 (a) NATO の共同防衛計画を遂行するために必要であって一軍隊の当局が防衛上の責任を有する地域内に存在する防衛施設は、同軍隊当局と連邦当局との間の取極に基づいて計画され、施工される。
- (b) 当該工事は、軍隊の当局と連絡を取りながらドイツの当局が行う。ただし、秘密保持上又は保安上特別の必要性があるときは、軍隊は連邦当局と適切な協議を行った後、連邦当局と合意した場所において当該工事を自らの人員又はドイツ人以外の専門家によって実施することができる。
- 2 連邦当局及び軍隊の当局は、防衛目的上必要な防護措置が用意されて適切かつ適時に遂行されることを確実にするよう協力する。

第56条

- 1(a) 連邦国防軍に勤務する文民労務者に適用されるドイツの労働法規は労働災害防止法を含めて、軍隊又は軍属機関が雇用する文民労務者の雇用についても適用する。ただし、服務規定、服務協約及び賃金規定を除く。また、本条及び本条に関する署名議定書規定に別段の定めがある場合を除く。(1993 年改正)
- (b) 軍隊又は軍属機関の当局に雇用を申請する者は、刑事事件で有罪判決を受けたことがない旨の証明書の提出を要求されたときは、本人のみが証明書提出の責任を負う。雇用を申請する者が警察の無犯罪証明書を入手できない場合、その者が軍隊又は軍属機関の当局の発給による雇用申請済みの内容の証明書を提示したときは、ドイツの当局は当該者に対し、ドイツ法令の規定に従って犯罪人名簿の抄本を交付する。ただし、その抄本の交付が、ドイツの基本的利益を損なわない場合に限るものとする。
- (c)号削除。(1993 年改正)
- (d) 業務上の理由による連邦共和国内の転勤には、文民労務者の文書による同意を必要とする。この同意はいつでも与えることができる。
- (e)号削除。(1993 年改正)
- (f) 軍隊又は軍属機関における文民労務者の労働は、ドイツの公務上の行為とはみなされない。
- 2(a) 使用者からの雇用解約の申立が、当該雇用の継続が特別に保護すべき価値のある軍事的利益に反するという理由に基づくときは、雇用解約保護法第 9 条第 1 項第 2 文が適用される。最高労務当局は、特別に保護すべき価値のある軍事的利益について疎明することができる。この場合、裁判所における手続は非公開とする。理由の開示が派遣国又はその軍隊の安全に重大な損害を及ぼしかねない場合は、軍隊の最高労務当局は、連邦内閣官房長官との合意の上で公式の声明によって疎明することができる。(1993 年改正)
- (b) 本項の意味における最高労務当局とは、被用者に解雇の通告を行った雇用機関に対する行政上の責任を有し、ドイツ連邦共和国内に存在する最高機関をいう。(1971 年改正)
- (c) 本項は、経営評議会委員には適用しない。(1971 年改正)
- 3 災害保険を含む社会保険、失業保険及び児童手当に関するドイツの法令の規定は、軍隊又は軍属機関が雇用する労務者に適用する。災害保険の保険者には連邦共和国になるものとする。
- 4 軍隊又は軍属機関の下で勤務するドイツの文民労務者は、文民としての守衛の職務を含めて非戦闘員の役務にのみ従事する。
- 5 ドイツの当局は、軍隊又は軍属機関の当局との合意の下に、
- (a) 賃金、諸手当及び職種の分類を含めて個々の雇用契約の基礎となるべき雇用条件を定め、かつ賃金契約を締結し、
- (b) 賃金の支払方法を定める。
- 6 軍隊又は軍属機関の当局は、文民役務組織の構成員を含む労務者の雇用に関して、雇用、配置、訓練、配置転換、雇用解約及び辞職の受理を行う権限を有する。(1993 年改正)
- 7(a) 軍隊又は軍属機関の当局は、必要な職種の数を決定し、これを本条第 5 項(a)号に定める職種の分類に従って類別する。当該職種に就く個々の労務者は、軍隊又は軍属機関の当局により適切な賃金又は俸給別の階層に格付けされる。(1993 年改正)
- (b)号削除。(1993 年改正)
- 8 雇用関係又は社会保険関係から生ずる紛争は、ドイツの裁判管轄権に服する。使用者に対する訴えは、連邦共和国に対し提起される。使用者からの訴えについては、連邦共和国が提起する。
- 9 連邦国防軍の文民被雇用者に適用される職員代表に関するドイツ法令の規定は、署名議定書の

本条に関する条項に別段の定めがある場合を除き、軍隊又は軍属機関の文民労務者の経営代表に適用する。

- 10 ドイツの当局が、軍隊又は軍属機関による労務者の雇用及び報酬支払に関する管理事務を行うときは、その事務に要する実際の費用を軍隊が支払う。そのための手続は、ドイツの当局と各軍隊の当局との間の個別協定で定める。ドイツの当局は、事務の遂行に当たっては、軍隊の権限ある当局と協議し、経済的効率性の原則を尊重する。(1993 年改正)

第 57 条

- 1(a) 軍隊、軍属機関、それらの構成員及びそれらの家族は、連邦政府の同意に服することを条件にして、車両、船舶及び航空機によって連邦共和国に入国し、又は連邦領域内及びその上空を移動する権利を有する。ドイツ法規の範囲内における輸送等の移動は、本協定並びに連邦共和国と 1 又はそれ以上の派遣国とが当事国であるその他の国際取極及び関連する技術的取決め及び手続の範囲内における移動を含めて、認可されたものとみなす。軍隊の移動及び軍事上の輸送のために特別の許可および例外的許可並びに危険物輸送に関わる法規からの逸脱が必要なときは、連邦国防軍の権限ある機関がこれを行うものとする。(1993 年改正)

- (b) 連邦国防軍の権限ある機関は、交通問題について軍隊の軍事的利益を代弁して文民当局との間で調整する。同機関はまた、派遣国軍隊の交通移動の実施について派遣国相互と、及び民間交通と調整する。そのような調整の方法及び範囲については、軍隊の当局と連邦国防軍の間で取極める。この取極が結ばれていないときは、軍隊は、道路及び鉄道による軍隊の移動について連邦国防軍の権限ある機関に通知する。軍隊の空路による移動については通常の手続を適用する。(1993 年改正)

- 2 ドイツ鉄道の運行権は侵害されないものとする。軍隊独自の貨車及び客車の、ドイツ鉄道路線への入線及び運送、並びに軍隊の機関車の運行許可については、軍隊の当局とドイツの鉄道管理当局の間で入線協定又は行政協定が締結される。

- 3 軍隊、軍属機関、それらの構成員及びそれらの家族は、事故現場における行動に関する法規及び危険物輸送に関する法規を含むドイツの交通法規を遵守する。ただし、本協定に別段の定めがある場合を除く。権限ある当局は、これらの遵守を監視する。法規の遵守の照査を容易にするため共同して監視を行うことができる。監視の実施は、地域レベルでの協約によって定めることができる。現行の協約は、改定されない限り引き続き適用されるものとする。(1993 年改正)

- 4(a) 軍隊については道路交通上の行動に関するドイツの法規から逸脱が、ドイツの法令の定める範囲内で軍隊に許される。軍事上の緊急の要請による上記の逸脱は、道路交通に関するドイツの法律または規則が将来変更される場合には、軍隊の当局とドイツの権限ある当局の間で合意される手続に従って認められるものとする。(1993 年改正)

- (b) 容積、車軸荷重、総重量又は台数がドイツの交通法規による制限を超えるような車両及び被牽引車両による軍用交通のための道路網の指定及び使用に関しては、軍隊の当局とドイツの権限ある当局との間で協定を締結する。これらの車両及び被牽引車両による、協定に定める道路網以外の道路の通行は、ドイツの権限ある当局の許可を得てのみ実施するものとする。事故、大災害若しくは国家緊急事態の際又は関係当局間で事前に合意するときは、ドイツの権限ある当局の許可を必要としない。(1993 年改正)

- 5 派遣国の当局は、ドイツの基本的な輸送安全法規を遵守する。この枠内で派遣国の当局は、車両、被牽引車両、内水用船舶又は航空機の、設計、製造及び装備について、自国の基準を適用することができる。ドイツの当局と軍隊の当局は、本規定の実施について緊密に協議する。(1993 年改正)

改正)

- 6 軍隊及び軍属機関が民間空港その他、自己の専属的使用に供されているのではない飛行場を軍用航空機の離着陸のために使用することができるのは、緊急の場合又はドイツの権限ある当局との間の行政協定その他の取極に定めがある場合に限るものとする。

第7項削除。(1993年改正)

- 8 ドイツの当局及び軍隊の当局によって設置され、かつ運営されるすべての航空交通管制システム及びそれに伴う通信システムは、航空の安全及び共同防衛を確保するために必要な範囲において調整される。

第58条

- 1 軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族は、連邦共和国において公共の運送に用いられる公有および私有の交通機関および交通施設を利用する権利を有する。別段の取極がある場合を除き、この権利の行使に際しては、一般に適用される交通に関する法規に服さなければならない。
- 2(a) 本条第1項に掲げる交通機関および交通施設を軍隊及び軍属機関が利用する場合の運賃は、連邦国防軍に適用されるものより不利にならないものとする。この運賃は、ドイツの所轄当局によってドイツの運送法に従って定められ、認可される。軍隊の当局は、軍用運賃に関して交通運送業者との交渉に参加する権利を有する。軍隊及び軍属機関のための交通運送業務に関して軍用運賃規定が欠如するという特別の事情があるときは、ドイツの当局は、軍隊の当局と交通運送業者との交渉の後に、法令上の権限の範囲内で軍用運賃に適切な補充を行う。
- (b) 軍用運賃は、簡易な運賃表に基づいて算定する。その運賃表は、軍用運送の特殊性を考慮したうえに、軍隊又は軍属機関による実際の利用が平易になるようにする。
- (c) 軍隊及び軍属機関は、軍用運賃率が適用されることによって、関連する特別運賃を含む公共運賃比率が適用される場合の扱いよりも全体として不利な結果を被ることにないものとする。
- 3 連邦共和国は、軍隊の交通需要を他の方法で充足することができない場合には、追加施設の建設又は既存施設の変更に関する軍隊の要請に好意的配慮を払うものとする。
- 4 ドイツの当局は、タンク車、寝台車及び食堂車に対する軍隊の需要を、軍隊の当局とこれらの車両を商業的基礎で他の利用者に提供する企業との間の契約によって定められる適切な条件で充足されることを保証するために、必要な場合には、その権限内で適宜の措置を執るものとする。

第59条

- 1(a) 軍隊は、軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族の、郵便及び電信業務のために軍事郵便局を設置し、運営することができる。
- (b) 軍事郵便局は、特に軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族の開封郵便物又は封印郵便物を、
 - (i) 連邦領域外から受領すること、
 - (ii) 連邦領域外の宛先および連邦領域内の他の軍事郵便局に送付すること、及び、
 - (iii) 連邦領域内で配送することができる。
- (c) 郵便為替業務は、軍事郵便局相互間及び軍事郵便局と関係派遣国の他の郵便局との間の送金のみに限定される。
- 2 軍事郵便局は、軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族の開封郵便物若しくは密封郵便物をドイツ連邦郵便局に送付し、又はドイツ連邦郵便局から配送を受けることができる。連邦共和国と当該派遣国との間に実施される国際協定は、軍事郵便局とドイツ連邦郵便局と

の間の郵便物交換業務にも適用する。ただし、ドイツの当局と軍隊の当局の間に郵便料金又は個別の業務に関して特別の合意が結ばれる場合を除く。

- 3 軍事郵便局で投函する郵便物には、当該派遣国の郵便切手を貼付することができる。
- 4 軍隊の一部隊が軍事郵便局を運営していないときは、軍隊の当該部隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族は、他の軍隊の軍事郵便業務を利用することができる。この利用が無期限に又は長期間にわたるときは、ドイツ連邦郵便局に対してできるだけ速やかにその旨を通知するものとする。

第60条

- 1 軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族は、本条中に定める別段の定めが適用される場合を除いて、連邦共和国の公共の電気通信業務を利用する。この利用に関しては、行政協定に別段の定めがない限り、ドイツの現行の法規が適用される。このドイツ法規の適用上、軍隊が連邦国防軍よりも不利な取扱いを受けることはないものとする。
- 2 軍隊は、軍事上の目的に必要な限度において、次の設備を設置し、運営し、及び維持することができる。(1993年改正)
 - (a) 軍隊の使用に供される施設区域内の通信設備（無線施設を除く）(1993年改正)
 - (b) 固定式無線通信業務のための無線通信局。ただしドイツの当局との事前の協議を条件とする。
 - (c) 移動無線通信用設備及び無線探知用設備
 - (d) その他の無線通信受信設備
 - (e) 訓練及び機動演習のために並びに緊急事態の場合に、ドイツの当局と合意した手続に従って使用する各種の臨時電気通信設備 (1993年改正)
- 3(a) 軍隊は、次の場合にはドイツの当局の同意を得て、自らが使用する施設区域の外において有線通信設備を設置し、運営し、及び維持することができる。
 - (i) 軍事的安全上やむを得ない理由が存在するとき、又は、
 - (ii) 必要な設備を備えることにドイツの当局が用意することができる状況になく、若しくはこれを放棄するとき。
- (b) ドイツ当局側の同意を得るための手続の迅速な遂行は行政協定によって保証する。
- 4(a) 軍隊は、本協定の効力発生前に従来の法令に従ってすでに運営を開始していた電気通信設備を、以後も引き続き運営し、及び維持することができる。
- (b) 号削除。(1993年改正)
- 5(a) 軍隊は、軍隊若しくは軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族のために独自のラジオ及びテレビジョンの放送局を運営する権限を有する。ただし、ドイツの放送業務を不当に妨害するものであってはならない。この種の既存の放送設備は、この条件の下で引き続き運営することができる。追加的な放送設備は、ドイツの当局との合意によってのみ設置し、及び運営することができる。
- (b) 軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族は、ラジオ及びテレビジョンの受信装置を、無料でかつ個別の許可なしで設置し、操作することができる。ただし、無線通信業務に電磁波障害を生じさせてはならない。(1993年改正)
- 6 電波周波数及びその認識表示記号は、署名議定書の本条に関する条項中の第5項の定めるところによる。
- 7(a) 軍隊が設置する通信施設は、連邦共和国の公共の通信網に接続することができる。(1993年

改正)

- (b) 連邦共和国の公共通信網に接続する軍隊の通信施設及び無線施設は、ドイツの法規が定める基本的要件を満たさなければならない。現状において特殊な事情がある場合、その事情は移行期間中考慮される。移行期間は、各軍隊とドイツの当局とが相互に合意することなしには終了しないものとする。(1993 年改正)
- (c) 本項(b)号にいう原則に対する例外は、次の場合にのみ認められるものとする。
- (i) 現行協定改定のための 1993 年 8 月 18 日の協定が発効する時点において軍隊がすでに保有し、若しくは調達の過程にある電気通信施設の場合、又は、
- (ii) 軍隊と連邦郵便通信大臣との間の特別取決めに基づく場合
これらの結果生ずるいかなる責任問題も、現行協定の規定に従って解決するものとする。

(1993 年改正)

- 8(a) 軍隊は、通信施設の設置及び運営にあたっては、1982 年 11 月 6 日のナイロビ国際電気通信条約又はそれに代わる協定及び通信の分野で連邦共和国を拘束するその他の国際協定の規定を遵守する。(1993 年改正)
- (b) 連邦国防軍がドイツの国内法規に基づき免除される限度において、軍隊は(a)号にいう規定の適用を受けないものとする。
- (c) 将来、電気通信に関する国際協定を締結する場合には、ドイツの当局は軍隊と協議した上で軍隊の電気通信需要を十分に考慮するものとする。
- 9(a) 軍隊は、軍隊の電気通信設備その他の電気設備がドイツの電気通信業務に与える妨害を回避し、又は排除するために、合理的に期待できるすべての措置を執るものとする。
- (b) ドイツの当局は、ドイツの電気通信分野その他の電気設備が軍隊の電気通信業務に与える妨害を回避し、又は排除するために、合理的に期待できるすべての措置をドイツの法規の範囲内で執るものとする。
- 10 本条の解釈及び適用にあたっては、軍隊の利益は、軍隊の要請により連邦郵便通信大臣がその権限の範囲内で代弁するものとする。(1993 年改正)

第 61 条

- 1 NATO 軍地位協定、本協定又はその他の適用可能な協定が定める租税免除又は関税免除の効果
を別にして、軍隊又は軍属機関への納入その他の給付に対する代価は、連邦領域におけるその時
点での価格水準に適合するものとし、かつドイツの当局に対する納入その他の給付について許容
される価格より高いものであってはならない。ある物品が、ドイツの個人消費者に利益のために
助成措置を受けている場合、軍隊及び軍属機関はその助成措置を請求することができない。ただ
し、当該物品が、本協定第 56 条にいう労務者の分類に該当する者による使用又はその消費に向け
られるものである場合は、別とする。
- 2 労働賃金並びに交通運賃及び電気通信料金に関する本協定の規定は、本条第 1 項の規定により
影響を受けないものとする。

第 62 条

- 1 軍隊又は軍属機関のための徴発手続がドイツの調達法令に基づいて行われる場合、次の規定を
適用する。
- (a) 徴発手続は、軍隊又は軍属機関の当局との協議のうえで特定されるドイツの当局が行う。
- (b) 調達物の受領者としての軍隊及び軍属機関の地位から生ずる権利の行使及び義務の履行は、
ドイツの権限ある当局が行政協定に従ってこれを代行する。ただし、その性質上ドイツの当局

によってでは履行され得ない義務については、軍隊又は軍属機関が自ら履行する。支払われるべき補償金の額に関する事項について軍隊又は軍属機関の利益を代理するドイツの当局は、調達物提供義務を負う者又は補償金額を査定する当局が行う提案に対し、軍隊又は軍属機関の当局との協議を経たうえでのみ同意を与えるものとする。同様に、支払われるべき補償金額についての同当局自らの提案は、軍隊又は軍属機関の当局との協議を経たうえでなされるものとする。本協定第 63 条の規定はこれにより影響されない。

(c) 調達物受領者としての軍隊若しくは軍属機関のための、又はそれらに対する訴訟は、連邦共和国が自らの名において提起し、又は応訴する。

2 本条第 1 項の規定は、軍事保護地帯法及び土地調達法に関しては適用されない。

第 63 条

1 軍隊が自己又は軍属機関のために使用する財産若しくは役務、又はその目的のために軍隊に提供される物資若しくは役務については、本条第 2 項から第 7 項までに規定する場合であって、かつその規定に定めるかぎりにおいて、支払いは行われない。

2 軍隊又は軍属機関は、公道、幹線道路及び橋梁を無料で利用することができる。

3 軍隊又は軍属機関はドイツの警察、公衆衛生、消防、気象、地形測量及び地図作成の業務を含む行政上の業務及び援助を、少なくとも連邦国防軍と同じ限度において、かつ無料でうける。可航水域の利用についても同様とする。

4(a) 別段の取極が結ばれず、又は今後も結ばれない限り、連邦が法律上所有する財産、又は占領費、委託費若しくは維持費の予算を用いて連邦によって購入され若しくは建設された財産、又は今後調達若しくは建設される財産は、軍隊または軍属機関が無料で利用することができる。この規定は、ドイツ連邦鉄道又はドイツ連邦郵便の所有又は管理下にある財産の利用には適用しない。

(b) 別段の取極が結ばれず、又は今後も結ばれない限り、法律上州の所有下にある財産をすでに利用しているかまたは今後利用し得ることが認められる派遣国が、ドイツの法令に基づいて州の有する補償金支払い請求権に対するすべての責任を免除されることを、連邦共和国は保証する。

(c) 別段の取極が結ばれず、また今後も結ばれない限り、本項(a)号第 1 文又は(b)号に該当しない財産で、連邦共和国又は派遣国のいずれかの自己の資金によってすでに再建され、又は今後再建されるものについての家賃又は賃料は、財産の総価額に対する再建費の割合に応じて割り引かれる。

(d) 本項(a)号から(c)号までに定める財産使用料の免除は、次のものには適用しない。

(i) 修理及び維持のための費用

(ii) 連邦がドイツの法令に基づいて支払い義務又は返済義務を負う範囲内での土地に対する經常公租

(iii) その他の運用費

5(a) 軍隊又は軍属機関の要請に応じたことにより、ドイツの法令に従って物品及び役務が要求され、又は権利が制限され、移譲され若しくは撤回されたことの結果として生ずる次の諸経費は、派遣国が負担しないものとする。

(i) 土地調達法に基づいて支払われるべき補償金。ただし、次のものを除く。

(aa) 事前の占有指定に対する補償金。ただし、本協定の効力発生後に開始された土地調達計画によるものについては除く。

- (bb) 軍隊又は軍属機関の使用に供される施設区域であって法律上連邦または州の所有財産でないものの使用に対する補償金。ただし、本協定の効力発生後に恒久的建造物を建設する目的で軍隊又は軍属機関の施設区域としての使用に供されるものについては別とする。
- (ii) ドイツの法令に基づき州に支払われるべき軍事保護地帯補償金。ただし、軍事保護地帯の指定によって生じた財産損害が、当該財産の経済的利用等の利用の制限によるものの範囲に留まる場合に限る。
- (b) 軍隊又は軍属機関のための土地調達の結果、連邦にその他の費用の支出が生ずるときは、ドイツの当局及び軍隊の当局は個々の事例毎に、土地調達の受益者である派遣国が費用を負担すべきか、負担する場合はどの程度まで負担すべきかを決定するために、本条第6項(c)の規定を害しないことを条件に、かつ諸般の事情を考慮して交渉し、取極を締結する。
- (c) 軍隊の要請に基づいて軍事保護地帯が設定される場合に、軍事保護地帯補償金について複数回支払いの形式が取られないときは、ドイツの当局及び軍隊の当局は適当な場合にかつ個別の事例毎にその補償金の割合について、軍事保護地帯の設置を必要とする施設区域の使用期間を含む諸般の事情を考慮して、交渉を開始することができる。
- 6(a) 派遣国は、軍隊又は軍属の各種の建設作業により、又はこれらの作業に関連して生ずる経費のうち、土地の明け渡しに要したものを負担する責任を負わない。
- (b) 軍隊又は軍属機関の当局の要請により設置され、変更され、補強され又は拡張された交通用、電気通信用、電気・ガス・水の供給用又は下水処理用の施設及び設備が、ドイツの需要の充足にも益するときは、これらの施設及び設備にかかる支出は、修理費及び維持費を含めて、派遣国の利益とドイツが受ける利益とを比較してそれに応じて負担の割合を定める。その負担額は、個々の場合ごとにドイツの当局と軍隊の当局との間で取り極める。この規則は、前記の各種の施設および設備でドイツ側が閉鎖または解体を計画するにもかかわらず軍隊又は軍属機関の要請により維持されるものの修理費及び維持費についても適用される。
- (c) 軍隊若しくは軍属機関のための土地調達の結果として、又は軍隊若しくは軍属機関により、若しくはそれらのために行われた建設作業の結果として、交通用、電気通信用、電気・ガス・水の供給用または下水処理用の施設及び設備が、もはや公共の利用に供することができず、又はそれらの使用がもはや得策ではないことが明らかに判断され得るという理由で、施設または設備を移設し又は取り替える必要があるときは、派遣国はこれから生ずる支出を従来の基準を超えない範囲で負担する。
- 7(a) 軍隊が使用する軍用又はその他の航空機が、軍隊の専属的使用に供されているのではない民間飛行場を含む民間空港に常時配備されるときは、共同使用される施設及び設備について、ドイツの規則で有効とされる料金と異なる代償を取り極めることができる。この代償は、取極に従い役務又は物品の提供によって行うことができる。
- (b) 軍隊が使用する軍用又はその他の航空機が緊急着陸する場合は、料金を免除する。

第64条

行政業務及び行政援助は、ドイツの警察及び公衆衛生の各業務、消防業務、気象、地形測量及び地図作成の各業務その他の公共業務及び公共施設を含めて、これらの業務及び施設を連邦領域内の他の者に無料で提供するのと同じ範囲で軍隊構成員若しくは軍属及びそれらの家族にも無料で提供される。公道、幹線道路、橋梁及び可航水路についても同様とする。

第65条

- 1(a) NATO 軍地位協定第 11 条第 4 項に掲げる関税優遇措置は輸入の際に、軍隊又は軍属機関の所有に属する物品だけでなく、軍隊又は軍属機関が連邦共和国にもまたベルリン（西）にも住所を有しない者と直接に結んだ契約の履行として軍隊又は軍属機関に引き渡される物品についても適用される。この優遇措置は、当該物品の輸送が軍隊若しくは軍属機関自らの輸送手段によるか、又は商業的輸送によるかに関わりなく適用される。
- (b) 関税免除地域内又は保税管理の下にある物品で、軍隊又は軍属機関の公的調達機関が連邦共和国又はベルリン（西）に住所を有する者との間で結んだ契約の履行として軍隊又は軍属機関に引き渡されるものについては、支払いが派遣国の通貨で行われる限り、関税及び消費税（上高均等税を含む。）を課さないものとする。この条件は、軍隊又は軍属機関が、合意された両替所を通じて連邦共和国内で派遣国の通貨との交換により取得したドイツマルクで、又は関係政府間の特別協定によってこの目的のために使用できるドイツマルクで支払いを行う場合にも、充足されたものとみなす。
- 2 本条第 1 項に掲げる優遇措置は、軍隊又は軍属機関がその構成員又はそれらの家族の個人的な使用または消費用に売却する目的で輸入し、又は取得した物品についても適用する。当該物品の売却は、軍隊若しくは軍属機関の指定機関又は軍隊若しくは軍属機関のための役務機関であってその名が連邦政府に通告されているもののみを通じて行う。ただし、軍隊の当局とドイツの当局との間に別段の合意がある特定の場合を除く。
- 3 軍隊又は軍属機関は、ドイツの当局との間の細目取極に従って、連邦領域内で、軍隊の構成員でも軍属でもそれらの家族でもない者に物品を売却すること許される。これらの物品を購入した者は、ドイツの関税立法に従って物品購入に伴って生ずる義務の履行について責任を負う。軍隊又は軍属機関は、当該購入者がドイツの関税管理上必要とされるすべての事項を処理したことを証明する書類を提示したときにのみ、物品の搬出を許可する。
- 4 軍隊及びドイツの権限ある当局は、軍隊及び軍属機関の輸入品及び輸出品の通関に関する事務がドイツの関税当局において円滑かつ迅速に行われるよう、あらゆる適切な措置を執るものとする。
- 5 軍隊又は軍属機関の輸入品及び輸出品に関するドイツの当局による税関規制は、次の原則に従って行う。
- (a) NATO 軍地位協定第 11 条第 3 項及び本項(b)号から(d)号までの規定を留保して、軍隊及び軍属機関の運送物に関しては包装物個々の番号、型式及び重量についてドイツの税関当局による検査を受けるものとする。
- (b) (i) ドイツの関税当局は、運送物の内容についても検査することができる。軍隊又は派遣国の軍当局の公務用封印を付されている包装物については、疑義がある場合にのみこの検査を行うことができるものとする。その他の運送品については抜き取り検査によっても検査を行うことができる。本号第 2 文に定める方法で封印された車両荷物庫及び密封された貨物は、検査のために指定された軍隊又は軍属の代表者が立ち会う時にのみ検査される。ただし、個々の事例によっては軍隊又は軍属機関がその立会いを不必要とする場合を除く。
- (ii) 検査の範囲及びその実施方法は、軍隊の当局とドイツの税関当局との間で締結する特別の取極で定める。この取極においては、運送物の多様な種類、運送方法、軍隊の特別な作業方法その他すべての関連事項が考慮されなくてはならない。軍隊又は軍属機関は、検査が国境においてではなく運送物の目的地又はその近辺において実施されるよう要請することができる。その場合、ドイツの関税当局は、運送物が検査地まで損なわれない状態で到

着することを確保するために必要な措置を執る権限を有する。

(c) 軍隊の当局が発給する証明書によれば安全保障上の理由から特別の保護規則の適用を受ける軍事装備品がその内容であるとされる運送物については、ドイツの税関当局の要請に従って行われる検査は、その目的のために特別に指定された軍隊の代表者のみによって実施される。検査の結果はドイツの権限ある当局に通知される。

(d) 本項(a)号から(c)号までの規定は、軍用飛行場を経由して輸出入される軍隊の運送品にも、原則的に適用される。ただし、その際ドイツの税関当局は、当該飛行場について管轄権を有する軍隊当局との間に取り極が締結された後においては随時の検査にとどめるものとする。軍隊の当局は、これらの全運送物について定期的税関規を行う。安全保障上の理由から特別の保護規定が適用される軍事装備を有する航空機の内部における税関規制は、特別に指定された軍隊の代表者のみが行うものとする。

6 軍隊又は軍属機関が連邦領域内で取得した物品の輸出については、NATO 軍地位協定第 11 条第 4 項に従って発給される証明書を税関事務所に提出するものとする。ただし、同条第 10 項の範囲内でこの証明書が不要とされる場合を除く。

第 66 条

1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、身の回り品、家具及び自家用車両のほか、個人用の又は家庭用の、使用又は消費に向けられるその他の物品をも、関税その他の輸入税を負担することなく輸入することができる。この優遇措置は、それらの者の所有する物品だけでなく、それらの者に贈与される物品、又は連邦共和国にもベルリン（西）にも居住していない者と直接結んだ契約の履行として引き渡される物品についても適用する。

2 ドイツの権限ある当局によって、とりわけ関税違反の対象となると指定される一定の物品については、本条第 1 項に掲げる優遇措置は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が当該物品を携帯手荷物として持ち込んだ限り、またドイツの権限ある当局と軍隊の当局との間で合意された数量の限りで適用される。

3 疑義がある場合、ドイツの税官吏は、輸入される物品がその物品輸入者の個人用又は家庭用の使用又は消費に向けられたものであることを証明する書類の提示を要求する権利を有する。ただし、この規定は、本条第 2 項に従って輸入が制限されている物品には適用しない。当該証明書は、軍隊の当局がこの目的のために特に任命する一定数の官吏であって、その氏名及び署名見本がドイツの当局に通知済みの者のみによって発給される。

4 関税なしで輸入された物品又は免税措置により取得された物品は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の間で売買することが認められる。その他の者への売却は、ドイツの当局が一般的に許可されている者でない限り、ドイツの当局に通知し、かつその許可を受けた後にのみ許される。

5(a) 物品が軍隊の郵便業務又は運送業務を通じて軍隊の構成員および軍属またはそれらの家族によって発送され、若しくはそれらの者によって受領される場合、その物品に対する税関規制は、ドイツの税関当局と軍隊の権限ある当局との間の合意により指定される場所において、ドイツの税関当局が行う。税関検査は、軍隊当局の代理者による立ち会いの下に行う。

(b) 本協定第 69 条に含まれる為替管理に関する規定の適用上、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が発送し又は受取人になっている書簡及び郵便小包の検査を軍隊の郵便局において行う必要があるときは、その書簡及び小包の開封に当たっては、発送人若しくは受取人又はいずれか一方により授權された代理人が立ち会わなければならない。これらの検査の範囲および

実施方法は、軍隊の当局とドイツの当局との間で取り極める。

- 6 軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族は、連邦共和国内に自ら持ち込んだ物品を、輸出税を支払うことなく再び持ち出すことができる。これらの者はまた、所有する物品であって商取引を目的としないものを、自らの経済状況に対応する数量だけ、経済的理由による輸出禁止其の他の制限に服することなくまた輸出税を支払うことなく、持ち出すことができる。疑義がある場合、ドイツの税関当局は、これらの条件が満たされていることを証明する書類の提出を要求する権利を有する。この証明書は本条第3項第3文の基準に従って発給される。
- 7 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する税関規制が軍隊の国境連絡官の駐在する税関事務所で行われる場合、ドイツの税関吏は、関税法違反が発見されたとき、又は税関検査に関して困難が生じたときには、当該連絡官を参加させる。

第67条

- 1 軍隊は、もっぱら任務上の活動範囲に属する事項及びその活動に充てられる財産については納税義務を負わない。ただし、軍隊がドイツにおける商業取引に参加することにより生ずる租税、又はその目的に充てられる財産に関する租税に関しては、この規定は適用しない。軍隊がその構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して行う給付又は役務供与は、ドイツにおける商業取引への参加とはみなさない。
- 2 軍隊若しくは軍属機関が輸入若しくは輸出する物品又は関税免除地域内若しくは保税管理下で取得された物品に対する関税及び他の輸出入税の免除は、NATO 軍地位協定 11 条及び本協定第 65 条に従って決定される。
- 3(a) (i) 軍隊又は軍属機関の公的調達機関が発注し、軍隊、軍属機関及びそれらの構成員又はそれらの家族による使用用若しくは消費用に指定された物資及びその他の役務であって軍隊又は軍属機関に対して提供されるものに関しては、本号 (ii) 及び (iv) に定める租税優遇措置が与えられる。価格の計算に際しては、この租税優遇措置を考慮するものとする。 (1993 年改正)
- (ii) 軍隊又は軍属機関に対する物品の提供及びその他の役務については、取引高税を免除する。この免税は、建造物のある土地及び建造物のない土地の供給並びに建物の建造については、その取引が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の私的必要的ために行われる場合には適用しない。 (1993 年改正)
- (iii) 削除。 (1993 年改正)
- (iv) 関税法上の税が免除される取引を通じて軍隊又は軍属機関に供給される物品については、関税法及び消費税法上輸出に関して定める租税優遇措置を与える。 (1993 年改正)
- (b) 本項(a)号は、ドイツの当局が軍隊又は軍属機関のために行う調達又は建設についても適用する。
- (c) 本項(a)号及び(b)号の租税優遇措置を与えるためには、その措置の許与に関する諸要件が具備されていることを、ドイツの権限ある当局に証明することを条件とする。この証明の方法は、ドイツの当局と関係派遣国との間の取極によって定める。
- 4 NATO 軍地位協定第 11 条第 11 項に定める燃料、油及び潤滑油に関する特別取極は、本協定第 65 条第 1 項(b)号及び本条第 3 項の規定と調和するように作成するものとする。

第68条

- 1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、連邦共和国との国際協定に基づいてそれらの者が享有するいかなる租税上の優遇措置からも除外されないものとする。

- 2 国内保険業者又は外国保険業者の国内代理人として認可された者に保険料が支払われる場合、保険税が課せられる。ただし、保険料が直接に外国保険業者に支払われる場合には、課せられない。軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の自家用自動車のための保険に関しては、個別の事例によっては外国保険業者に直接支払うことができる保険料が当該保険業者の国内代理人に例外的に支払われる場合も、保険税支払いの義務はない。
- 3 NATO 軍地位協定第 10 条第 1 項の規定にいう住所が連邦領域にないという事実は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を取引高税法上、外国人購入者とみなすべきことを意味しない。
- 4 家族は、NATO 軍地位協定第 10 条の適用上、軍隊の構成員又は軍属と同様に取り扱われる。

第 69 条

- 1 軍隊若しくは軍属機関、それらの構成員又はそれらの家族が、NATO 軍地位協定第 14 条にいう規則に従い連邦共和国通貨及び同通貨単位表示の支払指図書を振り込み、持ち出し、及び所有する権利は、本条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定の影響を受けないものとする。
- 2 軍隊又は軍属機関の当局は、連邦共和国通貨以外の通貨、同通貨単位表示の支払指図書及び派遣国通貨単位表示の軍票を振込み、持ち出し及び所有する権利を有する。
- 3 軍隊又は軍属機関の当局は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対し、次のものを配布することができる。
 - (a) 以下の国の通貨及び同通貨単位表示の支払指図書
 - (i) 連邦共和国
 - (ii) 派遣国
 - (iii) その他の国。ただし、休暇旅行を含め、許可された旅行に必要な程度とする。
 - (b) 派遣国通貨単位表示の軍票ただし、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して派遣国通貨によって支払われるという制度が連邦共和国の協力の下に採用されている場合にのみ認められる。
- 4 軍隊の当局によって定められ、かつ連邦共和国の当局に通告される規制基準に従うことを唯一の条件として、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、個人として次のことを行うことができる。
 - (a) 派遣国の通貨、同通貨単位表示の支払指図書及びいずれかの派遣国の通貨を単位表示とする軍票を持ち込むこと。
 - (b)
 - (i) 連邦共和国通貨以外の通貨および同通貨単位表示の支払指図書を連邦領域外に持ち出すこと。ただし、当該軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族がその通貨若しくは支払指図書を連邦領域内に持込み、又は軍隊の当局若しくは同当局によって授権された代理人からその通貨若しくは支払指図書を受領した場合に限る。
 - (ii) 当該軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族によって振り出された派遣国金融機関又は公的金庫発行の小切手を連邦領域外に持ち出すこと。
 - (iii) 派遣国通貨単位表示の軍票を連邦領域外に持ち出すこと。
- 5 軍隊の当局は連邦共和国の当局と協力し、本条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の下に与えられる権利の乱用を防止し、かつ本条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定を考慮すればその権利が軍隊若しくは軍属機関、それらの構成員及び家族に適用される範囲で連邦共和国の外国為替規則の制度を保護するために、適切な措置を執るものとする。

第 70 条

軍隊及び軍属機関は、締結されるべき特別協定に従って、派遣国の通貨単位で取得しドイツ連邦銀行の当座勘定として保有するドイツマルク単位の預金について、利息の支払を受ける。

第71条

- 1 署名議定書中の本条に関する条項第2項に掲げるドイツ以外の国の非商業的性格を有する組織は、軍隊の構成一部分とみなされ、かつそのように取り扱われる。
- 2(a) 署名議定書の「本条について」の第3項に掲げるドイツ以外に国の非商業的性格を有する組織は、NATO 軍地位協定及び本協定により軍隊に与えられる優遇措置及び免除を、同条項第3項に定める任務を遂行するために必要な範囲内で享受する。ただし、これらの組織のための輸入、組織への供給又はその他の役務の提供について優遇措置及び免除が与えられるのは、軍隊若しくは軍属機関の当局又はこれらの当局により指定された官庁の調達部局によって仲介される場合に限る。
 - (b) 本項(a)号に掲げる組織は、NATO 軍地位協定及び本協定に基づいて軍隊又は軍属機関の当局が有する権限を有しない。
- 3 署名議定書の本条に関する条項の第2項及び第3項に掲げる組織は、非商業的性格を有する組織として行う活動に関しては、通常、取引及び営業活動に関するドイツ法令の適用を免除される。ただし、安全保障措置に関する規定は、本協定第53条に従うことを留保条件にして適用される。
- 4 ドイツ以外の国のその他の非商業的性格を有する組織は、行政協定を結ぶことにより、次の各場合においてその都度、署名議定書の本条に関する条項第2項又は第3項に列挙する組織と同一の取扱いを受けることができる。
 - (a) 軍隊の軍事的必要を充足するために必要であるとき、及び、
 - (b) 軍隊の一般的指令に従い、かつ軍隊の監督に服するとき
- 5(a) 本条第6項を留保して、署名議定書の本条に関する条項第2項又は第3項に掲げる組織のためにもっぱら勤務する被雇用者は、軍属とみなされ、かつそのように取り扱われる。当該被雇用者は、同組織がその者に支払う俸給および手当について、その俸給及び手当が次のいずれかであるときは、連邦領域において租税の免除を受ける。
 - (i) 派遣国において課税の対象になる場合、又は、
 - (ii) 租税支払義務が生じないとの前提の下に算定がなされる場合
- (b) 本項(a)号の規定は、本条第4項に従って、署名議定書の本条に関する条項第2項又は第3項に列挙する組織と同一の取扱いを受ける組織の被雇用者に対しても適用する。
- 6 第5項の規定は、次の者には適用しない。
 - (a) 無国籍者
 - (b) 北大西洋条約の当事国でない国の国籍民
 - (c) ドイツ人
 - (d) 連邦領域内に住所又は常居所を有する者

第72条

- 1 署名議定書の本条に関する条項第1項に掲げるドイツ以外の国の商業的性格を有する企業は、次の事項に関して優遇措置を享受する。
 - (a) その任務の遂行上必要な範囲内で、NATO 軍地位協定及び本協定により軍隊に与えられる関税、租税、輸入及び再輸出に対する制限並びに外国為替管理を免除されること
 - (b) 取引及び営業活動に関するドイツ法令の適用からの免除

- (c) 行政協定により必要な場合に定められるその他の優遇措置
- 2 第1項の規定は次の場合にのみ適用する。
 - (a) 当該企業がもっぱら軍隊、軍属機関、それらの構成員及び家族のために活動し、かつ、
 - (b) 当該企業の活動が、ドイツの企業によるのでは軍隊の軍事的必要を妨げることになるために実施することができない商取引に限定される場合
- 3 当該企業の活動が本条第2項の定める条件に適合しない業務を含むときは、第1項に規定する免除および優遇措置は、もっぱら軍隊のために行われる企業活動とその他の活動とが法律上または行政上明確に区別されるという条件の下にのみ与えられる。
- 4 ドイツ以外の国のその他の商業的性格を有する企業については、ドイツの当局との合意がある場合であってかつ本条第2項及び第3項に定める条件の下で、第1項に掲げる免除及び優遇措置の全部又は一部を与えられる。
- 5(a) 本条に従って免除及び優遇措置を享受する企業の被雇用者は、それらの者がもっぱら当該企業のために活動する場合は、軍属に与えられると同一の免除および優遇措置を与えられる。ただし、派遣国がその免除及び優遇措置に制限を加える場合を除く。
- (b) (a)号の規定は、次の者には適用しない。
 - (i) 無国籍者
 - (ii) 北大西洋条約の当事国でない国の国籍民
 - (iii) ドイツ人
 - (iv) 連邦領域内に住所又は常居所を有する者
- 6 軍隊の当局が、本条に従ってこれらの企業又はその被雇用者に対して与えられていた免除及び優遇措置の全部又は一部を取り消すときは、同当局はドイツの当局にその旨を通知する。

第73条

技術上の専門家であって、その業務が軍隊によって必要とされ連邦領域において技術的顧問として又は装備物の取り付け、運用若しくは維持の目的でもっぱら軍隊のために従事する者は、軍属の構成員とみなされ、かつそのように取り扱われる。ただし、この規定は次の者には適用しない。

- (a) 無国籍者
- (b) 北大西洋条約の当事国でない国の国籍民
- (c) ドイツ人
- (d) 連邦領域内に住所又は常居所を有する者

第74条

- 1 NATO 軍地位協定第12条及び第13条は、本協定中の関税及び租税の分野に関する諸規定についても等しく適用する。
- 2 軍隊及び軍属機関の当局は、関税及び租税の分野における優遇措置及び免除の認容の結果として生ずる恐れのある乱用を防止するために、すべての適切な措置を執るものとする。同当局は、関税及び租税に関する違反行為の防止についてドイツの当局と緊密に協力する。
- 3 本条第1項及び第2項の適用の細目は、NATO 軍地位協定第12条第1項に従って遵守すべき条件を含めてドイツの当局との間の行政協定で定める。それらの行政協定は、特に次の事項を考慮に入れるものとする。
 - (a) 軍隊及び軍属機関の当局は、ドイツの当局との合意の下に、一定の物品が適正な量でのみ軍隊の構成員及び軍属又は家族の使用に供されることを保証する。
 - (b) 軍隊又は軍属機関の当局とドイツの当局との間の協力は、軍隊内の販売施設並びに軍隊に奉

仕する組織及び企業に関連する情報の交換を含み、さらに必要な限度での、これらの機関に対する検査をも含むものとする。

- 4 軍隊又は軍属機関の当局は、ドイツの当局の要請があったときには、連邦領域内で納税義務のある個人又は企業の納税額を決定するために必要な、期待し得るいかなる情報をも、ドイツの当局に提供するものとする。ただし、軍事上の必要上排除されるべき範囲に属する情報は除く。ドイツの当局は、課税評価に必要な情報が他の手段では得られないとき、例えば、租税優遇措置が執られた物品及び役務の調達に関して官庁発行の証明書（清算証明書）がドイツの財政当局に提出されている場合にはその証明書から必要な情報が得られないとき、又はドイツの他の当局が財政当局に提供した資料から得られないときには、軍隊又は軍属機関の当局に対してそれらの情報の提供を要求する。ドイツの当局は、権限のない第三者に情報が漏洩することを防止する。

第 75 条

- 1(a) 起訴された者がドイツ人である場合を除き、本協定第 19 条並びに NATO 軍地位協定第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項のいずれの規定も、本協定の効力発生前に軍隊の構成員が行ったと疑われる犯罪行為について、次の場合には適用しない。
- (i) 当該犯罪行為に関する訴訟手続が、裁判管轄権を行使する軍隊の当局により本協定効力発生の日の前に開始され、又は終了した場合、又は、
 - (ii) 当該犯罪行為の起訴が、関係派遣国の法令に規定されている所定の期間の経過により、本協定効力発生の日の前に時効となった場合
- (b) 訴訟手続が本協定の効力発生の日に係属中であるときは軍隊条約が引き続き有効なものとなされ、当該訴訟の終了まで、軍隊の構成員が行った犯罪行為に対する裁判管轄権の行使に関する同条約の規定を適用する。ただし、係属中のこの種の事件は、前記の日から 10 日以内にドイツの当局に通告されるものとする。
- 2 本協定の効力発生の日よりも前になされた犯罪行為について量刑の決定に際して、ドイツの裁判所又は当局は、被告人が犯罪行為の実行の時点において服していた派遣国の法令がドイツの法令に定める刑よりも軽い刑を規定している場合には適切な考慮を払う。

第 76 条削除。(1993 年改正)

第 77 条削除。(1993 年改正)

第 78 条

- 1 安全保障上の理由による解雇の当否については、軍隊条約第 44 条第 8 項に基づき設置される混合委員会が、同規定に基づいて行われる要請であってこの協定の効力発生前に同委員会が受理したものの限りで、引き続き決定する権限を有するものとする。
- 2 混合委員会の決定は、本協定の効力発生後も引き続きドイツの労働裁判所に対して拘束力を有するものとする。

第 79 条削除。1993 年改正)

第 80 条

NATO 軍地位協定第 15 条の規定は、同条に定める NATO 軍地位協定上の他条項再検討に関する原則が、本協定により補足された同条項に及ぶと理解される限りにおいて、本協定に適用される。

第 80A 条

- 1 本協定の解釈または適用について意見の違いが生じ、かつ、個別の手続が定められていないときは、直接の当事国は、最も下位の適切な機関間段階での協議によって意見の違いを解決するよう努力する。その段階で解決することができない意見の違いは、より上位の権限ある軍当局また

は文民当局に付託することができる。

2(a) 意見の違いを第1項に従って15日以内に解決できないときは、いずれの直接関係当事国も、直接関係を有する諸当事国に対して可能な解決法を勧告するために協議委員会を設置するよう要求することができる。要求の日から10日を超えない期間内で協議委員会を設置し、同委員会は最初の会合を開くものとする。協議委員会は、最初の会合の日から60日以内に最終勧告を行う。

(b) 協議委員会は、直接関係当事国を代表する妥当な人数の委員で構成されるものとする。連邦共和国が、意見の違いを生じている当事国である場合、連邦共和国は、意見の違いがあるすべての当事国が任命する委員を合計した数と同数の委員を任命する権利を有する。協議委員会は、委員会に助言する外部の調停者を招聘することができる。協議委員会はまた、委員会のいずれかの委員の要求に基づき、適切な個人の専門的意見又は北大西洋条約機構、西欧同盟、経済協力開発機構などの組織の専門的意見を求めることができる。その意見の伝達及び保管については秘密が守られる。

3 協議委員会は、最初の職務行為として、適切な場合には、意見の違いが解決されるまでの間暫定措置を執るよう当事国に勧告する。この暫定措置は、当事国のそれぞれの立場又は意見の違いの最終的な解決には影響を与えない。協議委員会が所定の期間内に暫定措置について合意できないときは、暫定措置の問題は、解決のため適切な経路に、必要な場合は大臣間の水準に委ねるものとする。

4 協議委員会が勧告する最終的解決法は、直接関係する当事国のうちの1又はそれ以上の国が15日以内に異議を申し立てない限り、直接関係する当事国によって実行されるべきものとする。異議の申し立てがあるとき、又は協議委員会が所定の期間内に最終的勧告について合意できないときは、その問題は迅速な解決のために外交経路に委ねられる。

5 意見の違いが最終的に解決されるまでの間、いずれの当事国も、直接関係する他の当事国の重大な利益、特に駐留受入国が主張する利益を害するような措置を執らないものとする。(1993年改正)

第81条

いずれの駐留国も、他の締約国と協議した後、文書で通告してから2年後に本協定から脱退することができる。連邦共和国は、他の締約国と協議した後、1又はそれ以上の締約国に対して文書で通告してから2年後に本協定を終了させることができる。(1993年改正)

第82条

(a) 1954年10月23日のドイツ連邦共和国における外国軍隊の駐留に関する条約が同条約第3条第2項の規定に従って再検討される場合、本協定も再検討される。

(b) 本協定の効力発生後3年の期間が経過した後に締約国のうちの1国から要請がある場合、本協定は再検討されるものとする。

(c) (i) NATO軍地位協定の条項が同協定第17条に従って再検討される場合、その条項と直接関連する本協定の1又はそれ以上の条項も再検討される。

(ii) 締約国のうちの1国にとって、本協定の1若しくはそれ以上の条項の継続的適用が、同国の立場からすると特に負担となり、又はそのような適用が同国については合理的に見て期待されえないと判断される場合には、当事国の要請により随時、その条項は再検討される。この場合において、要請提出後3ヵ月の期間内に交渉が開始される。交渉開始後3ヵ月間の交渉によっても一致が得られない場合、いずれの本協定締約国も北大西洋条約機構

の事務総長に対して、1956年12月13日の北大西洋理事会決議に基づいて仲介を行い、及び同決議に掲げる手続のうちの一つを開始するよう、要請することができる。締約国は、この手続から引き出された勧告に最大限の注意を払うものとする。

- (iii) 純粋に技術的又は行政的な性質を有するまたはそれ以上の条項に関しては、締約国の1国の要請があるときは随時、再検討される。

第83条

- 1 本協定は批准又は承認を要する。署名国は、批准書又は承認書をアメリカ合衆国政府に寄託する。同国政府は、各署名国に対して文書の寄託日を通告する。
- 2 本協定は、連邦共和国が1955年10月5日付けの北大西洋理事会の決議に定める条件に従ってNATO軍地位協定への加入書をアメリカ合衆国政府に寄託した日から30日後に効力を発生する。
- 3 本協定は、アメリカ合衆国政府の公文書館に寄託される。同国政府は、本協定の認証謄本を各署名国に送付する。

なお、1993年改正に関しては次のような批准、寄託に関する規定が置かれている。

- 1 本協定は批准又は承認を要する。署名国は、批准又は承認の文書をアメリカ合衆国政府に寄託する。同国政府は、各署名国に対して文書の寄託日を通告する。
- 2 本協定は、最後の批准書又は承認文書が寄託されてから30日後に効力を発生する。
- 3 本協定は、アメリカ合衆国政府の公文書館に寄託される。同国政府は本協定の認証謄本を各署名国に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は正当に委任を受け、この協定に署名した。

1993年3月18日にボンにおいて、等しく正文であるドイツ語、英語、フランス語による各一通を作成した。

3. ボン補足協定の署名議定書

出典：「沖縄県地位協定ポータルサイト」、本間浩記。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/germany02.pdf>

ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定（以下、補足協定という。）の署名に際し、

同補足協定に署名したベルギー王国、ドイツ連邦共和国、カナダ、フランス共和国、オランダ王国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、並びにアメリカ合衆国の代表は、

以下の議事録及び宣言が合意されたことを確認する。

第1部

NATO軍地位協定に関する合意議事録及び宣言

第1条第1項(a)号について

- 1 「軍隊」という概念定義に関し、連邦共和国は、1954年10月23日のドイツ連邦共和国内における外国軍隊の駐留に関する条約第1条第3項に従って一時的に連邦共和国内に滞在する派遣国の軍隊についても、NATO軍地位協定及び補足協定が適用されるものとみなす。
- 2 連邦共和国内における派遣国の大使館付き駐在武官、駐在武官の部局付き構成員及びその他の

要員であって、連邦共和国内で外交官の地位又はその他の特別な地位を有する者は、NATO 軍地位協定および補足協定の規定に定める意味での「軍隊」を構成する者又はそれに所属する者とはみなされない。

3 軍事上の必要性がある場合を除き、派遣国の政府は専らドイツ人である者を、軍隊の構成員として連邦共和国の領域内に駐留させることのないよう、あらゆる努力を行う。

4(a) 予算上独立している下記の組織および活動は、アメリカ合衆国軍隊の構成部分とする。

- (i) 欧州酒保組織(EES)
 - (ii) 在欧空軍酒保(AFEX)
 - (iii) 在欧米陸軍(USAREUR)第6種局
 - (iv) 在欧米空軍(USAFE)第6種局
 - (v) 欧州映画部
 - (vi) 在欧米空軍映画部
 - (vii) 在欧米陸軍特別奉仕事業基金
 - (viii) 在欧米陸軍特別奉仕事業償還基金
 - (ix) 米軍放送網
 - (x) 家族教育機関(家族のための学校を含む)
 - (xi) 軍隊レクリエーションセンター基金
 - (xii) 在欧アメリカ銃砲クラブ協会
 - (xiii) 『星条旗』紙
 - (xiv) その他、予算上独立した基金を有する組織（特別に許可されたクラブ及び食堂を含む）
- (b) (a)号(xiv)にいう組織は、合意された手続きに従って、指定された軍隊の調達部門を通じて行う。その際の調達は税を免除されるものとする。
- (c) 本項(a)号に掲げる組織および特別基金の一覧表は、組織変更の必要に応じて修正する。

5 ベルリンに駐留する派遣国の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、休暇で連邦領域内に滞在する場合は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族とみなされ、かつ取り扱われる。

第5条第1項第2文について

- 1 派遣国の当局は、軍隊の構成員に対し、派遣国の法規に従って文民の服装の着用を許可することができる。
- 2 第1項の規定は、個々の軍待命者が軍隊に編成される場合のフランス軍分遣隊にも、フランスの規則がこれらの兵員に文民の服装で国境を越えることを認める限りにおいて、同様に適用する。なお、上記軍待命者には、連邦共和国内の、自己が所属すべき部隊に赴く新兵又は帰国途中の除隊兵も含まれる。

第7条について

- 1 連邦共和国は、行政刑罰手続により処理すべき行為及び秩序違反として単なる罰金の対象となる行為を、第7条及び同条に直接関連する補足協定の規定の定める意味において受入国の法令によって罰すべき行為とみなす。
- 2(a) 連邦共和国は、7条第1項(b)を考慮して、軍隊の構成員及び軍属又はそれらの家族の引渡しの請求について決定する権限を有しない。
- (b) 派遣国は、軍隊の構成員として又は家族として連邦領域内に滞在するドイツ人の引渡しの要求に応じないものとする。

第9条第6項について

連邦共和国は、家族の交通の便宜及び運賃上の優遇措置に関する申請を好意的に検討する用意があるものとする。その検討は、現行運賃の範囲内で、かつそれと比較し得る事情の下でのみ行う。

第19条について

連邦共和国政府は、軍隊の法的地位について規定のないままであることが望ましくないことを認める。従って、同政府は、第19条に基づいて同政府が有する廃棄通告の権利を行使するのは、緊急の理由による場合に、かつ派遣国との協議の上でのみとする。連邦共和国政府は、廃棄通告が行われた場合は、直ちに派遣国政府と適当な代替取極を定めるための交渉に入る用意があるものとする。そのような取極が定められるまで、連邦政府は、基本的な駐留条件の安定性を侵害しない地位を与えなければならない。

第2部

補足協定に関する合意議事録および宣言

第1条について

1956年10月27日のザール問題処理に関するドイツ連邦共和国とフランス共和国との間の条約第1条第2項及び第3条に規定する経過期間が終了する以前に本補足協定が効力を発生したときは、本補足協定の規定は、それが前記の条約第2章によってドイツに管轄権が認められていない事項に関するものである限り、その経過期間が終了するまでの間、ザールラントには適用しない。

第2条について

軍隊の当局は、第2条第2項(a)号の規定の意味における近親者が連邦領域内に入ることをできるだけ制限する。

第4条について

第4条を適用する場合、ドイツの当局は、権利を行使し、かつそれに関連する義務を履行する派遣国の当局とのみ交渉を行う。

第5条について

第5条第1項(a)号の規定は、連邦領域への入国又は連邦領域からの出国には適用しない。

第7条について

軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族として連邦領域内で過した期間は、兵役義務に関するドイツの法規の適用上考慮されないものとする。

第8条について

- 1 退去強制は、ドイツの外国人警察法規の規定に従ってのみ行うことができる。
- 2 現行のドイツ外国人警察令（1938年8月22日に制定）中、現状に適合しなくなった規定については、以下の範囲で補足訂正される。
 - (a) 警察令の規定中、次の語は以下の要領で置き換えられる。
 - (i) 「帝国領域」の代わりに「連邦領域」
 - (ii) 「帝国」の代わりに「連邦」
 - (iii) 「帝国国境」の代わりに「連邦国境」
 - (iv) 「郡警察行政」の代わりに、その任務を受け継いだ範囲での、州の法律により管轄権が与えられた「都市・郡行政」

- (v) 「帝国マルク」の代わりに「ドイツマルク」
- (vi) 「帝国内務大臣」の代わりに「連邦内務大臣」
- (b) 第5節第1項(a)号に関し、

「民族共同体」という語は、管理理事会法第1号第2条の以下に掲げる規定に従って廃止された。「いつ、どのようにして制定されたかを問わず、ドイツの法令は、裁判上又は行政上、正義に反し、かつ不平等を生じせしめるような形で適用されてはならない。その不正義または不平等とは、

 - a いかなる者であれ、国家社会主義ドイツ労働者党、その下部組織、その翼下結社又は監督下の組織とのつながりを理由に利益を享受すること
 - b いかなる者であれ、人種、国籍、若しくは信仰の理由によって、又は国家社会主義ドイツ労働者党もしくはその主義に反対したことを理由として、不利益を被ることをいう。」
- (c) 第5節第1項(c)号に関し、

断種の実施に関する法的根拠（刑法第42a節第5号および第42k節）は、管理理事会法第11号第1条によって廃止された。さらに、断種は、連邦基本法第2条第2項第1文の次の規定からも許されない。

「各人は、生命及び身体不可侵の権利を有する。」
- (d) 第5節第1項(g)号に関し、

「人種の帰属」という語は、管理理事会法第1号第2条(b)号参照）の規定及び連邦基本法第3条第3項の以下の規定により廃止される。

「何人も、その性別、門地、人種、言語、出身地及び家系、信仰、宗教的又は政治的見解によって不利益を受け、または特権を享受してはならない。」
- (e) 第5節第1項(h)号に関し、

「ジプシー」という語は、管理理事会法第1号第2条（(b)号参照）の規定及び連邦基本法第3条第3項（(d)号参照）の規定により廃止された。
- (f) 第7節第1項(c)号に関し、

連邦基本法第16条第2項第2文〔訳者注記1993年改正連邦基本法では第16a条第1項〕に従い、政治的に迫害される者は庇護権を有する。この権利は、外国人警察令第7節第1項の規定により影響を受けない。1951年7月28日の難民の法的地位に関する協定（連邦法律公報1953年第2部559ページ）にいう外国人難民についても同様とする。
- (g) 第7節第4項および第5項第2文に関し、

ドイツ国民および外国人の拘禁は、以下に掲げる連邦基本法第104条第2項及び第4項の規定に従ってのみ行うことができる。

「第2項 自由剥奪の許容及び継続については、裁判官のみが決定することができる。裁判官の命令に基づかない自由剥奪の場合には、遅滞なく裁判官の決定がなされなければならない。警察は、逮捕の翌日が終了した後は何人をも自己の権限で自己の下に留置することができない。この詳細は法律で定める。

第4項 自由剥奪の命令または継続についての裁判官のいかなる決定も、遅滞なく留置された者の親族又は同人が信頼する者に対して通知されなければならない。」
- (h) 第7節第5項に関し、

(f)号及び(g)号上の注解が同様に適用される。
- (i) 第9節第2項及び第4項に関し、強制退去の決定もまた、連邦基本法第104条第2項及び第4

項 ((g)号参照) に従ってのみ許容される。

- (j) 第 11 節第 1 項最終文、第 2 項最終文、第 5 項及び第 6 項に関し、それらの規定は、以下に掲げる連邦基本法第 19 条第 4 項の規定により廃止され、もはや適用されない。

「何人も、公権力によって権利を侵害されたときは、裁判所への出訴の途が開かれる。他の機関の管轄が認められない限り、普通裁判所への提訴が認められる。」

州の行政裁判所法にも同様の規定がある。(例かつてのイギリス占領地区の州について、イギリス地区行政裁判所の管轄権に関するイギリス軍政府の命令第 165 号イギリス地区命令集 1948 年、263 ページ)

- (k) 第 11 節第 4 項に関し、第 11 節第 4 項は、連邦基本法第 19 条第 4 項 ((j)号参照) に従い、延期の効力の拒否に対して独自に行政裁判所に提訴することができるという限りにおいて、制限される。

- (l) 第 14 節に関し、

第 14 節は期間の終了により効力を失った。

- (m) 第 15 節第 1 項に関し、

以下のような連邦基本法第 116 条第 1 項の規定に留意しなければならない。

「この基本法の意味におけるドイツ人とは、法律に別段の定めのある場合を除き、ドイツの国籍を有する者、又はドイツ民族に属する難民もしくは被追放者又はその配偶者若しくは子孫として、1937 年 12 月 31 日現在のドイツ帝国領域内に受け入れられていた者をいう。」

- (n) 第 17 節第 2 項に関し、

法規命令または一般行政規則を發布する権限の授権は、連邦基本法第 129 条第 3 項の規定により消滅した。

- 3 退去強制に関するドイツ法、特に外国人警察令第 5 節第 1 項の規定は、そこで挙げられる強制退去理由が NATO 軍地位協定および補足協定の規定に抵触しない場合にのみ適用される。

第 12 条について

第 12 条第 2 項の「正当防衛に関するドイツの法令」という概念は、ドイツ刑法第 53 条についての、次のようなドイツ側の解釈に従って理解されなければならない。

- (a) ドイツ刑法第 53 条は以下のように規定する。

「正当防衛としてなされた行為はこれを罰しない。正当防衛とは、現在の違法な攻撃に対して自己または他人を守るために必要な防衛行為をいう。

狼狽、恐怖又は驚愕のために行為者が防衛の限界を越えてなした過剰防衛は、これを罰しない。」

- (b) 第 53 条の解釈について、法の適用において従来から確立した原則が成立している

が、それは概ね次のように要約できる。

- (i) 攻撃とは、他人の法益に向けられたすべての侵害行為をいう。

- (ii) どのような法益に対してその攻撃が向けられているかは問題ではない。攻撃の対象としては、身体又は生命だけでなく、法的に保護されたすべての利益が含まれる。例えば、自由、人倫、名誉、所有権、占有権、狩猟権などである。

- (iii) 防衛されるべき法益は、防衛する個人に帰属するものでなくてもよい。第三者に帰属するものであってもよい。その場合は、緊急救助と呼ぶ。

- (iv) 攻撃を受けた者がそれを甘受することを義務づけられていないすべての攻撃は違法である。従って、正当防衛は有責行為に対してのみ許されるのではなく、責任無能力者、精神病

者、児童、又は避けることのできない錯誤による行為者に対するものも認められる。

- (v) 攻撃は、急迫しているか、現になされているか、又は継続してなされているかのいずれかの場合には現在の攻撃とみなされ、将来の、又はすでに終わった攻撃は現在の攻撃とはみなされない。ある攻撃が現在のものであるかどうかは、客観的な事実に基づいて決定され、防衛行為者の認識によって左右されない。
- (vi) 継続して侵害行為がなされる場合における現在の攻撃とは、対象となっている法益への侵害の危険が完全になくなった時点までの、又は逆に完全に損害が確定した時点までの間の攻撃をいう。従って、例えば、窃盗犯が盗んだものを持ち、又は密猟者が密猟したものを持って逃亡している場合、その犯人にとって安全な保有の状態に達する以前における直接の追跡期間が正当防衛の許される期間となる。
- (vii) 正当防衛行為は、攻撃に対する防御にとって必要なものでなくてはならない。その必要性は客観的な基準に従い、状況に応じて吟味されなくてはならない。原則として、許容される防衛行為の基準は、攻撃の強さおよび執拗さ、並びに被攻撃者側に存する防御のための手段によって決定される。
- (viii) 攻撃によって危害を受ける側が自己の利益の犠牲を伴わずに攻撃から逃れることができる場合は、攻撃者の法益に対する侵害は、必要なものとはみなされない。
- (ix) 防衛権者の守るべき財と攻撃者の犠牲になるべき財との比較衡量、すなわち法益の均衡性は、原則として要件ではない。ただし、この原則にも限界がある。小さい価値のものを失う危険において窃盗犯を殺すことは必要な（やむをえない）防衛行為ということとはできない（この点については議論がある）。
- (x) 正当防衛行為が必要であるためには、攻撃から自己または第三者を守ることで足りる。第三者はいかなる者であってもよい。刑法第 52 条第 2 項にいう近親者である必要はない。
- (xi) 違法な攻撃を防ぐために必要な防衛は、その防衛行為が攻撃者に向けられる限りにおいて成立する。関係のない第三者の法益に対する行為は、正当防衛とは認められない。そのような行為は、場合によっては緊急避難として罰せられないこともある。

第 18A 条について

- 1 第 18A 条第 1 項が適用される事例においては、ドイツの法律又は連邦共和国が受諾した条約上の義務によって必要とされるときは、ドイツの当局は援助を与えるものとする。(1993 年改正)
- 2 武力紛争の脅威が急迫している場合のような異常な状況下では、派遣国の当局及びドイツの権限ある当局は、そうした状況に適応した取極を結ぶことができる。(1993 年改正)

第 19 条について

- 1 第 19 条第 1 項に定める刑事裁判権行使について連邦共和国の第一次的権利を放棄するよう連邦共和国に求める要請は、放棄を援用することをすでに決定した派遣国により補足協定の効力発生とともになされるものとする。連邦共和国は、これらの派遣国に対し、補足協定の効力の発生とともにこの権利の放棄を許容する。補足協定の効力発生後に派遣国が放棄を援用することを決定する場合、その放棄の要請は、必要な経過措置に関して連邦政府の同意を得た場合にはじめて行うことができる。
- 2(a) 第 19 条第 3 項の意味におけるドイツ司法行政上の利益により、ドイツの裁判権の行使が必要であるとなることができるのは、特に以下の場合においてである。
 - (i) 第 1 審で高等裁判所の管轄に属するか、又は連邦検事総長によって連邦高等裁判所に提訴

されるような犯罪

(ii) 人の死を招来する犯罪、強盗又は強姦。ただし、それらの犯罪でも軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対するものは除く。

(iii) そのような犯罪の未遂又は共犯（1993 年改正）

(b) 所轄の当局は相互に(a)号に掲げる犯罪に関して最初に取り調べから緊密に協力し、NATO 軍地位協定第 7 条第 6 項に予定されている相互援助を行う。

第 22 条について

派遣国の当局が、逮捕した者を自国の拘禁施設または軍隊の許で拘禁下におく権利は妨げられない。第 22 条第 3 項第 2 文に従って課せられた義務の遂行を円滑に進めるため、派遣国の当局は被逮捕者を、刑事手続を執行するドイツ当局の所在地の可能な限り近辺に置くものとする。ただし、軍隊のその駐留区域の外部に当該被逮捕者を置く義務を生ずるものではない。

第 26 条第 1 項(b)号について

「軍事上の必要性」という語は、機動演習又は訓練の目的で一時的に連邦領域に滞在する者によってなされた犯罪行為の場合にも適用することができる。

第 31 条について

1 1954 年 3 月 1 日のハーグ民事訴訟条約の効力発生までの期間においては、連邦共和国 とフランス共和国との関係につき、1905 年 7 月 17 日のハーグ民事訴訟条約の第 17 条から第 24 条までの規定は、本協定第 31 条の意味における協定とみなされる。

2 公務員の職務上の義務違反に対する責任に関して、連邦共和国とフランス共和国との間及び連邦共和国とベルギー王国との間においては、以下のことが妥当する。

ベルギー軍又はフランス軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して、ドイツ公務員が職務上義務違反により連邦共和国内で生じた損害に関する国（連邦若しくは州）又は公法上の団体の責任は、内国人に適用される 規定により規制される。

第 41 条について

1 第 41 条は、契約又は契約類似の法律関係から生じた損害に関する請求権には適用できない。

2(a)(i) 軍隊は、公道に対する損害及び、連邦共和国に帰属する物件（ドイツ連邦鉄道またはドイツ連邦郵便局に帰属する物件を除く）に対して機動演習その他の訓練によって加えた損害について、第 41 条に従って補償を支払わなければならない場合において、補償支払いの代わりにその損害を自ら修復することができる。

(ii) 軍隊が公道に対する損害を自ら修復しようとする場合には、ドイツの所轄当局と協議することを要し、その当局が適切な建設技術上又は交通警察上の理由で反対する場合には、自ら修復することを断念する。この場合および (i) に掲げる他の損害の場合において、それらの損害の修復問題について軍隊の当局とドイツの当局との間にあらかじめ一般的な諒解が成立しているときは、軍隊は個々の場合ごとにドイツの当局と協議する必要はない。

(b) (a)号に掲げる場合以外において、損害を被害者との協議の下に自ら修復することは軍隊の自由である。

(c) (a)号及び(b)号の場合において、被害者は、損害が完全又は適正に修復されていないと考えるときは、自らが有する損害賠償請求権を行使することができる。

3 第 41 条との関連で NATO 軍地位協定第 8 条に従って損害補償請求権を行使するためには、補償手続の迅速な処理を確保するよう適切な請求提起の期限を定めておく必要がある。連邦共和国は、この目的を達成するために適切な立法措置を執る。

- 4 第41条第3項(a)号にいう連邦共和国による放棄は、引き受けた整備及び維持の義務不履行から生ずる損害に対しては適用されない。提供協定にそれらの損害の補償について規定がない場合は、その手続について行政諸協定で定める。
- 5 連邦が株式を保有している法人が所有する財産で、軍隊又は軍属機関が無償で排他的に使用することを認められたものについては、連邦共和国は派遣国に対し、それらの財産への損害に対する派遣国の責任を、第41条第3項(a)号に基づいて自らが所有する財産に対する補償を放棄した範囲で免除する。
- 6(a) 第41条第3項(a)号第3文及び第5項第2文に掲げる事例の場合、ドイツの権限ある当局と軍隊の当局との間に、その損害が故意または重大な過失によるものであるかどうかについて意見の食い違いが生じたときは、両当局は協議を行う。
(b) 両当事国間の高官段階でのさらなる討議にもかかわらず、意見の食い違いが解消しないときは、NATO 軍地位協定第8条第2項(a)号に定める仲裁人が決定を下す。
- 7 軍隊に対し使用が認められた財産が州の所有するものであるときは（第41条第4項）、ドイツの当局と軍隊の当局は、共同で補足協定の効力発生時におけるその状態を確認する。同様の確認は、当該物件の返還時にも行われる。損害または損失があった場合は、その時点における物件の状態を基準にして補償がなされる。
- 8 アメリカ赤十字及びメリーランド大学は、第41条第7項の意味での軍隊の一部とはみなされず、損害の補償に関してはドイツの裁判権から免除されない。
- 9 第41条第13項にいう行政協定の中で、NATO 軍地位協定第8条の手続規定と異なる規定を設けることができる。

第46条について

- 1 ドイツの空域への進入及び使用並びに航空施設及び装置の利用に関するドイツの法規、並びに関連する法律、規則及び告示に含まれる現行の通知、承認及び調整の手続には、現行の航空交通法、その下の諸規則、それらに基づき発せられる民間用および軍用の管理規則及び手続、並びに中欧連合軍低空飛行手引書（AFCENT LOW FLYING HANDBOOK）又はそれを引き継ぐ出版物に公表される関連手続及びドイツ国内諸規則が含まれる。第46条の諸規定に加え、ドイツの空域における機動演習その他の訓練の実施に関して連邦共和国と1又はそれ以上の派遣国との間で締結した諸協定、又は将来締結する諸協定が、将来の修正をも含めて、改定又は終了するまで適用される。（1993年改正）
- 2 第46条第2項にいう権限ある機関には、中欧連合軍低空飛行作業部会（AFCENT Low Flying Working Group）又はそれを引き継ぐ機関を含む。（1993年改正）

第47条について

第47条第5項(8)号に定める行政協定中に次の文言を挿入する。

「ドイツの当局がドイツ予算法の規定を遵守することを可能にするために、補足協定第47条第5項(c)号にいう同意を内容とする文書において、必要な予算上の資金が準備されていることの証明が同時になされる。」

第48条について

- 1(a) 第48条第1項(c)号第3文にもとづく措置の実施に際して収益契約、認容契約その他の類似契約が締結される場合、ドイツの当局は、軍隊又は軍属機関の当局との協議の上で支払われるべき代償の額に関する取極を結ぶ。ただし、第63条第5項(a)号に従い連邦共和国がこの代償を負担する場合はこの限りではない。同様のことは、土地調達法に基づき不動産を収用する場合に

おける占有指定補償又はその他の代償の額に関する合意についても妥当する。第 63 条はこれにより影響を受けない。

- (b) (a)号に定める手続は、軍事保護地帯法もしくは航空法の下で軍隊のために収益契約、認容契約その他の類似契約が締結される場合、又は軍事保護地帯補償額に関して取極が結ばれる場合にも準用される。
- 2 第 48 条第 2 項に関して、かつ同条第 5 項(a)号及び(b)号に掲げる取極を害しない範囲で、派遣国の当局は、連邦政府の要求があるときは、ドイツの非軍事部門の基本的な必要性、特に国土整備、都市計画、自然保護及び農業上又は経済上の利益を考慮するために、1955 年 5 月 5 日正午の時点で軍隊又は軍属機関が占有する施設区域の返還又は交換について、個別の場合毎に交渉を行う。派遣国の当局は、その際、連邦政府の要求について誠意をもって考慮する。
- 3 第 48 条第 2 項及び第 5 項(c)号に関して以下の原則が適用される。軍隊又は軍属機関に使用が認められた施設区域に関して所有者その他の権利者との法律関係が終了した場合に生ずる問題を防ぐため、及び連邦共和国が第 48 条第 2 項第 1 文の義務を履行することを容易にするために、ドイツの当局と軍隊の当局は、たえず緊密な連絡を保つものとする。その際、当該不動産の需要が法律関係終了日以降も存続する場合には、軍隊の当局はできるだけ速やかにドイツの当局にその旨を通知する。軍隊の当局のそのような通知を可能にするために、ドイツの当局は必要な範囲で、所有者その他の権利者との法律関係が終了することおよびその時期についてできるだけ速やかに軍隊の当局に通知する。このことは、法律関係が使用賃貸借又は用役賃貸借の契約満了以外の原因で終了する場合に特に適用する。
- 4 第 48 条第 3 項(a)号第 1 文に掲げる施設区域の使用に関する細目とは、特に提供期間、利用の方法、修理及び維持の責任、交通安全措置、並びに NATO 軍地位協定及び補足協定の範囲内で必要な財政的規則をいう。
- 5(a) 第 48 条第 3 項(b)号に基づいて必要とされる提供協定中においては、法的に連邦又は州の所有に帰属する不動産（ドイツ連邦鉄道及びドイツ連邦郵便の所有に帰属する不動産を除く）の設備に関する事項は、その移動が第 50 条に従いドイツの当局の同意または同当局への事前の通告を要するような物品類に対してのみ及ぶ。関係軍隊の当局の要求に応じ、当該不動産の状態は一般的に「良好」、「普通」又は「不良」と認定される。
- (b) その他の手続上および技術上の細目については、必要な範囲で行政協定により規定する。
- 6 第 48 条第 4 項に定める修理及び維持の義務は、不可抗力により全部または大部分、破壊された建物には及ばない。
- 7 第 48 条第 5 項(a)号の適用に際して、連邦共和国が提供した代替不動産が軍隊又は軍属機関の需要を充足しているかどうかについての交渉が、ドイツの当局と軍隊の当局との間で行われる場合、交渉は必要な限り、それに関連して生ずる財政的問題をも対象とする。

第 50 条について

- 1 第 50 条は、連邦が所有しない付属物、装備品及び備品類を、ある施設区域から他の施設区域に移動するにあたり、所有者の同意が不必要であると解釈してはならない。
- 2 工事関係書類が利用できなくなった場合、同種の建築物に適用される適宜の基準に従い、軍隊又は軍属機関の当局とドイツの当局は共同して、どのような物品が第 50 条(a)号に該当するかを定める。

第 51 条について

- 1 物品の返還のための連邦領域内への搬入が非経済的である場合、例えば輸送費がその物品の価

格を超えるような場合には、ドイツの当局は、その物品を外国で売却することに同意する。

- 2 占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて調達された動産の、派遣国軍隊の利用及び消費を目的とする連邦領域からベルリン（西）への移動は、第 51 条にいう連邦領域からの移転とはみなされない。ベルリン（西）に移転された動産には同条第 1 項及び第 2 項が適用される。それらの物を他の場所へ再移転するには、連邦領域内への返還のための搬入を除き、同条第 3 項および第 4 項が適用される。
- 3 1953 年 10 月 27 日のザール問題の解決に関するドイツ連邦共和国とフランス共和国との間の条約第 1 条第 2 項及び第 3 条に定める経過期間において存続する関税、租税及び外国為替法の領域におけるザールラントの特別地位とは無関係に、第 51 条の規定はザールラントに存する占領費、委託費及び駐留費の財源を用いて調達された動産について、並びにそれらの物のザールラントから連邦共和国以外の場所への移転について適用される。これらの物が他の連邦領域からザールラントに移動される場合には、同条の規定は本項にいう経過期間が終了するまでの間準用される。
- 4 第 51 条第 3 項にいう「NATO の防衛任務の遂行上必要な」という文言は、特別な NATO の指令が必要であることを意味しない。
- 5 第 57 条第 2 項に従い鉄道車両について締結された入線協定は、他の取極がある場合を除き、それらの車両が第 51 条第 3 項に従って連邦領域外へ移転される場合にも効力を維持する。
- 6 第 51 条第 4 項にいう取極は、北大西洋条約第 3 条に定める相互援助の精神に沿って締結される。

第 52 条について

残余価値に関する取極を締結するにあたり、ドイツの当局は、残された改良物、設備品若しくは補給品の、同当局にとっての軍事上若しくは経済上の利用価値又は場合により売却の純益を基準として、価値を評価する。

第 53 条について

- 1 他に別段の取極のある場合を除き、軍隊は、その使用のために供せられた施設区域を営利目的のために利用する権限を有しない。
- ② 軍隊の自国の訓練基準を満たすために必要な措置は、第 53 条第 1 項第 1 文にいう措置に含まれる。(1993 年改正)
- 2 施設区域を使用する権限を有する者によるその使用は、第 53 条第 1 項第 1 文に定められた目的の遂行上必要な範囲内に限られる。
- 3 「軍事保護地帯」は、そのドイツ法令上の意味に従って解釈される。第 53 条第 6 項の意味における「適切な措置」は、ドイツの当局がその法的権限内において執りうる措置のみを意味するものと解釈される。
- 4 第 53 条の実施に資するためのドイツの法令が、軍隊の防衛任務の十分な遂行にとって不十分なものである場合には、ドイツの当局及び軍隊の当局は、当該法令を修正することの適否又はその必要性の有無について討議する。
- 4 ②(a) 軍隊の当局は、ドイツの連邦、州及び地方自治体の各段階でそれぞれ権限ある当局に対し、ドイツのそれらの当局が公務を遂行できるように、ドイツの利益を保護するために必要なあらゆる適切な援助（事前通告後の施設区域への立入りを含む。）を与える。施設区域となっている不動産を所轄するドイツ連邦の当局は、要請に応じて軍隊の当局を援助する。緊急の場合及び危険が差し迫っている場合には、軍隊の当局は、ドイツの当局が事前通告なしに直ちに立ち入ることができるようにする。軍隊の当局は、ドイツの当局に同行するかどうか

をその都度決定する。

- (b) いかなる場合にも、立入りは、軍事上の安全に必要とされる諸要請、特に秘密保持の下におかれた区域、装備及び文書の不可侵性を考慮して行う。
- (c) 軍隊の当局とドイツの当局は、ドイツの利益の保護と進行中の、又は開始されようとする軍事演習のいずれをも不当に妨げない方法で立入りの手はずを整えるものとする。
- (d) 項(a)号から(c)号の場合について、何らの合意も得られないときは、双方のより上位の権限ある当局が問題をとり扱うものとする。(1993 年改正)

5 第 53 条に従い、かつ適切な場合には第 53A 条と連結して、軍隊の当局とドイツの当局との協力は、特に次の事項におよぶ。(1993 年改正)

- (a) 土地の境界の確定、敷地見取り図及び土地測量図の作成
- (b) 財産調査、財産目録の作成及び財産の評価
- (c) 小銃射撃場、弾薬庫、燃料貯蔵庫及び危険な施設に関する火災予防（火災防止及び火災からの救援）、並びに災害防止、労働災害防止、事故防止及び安全措置を含む公共の安全と秩序（1993 年改正）
- (d) 第 54 条に定める保険及び公衆衛生
- (e) 操業の立ち入り検査
- (f) 水道、ガス及び電気の供給並びに排水設備及び下水処理
- (g) 土壌汚染により危険が生じた用地の特定及び評価を含めて、不動産に対する制限、隣接財産の保護、都市及び地方計画、記念物及び自然保護区の保護並びに環境保護（1993 年改正）
- (h) 土地及び建造物の基本的保全
- (i) 軍隊だけでなくドイツの機関又は一般住民をも対象とする水及び電力の供給施設並びに暖房施設
- (k) 一般住民又はドイツの当局による業務用、農業用又は住居用としての土地及び建物の使用
- (l) 森林の利用、狩猟及び釣漁
- (m) 地下資源の開発
- (n) 交通安全措置及び公共交通に開放されている道路の維持及び清掃
- (o) 鉄道交通の運用及び維持
- (p) 電気通信

6 軍隊の当局と施設区域となっている不動産の管理を所掌する連邦当局との協力は、以下の条項に従う。

- (a) 軍隊の当局及びドイツの当局は、それぞれ一つの施設区域ごとに、又は複数の施設区域をまとめて代表者を指名する。これらの代表者は、軍隊の利益及びドイツの利益に適切な考慮が払われることを保証するために、施設区域の管理について協力する。ドイツの専門当局の権限、特に第

4 ②項に定める権限は、これにより影響を受けない。

- (b) 施設区域について責任を有する軍司令官又は軍隊の権限あるその他の当局は、第 4 ②項に従ってドイツの代表者に対し、あらゆる適切な援助を与える。
- (c) 本項(a)号および(b)号の規定にかかわらず、次の手続きが適用される。
 - (i) 第 5 項(b)号に規定する財産調査及び財産目録の作成は、通常は個々の施設が軍隊の用に供される期間の初めと終わりに行われる。
 - (ii) 小銃射撃場、弾薬庫及び燃料貯蔵庫に関する安全措置の分野で協力するために、合同委員会を設置することができる。その細目は行政協定で定める。(1993 年改正)

- 7 補足協定の規定又は特別の NATO 規則が、一定の施設区域に関して第 5 項に定める事項に関する協力につき別段の定めを置く場合は、その規定又は規則による。

第 54 条第 1 項について

軍隊又は軍属機関がドイツの衛生法令の細目を遵守することが法的または技術的な理由から不可能であるときは、ドイツの当局及び軍隊の当局は、規則の目的に合致するその他の方法について遅滞なく合意する。

第 56 条第 1 項について

- 1 軍隊又は軍属機関による労働災害関係法規の実施については以下の条項を適用する。
- (a) 特に協力の問題については、第 53 条第 3 項及び第 4 項並びに署名議定書における「第 53 条について」の第 5 項及び第 6 項
- (b) 特に施設区域への立ち入りを含む援助については、署名議定書における「第 53 条について」第 4 ②項
- (c) 特に当局の決定については、第 53 A 条 2 連邦国防大臣が指定する機関がドイツ国防 軍に関して労働監督部局の機能を果たす範囲内で、同機関は、第 1 項に従い軍隊及び軍属機関の当局と協力して、軍隊又は軍属機関に勤務する文民労務者についても権限を有する。
- 3 ドイツ国防軍の設備に適用される可能性ある免除は、軍隊又は軍属機関の設備に対しても適用される。
- 4 本協定を改正する 1993 年 3 月 18 日の協定が効力を発生する前に設置された設備については、その性質上の技術的な必要性から、それまでに適用されていた規定を引き続き適用する。この規定、設備が根本的に変更されたとき、又は設備の用途が根本的に変更されたとき、又は設備運用の性質上第三者、特に文民労務者の生命もしくは健康に対する避けることのできる危険が予測されるときは適用しない。(1993 年改正)

第 56 条第 3 項について

ドイツ法令の事故防止に関する諸規則は、軍隊又は軍属機関がそれに該当する事故防止指令を出していない場合に限り考慮される。事故防止指令の発出及びその他の事故防止問題については、軍隊又は軍属機関は、ドイツの権限ある当局の助言を求めるものとする。これらの当局が事故防止指令を不十分であると認識するに至ったときは、第 53 条第 1 項第 3 文に従って協議を行う。(1993 年改正)

第 56 条第 5 項について

給与支払手続を定めるドイツの当局の権限は、ドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間で、文民労務者の報酬の計算及び支払いをドイツの当局以外の者が行う旨の取極を締結することを妨げない。(1993 年改正)

第 56 条第 9 項について

- 1 ドイツ連邦共和国内に設置され、当該軍隊によって特定された軍隊又は軍属機関の個々の管理組織および経営体は、1974 年 3 月 15 日の連邦職員代表法（連邦法律公報 1 巻 693 ページ。1991 年 1 月 16 日の改正及び「軍人の参加及び非軍事役務提供に関する 1991 年 1 月 16 日の法律」を含む。以下本条において「法」と呼ぶ。）の意味における機関とする。行政上軍隊の最高労務当局に直属し、かつ他の機関がこれに従属する機関の本部は、中間当局とする。関係派遣国が最高労務当局として指定する軍隊の司令部は、経営協議会が関与する事柄に関し、最終的権限を行使する。最高労務当局より上位の段階で決定が行われる場合には、軍隊は、情報が遅滞なく経営協議会に通知されるように配慮する。(1971 年改正、1982 年改正、1993 年改正)

- 2 経営協議会の構成員が行う職務上の旅行については、軍の文民被雇用者の旅行費用に 関する運賃規定に従って、かつ2等級以上の等級で、旅行費用が支給される。(1971年改正、1982年改正)
- 3 経営協議会との交渉においては、機関の長は、機関の経営管理に責任を有する地位にあって機関の長と同等の権限を与えられている者に、経営協議会との交渉上の協議において機関の長の代理を委ねることができる。(1971年改正)
- 4 経営代表委員の被選挙資格を定め、かつ勤務期間に関わる「法」の規定の適用は、特定機関の被雇用者の過半数と機関の長とが合意した場合には見送ることができる。(1971年改正、1982年改正)
- 5 機関の長は、安全上の理由で秘密とされるいかなる資料も、経営協議会の構成員、「法」の第93条にいう委員会及び調停委員会に対して提出することを要しない。機関の資料から引き出される情報についても同様とする。経営協議会は、その職務を遂行するために必要な範囲内で、保安区域への立ち入りを認められる。軍事上の保安に関する軍隊の最高労務当局の規則がそのような立ち入りを禁止し、又は制限する場合は、立ち入りは、文民労務者が立ち入りを許される条件と同じ条件の下に許可される。(1993年改正)
- 6(a)(i) 個別の事例によっては、「法」の定める共同決定権が、特別に保護する価値のある軍事的利益と一致しないという場合、共同決定権の範囲を制限することができる。最高労務当局は、共同決定権を制限する理由を文書で伝達し、そのような制限の範囲を明確にする。理由の公表によって派遣国またはその軍隊の安全に重大な損害が生ずる恐れがあるときは、最高労務当局は、連邦労働裁判所長官の確認を得た公式の宣言によりこの損害発生の恐れを確定することができる。
- (ii) 施設区域が連邦共和国政府に返還される場合、共同決定権の適用は、軍隊からドイツの権限ある当局に通告される期日における施設区域の返還を妨げないものとする。その場合、施設区域が完全に明け渡されていない場合、ドイツの権限ある当局は、その施設区域を引き継ぐための特別協定を結ぶ。
- (iii)(aa) 社会施設の設置、運営又は解体に関して「法」が定める共同決定権は、その法形式に関係なく、もっぱら文民労務者のために維持される社会施設に対してのみ適用される。
- (bb) 職場の配置に関し「法」が定める共同決定権は、軍隊若しくは軍属機関の構成員及び文民労務者が同じ施設内で雇用されているか、又は同じ計画に従事している場合並びに関係する文民労務者の数が圧倒的に多くない場合には適用されない。
- (iv) 被雇用者及び労務者に対する職員質問表の内容が軍事上の安全の問題に関わる場合は、「法」が定める共同決定に代って協力手続が適用される。
- (v) 公務員権利基本法第123A条に従ってなされる任命に関しては、「法」が定める共同決定権は適用されない。
- (vi) 問題が法律若しくは労務協約によって規定され、又は第56条第5項(a)号に従って締結される協定によって通常通りに規制される限りにおいて、当該問題は共同決定の対象とはならない。
- (vii) 共同決定は、「法」の第75条第1項第1号及び第2号ならびに同条第3項第13号並びに第76条第2項第5号及び第7号については適用しない。この除外規定は、1994年12月31日以降直ちに再検討される。
- (b) 本項(a)号の理由により共同決定が適用されないときは、協力手続が適用される。

(c) 同決定手続中に想定される調停委員は、最高労務当局が指名する1名及び同当局の所轄経営協議会が指名する1名の計2名の委員並びに双方が合意する公平な立場の委員長により構成される。委員長の指名について合意に達しない場合は、双方が一致して連邦行政裁判所長官又は西欧同盟事務総長に対して委員長の指名を要請しない限り、北大西洋条約機構事務総長が委員長を指名する。最高労務当局は、調停委員会の委員が機密資料を取り扱うことを許可されるよう、要求することができる。関係軍隊又は経営協議会の要請に基づき、正当な事情があるときは、常設又は臨時の調停委員会を設置することができる。

(d) 調停委員会の決定は決議の形式で行われる。委員会の決定は、関係当事者の要求を部分的にのみ充足すれば足りるとすることもあるものとする。決議は多数決で行われる。調停委員会の決議は、派遣国の予算法規を含め、軍隊の最高労務当局を拘束する法規の枠内で行う。

(1971年改正、1993年改正)

7 労務機関の長は、「法」の第78条に従って経営協議会に協力を求めるための行政指令を発するに先立って、経営協議会に対し同指令を提出するものとする。ただし、「法」の第72条第6項が第69条第5文とともに適用される場合を除く。(1971年改正、1982年改正、1993年改正)

第8項削除。(1971年改正、1993年改正)

9 「法」が裁判所の決定について規定している場合、ドイツ労働裁判所がドイツの法令の規定する手続に従って労働条件について決定する。連邦共和国は、要請があるときは、軍隊又は軍属機関の名において手続に参加する。(1971年改正)

10 軍隊又は軍属機関の要請に基づき連邦共和国が指定する機関は、刑法第203条第2項第3号および第353b条第1項第3号に従い、守秘義務違反に関する刑事訴訟手続を提起する。(1971年改正、1982年改正)

第57条第3項について

冰雪融解の期間においては、事故、災害又は緊急事態の場合を除き、ドイツの当局が設置した特別道路標識又はドイツの当局が発する特別命令を遵守することを要する。

第58条について

ドイツの機関が運営する特別内部電話系統の、軍隊の軍用輸送機関による限定利用は、次の事項を条件として締結されるべき行政協定に従って継続することができる。

- (a) 現在の内線の数を増やさないこと。
- (b) 線の現在数は本補足協定の効力発生後直ちに合同で点検され、かつ可能な限りその数を削減する。
- (c) 相互の合意により、内線の数はいずれ段階的に削減され、またこれらの内線の利用は、公共電話系統又はこれに代る軍用電話系統の技術的發展がかかる例外的使用を不必要なものとするに至った時点において、終局的に廃止される。

第60条について

第1項削除。(1993年改正)

2 航空業務及び気象観測業務は、第60条第2項(b)号及び(c)号にいう無線通信業務の一部とする。

第3項削除。(1993年改正)

4 第60条第5項(a)号にいうラジオ及びテレビジョンの放送局を設置し、かつ運営する権利は、著作権問題に影響を与えるものではない。

5(a) 軍隊は、ドイツの当局が割り当てる周波数のみを使用する。軍隊の当局は、不要になった周波数をドイツの当局に通告する。ドイツの当局が、国際的義務、国際関係又はドイツの重大な

利益を理由として周波数割り当てを変更し、又は撤回する必要があるときは、同当局は軍隊の当局と事前にこれについて協議する。

- (b) 周波数の割り当て手続、割り当て済み周波数の変更又は撤回の手続及び機動演習における一時的使用のための緊急の割り当て手続は、ドイツの連邦当局と無線周波数に関する諮問作業部会(CWG)又はその後継組織に代表を出している軍隊の当局との間の特別取極によって定められる。この取極は、北大西洋条約機構の関連する手続、指令及び勧告に合致して締結される。
- (c) 北大西洋条約機構の権限ある当局による周波数保護のための措置は、連邦国防大臣との協議を経て、関係軍隊によって開始される。他の国際機関、特に国際電気通信連合(ITU)による周波数保護のための措置は、関係軍隊の要請がある場合にのみドイツの当局によって開始される。
- (d) ドイツの当局は、軍隊が使用する周波数に関する情報を、軍隊の当局の同意がある場合にのみ他の機関及び機構に提供する。
- (e) 軍隊の無線通信局が、連邦領域外にある無線通信施設を妨害し、又はこのような通信施設によって妨害される場合は、ドイツの当局は、その時点において効力を有する国際電気通信条約及びそれに関連する無線通信規則に従って処理する。(1993年改正)
- (f) 軍隊は、防衛任務の遂行上合理的に認め得る範囲内で、1947年にアトランティック・シティーで採択された電波通信規則の第3及び第4付属書の規定又はこれに代り得る規則により拘束される。

第6項削除。(1993年改正)

第63条について

- 1 第63条に規定される取極は、補足協定又はNATO軍地位協定に定める協議又は交渉であって財政上の問題に関わるものにおいて、財政事項に関する取極を締結する可能性を排除するものではない。
- 2 第63条第2項、第3項並びに第4項(a)号及び(b)号の規定に従って軍隊若しくは軍属機関が無償で利用し、又はこれらに対して無償で提供される財産及び便益は、軍隊の構成員又は軍属のいずれの家族に対しても、軍隊の構成員又は軍属自身に対してその利用のために公的に提供されると同様の方法で、利用のために公的に提供される。
- 3 連邦国防軍が提供する気象観測、地勢測量及び地図作成の分野における便益は、特別協定による規制に委ねられるものとする。
- 4 連邦または州が法的に所有する財産は、連邦又は州がその株式を保有するにすぎない場合でも、他の法人の所有する財産には含まれない、とみなされる。
- 5 連邦共和国は、個々の事例毎に締結される特別取極の下で、連邦又は州が株式を保有する法人の所有する特定の財産を、賃貸料なしで、軍隊又は軍属機関の利用に供することを確保する用意がある。
- 6 第63条第4項(a)号及び(b)号の意味における財産は、ドイツの当局が同意する場合にのみ、軍隊又は軍属機関により他の軍隊又は軍属機関に移転することができる。
- 7(a) ドイツの当局と軍隊の当局との間でその旨の合意がなされる場合には、補足協定の効力発生後に防衛以外の目的で連邦が取得した財産の使用について代償が支払われる。
- (b) ドイツの当局と軍隊の当局との間でその旨の合意がなされる場合には、派遣国は、州が補足協定の効力発生後に防衛以外の目的で取得した財産の使用に関し、ドイツの法令の下で州が有する請求権に対する責任を免除されない。
- 8 第63条第4項(d)号に規定するその他の運営費用には次のものが含まれる。

- (a) 以下の費用
 - (i) 道路、歩道及び出入通路の清掃及び散水に関する費用
 - (ii) 下水処理及び廃棄物処理に関する費用（1993 年改正）
 - (iii) 排水処理費
 - (iv) 軍隊による燃焼設備の使用に関連する煙突掃除費及び汚染物質放出防止のための測定費用（1993 年改正）
 - (v) 火災その他の財産損害に対する強制保険。ただし、いずれの場合もドイツの法令上これらの費用を支払う義務がある場合に限る。
- (b) 必要な場合には以下の費用
 - (i) 電気、ガス、水道、熱及び燃料の供給費。ただし、その供給が土地使用を伴う場合であるか、又はそれとは別に、権限のある公共供給機関から直接的に供給される場合であるかを問わない。
 - (ii) 昇降機の運転費用
 - (iii) 清掃及び害虫駆除の費用
 - (iv) 庭園の管理費用
 - (v) 管理人雇用の費用

8② (a) 第 63 条第 4 項(d)号の意味におけるその他の運営費用には、施設区域内部での物質的な環境被害を防止するために必要な維持経費を含む。

(b) 軍隊又は軍属機関は、自ら引き起こした有害物質による汚染で、その時点で適用される法的基準を超えるものの確認、評価及び除去に伴って生ずる費用を、本項に従って負担する。これらの費用は、第 53 条第 1 項又は適用可能な場合には第 41 条若しくは第 52 条に従って、ドイツの法令に基づいて決定される。軍隊又は軍属機関の当局は、派遣国政府の資金利用の可能性及び会計手続に矛盾しない方法で遅滞なくその費用を支払う。

(c) 特定の費用に対する本項の適用について見解の相違が生じたときは、軍隊又は軍属機関の当局はドイツの当局と協議するものとし、必要な場合には、本条第 1 項に従って別段の取極を締結することができる。（1993 年改正）

9 土地に対する経常公課又はその他の運営費用の軍隊による支払いが、ある場合には当該便益の供給者に対して直接になされ（その便益のあるものはドイツの法令の下で分離して支払われることがあるため、土地に対する経常公課によっては全部または一部償われないことが生ずる）、またある場合には連邦共和国に対して納付されることがあるという点に鑑み、同一の便益に対して二重の支払いがなされることのないよう、必要なかぎり取極が結ばれる。

10 第 63 条第 4 項(d)号及び本条第 8 項に定める取極は、ドイツの権限ある当局ではなく軍隊自身が便益を利用する場合における料金の免除に関する軍隊の当局とドイツの地域当局との間の交渉を排除するものではない。

11 施設区域に関する限りにおいて、第 63 条第 4 項(d)号 i にいう「修理および維持のための費用」は、第 48 条第 4 項及び署名議定書における「同条について」の第 6 項に定める修理及び維持の作業から生ずる費用を意味する。

12 土地調達法に基づいて支払われる補償金（「第 63 条第 5 項 ((a)号 i）」は、自由交渉に基づく調達の場における支払い、特に購入料金および賃貸料の支払いを含む。

第 68 条について

1(a) 補足協定の効力発生後に新設され、かつ現行ドイツ租税の単なる延長ではない新たなドイツ

の租税が、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して NATO 軍地位協定および補足協定の下で適用され得るものであり、かつドイツの租税法制に従えばそれらの者によって直接支払われるべきものとなる場合には、連邦政府は、要請があり次第、それらの租税を前記の者が支払うべきか否かを、さらにどの程度支払うべきかを入念に検討する。検討にあたり連邦政府は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の連邦共和国内における滞在の目的及び特殊条件に照らして正当化できない負担を、それらの者に課すことを避けるよう特に考慮する。

- (b) 補足協定の効力発生時において存在する租税で、この条第2項に掲げる目録表に含まれない租税が NATO 軍地位協定及び補足協定の下で軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して適用され、かつドイツの租税法制に従えばそれらの者によって直接に支払われるべきものである場合にも、(a)号と同一の手続が適用される。
- (c) 本条第2項に定める目録表は、一連の現行連邦税および州税、並びに補足協定の効力発生時において連邦政府が認知する他のすべての租税のうちで、NATO 軍地位協定及び補足協定の下で軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して適用され、かつドイツの租税法制に従ってそれらの者が直接に支払うべきものを特定する。一般的には、目録表には、商品及び役務の価格中に転嫁することができる間接税で軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族がその負担を免れ得ないものは含まれない。目録表に記載される租税のあるものに付随する説明は、それらの租税が適用されるべき場合についての要約である。
- (d) 連邦国防軍の構成員及びその家族に対する租税減免措置は、現行ドイツ法令の下では認められておらず、また将来においても予定されていない。ただし、かかる租税減免措置が将来それらの者に対して与えられる場合には、連邦政府はその適用範囲が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族にまで拡張されるよう努力する。

2 ドイツ租税の目録表

(a) 所得税

所得税、賃金税、資本利子税、監査税、納税義務制限による所得税控除

本税は、軍隊の構成員または軍属に対し、その構成員としての資格に基づいて派遣国から支払われる報酬及び所得を除き、国内所得すなわち一般に連邦共和国内において得た所得に対してのみ課される。

(b) 財産税または財産所得税

財産税、土地税、定期金銀行土地債権利子、教会税

本税は、国内財産すなわち一般に、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が一時的に連邦共和国内に滞在するに伴い連邦共和国に持ち込まれた動産を除き、連邦共和国内にある財産に対してのみ課される。

(c) 相続税及び贈与税

相続税

本税は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が一時的に連邦共和国内に滞在するに伴い連邦共和国内に持ち込まれた動産を除く財産（本項(b)号の意味における）に対して、又は相続若しくは贈与によって取得したそれらの財産の用益価値に対してのみ課される。被相続人がその死亡時において、又は贈与者が贈与を行う時点において連邦共和国内に住所又は居所（税法上の意味における）を有していた場合は、税は相続または贈与の全額をもとに算定される。

(d) 流通税及び交通税

資本流通税、手形税、運送税、保険税、不動産取得税（及び付加金）、増価税、車両税
保険税に関しては、連邦領域内に住所、居所若しくは本店を有する保険業者又はその授權を受けた代理店は、第 68 条第 2 項の意味における内国保険業者又はその授權を受けた代理店とみなす。

自家用乗用車両に対する車両税は、ドイツの登録番号を有する自動車に対してのみ課される。

(e) 負担均衡制度の範囲内での課徴金

負担均衡課徴金

(f) 狩猟および入漁税

狩猟税、入漁税

(g) 事業税

営業税、取引税、酒類小売免許税、飲料税、及び企業に課されるその他の税

本税は、軍隊の構成員又は軍属が、軍隊の構成員又は軍属としての活動外において連邦領域内で営む企業活動に対して課される。「企業者」の概念は、商業的または職業的活動、すなわち利潤を得る意図が欠如する場合も含めて、利益を上げることが目的とする継続的活動の自立的遂行を含む。「取引」の概念は、連邦領域内で、企業者がその企業活動の範囲内で報酬を受け行う内国供給その他の役務供与を含む。

第 71 条について

1 ドイツの当局との間に別段の合意がある場合を除き、補足協定第 56 条の定める文民被雇用者であって、補足協定効力発生の際に軍隊のために奉仕する購買部およびクラブで常勤として雇用されている者の総数は、25%を超えて増加することはできない。

2 第 71 条第 1 項にいうドイツ以外の国の商業的性格を有しない組織

(a) イギリスの組織

(i) 海軍、陸軍及び空軍協会(N.A.A.F.I.)

(ii) マルカム・クラブ

(iii) キリスト教青年会(Y.M.C.A.)により代表される篤志福祉事業協議会(C.V.W.W.)

(iv) 陸軍映画法人

(v) 英国空軍映画法人

(b) カナダの組織

メイプル・リーフ・サービス

3 第 71 条第 2 項にいうドイツ以外の国の商業的性格を有しない組織

(a) アメリカの組織

(i) アメリカ赤十字

目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための福祉その他の援助奉仕

(ii) メリーランド大学

目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための大学教育課程

(b) イギリスの組織

(i) 篤志福祉事業協議会(C.V.W.W.)

(aa) イギリス国教会伝導奉仕団(Church Army)

(bb) イギリス軍のための兵舎・酒保事業に関するスコットランド教会委員会

(cc) キリスト教婦人同盟

- (dd) イギリス救世軍
- (ee) キリスト教青年会(Y.M.C.A.)
- (ff) キリスト教女子青年会(Y.W.C.A.)
- (gg) 戦友温交会(Toc H)
- (hh) メソジスト教会およびユナイテッド・ボード教会
 - 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための社会的及び宗教的福祉事業、特に酒保、食堂、売店、書店、図書館、読書室等の施設の運営。
- (ii) 婦人篤志団(W.V.S.)
 - 目的：海軍、陸軍及び空軍協会(N.A.A.F.I.)の酒保、食堂及び売店における軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための社会福祉事業。
- (iii) 聖ヨハネ騎士団及び聖アンドリュー騎士団野戦病院協会を含むイギリス赤十字
 - 目的：イギリス軍病院における厚生事業及び物理療法業務
- (iv) 軍扶助教会(Forces Help Society)及びロバーツ卿研究所(Lord Roberts Workshop)
 - 目的：軍隊の構成員の福祉事業、特に軍隊の構成員の個人的問題を扱う。
- (v) 陸軍、空軍軍人の聖書読書協会
 - 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の間における聖書研究の普及活動
- (vi) 陸、海、空軍軍人の家族協会
 - 目的：軍隊構成員及び軍属の家族の福祉及び看護業務
- (c) フランスの組織
 - (i) 救急協会
 - 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための医療および社会事業並びに特にフランス赤十字に関しては療養所および社会援助医療センターの管理
 - (ii) スポーツ及び文化協会
 - 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の間での共同文化活動及び戸外スポーツの振興並びに教師と生徒の父母との間の緊密な連絡の確立並びに私塾及び幼稚園の設立
 - (iii) 予備将校及び予備下士官協会
 - 目的：軍属又はその家族として連邦領域内に駐留する予備将校及び予備下士官間の交流の確立
 - (iv) 在郷軍人会及び戦争犠牲者協会
 - 目的：退役軍人又は戦争犠牲者である軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する社会的及び物質的援助並びにそれらの人々相互間における緊密な交流の維持
- (d) ベルギーの組織
 - (i) 軍隊中央酒保(C.M.C.)
 - 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための酒保、食堂及び売店の運営
 - (ii) スポーツ、文化及び救急社会扶助協会
 - 目的：軍隊の構成員若しくは軍属及びそれらの家族のためのスポーツ振興、教師と生徒の父母との間の緊密な連絡の確立、私塾及び幼稚園の設立、図書館の設立並びに相互社会援助
- (e) カナダの組織
 - カナダ救世軍

目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための社会的及び宗教的福祉事業、特に酒保の運営

4 本条第2項第3項の目録に記載されているドイツ国以外の非商業的性格を有する組織が使用する車両は、NATO 軍地位協定第11条第2項(c)号及び同条第11項並びに第13条第 項の意味における「軍用車両」とみなす。

5 第71条第3項にいうドイツの法令には、外国会社、営業許可、価格統制及び閉店時間に関する法令を含む。

6 労働災害防止規定の適用は以下の例による。

(a) 特に協力の問題については、第53条第3項及び第4項並びに署名議定書の第53条についての第5項及び第6項

(b) 特に施設区域への立入りを含む援助については署名議定書の第53条についての第4項②

(c) 特に行政上の決定については第53A条（1993年改正）

第72条について

1 第72条第1項の意味におけるドイツ以外の国の商業的性格を有する企業

(a) アメリカの企業

(i) アメリカン・エクスプレス有限責任会社

(ii) チェイス・マンハッタン銀行（ハイデルベルク）

(b) カナダの企業

モントリオール銀行

2 本条第1項に掲げる銀行は、ドイツの市場に影響を及ぼすような活動をしてはならない。

3 ドイツの権限ある当局は、軍隊の排他的利用に供される施設区域内にあるこれらの企業に対し、その裁量の範囲内で、労働災害防止規定（特に事故防止規則の総則第3条）に従って例外を認める。（1993年改正）

本署名議定書は補足協定と不可分の一体を成す。

1955年8月3日にボンで作成され、ドイツ語、英語、フランス語の本文はいずれも等しく正文として効力を有する。

ベルギー王国のために

男爵ド・グリュバン

カナダのために

エスコット・リード

フランス共和国のために

フランソワ・セイドゥー

ドイツ連邦共和国のために

A. H. ファン・シェルペンベルク

オランダ王国のために

H. ファン・フレーデンベルヒ

グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国のために

クリストファー・スティーレル

アメリカ合衆国のために
デイヴィッド・ブルース

4. 米軍によるイタリア国内の基地ないし基地施設の使用に関するイタリア共和国国防省とアメリカ合衆国国防総省との間における了解覚書(1995年2月2日)

出典：「沖縄県地位協定ポータルサイト」、沖縄県による翻訳

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/italy02.pdf>

本文：

アメリカ合衆国国防総省とイタリア共和国国防総省（以下、「締約国」という）は：

1949年4月4日にワシントンで締結された北大西洋条約、1951年6月19日にロンドンで締結された北大西洋条約締約国の地位に関するn1協定および1954年10月20日に締結された北大西洋条約の履行における2国間の施設に関する締約国間の協定（BIA）を含む締約国の条約ならびに2国間、多国間協定に従って行動する決意と国際法の尊重を再確認し；

40年以上にわたる締約国間の防衛取り決めが国民共通の安全保障上の利益を促進したことを評価し；

国際平和と安定の促進のためにイタリアの防衛施設がとりわけ重要な貢献をしていることを考慮し；

各基地ないし基地施設のための実施手順について規定する単一の実務取極を有することは賢明であり、施設の返還と残存価値の決定について適切な方法を明らかにする手順に到達することが必要であるという事実を認め；

防衛関係を近代化し、BIAならびにその他関連する締約国間における多国間および2国間協定を履行する以下の協定を締結した。

第1条

- 1 締約国は、両国の相互利益と主権尊重の原則に従い、共同防衛、平和および安全保障を目指す協力関係を維持し、発展させるものとする。
- 2 共同防衛協力は、2国間レベルで北大西洋条約の範囲内で成し遂げられなければならない。
- 3 締約国は必要に応じて、それぞれの軍隊の司令官と防衛部局の指揮系統全体間のコミュニケーションと協力を強化する様々な計画や手順を確立することに同意する。
- 4 締約国は、既存の2国間協定で予見される条件の協力計画から最大の利益を引き出すために綿密な連絡を維持しなければならない。
- 5 在欧米軍司令部は、本了解覚書の下で義務を実行する際、米国国防総省の執行機関であるものとする。
イタリア軍参謀は、本了解覚書の下で義務を実行する際、イタリア共和国国防省を代表するものとする。
- 6 本了解覚書およびそれに準じた各基地ないし基地施設を取り決める実務取極は、本了解覚書の前文に記載された協定の条項、または特定の基地または施設に固有でない締約国間のその他多国間または2国間協定の規定に取って代わるものでもなく、変更するものでもない。

第2条

本了解覚書および関連する2国間の実務取極の解釈および実施に関して起こり得る問題や相違

点の解決に努めるために、常設合同軍事委員会を設置するものとする。本了解覚書の不可欠部分である付属書 A および B を含めて本了解覚書を修正する申し出は、合同軍事委員会の討議事項となる。合同軍事委員会の構成と任務の割当ては、後日締約国によって調整される。

第3条

- 1 付属書 A として本了解覚書に添付されているモデル実務取極は、イタリアにおいて米軍が使用する各基地の実務取極のための書式として使用されるものとする。これらの実務取極は、BIA の実施手順および関連し得るその他の 2 国間及び多国間協定を確立する。この協定は、各個々の基地の運用に関する技術的な手順を含まなければならない。実務取極への変更は、両締約国の軍当局により承認され、また、合同軍事委員会での討議対象になることがある。
- 2 運用手順に関する事項については、各実務取極が、その基地に配置された軍隊に対する指令権限を含まなければならない。
- 3 付属書 A のモデル実務取極は、イタリアにおける米軍の使用が許された各基地ないし基地施設に関連する様々な実務取極を取り決める基本的な法律文書を構成する。従って、使用を許された各基地ないし基地施設は、付属書 A の本文モデルを厳密に反映している実務取極を有することになる。
- 4 技術付属書は、実務取極の詳細を明らかにする上で追加され、実務取極自体の中に含まれたまま、より理解を深める必要性に対応しなければならない。
- 5 イタリア側の各基地ないし基地施設に関連する実務取極の署名は、管轄権限のある軍参謀長またはその指名者によって添付される。米国については、匹敵するランクの米軍当局者の署名が添付される。

第4条

米国がイタリア政府に施設を返還することを決定した場合、施設の譲渡と「残存価値」の決定に関する BIA 第 25 条に従った調整手順が本了解覚書の付属書 B で言及される。

第5条

本了解覚書は、締約国の代表者による署名で効力を生じ、1 年前のいずれか一方の締約国の書面による通知、あるいは書面による相互同意により解除されるまで効力を有するものとする。付属書 A および B を含む本了解覚書は、締約国の相互同意により修正することができる。

以上の証として、それぞれの政府により正式承認された署名者が、本了解覚書に署名した。

1995 年 2 月 2 日にローマで、等しく正文である英語およびイタリア語で本書 2 通を作成した。

付属書：

付属書「A」：基地ないし基地施設使用の実施手続に関する米国国防総省とイタリア国防省の間におけるモデル実務取極

付属書「B」：基地ないし基地施設の放棄のために遵守すべき手順

署名者：

アメリカ合衆国国防総省のために
(チャールズ・ジー・ボイド将軍)

米国欧州司令本部の副司令官

イタリア共和国国防省のために

(C.A. Francesco CERVONI 将軍)

イタリア国防参謀本部の副総長

付録：

付属書「A」

基地ないし基地施設使用の実施手続に関する米国国防総省とイタリア国防省の間におけるモデル実務取極

第1条 目的

イタリアにおける軍事施設の運用に関する米国とイタリア間の国際協定の実施のための指令方針と手順を公布すること。

第2条 参照

- 1 1949年4月4日にワシントンD.C.で締結された北大西洋条約、とりわけ第3条で定められている規定
- 2 1951年6月19日にロンドンで締結された、軍の地位に関する北大西洋条約加盟国間の協定（NATO 軍地位協定）
- 3 1954年10月20日に締結されたアメリカ合衆国とイタリア間の2国間施設協定（BIA）

第3条 適用性と範囲

本実務取極は、イタリアの・・・に配属又は活動している・・・の軍隊、軍隊構成員、軍属とその家族に適用する。

第4条 定義と略語

本実務取極の条件における：

－軍属

「軍属」とは、NATO 軍地位協定の第1条 (1.b.)に規定されている米国軍と関係を有する全ての民間人を意味する。この文書のイタリア語版では、「civilian element」という用語は同じ意味で使われている。

－民間の人員

「民間の人員」とは、米軍と密接に関係し、その権限の下にあるが直接雇用されていない軍の「軍属」に加え、イタリアにおいてその存在が基地の機能に関連して必要であると両国政府によって認められているという条件の下で、以下に列挙されているような、BIA の第6条で定める人員のことである：

- ・米国の他の省庁に雇用されている者
- ・米軍サービス機関（USO）、学校、売店、配給所、信用組合、赤十字において必要不可欠な人員
- ・一時的な訪問以外でイタリアに入国した米軍と特別な関係を有する企業の技術的な代表者

－建設

「建設」とは、新しい施設を建てる、設置する、組み立てる；[*9] あるいは、既存の施設に追加する、変更する、拡張する、変換する、取り壊す、取り換える必要がある作業を意味する。

－専用使用

「専用使用」とは、派遣国により当該軍に命じられた作戦および／または任務に関連する活動の遂行のために、単一国の軍隊による、境界内に定められ、含まれる基地ないし基地施設の利用を意味する。米軍が利用する基地ないし基地施設に対する「専用使用」の指定は、NATO 軍地位協定第7条で守られているように、いかなるイタリアの国家主権の行使をも制限するものではない。

－兵員

「兵員」とは、NATO 軍地位協定第1条(1.a.)で定める軍隊に属する人員を意味する。

－INFRASTRUCTURE

「INFRASTRUCTURE」とは、水平および垂直両方向に固定式または永久的な構造で、INSTALLATION 内の施設の複合体を意味し、軍隊の主活動および支援活動の遂行のためにそこに設置されるものを意味する。

－INSTALLATION

「INSTALLATION」とは、定められて明確に識別される境界内にある、土地とその上に固定された構造物の複合体を意味する。

(注：沖縄県) 本翻訳文においては、文献等の和訳を参考に「INFRASTRUCTURE」を「基地施設」、「INSTALLATION」を「基地」と訳しているが、文脈によって「施設」と訳している箇所もある。

－共同使用

「共同使用」とは、それぞれの政府が当該軍に命じた NATO 軍の作戦および／または任務に関連する活動を実行するために、基地に配属されたイタリア軍および米軍両方による設備の共同利用を意味する。

－地域軍属

「地域軍属」という用語は、契約で米軍が雇用する全ての非民間の人員を意味する。

－保守

「保守」とは、資産を守るために必要な繰り返し起こる、毎日の、定期的な、または予定された作業を意味する。

－修理

「修理」とは、施設の能力の回復を保証するために必要な計画された作業を意味する。

－略語

「DOD USA」は、アメリカ合衆国防総省を意味する。

「IDGS」は、イタリア国防参謀を意味する。

「MOD IT」は、イタリア国防省を意味する。

「SMA」は、イタリア空軍参謀を意味する。

「SME」は、イタリア陸軍参謀を意味する。

「SMM」は、イタリア海軍参謀を意味する。

「USAFE」は、在欧米空軍を意味する。

「USAREUR」は、在欧米陸軍を意味する。

「USEUCOM」は、在欧米軍司令部を意味する。

「USNAVEUR」は、在欧米海軍を意味する。

第5条 使用と運用

1 ……にある基地は、BIA に従って合意した平時の軍事基地の一つである。その基地は、当該協定第2条の規定に従ってアメリカ合衆国の使用が認められている。特別な事情がある場合には、両国の当局は、米国に使用が認められた基地施設について、受入国の民間活動による利用に同意する。付属書……に示されているこれらの活動は、米国に費用は生じない。米国がこれらの民間活動に提供するいかなるサービスも償還することを原則とする。

2 基地は、……州、……市、……地域、……Km の境界内に設けられる。場所は、イタリア当局が提供する添付の地図に示されており、運用エリア（指令、通信等）、兵站／サポートエリア、

住宅エリアを包括している。イタリアの司令官は、米国の司令官の支援を受けて、基地内の様々な施設の位置を詳細に示す地図を維持する。

3 基地の主な用途は、以下に関するものとする。

－常時配置されている運用部隊

－平時の日常訓練活動のために、上記の運用部隊を支援する部隊及び関連施設

－関連人員（おおよその最大人数）。

人員の正確な数は、付属書に示されているように、半年ごとに、あるいは要請があればいつでもイタリア司令官に提供される。

4 付属書・・・に記載されている基地も、本実務取極の対象となる。付属書には、基地の用途、場所、人員、施設を明記するものとする。

第6条 司令部

1 基地はイタリアの司令部の下におかれる。左記司令部の機能は、イタリアの将校1名によって行使される。ただし、その機能は、同基地が共同で使用されるのか、または米国軍隊によってその専用として使用されるのかによって、変わる。イタリア司令官の統括権は、同基地の全域を通じて、同基地に配属されたイタリアのすべての軍事要員及び非軍事要員（配属の理由の如何を問わない）に対して、並びにイタリアの基地用地、付帯施設、装備および物資に対して及ぶものとする。

2 当該のイタリア将校の階級は、イタリアの管轄当局によって、その責任および任務に基づいて確定される。ただし、このことは、米国の高級格の将校が当該の基地に配属されているかどうかに係らないものとする。

3 米国司令官は、米国の要員、装備及び活動に関して全面的な軍事的指揮権を有する。同司令官は、米国の重要な行動のすべてについて、事前にイタリア司令部に対して通知する。特に、作業行動、訓練行動、物資・武器及び軍事要員ないし非軍事要員の輸送、並びに万が一発生するかもしれない事件ないし事故のいかなるものについても通知する。イタリアの司令官も同様に、イタリアの重要な活動の全てについて米国司令官に通知する。イタリアの司令官は、米国の活動がイタリアの現行法を遵守していない、と判断するときは、米国司令官にその旨を忠告し、かつ、直ちにイタリアの上層当局からの助言を求める。特定の行動を執るべきかどうかについて両国司令官の意見が異なって、現地司令官レベルでは解決され得ない場合、その解決を求めて直ちに、それぞれの司令部に送付される。問題となった行動の開始は、その争点の解決後とする。

4 作業要員および関係後方支援要員の恒常的増員は、イタリア国当局が許可するものとする。軍事要員および非軍事要員の一時的増員（その目的を訓練、演習、兵站行動、通過などとするもの）は、イタリアの司令官が認可する。イタリア政府がすでに認可した活動に関連する要員の一時的増員は、イタリアの司令官との調整が行われる。

5 イタリアの司令官は、その責任に対応するために、基地の全ての区域に、いかなる制約を設けずに自由に立ち入る。ただし、後記の第15条に定める場合は別とする。イタリアの司令官は、明らかに健康または公衆の健康に危険を生ずる米国の行動を米国司令官が直ちに中段させるように介入する。その危険について通知を受けた米国司令官は、即時に調査し、当該の状況に関してイタリアの司令官と協議する。両司令官の間で意見の相違がある場合、または現地レベルでは解決することができない場合には、当該問題の解決のためにそれをより上級の権威に付託する。

6 イタリアの司令官は、基地の公式代表であり、国の当局との連絡を担い、地域の当局および現地の外部の軍隊ないし非軍事組織との接触を司る。米国司令官は、米国にのみかかわる利害問題

に関して地域当局と接触することは阻まれない。イタリアの司令官は、合意のうえで、共通の利害のあるあらゆる問題を調整する。その目的のために、イタリアの司令官は、本条第3項に定める米国の行動および方針のすべてに関して常に通報を受ける。イタリアと米国の両司令官は、対等な立場でそれぞれの代表の役割を遂行する。

第7条 旗

米国およびイタリア国旗と共に NATO 旗を基地上に掲げる。それぞれの国旗は、米国またはイタリアが専用使用する建物上に掲げることができる。

第8条 人員

- 1 NATO 軍地位協定及び参照に記載されている実施協定は、本実務取極と参照に記載されている協定の目的を推進するためにイタリアにいる米軍の構成員、軍属及びその扶養家族の地位とともに、イタリアにおける米軍の地位も規定している。
- 2 NATO 軍地位協定第9条第4項に従って、現地の民間労働の雇用と労働条件、とりわけ賃金、付随的給付及び労働者保護のための条件はイタリアの法律に合致しなければならない。
- 3 NATO 軍地位協定及びその他の2国間協定に従って、米国の司令部は、現行のイタリアの法律に基づいて納められるイタリア政府への所得税における所得控除に含めるべく、該当する社会保障機関を通じ、現地民間労働者の社会保障給付を保留することができる。

第9条 基地施設

- 1 基地は、次のものを含む（適応するものを列挙する）：

- －共同で資金提供された施設
- －NATO が資金提供した施設
- －米国が資金提供した施設
- －イタリアが資金提供した施設

建物および施設は、次の通り分類される：

- －NATO または国の共同使用
- －NATO 専用使用、米国またはイタリア
- －国の専用使用、米国またはイタリア

凡例で示され、異なる色でマークされた領域と領域内のすべての施設は、添付地図に詳しく示されている。建物、基地施設、その用途（イタリア、連合または共同）および目的は、付属書・・・に記載されている。引用文書（地図およびリスト）は、米国の司令官の支援によりイタリアの司令官によって最新の状態に保持される。

- 2 基地を構成する構造物の運用および保守管理費用は、その所有権と使用に応じて米軍またはイタリア軍（陸軍参謀-海軍参謀-空軍参謀）に請求される。「共同使用」の場合、実際の使用に比例して費用分担される。
- 3 イタリア軍は、「共同使用」の建物と施設の修理および保守に責任を有する。イタリアの司令官は、米国の司令官と調整して、すべての共同使用の建物と施設の保守計画を立てるものとする。使用国は、「専用使用」の建物と施設の修理および保守に責任を有する。NATO の施設については、現行の NATO 指令が適用される。
- 4 新しい施設および施設への改良を含む、第4条で定められた建設を構成するすべての建設計画は、イタリア国防参謀の事前の承認を受ける必要がある。建物および施設のすべての用途変更もイタリア国防参謀によって承認される。BIA とそれに続く合意された手順に従って、専ら米国の資金で成し遂げられる建設プロジェクトは、イタリア／米国混合建設委員会によって遂行され

る。

- 5 イタリアの司令官は、土地区画規制を考慮し、米国司令官から必要な情報を入手後、基本開発複数年計画を作成するものとする。その計画は、イタリア当局の承認を受けなければならない。必要な変更は、国当局の承認を得るために定期的に提出することができる。提出し承認された複数年計画の写しは、米国司令官に提供される。

第10条 用益役務

- 1 米軍には、運用、兵站支援、住宅の必要性を満たすために、次の役務が提供される。
 - － 現行のイタリアの規制に準拠し、基地に割り当てられることになる最大人員数に比例した1日当たり・・・立方メートルの飲料水および利用可能な場合、・・・立方メートルの給水の合計。提供される水の量の変動は、利用可能性または要件の変更、さらに一時的な変更が生じたときに同意されるものとする。利用可能性が乏しい場合、運用上および兵站支援の要求を満たすものを優先する。
 - － 基地の主発電所に・・・KV で利用でき、最大電力・・・KW を利用するための電力（・・・KV のライン）
 - － 用益の料金は、実際の使用量に基づく。米軍が外部（電気エネルギー、ガス、水、遠距離通信、下水道など）から来る用益を使用するところでは、BIA 第12条に従ってそうすることができる限り、イタリア政府は、イタリア軍に有効であると同様に有利な条件で当該役務へのアクセスを保証する。
- 2 イタリア国防省は、基地の外部周辺にすべての廃棄物の処分の備えをする。米国司令官は、米国の処理工場内での処分は、廃棄物に関する適用可能なイタリア基準に合致して行われることを確実にする責任がある。
- 3 米国司令部は、現行のイタリア基準および適用可能な国際協定に合致して、米軍により生じた有毒／有害な廃棄物の処分に備える。
- 4 イタリアの司令官は、第6条第5項の規定に従って、廃棄物の処分に関する適用可能な基準に対して違反と判断する事態を米国司令官に通知する権利を保有する。違反と判断された事態が通知された場合、米国の司令官は、速やかに調査を行い、状況を回復するために取った処置、または取った処置の妥当性をイタリアの司令官に通知する。いずれの司令官も、解決のためにより高い権限の当局に問題を委ねることができる。

第11条 物資及び役務の供給

- 1 米軍による物資及び役務の調達、BIA 第31条及びNATO 軍地位協定が適用されるものとする。米国とイタリアの司令官は、米国の購入が直接契約で行われる場合、反マフィア審査手順を含めて、イタリア軍が使用するのと同様の手順が採用される可能性を検討することによって、物資及び役務の規定が現地市場に混乱を生じるのを避けるように協力する。
- 2 本条、第9条及び第10条で略述されているとおり、両締約国によるいかなる供給、支援又は役務の入手も、承認された国の契約手順またはNATO 相互支援法に基づく実施協定の下で行われなければならない。

第12条 財政的事項

- 1 本実務取極の下での締約国の財政負担義務は、それぞれの国の法律に従って資金が承認され充当されなければならない。
- 2 基地の運用に関する費用は、次の通りである。
 - － 共同両国の共同使用分

- －専用各国による専用使用分
- 3 共同使用の経費は、以下に細分化される。
 - －人件費
 - －運用および保守管理費
 - －設備投資費
- 4 各国は、自国の専用使用支出に責任を有する。共同使用の経費は、使用割合に応じて分担される。この分担ができない場合、配属された軍又はその他の同意された基準に比例して、同等の配分が適用される。一般に受け入れられる原則により、各締約国は、自国の人員の経費に責任を有する。
- 5 共同の経費の定義づけ、清算、払い戻しの方法と手続き、共同の経費のための会計年度計画については、以下の一般的な原則に従って同意され、付属書・・・に含まれる。
 - －イタリアの司令官は、共同の支出に関する見積予算と確定予算を準備する。
 - －米国代表は、比例使用割合と経費の配分を算入するために、予算作成に参加する。
 - －イタリアの司令官は、米国の司令官と調整して、事前に、遅くとも8月までに、次期会計年度の見積予算をイタリア語と英語の両方で準備する。次期会計年度の見積予算は、本実務取極の規定に従って両締約国によって見直し、承認される。
 - －承認された見積予算は、締約国が財政／行政活動を計画するのに使用される。支出が、承認された見積予算から大きく異なる場合、承認のために新しい見積予算を提出することができる。
 - －米国による資金の支払いは、毎年1月1日から適用される四半期の前金で、四半期ごとの決済がイタリアの通貨で行われる。
 - －共同の経費は、現行のイタリアの法律と規則の規定に基づき、イタリアの司令官によって管理される。
 - －共同の経費の四半期ごとの概算会計については、付属書・・・の規定に従って、各四半期終了後遅くとも30日以内にイタリアの司令官が米国の司令官に行く。この四半期の概算会計は、イタリアの司令官との調整の上で、将来の米国の支払いのための基盤および／または以前なされた支払いへの差額調整の基礎とされる。
 - －見積予算と最終予算の形式は、締約国間で合意される。
 - －共通の役務のためになされた契約は、要請があれば、特許情報を除いて技術的な仕様書および／または文書と一緒に米国司令官の利用が可能となる。近代化／改善計画に関しては、現行のNATOまたは2国間手続きが、NATOまたは米国の資金調達のための計画の要件に応じて適用される。後者の場合、イタリアからの承認を得た上で、米国が計画を実施する。専用的支出はそれぞれの司令部が管理する。

第13条 関税及び課税事項

- 1 米国の租税および関税の免除は、現行の関連法律および政府間の税免除に関するその他の税免除協定と同様に、NATO軍地位協定およびBIAにより規定される。
- 2 基地が国土への入り口地点にある場合、NATO軍地位協定で保護されていない一時的または居住する軍／民間人員は、外国人に適用される通常の間税規則が該当する。乗り継ぎまたは到着する基地が国土で最初の地点である場合、米国の司令官は、現地の税関当局にこれらの人員のリストを、可能な場合は、付属書・・・に指定された手順に従ってイタリアの司令官に提供する。

第14条 社会及び行政サービス

- 1 生活の質の要求（NATO軍地位協定およびBIA第13条に従った事前通知による）を満たすた

めに、米軍は、軍人、軍属及びその家族を支援するのに必要な設備の建物を基地内に設置し、使用して維持する。この建物は、通例、これらの目的のため次の施設を含む。

- －郵便局、軍の金融機関、銀行施設、独身幹部宿舍／独身下士官宿舍、食堂、酒類小売販売店（クラス VI 店舗）、売店、基地内売店、給油所および自動車修理店、社会センター、図書館、劇場およびレクリエーションエリア
- －保育所、その他の教育施設、子供のための学習計画を含む学校
- －病院、歯科医院、その他の医療センター

- 2 上記の機関は、ライセンス料、消費税、物品販売税、関税および販売または提供された資産、活動、物品および役務に関するその他の輸入税を免除される。当該店舗で購入する資格がない人々への免税物品の販売あるいは譲渡のような悪用を避けるために、適切な管理が確立される。米国司令官は、このような管理措置を適用することに責任があり、その内容をイタリアの司令官に通知する。

第 15 条 安全と警察の責任

- 1 イタリアの司令官は基地の保安に責任を負い、イタリアの軍事要員ないし非軍事要員に対する軍事警察の任務をイタリアの法律に基づいて果たす。自らの要員および装備の安全と保安について独立の責任を担う米国司令官と協同して、イタリアの司令官は、基地全体の保安に関して適切な指令を発し、立入り手続きを確定し、さらに、当該の手続きを両司令官が適当と判断する場合には基地立入り許可証を発給する。米国司令官は、その立入りの作業を米国の要因および車両によって支援することを要請される。
- 2 イタリアの司令官は、その任務を遂行するために、かつ、イタリア国主権の擁護者として、基地内のすべての区域及び施設に立ち入る。米国の機密区域として限定され、境界が明確化されている区域に立ち入るための手続きは、両司令官による合意を経たうえで、付属書・・・に明記する。イタリアの司令官による授權を受けてイタリアの軍事要員が基地に立ち入って軍事警察の責務を遂行する場合、イタリアの司令官と同じ権限が付与される。
- 3 基地の外における基地の保安についての責任は、もっぱらイタリア当局にある。上記の、基地の外における保安は、公共の秩序と安全に責任を負う当局が〔米国の〕所轄地域軍司令官及びイタリアの司令官と調整の上で確保する。
- 4 米国司令官は、NATO 軍地位協定第 7 条第 10 項 a 及び b に基づいて、イタリア当局との合意に従って米国軍隊が使用する基地区域及びその中の付帯施設においてその警察権を行使する。米国司令官は、この任務を果たすために、上記の第 1 項に基づいて指令の発令に責任を有するイタリアの司令官との調整を経た上で、米国軍隊に、あるいは米国軍隊の間に割り当てられている基地区域及び施設の中において秩序及び安全を確保し、維持するために必要なあらゆる措置を、イタリアの現行法に一致する限りで執ることができる。米国司令官に認容される警察権は、イタリアの主権を害することなく、イタリア領域における警察行動を統括する一般原則に従って行使されることを確保するために、イタリアの司令官との調整を受けるものとする。
- 5 基地の外における米国軍隊の軍事警察行動は、イタリア当局との合意に服するものとし、その行動が米国要員の間の秩序及び規律を維持するのに必要な限りで、イタリア当局との連絡の下に行われるものとする。

第 16 条 空輸・地上輸送及び関連活動

- 1 NATO の取極に従い、米軍は、軍用機および本実務取極に示されている運用活動に関連する人員、装備および供給物を積み込み、積み下ろすための米軍との契約に基づく民間航空機を使用す

る権限を持つ。米国司令官は、第6条の規定に従って、一時的な配備を含む航空機の配備を事前にイタリアの司令官に通知する。このような通知は、関連するICAO飛行計画の写しをイタリアの司令官に提出することによってなされる。

- 2 米軍に所属し、適切に登録された車両は、イタリアの交通規制に関してイタリアの領土を制限なく走行することができる。イタリアの司令官は、管轄当局との調整の必要性のため、護送隊の移動を事前に知らされる。
- 3 米軍当局は、米軍構成員ないしは軍属およびその家族所有の民間車両に登録して、ナンバープレートを交付することが認められている。車両が登録される前に、米国当局は、イタリアの法律によって規定されているとおり、賠償責任保険をかけていることを確認する。
- 4 米国当局は、運転能力とイタリアの交通規則の知識を確認したうえで、民間車両の運転免許証（イタリア語訳付き）を米軍の構成員ないし軍属及びその家族に交付することが認められている。
- 5 危険物資（燃料、爆発物、武器）の移動および輸送、航空スペース、領海ないし内海、イタリア鉄道ないし車道を含む外部貨物配送として注意を必要とするある種の輸送の貨物／方法が、イタリアの法律に準拠していることを確認するために、イタリアの司令官と調整されるものとする。

第17条 訓練・作業行動

- 1 全ての訓練行動及び作業行動の計画作り及びその実施は、第5条に定める目標及び 目的に従い、かつ非軍事的事項及び軍事的事項に関するイタリアの法規であって特定分野について有効であるものを遵守するものでなければならない。
- 2 イタリアの関係当局は、現行手続きに従って必要とされる調整及び承認のために、当該施設区域に配属されている部隊の訓練行動及び作業行動について、事前にイタリアの司令官又はその代理人を通じて通告を受けるものとする。それに加えて、米国司令官は、当該施設区域に配属されている部隊又は同施設区域において展開されている部隊に係る演習の年間計画を、イタリアの司令官に報告しなければならない。上記の調整及び承認についての詳細な手続きは、付属書・・・に定めるものとする。
- 3 共同又は合同の訓練行動又は演習行動は、イタリアの責任ある軍当局との調整の後に行うことができる。上記の行動を実施している間に技術的寄港地として空港、港湾又は施設区域を使用するには、事前に、現行手続きに従って調整が行われなければならない。
- 4 航空管制は、イタリアの直接的責任であって、適用可能な法規に準じて、かつこの分野についての相互協力を定める協定に従って行われる。

第18条 動産、不動産及び残存価値

- 1 米国政府は、自らの費用で米国政府によって又は米国政府のために建てられたすべての動産、および米国が使用するための施設の建設、開発、運用、保守用に米国政府により又は米国政府のためにイタリアへ持ち込んだ、あるいはイタリアで取得したすべての装備、資材、供給品の所有権を保持する。これらの項目は、イタリア政府と合意する条件、制限、除外に従う場合を除き、イタリアで処分されることは無い。さらに、米国政府は、イタリア当局との協議せずに、基地の機能に影響を与える可能性があるいかなる主要な設備を取り外し、あるいはその後イタリアから持ち出したりすることを進めないことを約束する。
- 2 基地の施設のすべて、あるいは一部の使用が不要であると米国が決定した際には、イタリアにおける米軍による基地ないし基地施設の使用に関するイタリア共和国国防省とアメリカ合衆国

防総省との間の了解覚書の付属書 B で規定されている手順に従って、当該施設をイタリア政府に譲渡するものとする。

第 19 条 地域委員会

イタリア司令官と米国司令官は、本実務取極の実施についての地域的な側面を検討することを任務とする合同委員会を設置することができる。同委員会は、地域の当局から問題、異議申し立て、または支援要請を受けていかなる問題をも地域レベルで解決するように協同して努力する。現地司令官の権限を越える問題は、より上級の当局に付託される。

第 20 条 相互協力のための手順

イタリアおよび米国の当局は、良好な関係を維持し、可能な限りにおいて、・・・の使用に関するこれらの手順の実施の過程で生じることがある地域の摩擦や誤解を避けるために、有効な協力を保証する。

第 21 条 付属書

本実務取極には、付属書・・・を通して、付属書・・・として識別される・・・付属書が含まれ、これらの付属書が含まれてない限り、不完全とみなされ、すべての付属書が含まれて実務取極に添付されるまで、またそうでなければいかなる部分も実施されることはない。

付属書「B」

基地ないし基地施設の放棄のために遵守すべき手順

米軍には不要となった施設のイタリア当局への処分を規定するイタリアと米国間の 2 国間施設協定第 24 条及び両政府間で合意された残存価値の清算を規定する第 25 条に従って、次の手順が、米国政府により又は米国政府のために米国自らの費用で建てられた基地ないし基地施設及び混合建設委員会において調整された基地ないし基地施設の放棄に適用される。

- 1 米国大使館は、最低 12 か月間の予告を以って、特定の基地ないし基地施設を放棄する意思を外務省への外交文書を用いてイタリアへ知らせる。外交文書の複写 1 部は、防衛協力局を経由して、イタリアの国防省へ情報として送付される。
- 2 第 1 項に記載された予告期間の満了時に、関連する基地ないし基地施設が、米国政府にその使用を認めている了解覚書から取り消される。
- 3 特定の基地ないし基地施設の放棄に責任を有する特定の米国機関は、2 国間施設協定の規定に従って、イタリアへ返還されるべき基地ないし基地施設のリストを準備する。
- 4 イタリアの法律が、建設時および／または重大な変更時に、技術的文書または検査証明を要求した場合、このようなすべての文書は、イタリア当局へ提供されなければならない。この文書の転送は、放棄時の米国に対するすべての建設関連文書の要件を満たす。建設時の建設規則を遵守していたことが確認されていれば、米国は、その後制定された建設規則に対して基地ないし基地施設の機能を高めることを放棄時に要求されることはない。
- 5 管轄機関は、防衛協力局を経由して、合同委員会の設立についてイタリア防衛省と調整し、基地ないし基地施設の放棄に関する手順を策定する。合同委員会の任務は次のものを含む。
 - －活動計画を進展させること
 - －必要な文書を入手して検証すること
 - －施設の明細表を作成するために調査を計画し実施すること
 - －人の健康と安全に対する既知の差し迫ったどんな危険も、また既知のどんな環境汚染も文書化すること

- －定期的に管轄局を更新すること
 - －以下を含むすべての有用データを伴った納品書を準備すること
 - ・保管転送時のそれぞれの状態と年数を含む施設のリスト
 - ・基地ないし基地施設に支払われた米国資金の明細書
 - ・基地ないし基地施設を法的水準に引き上げ、および国の明細表に含むことになったイタリアの経費の明細書
- 6 合同委員会がいったんその活動を実行した場合、上記第1項に示された予告期間の満了前に、納品書が米軍の代表者およびイタリア軍の代表者によって署名される。特段の相互合意がない限り、両締約国による納品書の署名により、自動的にイタリア政府に管理の移転が行われ、米国を安全と保守の義務、および納品書への署名後に生じた出来事に対するいかなる金銭上の義務からも解放する。
- 7 納品書の署名から90日以内に、イタリア政府は、自らの目的のために再取得された基地ないし基地施設を利用する権利を行使するかを決定し、その残存価値に関する交渉に入る。
- 8 イタリア政府が90日の期間内に、いったん特定の基地ないし基地施設への権利の行使を決定すると、残存価値は、両国政府間の相互合意によって決定される。
- －残存価値の交渉は、米国欧州司令部（USEUCOM）の代表者とイタリア国防省の代表者によって実施される。
 - －残存価値は、納品書の文書化されたデータと、さらに納品書に記載されている提供された米国資金に影響を与えるインフレーションおよび為替変動の米国の計算を基に交渉される。特定の基地ないし基地施設に関するいかなる未解決の問題も相互に合意され、法的および行政上の密接な関係を十分考慮する。
- 9 イタリア政府が権利を行使しない放棄された基地ないし基地施設については、相互の合意により額面の残存価値を有すると決定することができる。以下の第10項に記載された特定の協定書署名後3年以内で、額面の残存価値を有すると決定された基地ないし基地施設は、イタリア政府によって利用または売却される場合、残存価値の計算は、上記第8項に記載された方法に従う。
- 10 残存価値が交渉され、いったん両政府によって合意されると、特定の合意書に両締約国によって署名がなされる。当該合意書は、残存価値に同意した米国政府への補償に関連する。合意書は、管轄の米国およびイタリアの各省庁によって準備され、イタリア軍の代表と米国欧州司令部の代表によって署名される。